

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 令和2年5月29日
【発行者名】 UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
（UBS Fund Management（Luxembourg）S.A.）
【代表者の役職氏名】 メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボード
ヴァレリー・ベルナール
（Valérie Bernard）
メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボード
ジェフリー・ラヘイ
（Geoffrey Lahaye）
【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL - 1855、
J.F.ケネディ通り33A番
（33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg）
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
弁護士 大西 信治
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
弁護士 大西 信治
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【電話番号】 03（6212）8316
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
UBS（Lux）エクイティ・ファンド
（UBS（Lux）Equity Fund）
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
UBS（Lux）エクイティ・ファンド
アジア・コンサンプション 5億アメリカ合衆国ドル
（米ドル）クラスP受益証券 （約547億円）
ヨーロッパ・オポチュニティ 8億ユーロ
（ユーロ）クラスP受益証券 （約963億円）
グレーター・チャイナ（米ドル） 9億アメリカ合衆国ドル
クラスP受益証券 （約985億円）
スモール・キャップスUSA 9億アメリカ合衆国ドル
（米ドル）クラスP受益証券 （約985億円）
USサステナブル 9億アメリカ合衆国ドル
（米ドル）クラスP受益証券 （約985億円）
【縦覧に供する場所】 該当事項なし

- （注１）UBS（Lux）エクイティ・ファンド - エマージング・マーケッツ（米ドル）は2014年８月４日付で、UBS（Lux）エクイティ・ファンド - エマージング・マーケッツ・インフラストラクチャー（米ドル）は2014年８月29日付で、それぞれUBS（Lux）エクイティ・シキャブ - エマージング・マーケッツ・ハイ・ディビデンド（米ドル）に吸収され解散した。
- UBS（Lux）エクイティ・ファンド - ユーロ・ストックス50アドバンسد（ユーロ）は、2014年９月19日付でUBS（Lux）エクイティ・ファンド - ユーロ・カントリーズ・オポチュニティ（ユーロ）に吸収され解散した。
- UBS（Lux）エクイティ・ファンド - スモール・アンド・ミッド・キャップス・ジャパン（日本円）は、2015年９月22日付でUBS（Lux）エクイティ・ファンド - ジャパン（日本円）に吸収され解散した。
- UBS（Lux）エクイティ・ファンド - 台湾（米ドル）は、2015年10月29日付でUBS（Lux）エクイティ・シキャブ - アジアン・スモラー・カンパニーズ（米ドル）に吸収され解散した。
- UBS（Lux）エクイティ・ファンド - フィナンシャル（ユーロ）は、2015年11月12日付でUBS（Lux）キー・セレクション・シキャブ - グローバル・エクイティーズ（米ドル）に吸収され解散した。
- UBS（Lux）エクイティ・ファンド - セントラル・ヨーロッパ（ユーロ）は、2016年12月６日付でUBS（Lux）エクイティ・シキャブ - ユーロ・カントリーズ・インカム（ユーロ）に吸収され解散した。
- UBS（Lux）エクイティ・ファンド - オーストラリア（豪ドル）は、2019年４月８日付で解散した。
- （注２）ユーロおよびアメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、特に記載がない限り、2020年２月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝120.32円、１米ドル＝109.43円）による。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

UBS（Lux）エクイティ・ファンド（UBS（Lux）Equity Fund）

（以下「ファンド」という。）

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券。2020年5月29日現在、ファンドは15のサブ・ファンドを有するアンブレラ型である。

ファンドのサブ・ファンドのうち、UBS（Lux）エクイティ・ファンド - アジア・コンサンプション（米ドル）、UBS（Lux）エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ（ユーロ）、UBS（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）、UBS（Lux）エクイティ・ファンド - スモール・キャップスUSA（米ドル）およびUBS（Lux）エクイティ・ファンド - USサステナブル（米ドル）（以下それぞれ「サブ・ファンド」という。）のクラスP - a c c（以下日本においては「クラスP」と呼ぶ。）受益証券が本書に基づき日本で募集される（以下「ファンド証券」または「受益証券」という。）。

UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（UBS Fund Management（Luxembourg）S.A.）（以下「管理会社」という。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

ファンド証券は、追加型である。

（注１）名称の一部に「P」を含むクラスの受益証券は、全ての投資家に提供される。

（注２）UBS（Lux）エクイティ・ファンド - エマージング・マーケッツ（米ドル）は2014年8月4日付で、UBS（Lux）エクイティ・ファンド - エマージング・マーケッツ・インフラストラクチャー（米ドル）は2014年8月29日付で、それぞれUBS（Lux）エクイティ・シキャプ - エマージング・マーケッツ・ハイ・ディビデンド（米ドル）に吸収され解散した。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - ユーロ・ストックス50アドバンスト（ユーロ）は、2014年9月19日付でUBS（Lux）エクイティ・ファンド - ユーロ・カントリーズ・オポチュニティ（ユーロ）に吸収され解散した。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - スモール・アンド・ミッド・キャップス・ジャパン（日本円）は、2015年9月22日付でUBS（Lux）エクイティ・ファンド - ジャパン（日本円）に吸収され解散した。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - 台湾（米ドル）は、2015年10月29日付でUBS（Lux）エクイティ・シキャプ - アジアン・スモラー・カンパニーズ（米ドル）に吸収され解散した。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - フィナンシャル（ユーロ）は、2015年11月12日付でUBS（Lux）キー・セレクション・シキャプ - グローバル・エクイティーズ（米ドル）に吸収され解散した。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - セントラル・ヨーロッパ（ユーロ）は、2016年12月6日付でUBS（Lux）エクイティ・シキャプ - ユーロ・カントリーズ・インカム（ユーロ）に吸収され解散した。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - オーストラリア（豪ドル）は、2019年4月8日付で解散した。

（注３）UBS（Lux）エクイティ・ファンド - ヘルスケア（米ドル）およびUBS（Lux）エクイティ・ファンド - ジャパン（日本円）については2012年6月1日以降、UBS（Lux）エクイティ・ファンド - グローバル・サステイナブル・イノベーターズ（ユーロ）については2016年6月1日以降、日本において募集を停止しており、いずれも2016年11月末日現在で日本における受益者は存在しない。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ（ユーロ）のクラス（米ドル・ヘッジ）Pは、2019年9月6日以降、日本において募集を停止しており、2019年11月末日現在日本における受益者は存在しない。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

UBS（Lux）エクイティ・ファンド	
アジア・コンサンプション（米ドル）クラスP受益証券	5億アメリカ合衆国ドル （約547億円）
ヨーロピアン・オポチュニティ（ユーロ）クラスP受益証券	8億ユーロ （約963億円）
グレーター・チャイナ（米ドル）クラスP受益証券	9億アメリカ合衆国ドル （約985億円）
スモール・キャップスUSA（米ドル）クラスP受益証券	9億アメリカ合衆国ドル （約985億円）
USサステナブル（米ドル）クラスP受益証券	9億アメリカ合衆国ドル （約985億円）

（注1）ユーロおよびアメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、特に記載がない限り、2020年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の中値（1ユーロ＝120.32円、1米ドル＝109.43円）による。以下同じ。

（注2）ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設立されているが、ファンド証券はユーロ建または米ドル建のため以下の金額表示は別段の記載がない限りユーロ貨または米ドル貨をもって行う。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(4) 【発行（売出）価格】

購入の申込みが営業日（以下に定義する。）の遅くとも中央ヨーロッパ標準時間15時（以下「締切時間」という。）までにノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSE（Northern Trust Global Services SE）（以下「管理事務代行会社」という。）に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格（以下、購入および買戻しの申込みを「注文」といい、注文が登録される日を「注文日」という。）

ただし例外として、下記のサブ・ファンドについては、中央ヨーロッパ標準時間13時の締切時間が適用される。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - アジア・コンサンプション（米ドル）

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）

（注）「営業日」とは、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている日）をいい、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。

後記（8）に記載された申込取扱場所に照会することができる。

(5) 【申込手数料】

日本国内におけるUBS証券株式会社の申込手数料は申込金額の3.30%（税抜3.00%）を上限とする。

（６）【申込単位】

原則として１口以上１口単位。また金額単位の申込みも受け付ける。ただし、日本における販売会社（以下に定義する。）は、これと異なる取扱いをする場合がある。詳細については後記「（８）申込取扱場所」に照会のこと。

（７）【申込期間】

2020年５月30日（土曜日）から2021年５月31日（月曜日）まで

ただし、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている日）でかつ日本における販売会社および販売取扱会社（以下に定義する。）の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に、申込の取扱いが行われる。ただし、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後４時までとする。日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、後記「（10）払込取扱場所」に記載される期日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社（後記「（８）申込取扱場所」を参照）において申込を受け付けられない場合がある。

（注）申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

（８）【申込取扱場所】

UBS証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目５番１号
大手町ファーストスクエア イーストタワー
電話番号 0120 - 073 - 533
ホームページ・アドレス www.ubs.com/jp/ja

（以下「UBS証券」または「日本における販売会社」という。）

（９）【払込期日】

投資者は、申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日（以下「約定日」という。）から起算して日本での４営業日目までに申込金額および申込手数料を日本における販売会社に支払うものとする。

各申込日の発行価格の総額は、UBS証券によって、申込日から起算して４営業日目（以下「払込日」という。）に保管受託銀行であるUBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店のファンド口座に払込まれる。

（10）【払込取扱場所】

UBS証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目５番１号
大手町ファーストスクエア イーストタワー

（11）【振替機関に関する事項】

該当なし。

（12）【その他】

（１）申込証拠金はない。

（２）引受け等の概要

- a 日本における販売会社は、管理会社が販売会社の任命等の関連業務を委託しているUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）との間で日本におけるファンド証券の販売に関して2004年8月13日付、2006年10月27日付および2008年3月12日付契約に基づき、ファンド証券の募集を行う。

なお、上記契約には払込期日現在において、日本における販売会社の判断において異常な経済、通貨情勢の変更等があった場合、日本における販売会社は募集の取扱いを行わないことができる旨の規定がある。

（注）ユービーエス・エイ・ジーは、システム上重要な金融機関に適用される新たな法的要件を遵守するため、ユービーエス・エイ・ジー内で運営されていたスイスにおけるアセット・マネジメント事業を、UBSグループの一員として新たに設立されたスイス法人であるUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）に、2019年6月17日を効力発生日として譲渡した。以下同じ。

- b 本書に記載されるとおり、日本における販売会社は、直接または他の販売・買戻取扱会社（以下日本における販売会社と併せて「販売取扱会社」という。）を通じて間接に受けたファンド証券の買戻請求を管理会社へ取次ぐ。

（注）販売取扱会社とは、販売会社とファンド証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込または買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等の取り扱う取次金融商品取引業者および／または取次登録金融機関をいう。

- c 管理会社は、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）を元引受会社に指定し、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）は、UBS証券をファンドに関して日本における管理会社の代行協会員に指定している。

（注）代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、1口当たりの純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を販売取扱会社に送付する等の業務を行う協会員をいう。

（３）申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書を提出する。申込金額は、円貨で支払われる場合、日本国内で募集される各サブ・ファンドの表示通貨（以下「表示通貨」という。）と円貨との換算は、裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。また、販売会社が応じ得る範囲で投資者の希望する通貨で支払うこともできる。

申込金額は、日本における販売会社により各払込期日に保管受託銀行であるUBSヨーロッパSEルクセンブルグ支店のファンド口座に表示通貨で払い込まれる。

（４）日本以外の地域における募集

本募集に並行して、ヨーロッパを中心とした海外（アメリカ合衆国を除く。）でアメリカ合衆国民および同国居住者以外の者に対してファンド証券の販売が行われる。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

a．ファンドの形態

UBS（Lux）エクイティ・ファンド（以下「ファンド」という。）は、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」という。）の民法および投資信託に関する2010年12月17日法（以下「2010年法」という。）の規定に基づき、管理会社および保管受託銀行との間の契約（以下「約款」という。）^{（注）}によって設定されたオープン・エンド型の共有持分型（契約型）投資信託である。ファンドのサブ・ファンドであるUBS（Lux）エクイティ・ファンド - アジア・コンサンブション（米ドル）、UBS（Lux）エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ（ユーロ）、UBS（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）、UBS（Lux）エクイティ・ファンド - スモール・キャップスUSA（米ドル）およびUBS（Lux）エクイティ・ファンド - USサステナブル（米ドル）（以下それぞれ「サブ・ファンド」という。）の受益証券は、管理会社により、ファンド証券所持人（以下「受益者」という。）の要求に応じて、いつでも、その時の純資産価格で約款に従い買い戻される仕組みとなっている。

（注）約款は、受益証券の保有者、管理会社および保管受託銀行の権利および義務を定めるものである。

ファンドは不可分の法主体を構成する。受益者との関係においては各サブ・ファンドは独立した法主体とみなされ、あるサブ・ファンドの資産は当該サブ・ファンドについて生じた債務についてのみ責任を負う。債務はクラス間受益証券で分割されないため、一定の状況においては、名称に「ヘッジ」を含むクラス受益証券の通貨ヘッジ取引が、同じサブ・ファンドの他のクラス受益証券の純資産価額に影響を及ぼす債務を生じさせるリスクがある。

サブ・ファンドは、アンブレラ・ファンドであるファンドのサブ・ファンドである。2020年5月29日現在のファンドは15のサブ・ファンドで構成されている。

b．ファンドの目的および基本的性格

ファンドの投資目的は、ファンドの資産の安全性および流動性を適正に考慮しつつ、適当な水準の収益と共に高い成長を達成することである。

ファンド証券の発行限度額の制限はない。

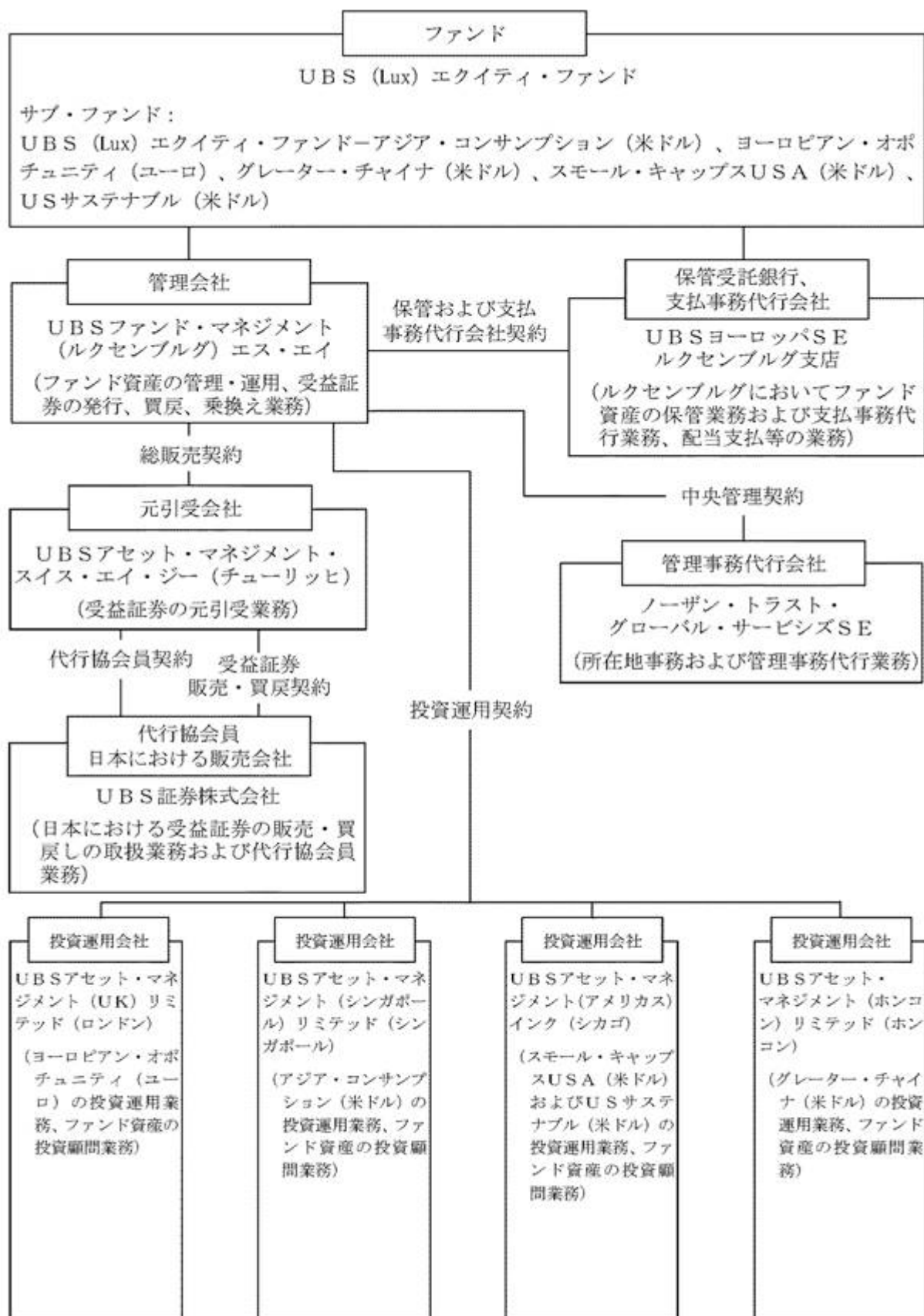
（2）【ファンドの沿革】

1989年10月18日	UBSエクイティ・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（「旧管理会社」）の設立
1989年10月26日	ファンドの約款締結
1989年12月1日	ファンドの運用開始
1998年11月27日	改正ファンド約款締結（1998年12月効力発生）
1999年11月24日	改正ファンド約款締結（1999年12月効力発生）
2000年12月4日	改正ファンド約款締結（2000年12月効力発生）
2003年3月24日	改正ファンド約款締結（2003年5月効力発生）
2004年8月5日	改正ファンド約款締結（2004年10月効力発生）
2006年6月30日	改正ファンド約款効力発生
2007年12月14日	改正ファンド約款効力発生
2008年5月30日	改正ファンド約款効力発生

2010年10月15日	旧管理会社からU B S ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイへファンドの管理会社としての機能の承継 ファンド約款変更
2011年 7 月 1 日	改正ファンド約款効力発生
2012年 8 月27日	改正ファンド約款効力発生
2014年 8 月 4 日	U B S（Lux）エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット（米ドル）の解散
2014年 8 月29日	U B S（Lux）エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット・インフラストラクチャー（米ドル）の解散
2014年 9 月19日	U B S（Lux）エクイティ・ファンド - ユーロ・ストックス50アドバンスト（ユーロ）の解散
2015年 4 月30日	改正ファンド約款効力発生
2015年 9 月22日	U B S（Lux）エクイティ・ファンド - スモール・アンド・ミッド・キャップス・ジャパン（日本円）の解散
2015年10月29日	U B S（Lux）エクイティ・ファンド - 台湾（米ドル）の解散
2015年11月12日	U B S（Lux）エクイティ・ファンド - フィナンシャル（ユーロ）の解散
2016年 9 月23日	改正ファンド約款効力発生
2016年12月 6 日	U B S（Lux）エクイティ・ファンド - セントラル・ヨーロッパ（ユーロ）の解散
2017年 4 月 7 日	改正ファンド約款効力発生
2018年 8 月 3 日	改正ファンド約款効力発生
2019年 4 月 8 日	U B S（Lux）エクイティ・ファンド - オーストラリア（豪ドル）の解散

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



ファンドの関係法人

ファンドの関係法人の名称および業務は以下のとおりである。

名称	ファンド 運営上の役割	契約等の概要
UBSファンド・マネジメント （ルクセンブルグ）エス・エイ （UBS Fund Management （Luxembourg）S.A.）	管理会社	2018年7月2日付（2018年8月3日効力発生）で保管受託銀行との間でファンド約款を締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。
UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店 （UBS Europe SE, Luxembourg Branch）	保管受託銀行、 支払事務代行会社	2016年10月13日付で管理会社との間で保管および支払事務代行契約（注1）を締結。ファンド資産の保管業務および支払事務について規定している。
ノーザン・トラスト・ グローバル・サービスSE （Northern Trust Global Services SE）	管理事務代行会社	管理会社との間で管理事務代行契約（2017年10月1日効力発生）（注2）を締結。ファンドの登録事務・名義書換事務代行、所在地事務代行ならびにファンド証券の純資産価格の計算およびファンドの会計管理・報告等の管理事務について規定している。
UBSアセット・マネジメント （UK）リミテッド（ロンドン） （UBS Asset Management（UK） Ltd., London）	投資運用会社	2004年10月7日効力発生の投資運用契約（改訂済）（注3）を旧管理会社との間で締結。2010年9月15日付で地位譲渡契約を旧管理会社および管理会社との間で締結。ヨーロッパ・オポチュニティ（ユーロ）の運用会社業務および投資顧問業務について規定している。
UBSアセット・マネジメント （シンガポール）リミテッド （シンガポール） （UBS Asset Management （Singapore） Ltd., Singapore）	投資運用会社	2014年9月12日付で投資運用契約（随時改訂）（注3）を管理会社との間で締結。アジア・コンサンプション（米ドル）の運用会社業務および投資顧問業務について規定している。
UBSアセット・マネジメント （アメリカス）インク（シカゴ） （UBS Asset Management （Americas）Inc., Chicago）	投資運用会社	2013年2月15日付で投資運用契約（改訂済）（注3）を管理会社との間で締結。スモール・キャップスUSA（米ドル）およびUSサステナブル（米ドル）の運用会社業務および投資顧問業務について規定している。

UBSアセット・マネジメント （ホンコン）リミテッド（ホンコン） （UBS Asset Management (Hong Kong) Limited, Hong Kong）	投資運用会社	2013年11月1日付で投資運用契約（改訂済）（注3）を管理会社との間で締結。グレーター・チャイナ（米ドル）の運用会社業務および投資顧問業務について規定している。
UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ） （UBS Asset Management Switzerland AG, Zurich）	元引受会社	2014年8月22日付で管理会社との間で総販売契約（随時改訂）（注4）を締結。ファンド証券の元引受業務について規定している。
UBS証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2004年8月13日付、2006年10月27日付、2008年3月12日付、2011年4月6日および2015年5月26日付で元引受会社との間で代行協会員契約（改訂済）（注5）を締結。日本における代行協会員業務について規定している。2004年8月13日付（改訂済）、2006年10月27日付、2008年3月12日付、2011年4月11日付および2015年5月26日付で元引受会社との間で受益証券販売買戻契約（注6）を締結。受益証券の販売と買戻しについて規定している。

（注1）保管および支払事務代行契約とは、管理会社によって任命された保管受託銀行が、投資信託に関するルクセンブルグ法の規定に従い当該資格において行為することを約する契約である。主支払事務代行会社として、ファンドの受益者への分配金の支払いやその他の未払利益の支払いについての責任を負う。

（注2）管理事務代行契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社が、純資産価格計算、受益証券の発行、買戻し業務等を行うことを約する契約である。

（注3）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、投資方針および投資制限に従ってファンド資産の日々の運用を行うことを約する契約である。

（注4）総販売契約とは、管理会社によって任命された元引受会社が、ファンド証券の元引受業務を行うことを約する契約である。

（注5）代行協会員契約とは、元引受会社によって任命された日本における代行協会員が、ファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。

（注6）受益証券販売買戻契約とは、元引受会社によって任命された日本における販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規制および目論見書に準拠して販売することを約する契約である。

管理会社の概要

（a）設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグ1915年商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて2010年7月1日に設立された。

1915年商事会社法（改正済）は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。

（b）事業の目的

管理会社の主な目的は、複数の要素から構成され得るルクセンブルグまたはルクセンブルグ外の法律に準拠する、2010年法の意味の範囲内における投資信託（UCI）またはオルタナティブ投資信託運用者に関する2013年7月12日法の意味の範囲内におけるオルタナティブ投資信託（AIF）を設立、販売、管理、運営しおよびこれに対する助言を行い、当該UCIまたはAIFの証券を表象または記録する証券または確認書を発行することである。

（c）資本金の額

株式資本の13,000,000ユーロ（約15億6,416万円）は、1株2,000ユーロ（24万640円）の株式6,500株によって表章される。2020年2月末日現在、全ての株式は全額払込済みである。

（注）ユーロの円貨換算は、2020年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝120.32円）による。

（d）会社の沿革

2010年7月1日に設立。

（e）大株主の状況

（2020年2月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
UBSアセット・ マネジメント・エイ・ジー	バーンホーフシュトラッセ 45、 CH - 8001 チューリッヒ、スイス	6,500株	100%

（4）【ファンドに係る法制度の概要】

（a）準拠法の名称

ファンドの設定準拠法は、ルクセンブルグの民法である。

また、ファンドは、2010年法、勅令、規則、金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）の通達等の規則に従っている。

（b）準拠法の内容

民法

ファンドは、法人格を持たず、加入者の累積投資からなる財産集合体である。加入者は、その投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有する。ファンドは、会社として設立されていないので、個々の投資者は株主ではなく、その権利は受益者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法（すなわち、民法第1134条、1710条、1779条、1787条および1984条）および下記の2010年法に従っている。

2010年法

（イ）2010年法は、5つのパートから構成されている。

パート UCIITS（以下「パート 」という。）

パート その他のUCI（以下「パート 」という。）

パート 外国のUCI（以下「パート 」という。）

パート 管理会社（以下「パート 」という。）

パート UCIITSおよびその他のUCIに適用される一般規定（以下「パート 」という。）

- 2010年法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」(UCITS)とパート が適用される「その他の投資信託」(UCI)を区分して取り扱っている。
- (ロ) 欧州連合(以下「EU」という。)のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パートに基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「パート ファンド」という。)としての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その株式または受益証券を自由に販売することができる。
- (ハ) 2010年法第2条第2項は、同法第3条に従い、パート ファンドとみなされるファンドを、以下のように定義している。
- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とするファンド、ならびに
 - その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻されるファンド(受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。)。
- (ニ) 2010年法第3条は、同法第2条のUCITSの定義に該当するが、パート ファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。
- a) クローズド・エンド型のUCITS
 - b) EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
 - c) 約款または設立文書に基づき、EUの加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるUCITS
 - d) 2010年法第5章によりパート のUCITSに課される投資方針がその投資および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS
- (ホ) 上記d)の分類は、2003年1月22日付CSSF通達03/88(2002年法に関連して示達されたもののだが、2010年法に関しても有効である。)によって予め以下のとおり定義されている。
- a) 2002年法第41条第1項(現在は2010年法第41条第1項)に規定されている譲渡性のある証券以外の証券および/またはその他の流動性のある金融資産に、純資産の20%以上を投資することができる投資方針を有する投資信託
 - b) 純資産の20%以上をハイリスク・キャピタルに投資することができる投資方針を有する投資信託。ハイリスク・キャピタルへの投資とは、設立間もない会社またはまだ発展途上にある会社の証券に対する投資を意味する。
 - c) 投資目的で純資産の25%以上を継続的に借り入れることができるという投資方針を有する投資信託(以下「レバレッジ・ファンド」という。)
 - d) 複数のコンパートメントから成り、その一つが投資または借入方針を理由に、2002年法のパート (現在は2010年法のパート)の条項を充足していない投資信託
- (ヘ) 2010年法は、他の条項と共にUCITSの投資方針および投資制限について特別の要件を規定しているが、投資信託としての可能な法律上の形態は、パート ファンドおよびパート ファンドのいずれについても同じである。

投資信託には以下の形態がある。

- 1) 契約型投資信託(fonds commun de placement (FCP), common fund)
- 2) 投資法人(investment companies)、これは
 - 変動資本を有する投資法人(以下「SICAV」という。)である場合と、
 - 固定資本を有する投資法人(以下「SICAF」という。)である場合がある。

上記の種類の投資信託は、2010年法、商事会社に関する1915年8月10日法ならびに共有および一般契約法に関する民法の一部の規定に従って設定されている。

税法上の多くの規定は2010年法に記載されている。

投資信託の監督は、C S S Fが行っている。

（５）【開示制度の概要】

（a）ルクセンブルグにおける開示

金融監督委員会に対する開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグからファンド証券をルクセンブルグ内外の公衆に対し公募する場合は、C S S Fへの登録およびその承認が要求される。この場合、目論見書、説明書、年次財務報告書および半期財務報告書をC S S Fに提出しなければならない。

さらに、後記「（６）監督官庁の概要（d）財務状況およびその他の情報に関する監督」で述べたように、年次報告書に含まれている年次財務書類は、独立の監査人により監査され、C S S Fにより承認されなければならない。ファンドの独立監査人は、プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ（PricewaterhouseCoopers, Société coopérative）、ルクセンブルグ事務所である。更に、ファンドは、1991年1月21日付通達 I M L 91 / 75（1997年6月13日付通達 I M L 97 / 136に改正済。）に基づき、金融庁（現C S S F）の1997年6月13日付通達97 / 136に基づき、C S S Fに対して月次報告書を提出することを要求されている。

受益者に対する開示

ファンドの貸借対照表、財務状況等を記載した年次財務報告書および半期財務報告書は、管理会社および保管受託銀行の登記上の事務所において、受益者はこれ入手することができる。約款の全文は、ルクセンブルグの商業および法人登録機関に預託され、閲覧することができる。

受益者への通知は、ウェブサイト（www.ubs.com/lu/en/asset_management/notifications）上で公告され、かつ、かかる通知を電子メールで受け取る目的で電子メールアドレスを提供した受益者には、電子メールで送付できる。受益者が電子メールアドレスを提供していない場合、受益者への通知は、受益者名簿に記載されている住所へ郵送される。ルクセンブルグ法またはルクセンブルグの監督官庁がその旨を定める場合または関係する販売国の法律で要求される場合も、受益者への通知は郵送されるか、またはルクセンブルグ法が許す他の方式により公告されるか、その両方により行われる。

（b）日本における開示

監督官庁に対する開示

（ ）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を日本国財務省関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）等において、これを閲覧することができる。

ファンド証券の販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ日本国財務省関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をE D I N E T等において閲覧することができる。

（ ）投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、約款を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に送付され、運用報告書は電磁的方法によりファンドの代行協会員のホームページにおいて提供される。

（６）【監督官庁の概要】

ファンドは、ＣＳＳＦの監督に服している。

監督の主な内容は次のとおりである。

（ａ）登録の届出の受理

ルクセンブルグに所在するすべての投資信託（即ち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の登記上の事務所がルクセンブルグに存在する場合）は、ＣＳＳＦの監督に服し、ＣＳＳＦに登録しなければならない。

譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）で、欧州連合（以下「EU」という。）加盟国で設立され、かつ2009年7月13日付通達（2009/65/EC）の要件に適合していることを設立国の監督官庁により証明されているものについては、かかる登録を必要としない。かかるUCITSは、地元当局よりＣＳＳＦに事前に通知され、所定の書類が提出され、所在地事務代行会社としてルクセンブルグの銀行が任命され、かつＣＳＳＦが、かかる通知および書類の提出から10営業日以内に意義を述べない場合、ルクセンブルグ国内において販売することができる。

外国法に準拠して設立または設定され、運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグから国外の公衆に対してその投資信託証券を販売するためには、ＣＳＳＦへの事前登録を要する。

ファンドは、2010年法パート に従い設定されている。

（ｂ）登録の拒絶または取消

投資信託が適用ある法令通達を遵守しない場合、独立の監査人を有しない場合、またはその監査人が受益者に対する報告義務およびＣＳＳＦに対する開示義務を怠った場合には、登録が拒絶されまたは取消されうる。

また、投資信託の役員または投資信託もしくは管理会社の取締役が、ＣＳＳＦの要求される専門的能力および信用につき十分な保証の証明をしない場合には、登録は拒絶されうる。さらに、投資信託の機構または開示された情報が投資者保護のため十分な保証を有しない場合は、登録は拒絶されうる。

登録が拒絶または取消された場合、ルクセンブルグの投資信託については地方裁判所の決定により解散および清算されうる。またルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、上場廃止となり、かつ公衆に対しての販売が停止されうる。

（ｃ）目論見書に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書または説明書等は、事前にＣＳＳＦに提出されなければならない。ＣＳＳＦは書類が適用ある法律、勅令、規則、通達に従っていると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、関係書類に査証を付してそれを証明する。

（ｄ）財務状況およびその他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資者およびＣＳＳＦに提出された情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければならない。

監査人は財務状況その他に関する情報が不完全もしくは不正確であると判断した場合には、その旨をＣＳＳＦに直ちに報告する義務を負う。また監査人は、ＣＳＳＦが要求するすべての情報（投資信託の帳簿その他の記録を含む。）をＣＳＳＦに提出しなければならない。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

サブ・ファンドの資産は、リスク分散原則に従って投資される。特定のサブ・ファンドの投資方針においてより高い比率が認められる場合の他、すべてのサブ・ファンドは、その資産の70%を最低額として株式、組合出資持分、および、当該サブ・ファンドの名称に表示されるセクターやテーマに関連することのある企業、またはサブ・ファンドの名称に表示される国、地域または経済セクターに所在するもしくはは主な活動を行っている企業の発行する参加証書（持分証書および持分権）、短期証券、分配請求権証券およびワラント等のその他の株式関連証券に投資する。

サブ・ファンドの投資方針に別段の定めがない限りすべてのサブ・ファンドは、その資産の30%を上限に、地域または経済地域に関する上記の制限または時価総額に関する要件に合致しない組合出資持分、参加証書（持分証券および持分権）、短期証券、分配請求権証券およびワラント等の株式ならびにその他の株式関連証券の他、国内または海外の借り手が発行する各種通貨建ての債券およびその他の債務証券および請求権に投資することができる。

下記「投資制限」の1.1g）および5に記載されるように、各サブ・ファンドの投資方針を達成するという主たる原則のために、証券、短期金融商品およびその他の金融商品を裏付け資産とする特別な技法および手段が、法定制限の範囲内で使用されることがある。

ワラント、オプション、先物およびスワップは変動的であり、利益を達成する機会および損失を被るリスクの双方が、証券への投資の場合よりも高い。かかる技法および手段は、個々のサブ・ファンドの投資方針と一致し、これらの品質に悪影響を及ぼさない場合にのみ用いられる。

各サブ・ファンドは、投資が行われるあらゆる通貨建ての流動資産を付随的に保有することができる。

個々のサブ・ファンドの投資方針と対立しない限りにおいて、サブ・ファンドは純資産額の10%を上限として既存のUCITSおよびUCIに投資することができる。

各サブ・ファンド特定の投資方針

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - アジア・コンサンプション（米ドル）

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - アジア・コンサンプション（米ドル）は、ファンドの一般的投資方針に従って、アジアのマーケットに物品とサービスを提供する事業に従事している企業の普通株、優先株（ADRを含む。）、譲渡性証券のワラントおよび普通株等の有価証券に転換可能な持分権に主に投資する。これらはアジアの消費拡大から相当の恩恵を受ける企業である。その中には、携帯電話会社や消費者金融会社が含まれる。更に、本サブ・ファンドはフランチャイズ展開によって世界中で事業を営むアジアの消費財・消費サービス企業にも投資することができる。その目的は、アジア（除く日本）の一般消費財、生活必需品およびヘルスケア・セクターの有価証券を中心に投資することによって、長期的な投資元本の増加を達成することである。

このため、本サブ・ファンドは投資ガイドラインに従って、中小企業および／または非上場企業に投資することがある。中小企業および／または非上場企業の市場は変動が激しく、利益を実現する可能性も高いが、損失を被るリスクも大きい。

投資家は、本サブ・ファンドの投資リスクには上海 - 香港ストック・コネクトまたは深圳 - 香港ストック・コネクトを通じて取引される中国A株も含む可能性があることに留意するべきである。中国A株は、中国本土にある企業の人民元建てA株式である。当該株式は、上海証券取引所および深圳証券取引所等の中国証券取引所において取引される。

本サブ・ファンドは、先進国市場および新興国市場の双方に投資する可能性がある。かかる投資に伴うリスクについては、「リスクの注記」に記載する。上記に加え、投資家は、上海 - 香港ストック・コネクトまたは深圳 - 香港ストック・コネクトを通じて取引される投資に伴う上記のリスクを読み、認識

し、かつ、これを考慮すべきである。かかるリスクに関する情報は、下記「リスクの注記」に記載される。こうした理由により、本サブ・ファンドは上記のリスクを認識している投資家に特に適している。

本サブ・ファンドはまた、以下の目的で先物、先渡し、スワップ、ノン・デリバラブル・フォワードおよび通貨オプションを売買することができる。

- 本サブ・ファンドのファンド通貨に対して本サブ・ファンドの投資対象の為替リスクの一部または全部をヘッジする目的。これは直接的（ファンド通貨に対してある通貨をヘッジする。）または間接的（第三の通貨に対してある通貨をヘッジしてから、ファンド通貨に対してヘッジを行う。）に行うことができる。
- ファンド通貨または自由に交換可能なその他の通貨の為替ポジションを取る目的。

ノン・デリバラブル・フォワード（NDF）は、通貨を実際に送金したり、現地市場で取引を行う必要なしに、為替ポジションを取り、または為替リスクをヘッジすることができる。これによって、現地の取引相手のリスクを回避し、現地通貨の保有コストを削減することが可能になる。

基準通貨は、米ドルである。

典型的な投資家の特性

サブ・ファンドは、アジア（除く日本）にあるまたは同地域で主に活動を行い、かつ、アジアの消費者に物品とサービスを提供する事業に従事している企業に分散された株式ポートフォリオに投資することを望む投資家に適している。当該投資家は、株式に固有のリスクを負う覚悟がある。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - ユーロピアン・オポチュニティ（ユーロ）

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - ユーロピアン・オポチュニティ（ユーロ）は、その資産の大部分をヨーロッパにあるまたは同地域で主に活動を行う企業の株式およびその他の持分に投資する。常にその資産の少なくとも75%はアイスランド、ノルウェー、イギリスまたは欧州連合の国に所在する企業の株式またはその他の持分に投資される。当該投資の範囲で、本サブ・ファンドは（その純資産の10%を上限にオープン・エンド型投資信託である）ユーロピアン・スモールおよび/またはミッド・キャップに直接的もしくは間接的に投資を行うこともできる。投資制限の「5 証券および短期金融商品を裏付け資産とする特別の技法および手段」に従い、サブ・ファンドはインデックス先物を利用して市場へのエクスポージャーを増減させることができる。

基準通貨は、ユーロである。

典型的な投資家の特性

サブ・ファンドは、ヨーロッパの企業のアクティブに運用された株式ポートフォリオに投資することを希望し、かつ、株式に固有のリスクを負う覚悟がある投資家に適している。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）は、中華人民共和国または台湾に拠点を置く企業ならびに中華人民共和国または台湾と密接な経済的関係のある東アジアに所在する企業の株式およびその他のエクイティ株式に主に投資する。

投資家は、本サブ・ファンドの投資リスクには上海 - 香港ストック・コネクトまたは深圳 - 香港ストック・コネクトを通じて取引される中国A株も含む可能性があることに留意すべきである。中国A株は、中国本土にある企業の人民元建てA株である。当該株式は、上海証券取引所および深圳証券取引所等の中国証券取引所において取引される。

本サブ・ファンドは、先進国市場および新興国市場の双方に投資する可能性がある。かかる投資に伴うリスクについては、「リスクの注記」に記載する。上記に加え、投資家は、上海 - 香港ストック・コネクトまたは深圳 - 香港ストック・コネクトを通じて取引される投資に伴う上記のリスクを読み、認識し、かつ、これを考慮すべきである。かかるリスクに関する情報は、下記「リスクの注記」に記載さ

れる。このような理由から、このサブ・ファンドは、特にこれらのリスクを認識している投資家向けである。

基準通貨は、米ドルである。

典型的な投資家の特性

サブ・ファンドは、中国の主要な企業に分散された株式ポートフォリオに投資することを希望し、かつ、株式に固有のリスクを負う覚悟がある投資家に適している。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - スモール・キャップス U S A（米ドル）

主にアメリカ合衆国で活発な活動を行っている小規模企業が発行する株式およびその他の株式関連証券に資産の最低70%を投資する。かかる小規模企業の株式時価総額は、代表的な小規模企業の指数における最大の株式時価総額を有する企業の株式時価総額を超えることはない。しかし、サブ・ファンドの投資対象は、アメリカ合衆国の小規模企業を代表する指数に含まれる企業の株式やその他の株式関連証券に限られない。サブ・ファンドは、ファンドの約款および一般的な投資方針や投資制限に従い、その他の資産に投資する場合もある。

基準通貨は、米ドルである。

典型的な投資家の特性

サブ・ファンドは、米国の小規模企業のアクティブに運用された株式ポートフォリオに投資することを希望し、かつ、株式に固有のリスクを負う覚悟がある投資家に適している。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - U S サステナブル（米ドル）

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - U S サステナブル（米ドル）は、その資産の3分の2を、米国に所在するかまたは主として米国で事業を展開するあらゆる規模の会社の株式および持分権に投資する。

本サブ・ファンドは、様々な財務要因、ならびに環境、社会およびガバナンス（E S G）基準の観点での企業業績等、ファンダメンタルな持続可能性要因に基づいて、企業へ投資を行う。E S G基準は、企業の主要分野に影響を与え、二酸化炭素排出量や経営効率、労働基準やサプライチェーンの管理、ボード・ダイバーシティや贈収賄および汚職防止のガイドラインというテーマを含む。平均を上回る持続可能性の特徴を有し、持続可能性の基準から特に具体的なビジネスモデルを持つ企業を主に選択するため、独自の分析手法が用いられる。サブ・ファンドは、E S G基準を投資プロセスに有す。サブ・ファンドは、ポジティブ・スクリーニングと最小限の除外基準を用いる。そのため、サブ・ファンドは、アルコール、タバコあるいは軍事兵器の生産や販売、または賭博の運営により主な収益を得る企業の株式に投資しない。サブ・ファンドは特にエネルギー効率、環境、健康および人口動態または社会の改善に関わる企業に投資する。

基準通貨は、米ドルである。

典型的な投資家の特性

サブ・ファンドは、環境、社会および経済問題に取り組む米国企業に分散された株式ポートフォリオに投資することを希望し、かつ、株式に固有のリスクを負う覚悟がある投資家に適している。

リスクの注記

新興国への投資

新興市場は、発展の初期段階にあり、収用、国有化ならびに社会的、政治的および経済的に不確定な大きなリスクを負っている。

以下は、新興市場への投資に伴う一般的なリスクの概要である。

- 偽造証券

監督システムの脆弱さにより、サブ・ファンドが購入する証券が偽造される可能性がある。したがって、損失を被ることもありうる。

- 非流動性

証券の売買が、先進国市場よりコスト高で、期間がかかり、一般に難しい可能性がある。流動性に関する困難により価格の変動性が高まることも考えられる。多くの新興市場は小規模で取引高が少ないため、流動性が低く価格の変動性が高い。

- ボラティリティ

新興市場への投資は、先進国市場への投資よりもパフォーマンスの変動性が高くなる。

- 通貨の変動

サブ・ファンドが投資を行う国の通貨は、その通貨への投資後に、当該サブ・ファンドの通貨に比べ大幅に変動する可能性がある。そうした変動は、サブ・ファンドの収益に大きく影響する。新興市場国のすべての通貨に対し通貨リスクのヘッジ技法を適用することは不可能である。

- 通貨流出の制限

新興市場が通貨の流出を制限するまたは一時的に停止するという可能性を排除できない。その結果、サブ・ファンドが投資資金を遅延なく引き出すことはできない。買戻請求に対する影響を最小限にとどめるため、サブ・ファンドは、数多くの市場に投資を行う予定である。

- 決済および保管リスク

新興市場国における決済および保管システムは、先進市場のシステムのように発達していない。基準がそれほど高くなく、監督機関は経験豊富とはいえない。したがって、決済が遅延し流動性や証券に不利益を及ぼすことも考えられる。

- 売買の制限

場合によっては、新興市場が外国人投資家の売買に制限を設けることがある。したがって、外国人株主に許可される最大所有株数を超過したために、サブ・ファンドが入手できない株式もある。さらに、外国人投資家の収益、キャピタルおよび分配への参加が制限や政府による許可の対象となることもありうる。新興市場が、外国人投資家による証券販売を制限する可能性もある。そのような制限によりある新興市場において証券の販売を制限される場合、サブ・ファンドは当局から例外的な認可を入手する、または別の市場へ投資を行うことでそうした制限の悪影響に対処することを試みることになる。サブ・ファンドは、制限が容認できるような市場にのみ投資する予定である。ただし、追加の制限を課せられることを避けることは不可能である。

- 会計

新興市場の企業に求められる会計、監査および報告の基準、方法、慣行および開示は、投資家への情報提供の内容、質および期限に関して先進国市場とは異なる。したがって、投資選択を正確に評価することは難しい。

上記のリスクは、特に中国への投資にも該当する。

上海 - 香港ストック・コネクトまたは深圳 - 香港ストック・コネクト（以下「ストック・コネクト」という。）を通じて取引される投資に関するリスクの情報

ストック・コネクトを通じて中国本土で取引する証券に関するリスク

サブ・ファンドの中国本土への投資がストック・コネクトを通じて取引される場合、かかる取引に関する追加のリスク要因がある。投資家は特に、ストック・コネクトが新しい取引制度であることに留意するべきである。現在、経験的データは存在しない。更に、対応する規定は将来変更される可能性がある。ストック・コネクトは、サブ・ファンドがストック・コネクトを通じて適時に取引を行う能力を制限する可能性のあるクォータ制限に従う。これは、サブ・ファンドが投資戦略を効果的に実施する能力を害する可能性がある。ストック・コネクトの範囲は、当初、SSE 180インデックスおよびSSE 380インデックスに含まれるすべての証券ならびに上海証券取引所（以下「SSE」という。）に上場され

るすべての中国A株を含む。またその範囲は、深圳成分指標および深圳中小型イノベーション指数に含まれ最低60億人民元の時価総額を持つすべての証券ならびに深圳証券取引所（以下「SZSE」という。）に上場されたすべての中国A株に及ぶ。受益者は、適用される規則に基づき、証券がストック・コネクト制度から除外される可能性があることに留意するべきである。これは、例えば、ポートフォリオ・マネジャーがストック・コネクト制度から除外された証券を取得することを希望する場合など、サブ・ファンドが投資目的を達成する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

SS E株式/SZSE株式の実質的所有者

ストック・コネクトは、サブ・ファンド等の香港および海外の投資家がSS Eに上場される中国A株（以下「SS E株式」という。）および/またはSZSEに上場される中国A株（以下「SZSE株式」という。）を取得し、かつ、保有することのできる「ノースバウンド」リンクおよび中国本土の投資家が香港証券取引所（以下「SEHK」という。）に上場される株式を取得し、かつ、保有することのできる「サウスバウンド」リンクから構成される。サブ・ファンドは、ファンドの副保管銀行と関係があり、SEHKにおいて認められるそのブローカーを通じてSS E株式および/またはSZSE株式を取引する。ブローカーまたは保管銀行（清算代理人）が清算を行った後、これらのSS E株式またはSZSE株式は、香港の中央証券保管機関兼名義人である香港中央結算有限公司（以下「HKSCC」という。）により維持される香港中央清算決済システム（以下「CCASS」という。）の口座において保有されるものとする。次に、HKSCCは、中国本土の中央証券保管機関である中国証券預託振替機構にその名義で登録される「単独名義人総合証券勘定」において参加者全員のSS E株式および/またはSZSE株式を保有する。

HKSCCが単なる名義人であり、SS E株式および/またはSZSE株式の実質的所有者ではないため、HKSCCが香港で清算された場合、SS E株式および/またはSZSE株式は、中国法上でも、債権者に分配可能なHKSCCの一般資産の一部とみなされない。ただし、HKSCCは、中国本土でSS E株式および/またはSZSE株式の投資家を代理して権利を行使するために、法的措置を講じるかまたは訴訟を開始する義務を負わない。ストック・コネクトを通じて投資を行い、HKSCCを通じてSS E株式および/またはSZSE株式を保有する海外投資家（当該本サブ・ファンドなど）は、資産の実質的所有者であるため、名義人を通じて、排他的にその権利を行使する権利を有する。

投資家補償ファンドの保護対象外

投資家は、ストック・コネクトを通じたノースバウンド取引もサウスバウンド取引も香港の投資家補償ファンドまたは中国証券投資家保護ファンドの対象とならないことに留意するべきである。従って、投資家は、これらの対策の保護を受けない。

香港の投資家補償ファンドは、認可仲介人または公認金融機関が香港の上場商品に関連して債務不履行となったために金銭的な損害を被るあらゆる国籍の投資家を補償するために設立された。支払不履行の例は、支払不能、破産もしくは清算、信託義務違反、不正支出、詐欺行為または違法取引である。

クォータがすべて使用されるリスク

ノースバウンド取引およびサウスバウンド取引の1日のクォータがすべて利用された場合、相当する買い注文の受付は直ちに停止され、その日が終わるまで、追加の買い注文は受け付けられない。受付済の買い注文は1日のクォータがすべて利用されたことによる影響を受けない。売り注文は、引き続き受け付けられる。

中国証券預託振替機構における支払不履行のリスク

中国証券預託振替機構は、リスク管理システムを構築し、中国証券監督管理委員会（以下「CSRC」という。）により承認された措置を講じており、CSRCの監督下にある。CCASSの一般規則

に基づき、中国証券預託振替機構（主要な取引相手方として）がその義務を履行しない場合、HKSCCは、場合に応じて、利用可能な法的手段により、中国証券監督管理委員会の清算中に、ストック・コネクトの発行済証券および中国証券預託振替機構の資金を請求するよう誠実に努力するものとする。次に、HKSCCは、管轄権を有するストック・コネクトの機関の規則に従い、再請求されうるストック・コネクトの証券および／または資金を、資格を有する参加者に対して按分して分配するものとする。投資家は、サブ・ファンドに投資し、ノースバウンド取引に参加する前に、かかる規則および中国証券預託振替機構による支払不履行の潜在的なリスクを認識するべきである。

HKSCCにおける支払不履行のリスク

HKSCCがその義務の履行を遅滞することにより、またはその義務の履行を怠ることでも、支払不履行または関連するストック・コネクトの証券および／または資金の損失を生じさせる可能性がある。その結果、サブ・ファンドおよびその投資家は、損失を被る可能性がある。サブ・ファンドおよびポートフォリオ・マネジャーは、かかる損失について責任または債務を負わない。

ストック・コネクトの証券の所有権

ストック・コネクトの証券は証券化されず、HKSCCにより、それらの保有者を代理して保有される。ノースバウンド取引の対象であるサブ・ファンドは、ストック・コネクトの証券の物理的な預託および払戻を行うことはできない。

サブ・ファンドの所有および所有権ならびにストック・コネクトの証券の権利（その法的性質、エクイティ上その他にかかわらない。）は、適用される要件（外国株式の所有に関する権利および制限の開示に関する法律を含む。）に従う。紛争の場合には、中国の裁判所が投資家を正当と認め、中国企業に対して法的手段を開始する資格を投資家に付与するか否かは不明である。これは複雑な法的分野であり、投資家は、独立専門家の助言を求めるべきである。

UCIおよびUCITSへの投資

その純資産の少なくとも半分がその特定の投資方針に従い既存のUCIおよびUCITSに投資されるサブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズの仕組みとなっている。

ファンド・オブ・ファンズの一般的な利点は、ファンドへの直接投資に比べて、より幅広い分散投資またはリスクの分散である。ファンド・オブ・ファンズでは、投資対象（対象ファンド）も厳しいリスク分散原則に従うため、ポートフォリオ分散がその投資対象にも適用される。ファンド・オブ・ファンズにより、投資家は、リスクを二段階に分散する商品に投資を行うことが可能となり、よって、個別の投資対象に固有のリスクを最小限に抑える。多くの投資が行われるUCITSおよびUCIの投資方針は、ファンドの投資方針にできる限り従わなければならない。また、ファンドは、単一の商品への投資を認めており、これにより、投資家は、多数の証券へ間接投資を行う。

既存のファンドに投資する際、一定の手数料および費用（例えば、保管受託銀行および中央行政機関の手数料、運用／顧問報酬、ならびに投資が行われるUCIおよび／またはUCITSの発行／償還手数料）が何度も発生する。かかる手数料および費用は、対象ファンドおよびファンド・オブ・ファンズのレベルで請求される。

また、サブ・ファンドは、UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイまたは同社と共同経営もしくは管理を通じまたは相当程度の直接もしくは間接保有により関係する会社が運営するUCIおよび／またはUCITSに投資することができる。この場合、発行または償還手数料は、当該受益証券の買付または償還について請求されない。もっとも、UCIおよびUCITSに投資される場合、前出の手数料および費用が二重に発生する。

既存のファンドに投資する際に発生する一般費用および経費については、「4 手数料等及び税金、（3）管理報酬等」ならびに「（4）その他の手数料等」に記載される。

金融派生商品取引の利用

金融派生商品取引は、それ自体は投資商品ではないが、その評価が主に投資先の商品の価格ならびに価格変動および価格予想から得られる権利である。金融派生商品取引への投資は、一般的な市場リスク、決済リスク、信用リスクおよび流動性リスクを伴う。

しかしながら、金融派生商品取引の特性により、上記リスクは、投資先の商品の投資対象のリスクと異なることがあり、時として投資先の商品への投資に伴うリスクに比べてより高いリスクとなることもある。

このため、金融派生商品取引の利用は投資先の商品についての理解のみならず、金融派生商品取引自体についてのより深い知識が求められる。

取引所で取引される金融派生商品の取引における不履行リスクは、取引所で取引される各金融派生商品取引に関する発行体または取引相手方としての機能を引き受ける決済機関が決済履行の保証を引き受けるため、概して、公開市場の店頭で取引される金融派生商品取引に伴うリスクに比べて、低くなる。かかる保証は、全体の債務不履行のリスクを軽減するために決済機関が維持する日払いシステムによって支えられ、かかるシステムにおいてこれをまかなうために必要な資産が計算される。公開市場の店頭で取引される金融派生商品取引の場合は、決済機関による類似の保証はなく、潜在的な不履行リスクを評価するために、管理会社は、各取引相手の信用性を考慮しなければならない。

一部の金融派生商品は売買が難しいため、流動性リスクもある。特に金融派生商品取引の規模がとりわけ大きい場合または関係する市場が流動性を欠いている場合（公開市場の店頭で取引される金融派生商品取引の多くはそうであるといえる。）、一定の状況下で、取引を完全に執行することが常に可能というわけではなく、または追加費用の発生によってしかポジションを処分することが不可能なことがある。

金融派生商品取引の利用に関連する追加的なリスクは、金融派生商品取引の価格または評価の決定を誤ることである。また、金融派生商品取引がその投資先の資産、金利、または指数と完全に相関しない可能性もある。金融派生商品取引は複雑で、主観的に評価される場合が多く、不適切な評価は取引相手から求められる現金需要が上昇したり、ファンドに損失が発生する結果となる。金融派生商品取引と、その源泉となる資産、金利もしくは指数の評価額との間に、常に直接的または並行的な関係が存在するとは限らない。このような理由により、管理会社による金融派生商品取引の利用が、必ずしもファンドの投資目的を達成するための有効な手段であるとは限らず、時として逆効果となる場合もある。

スワップ契約

サブ・ファンドは、各種の投資先の資産（通貨、金利、証券、集団投資スキームおよび指数を含む。）に関連してスワップ契約（トータル・リターン・スワップおよび差金決済取引を含む。）を締結することができる。スワップとは、ある当事者が、他方の当事者から何か（例えば、特定の資産または資産のバスケットのパフォーマンス）と引き換えに、かかる他方の当事者に対して何か（例えば、合意された料率による支払い）を与えることに合意する契約である。サブ・ファンドは、例えば、金利の変動および為替相場の変動による影響を防ぐために、これらの技法を用いることができる。サブ・ファンドは証券指数または特定の証券価格のポジションをとるか、またはこれらの変動による影響を防ぐために、これらの技法を用いることもできる。

サブ・ファンドは、為替に関して、為替スワップ契約を利用することができ、サブ・ファンドは、これらの契約において、変動為替レートにおける通貨を固定為替レートにおける通貨と交換するか、その逆の交換を行うことができる。サブ・ファンドは、これらの契約により、保有している投資対象の通貨建てのエクスポージャーを管理することができ、機動的な通貨のエクスポージャーを獲得することもできる。これらの商品において、サブ・ファンドのリターンは、当事者間で合意済の固定為替レートによる金額に対する為替レートの変動に基づいている。

サブ・ファンドは、金利に関して、金利スワップ契約を利用することができ、この契約において、サブ・ファンドは固定金利と変動金利を交換することができる（その逆の交換を行うこともできる）。サブ・ファンドは、これらの契約により、金利のエクスポージャーを管理することができる。これらの商品において、サブ・ファンドのリターンは、当事者間で合意済の固定金利に対する金利の変動に基づいている。サブ・ファンドは、キャップおよびフロアを利用することができる。これは、金利のスワップ契約で、リターンが、当事者間で合意済の固定金利に対するプラス（キャップの場合）またはマイナス（フロアの場合）の金利変動にのみ、基づいている。

サブ・ファンドは、証券および証券指数に関して、トータル・リターン・スワップ契約を利用することができる。サブ・ファンドは、トータル・リターン・スワップ契約において、金利のキャッシュ・フローを、株式もしくは固定債券商品または証券指数のリターンに基づくキャッシュ・フロー等と、交換することができる。サブ・ファンドは、これらの契約において、一定の証券または証券指数のエクスポージャーを管理することができる。サブ・ファンドのリターンは、これらの商品において、関連する証券または指数のリターンに対する金利の変動に基づいている。サブ・ファンドは、サブ・ファンドのリターンが、関連する証券の価格のボラティリティに対応しているスワップ（ボラティリティ・スワップといい、ある特定の商品のボラティリティを連動先とする先渡契約を指す。これは、純粋なボラティリティ商品で、投資家が、株式の価格による影響を控除した株式のボラティリティのみに基づく投資を行うことが出来る。）、またはバリエーション（ボラティリティの2乗）に対応しているスワップ（バリエーション・スワップといい、ボラティリティ・スワップの一種で、ボラティリティではなくバリエーションに対する直線的な相関関係により支払を行うため、支払がボラティリティよりも高い割合で上昇する。）を利用することもできる。

サブ・ファンドがトータル・リターン・スワップを締結する（または同じ特徴を有するその他の金融派生商品に投資する）場合、サブ・ファンドのために、OECDの法域に基本的に所在する、法人格を有する事業体である取引相手方との間でしか、締結することができない。このような取引相手方は、信用評価の対象となる。取引相手方が、ESMAにより登録され、かつ監督を受ける機関から信用格付を付与されている場合、かかる格付を信用評価において考慮する。ある信用格付機関が、取引相手方の信用格付をA2またはそれを下回る格付（もしくはこれに相当する格付）に引き下げの場合、かかる取引相手方に関する新たな信用評価を遅延なく実施する。投資運用会社は、これらの条件を遵守することを条件に、該当するサブ・ファンドの投資目的および方針を実行するためにトータル・リターン・スワップの締結の取引相手方の任命において、完全な裁量を有している。

クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）とは、売り手と買い手との間で信用リスクを移転および転換するメカニズムを有する派生商品である。プロテクションの買い手は、プロテクションの売り手から、投資先の証券に関するデフォルトまたはその他の信用事由の結果として発生しうる損失のためのプロテクションを購入する。プロテクションの買い手は、かかるプロテクションのための保証料（プレミアム）を支払い、プロテクションの売り手は、CDS契約で定められる多数の具体的な信用事由のいずれか一つの発生時に生じる損失から、プロテクションの買い手を補償するための支払いを行うことに合意する。サブ・ファンドは、CDSの利用において、プロテクションの買い手もしくはプロテクションの売り手になるか、またはその双方となる場合がある。信用事由とは、クレジット・デリバティブで参照される投資先である事業体の信用格付の悪化に関連する事由である。信用事由が発生すると、通常、取引のすべてまたは一部が終了し、プロテクションの売り手がプロテクションの買い手に対して支払を行うことになる。信用事由には、破産、不払、業務再編および債務不履行が含まれるが、これらに限られない。

スワップ取引相手方の支払不能リスク

ブローカーが、スワップ契約に関連する預託証拠金を保有する。スワップ契約は、各当事者を他方当事者の支払不能から保護するための条項を盛り込んだ構成になっているが、かかる条項に効果があると

は限らない。かかるリスクは、スワップ契約の取引相手方を信頼できる相手に限定して選定することにより、さらに軽減される。

取引所で取引される商品およびスワップ契約に起こりうる流動性の欠如

管理会社は、市場の状況（一日の値幅制限の適用を含む。）次第で、取引所で常に希望する価格で売買注文を実行できるとは限らず、オープン・ポジションを常に清算できるとも限らない。取引所での取引が停止または制限される場合、管理会社は、投資運用会社が望ましいと考える条件で、取引を実行できない、またはポジションを手仕舞えない場合がある。

スワップ契約は、単独の相手との店頭契約であるため、流動性が低くなることがある。十分な流動性を得るためにスワップ契約を手仕舞うことがあるが、極端な市況において、かかる手仕舞いが不可能となるか、またはファンドが多額の費用を負担することがある。

効果的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク

サブ・ファンドは、前記「２ 投資方針（４）投資制限 ５．有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」の項に記載される条件および制限に従い、買い手または売り手として、レボ契約およびリバースレボ契約を締結することができる。レボ契約またはリバースレボ契約の取引相手方が不履行になる場合、サブ・ファンドは、レボ契約またはリバースレボ契約に関連してサブ・ファンドが保有する投資先の証券および／またはその他の担保の売却による手取金が、買戻価格または投資先の証券の評価額（該当がある場合。）を下回る範囲で、損失を被るおそれがある。さらに、レボ契約またはリバースレボ契約の他方当事者の破産もしくはこれに類する手続き、またはそれ以外の場合で買戻日に債務を履行できない場合、サブ・ファンドが損失（証券の金利もしくは元本の損失、およびレボ契約もしくはリバースレボ契約の遅延および強制執行に関連する費用を含む。）を被るおそれがある。

サブ・ファンドは、前記「２ 投資方針（４）投資制限 ５．有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」の項に記載される条件および制限に従い、証券貸付取引を締結することができる。証券貸付取引の他方当事者が不履行になる場合、サブ・ファンドは、証券貸付取引に関連してファンドが保有する担保資産の売却による手取金が、貸付対象の証券の評価額を下回る範囲で、損失を被るおそれがある。さらに、証券貸付取引の他方当事者の破産もしくはこれに類する手続き、または合意済の証券の返却が行われなない場合には、サブ・ファンドが損失（証券の元利金の損失、ならびに証券貸付契約の遅延および強制執行に関連する費用を含む。）を被るおそれがある。

サブ・ファンドは、該当するサブ・ファンドのリスクの低減（ヘッジ）または追加的な資本もしくは収益の創出のいずれかを目的とする場合にのみ、レボ契約、リバースレボ契約または証券貸付取引を利用する。このような技法を利用する場合、サブ・ファンドは前記「２ 投資方針（４）投資制限 ５．有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」の項に定める規定を常に遵守する。レボ契約、リバースレボ契約および証券貸付取引の利用により発生するリスクは、詳細に精査され、このようなリスクの低減を目指すために、かかる技法（担保の運用を含む。）が採用される。レボ契約、リバースレボ契約および証券貸付取引は、一般的に、サブ・ファンドの運用実績に重大な影響を及ぼすものではないが、このような技法の利用により、サブ・ファンドの純資産価額に、マイナスかプラスかの一方により、重大な影響を及ぼすことがある。

証券金融取引のエクスポージャー

サブ・ファンドのトータル・リターン・スワップ、レボ契約／リバースレボ契約および証券貸付取引のエクスポージャー（いずれの場合も、純資産価額に対する割合）は、以下のとおりである。

サブ・ファンド	トータル・リターン・スワップ		レボ契約／リバースレボ契約		証券貸付契約	
	予想値	最大値	予想値	最大値	予想値	最大値
UBS（Lux）エクイティ・ファンド - アジア・コンサンプション（米ドル）	0%	15%	0%	100%	0% - 50%	100%
UBS（Lux）エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ（ユーロ）	0%	15%	0%	100%	0% - 50%	100%
UBS（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）	0%	15%	0%	100%	0% - 50%	100%
UBS（Lux）エクイティ・ファンド - スモール・キャップスUSA（米ドル）	0%	15%	0%	100%	0% - 50%	100%
UBS（Lux）エクイティ・ファンド - USサステナブル（米ドル）	0% - 10%	50%	0%	100%	0% - 50%	100%

リスク管理

リスク管理は、適用法および規制条項に基づき、市場リスクの予想最大損失額を算出する指標であるバリュー・アット・リスク（VaR）手法やコミットメント手法（リスク総量を把握するリスク管理手法）により行われる。（上場投資信託（ETF）およびその他のUCITS銘柄に関するESMAガイドラインに関する）CSSF指令14/592に従い、遅くともかかる指令に規定される経過措置期間の満了後に、リスク管理手続は、担保の運用（下記「担保の運用」の項を参照のこと。）ならびにポートフォリオの効率的運用のための技法および手段（後記「（５）投資制限 ５．証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」の項参照のこと。）の範囲内でも、適用される。

レバレッジ

バリュー・アット・リスク（以下「VaR」という。）アプローチを用いるUCITSのレバレッジは、CSSF指令11/512に従い、各サブ・ファンドが利用する派生商品の「額面総額」として確定される。受益者は、これにより、レバレッジ額が人為的に増加することがあり、そのため、とりわけ、以下の理由で実際の経済的リスクを反映していないことに留意するべきである。

- 派生商品が投資またはヘッジ目的で利用されているか否かにかかわらず、派生商品が、額面総額のアプローチに従って算定されるレバレッジ額を増加させるため。
- 金利派生商品のデュレーションが考慮されていないため。その結果、短期金利派生商品が極めて低い経済的リスクを生じさせるにもかかわらず、短期金利派生商品は、長期金利派生商品と同じレバレッジとなる。

VaRアプローチを用いるUCITSの経済的リスクには、UCITSのリスク管理手法が適用される。かかる手法は、とりわけ、VaRの制限を含み、派生商品を含むすべてのポジションの市場リスクを伴う。VaRは、包括的なストレス・テスト・プログラムによって補足される。

VaRアプローチを用いる各サブ・ファンドのレバレッジの平均水準は、以下に記載される範囲にとどまるものと予測される。レバレッジは、額面総額と問題のサブ・ファンドの純資産価額との比率として示される。一定の状況の下では、すべてのサブ・ファンドについて、レバレッジ額がより多くなることもある。

サブ・ファンド	リスク計算法	想定されるレバレッジ範囲	参照 ポートフォリオ
---------	--------	--------------	---------------

アジア・コンサンプション （米ドル）	コミットメント・ アプローチ	該当なし	該当なし
ヨーロッパ・ オポチュニティ（ユーロ）	コミットメント・ アプローチ	該当なし	該当なし
グレーター・チャイナ （米ドル）	コミットメント・ アプローチ	該当なし	該当なし
スモール・キャップスUSA （米ドル）	コミットメント・ アプローチ	該当なし	該当なし
USサステナブル （米ドル）	コミットメント・ アプローチ	該当なし	該当なし

担保の運用

ファンドが店頭（OTC）取引を実行する場合、ファンドはOTC取引相手の信用力に関連するリスクを負うことがある。ファンドが先物契約またはオプションを行うかまたはその他の派生技法を利用する場合、ファンドはOTC取引相手が特定または複数の契約に基づくその債務を履行しないことがある（または履行することができない）リスクを負うことがある。取引相手リスクは、証券を預託することにより軽減することができる（「担保」については、上記を参照のこと。）。

担保は流動性の高い通貨、流動性の高い株式および高格付の政府債のような流動資産の形で提供される場合がある。ファンドは、（客観的かつ適切な評価を行った後）適切な期間内に換金が可能であるとされる金融商品のみを、担保として認める。ファンドまたはファンドが任命するサービス提供会社は、最低一日一回、担保の評価額を精査しなければならない。担保の評価額は、各店頭市場の取引相手方の持高の評価額を上回っていなければならない。ただし、かかる評価額が、2回続く評価の間で、変更する場合がある。もっとも、それぞれの評価後、かかる担保が、（適切な場合は、追加の担保を請求することで）各店頭市場の取引相手方の持高の評価額に見合う金額分上昇していることを確保しなければならない（値洗い）。当該担保に関連するリスクを適切に考慮するために、管理会社は、要求される担保価値を引き上げるべきか、またはかかる評価額を慎重に算定される適切な金額に減額（ヘアカット）すべきかを判断する。担保の評価額の変動が大きいほど、引き下げ額は大きくなる。管理会社は、認められる担保の種類、各担保に対して加算または控除される金額に加え、担保として預託される流動性資金に関する投資方針を中心に、上記の要件および価値の詳細を定めた内部規則を設ける。かかる枠組に関する取決めは、管理会社により定期的に検証され、必要に応じて採用される。

管理会社は、OTC派生商品取引からの担保として、以下の資産クラスの商品を承認し、当該商品に対して以下のヘアカットを適用する旨を決定している。

資産クラス	最小ヘアカット率 （時価に対する 控除率（％））
固定および変動利付き商品	
スイス・フラン、ユーロ、英ポンド、米ドル、日本円、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル建ての流動性のある資金	0 %
オーストラリア、オーストリア、ベルギー、デンマーク、ドイツ、フランス、日本、ノルウェー、スウェーデン、英国および米国のいずれか一つの国が発行し、かつ、かかる発行国の格付がA格以上の短期金融商品（償還残存期間1年以内）	1 %
上記と同等の基準を満たし、かつ償還残存期間が中期（1年から5年）の商品	3 %
上記と同等の基準を満たし、かつ償還残存期間が長期（5年から10年）の商品	4 %

上記と同等の基準を満たし、かつ償還残存期間が超長期（10年超）の商品	5 %
償還残存期間が10年以内の米国のインフレ連動債	7 %
米国財務証券のストリップ債およびゼロ・クーポン債 （償還残存期間を問わない）	8 %
償還残存期間が10年超の米国のインフレ連動債	10%

証券貸付からの担保につき利用されるヘアカットについては、該当する場合、「５．証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」に記載される。

担保として預託された証券は、相対する店頭市場の取引相手方により発行されなかったか、または当該店頭市場の取引相手方との密接な関係になかった可能性がある。こうした理由から、金融セクターの株式は、担保として認められない。担保として預託された証券は、ファンドに代わり保管受託銀行／保管会社が保有し、ファンドが売却、投資、および担保設定を行うことができない。

ファンドは、譲渡された担保を、地理的分散、複数市場間での分散、集中リスクの分散を中心に、適切に分散することを確保する。担保として保有され、かつ単一発行体が発行する証券および短期金融商品が、各サブ・ファンドの純資産価額の20%を超えない場合、十分に分散されているとみなされる。

上記の項の免除を受け、かつ、2014年8月1日のE T Fおよびその他のU C I T S銘柄に関するE S M Aガイドライン（E S M A / 2014 / 937）の改正後の第43条（e）に従い、ファンドは、E U加盟国、その一もしくは複数の現地当局、E U非加盟国または一もしくは複数のE U加盟国が属する公的国際機関により発行または保証される様々な譲渡性のある証券および短期金融商品により完全に担保されることができる。この場合、ファンドは、少なくとも6つの異なる銘柄の証券を受領することを確保しなければならないが、一銘柄の証券は各サブ・ファンドの純資産価額の30%を超えてはならない。

管理会社は、上記の免除条項を利用し、各サブ・ファンドの純資産価額の50%を上限として、米国、日本、英国、ドイツおよびスイスにより発行または保証される国債による担保を受領する旨決定した。

流動性のある資金として預託される担保は、ファンドが投資することができる。投資対象は、後記「（５）投資制限 １．投資商品 第1.1 f）項」に従う要求払預金または通知預金、高格付の政府債、後記「５．証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」に規定される買戻契約（当該取引の相手方が、「１．投資商品 第1.1 f）項」に規定される金融機関であり、かつ、ファンドがいつでも当該取引を中止し、投資額（発生済利息を含む。）の返還を請求する権利を有することを条件とする。）、ならびにC E S Rガイドライン10 - 049に規定される短期マネー・マーケット・ファンドのみに限定される。前段落に記載される制限は、集中リスクの分散にも適用される。

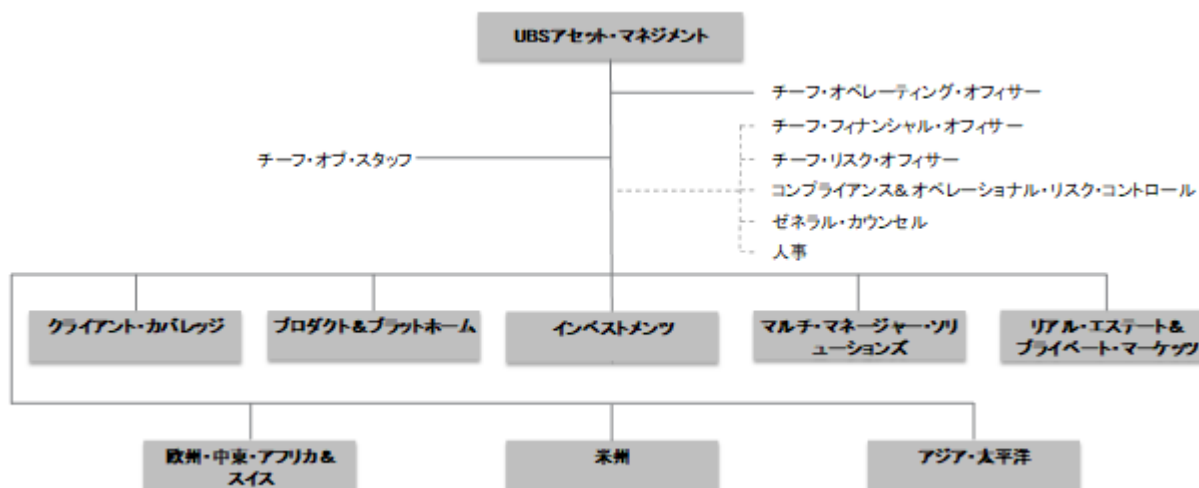
保管受託銀行またはその副保管受託銀行／取引銀行ネットワークに関する破産および支払不能事由またはその他の信用事由の結果、担保に関連するファンドの権利が遅らされるかまたはその他の方法で制限されることがある。ファンドが該当契約に基づきO T C取引相手に担保を提供している場合、当該担保はファンドとO T C取引相手との合意によりO T C取引相手に移転されることになる。O T C取引相手、保管受託銀行またはその副保管人／取引銀行ネットワークに関する破産および支払不能事由またはその他の信用破綻事由の結果、担保に関連するファンドの権利または認定が遅らされる、制限されるかまたは削減されることすらあり、担保が当該債務をカバーするためあらかじめ提供されていたにもかかわらず、ファンドはO T C取引の枠組みでその債務を履行せざるをえなくなる。

（２）【投資対象】

上記「投資方針」記載のとおり。

（３）【運用体制】

（ ）投資運用体制



2020年 1 月 1 日現在

2019年12月末現在、UBSアセット・マネジメントは世界各地に1,000名を超える運用のプロフェッショナルを配している。

（ ）投資運用方針の決定プロセス

投資運用会社は、堅実で長期的なリスク調整済みのリターンを上げること为目标として、統制された厳格なプロセスを設けている。運用の成功は、この成果を反復させることに基づく。そのため、投資運用会社は、個人というよりチームの役割を重視している。チーム体制は、個々のメンバーの洞察と統制されたプロセスとのバランスを取り、個々のメンバーの洞察がすべての顧客のポートフォリオに首尾一貫して限なく行き渡ることを確実にしている。

リサーチは、投資運用会社のグローバルに統合された運用体制の根本的な要素である。投資専門家のチームは、鋭い分析とグローバルな視点を伴う質の高いファンダメンタルなリサーチを行っている。各ポートフォリオは、銘柄および業界の徹底的な精査に基づいている。グローバル経済に関して、真にグローバルな洞察や評価を行うためにはすべての地域の銘柄を調査することが不可欠である。運用チームは、最先端のリスク管理とポートフォリオ構築システムにより、実際の取引を行う前に実現する可能性のあるシナリオを評価することができる。ポートフォリオ構築は、ボトム・アップの体制を取っており、銘柄の選定が鍵を握っている。投資運用方針の決定プロセスは、投資決定段階で終了するわけではない。投資運用会社は、義務の履行やコーポレート・ガバナンスの質によってもパフォーマンスが左右されると考えるからである。

投資運用会社は、２段階のリサーチに注力している。ファンダメンタルなリサーチは、現在の投資機会を掘り起こすために策定されており、業界リサーチは、資産運用業務に関連する主要事項に注目することにより、業界の見方の最前線にとどまるための助けとなっている。

- ファンダメンタルなリサーチ 従来のソースや慣例にとらわれないソースからの質の高いリサーチを提供するため、通常当該業務に要求される質以上のことに踏み込むことを目的とする。また、投資運用会社は、経験からの実践的な洞察に重きを置き、担当する業界出身のアナリストを多数雇用している。こうした深く掘り下げたリサーチにより多くの投資機会が掘り起こされ、顧客に対し真の価値を付加している。
- 業界リサーチ 投資運用会社の投資専門家らは、金融サービス業界に多くのリサーチ結果を寄稿している。投資運用会社の一連の白書は、理論上の投資概念の実践への適用に重きを置く一方、

投資運用における最良の執行を推奨している。こうした白書は、世界中の主要な業界の刊行物や学術誌に掲載されている。

投資運用会社のリサーチは投資アプローチと連携しており、グローバルに統合された運用体制を支えている。

投資決定プロセス

（a）アジア・コンサンブション（米ドル）

- 1）ポートフォリオの構築はグローバル・エマージング・マーケットおよびアジア・パシフィック株式担当の責任者とシニア・ポートフォリオ・マネジャーが責任を負う。このグループはアナリストと連携しながら、企業を訪問し、株式ポートフォリオの銘柄、業種および国別に関するすべての決定を下す。

チューリッヒに所在するシニア・ポートフォリオ・マネジャーはラテン・アメリカ株式と中部・東部ヨーロッパ株式の各ポートフォリオを構築する。一方、アジアに所在するシニア・ポートフォリオ・マネジャーはアジア株式（除く日本）のポートフォリオを構築する。

アジアとチューリッヒに拠点を置くエマージング・マーケット担当のポートフォリオ・マネジャーは隔週でミーティングを行う。これに対して、アジア株式の担当チーム（アナリストとポートフォリオ・マネジャー）は毎週チーム・ミーティングを行い、アジア株式のポートフォリオに適用する調査と銘柄選択の考え方を討議する。またポートフォリオ・マネジャーは顧客のポートフォリオに関する問題点と取引について協議するために毎週ミーティングを行う。

2）リスク管理

個々の銘柄、国およびセクターは、SUMMIT（ポートフォリオ・ポジションのデータ・ハブ）やUBS独自のリスク・システムであるグローバル株式リスク管理システムなどのシステムの助けを借りて、ポートフォリオ・マネジャーによって投資の制限幅がモニターされている。さらに、Lux SPICE（コンプライアンス）チームが、すべてのサブ・ファンドのキャッシュ、株式への投資を日々監視している。

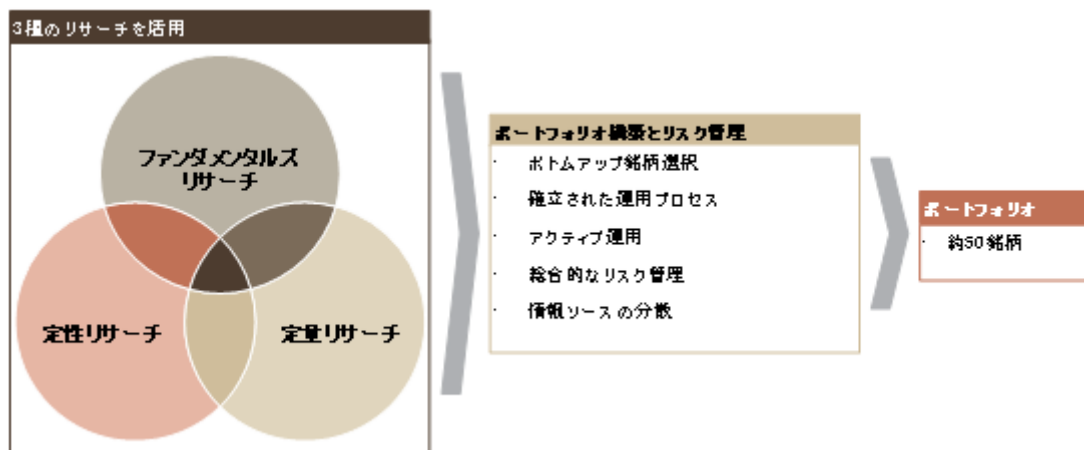
（b）ヨーロッパ・オポチュニティ（ユーロ）

集中アルファ・ユニットは、集中アルファ・ヨーロッパ株式のポートフォリオに関する、すべての株式、産業および国の決定に責任を負う。

集中アルファ・ユニットは、予測できない現在の投資環境の中で高いリターンの可能性のある戦略を提供するUBSアセット・マネジメント内の「専門」チームである。集中アルファ・ユニットは、UBSアセット・マネジメント・チームのコアとなる情報資源の全て（会社のリサーチ、リスク分析、コンプライアンス、取引、コーポレート・ガバナンス等。）を活用するものの、別個の投資プロセスおよび別個の決定プロセスを備えている。

集中アルファ・チームは、その投資目的を、短期および中期の市場の非効率性を利用することで達成しようとする。各ポートフォリオは、内部および外部のリサーチ結果を利用することで主にボトムアップ的に構築される。これらの相互に独立した情報ソースの組み合わせは、ポートフォリオ・マネジャーが管理可能である枠組みにおいて、市場における変則的事象（アナマリー）および市場機会の全体像をポートフォリオ・マネジャーに提供する。それにより、ポートフォリオ・マネジャーは、予想されるポートフォリオのダウンサイド・リスクを抑えながら、バランスの取れた投資決定を行うことができる。

投資プロセスの概要



ポートフォリオ・マネジャーは、各銘柄の（相対的な）投資魅力に基づいて、ポートフォリオに組入れる銘柄およびその投資比率を決定する。この決定にあたっては、ポートフォリオ・マネジャーは、3つの相互に専門的な情報源から得られる投資哲学を、投資の確信を得るために利用するだけでなく、銘柄の想定される株価の上下のブレを把握するために利用する。

投資運用会社は、各保有銘柄を定期的に見直す。投資運用会社は、投資運用会社が依拠する独立した情報源からの裏付けが減ってきた場合、投資割合を減らすか、または保有銘柄を売却することがある。あるいは、投資運用会社は、類似の特徴を持つ他の投資対象が保有銘柄より（相対的に）魅力的となった場合には、保有銘柄を売ることができる。サブ・ファンドは、アクティブに運用され、大型株、中小型株、および市場エクスポージャーの3つの異なる収入源を利用する。

（c）グレーター・チャイナ（米ドル）

- 1）ポートフォリオの構築はグローバル・エマージング・マーケットおよびアジア・パシフィック株式担当の責任者とシニア・ポートフォリオ・マネジャーが責任を負う。このグループはアナリストと連携しながら、企業を訪問し、株式ポートフォリオの銘柄、業種および国別に関するすべての決定を下す。

アジアとチューリッヒに拠点を置くエマージング・マーケット担当のポートフォリオ・マネジャーは隔週でミーティングを行う。これに対して、アジア株式の担当チーム（アナリストとポートフォリオ・マネジャー）は毎週チーム・ミーティングを行い、アジア株式のポートフォリオに適用する調査と銘柄選択の考え方を討議する。またポートフォリオ・マネジャーは顧客のポートフォリオに関する問題点と取引について協議するために毎週ミーティングを行う。

2）リスク管理

個々の銘柄、国およびセクターは、SUMMIT（ポートフォリオ・ポジションのデータ・ハブ）やUBS独自のリスク・システムであるグローバル株式リスク管理システムなどのシステムの助けを借りて、ポートフォリオ・マネジャーによって投資の制限幅がモニターされている。さらに、Lux SPICE（コンプライアンス）チームが、すべてのサブ・ファンドのキャッシュ、株式への投資を日々監視している。

（d）スモール・キャップスUSA（米ドル）

投資運用会社の考え方は、（1）急速に成長する利益を生み出す強固な事業基盤を有する企業への投資による優れた長期リターンを獲得と（2）分散および合理的な評価への配慮を通じたリスク管理を基本としている。USスモール・キャップ・グロース（米国小型成長株）戦略では、洗練されたクオンツ戦略と厳格なファンダメンタル・リサーチを組み合わせ、顧客にとって魅力的なり

スク・リターン・プロフィールを設定する。投資運用会社独自のバックテストと投資運用会社による学問的文献の調査は、投資の対象となり、規律ある行動をする投資家が収益獲得に利用することのできる多数の変則的事象（アノマリー）が小型株の領域に存在することを示唆している。特に、投資運用会社の研究は、業績予想の上方修正、株主資本の効率的な利用および小型成長株ユニバースにおける相対的に強い株価トレンドが説明力を持つことを立証している。このような特性を示す銘柄は時間の経過とともに市場平均をアウトパフォームする傾向がある一方、このような特性を欠く銘柄は繰り返し市場平均をアンダーパフォームする傾向がある。

数量的評価モデル（クオンツ評価モデル）を用いて、スモール・キャップの銘柄を次の成長性要素およびモメンタム要素に基づき評価する。

- ・収益の上方修正
- ・株主資本の効率的な利用
- ・株価モメンタム
- ・セクターの差異を調整した相対的バリュエーション

結果は5つに分けられ、最上位の5分の1の銘柄がリサーチ・フォーカス・リストに入る銘柄となる。下位2つの銘柄は、売却検討リストに入れられる。

数量的評価（クオンツ評価）によるリサーチ・フォーカス・リストが作成した後、小型成長株チームはこれらの銘柄についてのファンダメンタル・リサーチを行う。適宜、UBSアセットマネジメントのグローバル・リサーチ・プラットフォームの見解も考慮する。

企業のデューデリジェンスおよびファンダメンタル・リサーチにおいて、小型成長株チームは、企業を、同業他社や過去の評価幅と比較する。しかし、一般的に、大部分の時間を企業のファンダメンタルな成長予測の分析に費やす。なぜなら小型成長株の投資ユニバースにおいて、長期的な企業の成長傾向は、現時点の評価よりもはるかに有力な株価変動の指標となると信じているからである。

さらに、小型成長株チームは、企業経営陣と直接的に接触することが、調査の重要な部分であると認識している。

リサーチのプロセス

小型成長株のリサーチは、主として、毎週の購入フォーカスリストにおいてクオンツ分析から魅力的であると識別された銘柄を対象とする。これらの銘柄は、毎週、小型成長株ポートフォリオ・マネジャーならびに小型成長株アナリストにより検討される。各チームメンバーは、ジェネラリストとして仕事を行い、リスト上の各銘柄のファンダメンタルズ、財務およびバリュエーションに関するデータを検討する。この作業は通常、評価の高いポートフォリオ分析ワークステーションであるBaseLine上で行われる。次に、ポートフォリオ・マネジャーとアナリストは、投資運用会社のオンサイト・リサーチ・ファイルであるファースト・コールから関係するウォールストリート・リサーチを調べ、また、投資運用会社と業務関係のある他の小規模な地域会社によるリサーチを読むことにより、魅力的な投資候補について検討する。この簡略的な調査によりリスト上の多数の会社が除外される。残った銘柄に対するデュー・デリジェンスとファンダメンタル・リサーチにおいて、小型成長株チームは、各銘柄を同業他社および当該銘柄の過去のバリュエーション・レンジと対比する。しかし、通常、投資運用会社は大半の時間を当該会社の成長見通しの分析に割く。なぜならば、長期でみた各会社の成長トレンドは、（少なくとも小型成長株ユニバース内では）各会社の現時点のバリュエーションよりも株価の値動きの予測に遙かに有用であるからである。さらに、多くのファンダメンタルな定性的ファクターは、投資運用会社のリサーチプロセスの重要な焦点である。

ポートフォリオ構築

小型成長株ポートフォリオ・マネジャーが主要な意思決定者であり、彼らは小型成長株アナリストがサポートしている。各チームメンバーは、ジェネラリストとして、フォーカスリスト上の各会社のファンダメンタル、財務およびバリュエーションに関するデータを検討する。ポートフォリオ・マネジャーとアナリストが魅力的な投資案を見出した場合、彼らは各銘柄をポートフォリオに加える運用上の根拠について議論する。投資案は厳しい吟味と批判的な検討を受け、多くの案は議論の段階で棚上げされる。ポートフォリオに会社を追加する際、ポートフォリオ・マネジャーは、第一に、ボトムアップ的な視点から検討を行い、当該個別銘柄の投資メリットに焦点を合わせる。しかし、リサーチのために銘柄を選択する際には、投資運用会社はポートフォリオの分散ニーズにも注意を向ける。

リスク管理

リスク管理は、ポートフォリオ構築プロセスに不可欠な要素である。ポートフォリオ・マネジャーは2つのモデルを利用することができる。一つは業界の標準的なBARRAモデルであり、もう一つは社内で開発されたグローバル株式リスク管理システムと呼ばれるモデルである。どちらのモデルも、個別のポジション、セクター、国、要因および通貨見通しにより発生するリスクに関する知見ならびに全体の予想トラッキング・エラーの推定値を提供する。投資運用会社は、リスクモデルを用いてポートフォリオを最適化するのではなく、むしろ、アクティブなウェイトिंगがポートフォリオ・リスクに及ぼす影響の把握に努める。このようなリスクレポートに基づき、投資運用会社は、2つの主要な方法でポートフォリオ・リスクを管理する。まず、投資運用会社は、セクター配分をベンチマーク比で制限することによりリスクを管理する。各セクターに関しては、ベンチマークの比率の最大3倍、指数の組入比率に対して最大15%の範囲でオーバーウェイトまたはアンダーウェイトを行うことができる。第二に、チームは、多数の銘柄（通常80～100銘柄）を保有することにより、単一の銘柄がポートフォリオの運用成績に及ぼす影響を低減し、アクティブ運用のリスクを抑制するように努める。

（e）USサステナブル（米ドル）

サブ・ファンドの投資哲学および投資プロセスは、ボトムアップのファンダメンタル・リサーチと綿密なサステナビリティ分析を組み合わせたものである。割安感があり、かつ省エネや節水、ヘルスケア、人口動態および長期的なトレンド等の継続的なテーマから利益を享受することができる企業を積極的に選択する。「サステナビリティ」は、各企業が長期的な採算性および収益性の達成を目指す中でほぼ間違いなく最大の勘案事項である。株主が投資しているものは、当該企業の財務諸表に記載されている内容よりもはるかに多くのものが含まれている。つまりその経営体制、所有建物、従業員、企業文化、規制環境、ガバナンスおよびブランド価値を含んだ企業価値の全体像を俯瞰して投資の意思決定を行う。

UBS独自のサステナビリティ・データベースを管理し、独自のスコアリング手法を採用している。各業種のビジネスモデルに適合したKPI（重要業績評価指標）を設定し、各KPIの重要性に基づいてウェイト付けを行う。このように独自にデータ収集することにより、外部のESG格付業者よりも、企業のサステナビリティへの取り組みについて、より適時かつ正確に把握することができると考えている。

ポートフォリオ構築プロセスは、ポートフォリオ構築チームおよび複数のアナリストによる一連の総合的な意思決定から構成されている。ポートフォリオ・マネジメント・チームは、ポートフォリオのポジショニングを議論する目的の会議を週次にて開催し、変更候補の検証を行う。さらに、ポートフォリオ・マネジメント・チームは、投資モデルに対するアップデートおよび直近の調査出張の成果等について意見交換をするために、複数のアナリストを交えたグループ・ミーティングを行っている。この他、具体的なトレードに関するアイデアを検討するために個別のミーティング

を毎週行っている。この個別のミーティングでは通常、各ポートフォリオ・マネジャーとアナリストとの間で投資テーマ、評価モデルおよびカタリストについての全面的な検証を含む徹底的な話し合いが行われる。各アナリストが自身でリサーチを行い各々の対象地域分野における投資機会を特定する中で、チーム内では定例会議外での議論も頻繁に交わされている。

サブ・ファンドのポートフォリオ構築手法は、独自の「ポートフォリオ・オプティマイゼーション・プラットフォーム」により強化されている。これは、アルファ、リスクおよび取引コストを単一のプラットフォームに統合した双方向の意思決定支援ツールであり、ポートフォリオ構築チームはこれにより、シナリオ分析を行い、トレード候補のポジションがポートフォリオのリスク特性に与える影響をリアルタイムで評価することが可能となる。

（ ）会合、委員会またはその他の社内組織

リスク管理／リスク統制

グローバル・インベストメント・ソリューションズ・チームの一部であるリスク管理グループは、ポートフォリオ・マネジャーがリスクを調整した最大のリターンを上げるのを補助することを主な目的としている。

リスク・モデルおよびリスク・システムは、投資プロセスの周辺で形成される。投資運用会社用に設計されるリスク管理ツールは、「レディーメイド」のリスク管理プロダクトへの依存から踏み出す助けとなっている。投資運用会社は、すべての資産クラスの投資決定プロセスと連携する最先端の独自モデルを開発するために多くの資源を注いできた。

投資運用会社のリスク管理システムは、株式、債券および資産分散型ポートフォリオをカバーしている。毎営業日の終了時にファンドの会計システムからポジションがダウンロードされ夜のうちに処理が行われる。その結果は、イントラ・ネットにてポートフォリオ・マネジャーに配布される。このように、ポートフォリオ・マネジャーは、正確かつ最新のリスク情報を入手することができる。

グローバル株式リスク管理システムは、UBS独自の株式のリスク・モデルを提供している、これらは、リスクの長期的および短期的な展望を提供する。リスク・モデル要因は、業種別、国別および規模別に分類され、投資プロセスとの対応がはかられる。また、グローバル株式リスク管理システム内にBarraリスク・モデルを設けて、リスクの選択的および補足的な視点も提供している。

リスク管理は、責任や名声に関する損害を回避するためにも、資産運用業務にとっては特に重要な要素となる。最高水準のリスクの特定、リスク管理およびリスク統制は、運用グループの成功、評判および継続的な強さにとって不可欠であり、経営陣とスタッフはあらゆるリスクに対し最善の市場慣行を開発し適用することに注力している。

UBSアセット・マネジメントのリスク管理は、職務の適切な分離を含む強固な内部統制の原則に基づいている。リスク管理・統制は、投資運用・リサーチ部門と共に業務分野全体で行われており、リスク担当最高責任者と緊密に連携しているグループ内のリスク管理部門により別途監視されている。

法務／コンプライアンス

法務／コンプライアンス・グループは、グローバル投資運用部門および顧客勘定管理部門と明確に分離されている。コンプライアンス・オフィサーと法務スタッフは、運用部門の規制上および業務上の手続きの検討を行う。さらに、顧客ガイドラインおよび契約遵守に関するポートフォリオのレビューを行う会議が定期的に設定されている。

管理会社の管理体制

管理会社

UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

管理会社は、2018年7月2日付（2018年8月3日効力発生）で保管受託銀行との間でファンド約款を締結。ファンドの資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。

投資運用会社

UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド（ロンドン）

ポートフォリオ・マネジャーは、2004年10月7日効力発生の投資運用契約（改訂済）を旧管理会社との間で締結。同契約は、ヨーロッパ・オポチュニティ（ユーロ）に関する運用会社業務および投資顧問業務について規定している。旧管理会社および管理会社は2010年9月15日付で地位譲渡契約を締結した。

UBSアセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド（シンガポール）

ポートフォリオ・マネジャーは、2014年9月12日付で投資運用契約（随時改訂）を管理会社との間で締結。同契約は、アジア・コンサンプション（米ドル）に関する運用会社業務および投資顧問業務について規定している。

UBSアセット・マネジメント（アメリカス）インク（シカゴ）

ポートフォリオ・マネジャーは、2013年2月15日付で投資運用契約（改訂済）を管理会社との間で締結。同契約は、スモール・キャップスUSA（米ドル）およびUSサステナブル（米ドル）に関する運用会社業務および投資顧問業務について規定している。

UBSアセット・マネジメント（ホンコン）リミテッド（ホンコン）

ポートフォリオ・マネジャーは、2013年11月1日付で投資運用契約（改訂済）を管理会社との間で締結。同契約は、グレーター・チャイナ（米ドル）に関する運用会社業務および投資顧問業務について規定している。

（４）【分配方針】

約款第10条に従い、年次決算の終了後、管理会社は、各サブ・ファンドが分配金の支払を行うか否かおよび分配額を決定する。分配は、収益（配当収益および利息収益）または元本により構成され、手数料および費用を含む場合と含まない場合とがある。一定の国の投資者は、受益証券の売却による値上がり益よりも受領する元本に高い税率を課される場合がある。そのため、投資者によっては、分配型クラス受益証券（- d i s t クラス受益証券）より成長型クラス受益証券（- a c c クラス受益証券）の申込みを、選好する場合がある。成長型クラス受益証券（- a c c クラス受益証券）の収益および元本に関する投資者への課税時期が、分配型クラス受益証券（- d i s t クラス受益証券）の場合に比べ、遅くなる場合がある。投資者は、各自の状況に関して有資格の税務専門家にアドバイスを求めるべきである。いずれの分配も、サブ・ファンドの受益証券１口当たり純資産価格から直ちに控除される。分配金の支払が、ファンドの純資産が2010年法が定めるファンド資産の最低額を下回る結果となることはない。分配が行われる場合、支払は会計年度の終了の４か月以内に行われる。

管理会社は、中間分配金の支払および分配金の支払停止を行う権限を有している。

支払日から５年以内に請求されない分配金および割当の請求権は、失効し、関連するサブ・ファンドまたはその受益証券クラスに払い戻される。当該サブ・ファンドまたは受益証券クラスが既に清算されている場合、分配金および割当は、各々の純資産に応じてファンドの残存するサブ・ファンドまたは当該サブ・ファンドの残存する受益証券クラスの権利に帰属する。管理会社は、純投資収益およびキャピタル・ゲインの充当に関して、無償での受益証券の発行を決定することができる。分配が実際の収益を受ける権利に対応するよう収益平準化額が計算される。

「- a c c」を名称に含むクラス受益証券については、管理会社が別異の決定を行わない限り、収益分配を行わない。

分配金の一部またはすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。

原則として、分配金が支払われる予定はない。

上記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではない。

（注）日本においては、クラスP - a c c 受益証券が有価証券届出書に基づき募集される。

（５）【投資制限】

各サブ・ファンドの投資について、以下の規定が適用される。

１．投資商品

1.1 サブ・ファンドの投資対象は、以下のものに限られるものとする。

- a) 欧州議会と2014年５月15日会議の金融商品市場に関する指令2014 / 65 / E Uに定義される、規制ある市場に上場されまたはかかる市場で取引される証券および短期金融商品。
- b) E U加盟国の、公認の、規制され、定期的に取り引が行われている公開の他の市場で取引される証券および短期金融商品。「E U加盟国」とは、欧州連合加盟国をいう。欧州経済地域を構成する契約の当事者であるがE U加盟国でない国は、かかる契約および関連する契約の範囲内においてE U加盟国と同一であるものとする。
- c) E U非加盟国の証券取引所の市場に公式上場が認められている、またはヨーロッパ、アメリカ、アジア、アフリカまたはオーストラレイシア諸国（以下「承認国」という。）の定期的に取り引が行われ公認かつ公開の他の市場で取引される証券および短期金融商品。
- d) 新規発行された証券および短期金融商品。ただし、発行要項において、本項a) からc) に記載された証券取引所または規制ある市場の一つへ公式上場の認可申請を行う必要があり、当該認可を証券の当初発行から１年以内に受けなければならない旨規定されているもの。

- e) 指令2009/65/ECに基づき認可されるUCITSの受益証券および/または2010年法に定義されるEU加盟国、またはEU非加盟国に登録上の事務所を置く、指令2009/65/EC第1条(2)a)およびb)に規定されるその他のUCI。ただし、
- 当該その他のUCIは、CSSFの見解により、欧州共同体の法律に基づき適用されるものと同等の健全性監督に服させる法令に従い承認されていること、および監督当局間の協力を確保するための適切な条項が存在すること
 - その他のUCIの受益者に提供される保護水準が、ファンドの受益者に提供される保護水準と同等であり、特に、資産の分別保有、借入れ、貸付ならびに証券および短期金融商品の空売りについて、理事会指令2009/65/ECに規定される要件と同等の規則が適用されること
 - その他のUCIの運営活動が年次報告書および半期報告書の対象であり、報告期間中に発生した資産および負債、収益および取引について評価が行われること
 - 受益証券を取得する予定のUCITSまたはその他のUCIは、その約款または設立文書に基づきその資産額の10%を上限として他のUCITSまたはUCIの受益証券に投資することができること

を条件とする。

サブ・ファンドの投資方針と異なる場合を除いて、かかるサブ・ファンドは、その資産額の10%を上限として、他のUCITSもしくはUCIの資産に投資することができる。

- f) 満期までの残存期間が12か月以下の金融機関の当座預金または通知預金。ただし、当該金融機関はEU加盟国に登録上の事務所を置くものでなければならず、またはその登記上の事務所がEU非加盟国に所在する場合には、ルクセンブルグの監督当局が欧州共同体の法律に基づくものと同等であるとみなす監督規制に従っているものとする。

- g) 現金決済商品を含む金融派生商品（「派生商品」）で上記a)、b)およびc)に掲げる規制ある市場で取引されるもの、および/または証券取引所もしくは規制ある市場で取引されない派生商品（「OTC派生商品」）。ただし、

- 派生商品の利用が、各サブ・ファンドの投資目的および投資方針に一致しており、その達成に適していること、
- 対象は2010年法第41条(1)に規定する商品、またはサブ・ファンドの投資方針により直接的または他の既存のUCI/UCITSを通じて間接的に、投資を行うことが許可されているマクロ経済指数、金利、為替レートなどの金融指数であること
- サブ・ファンドが、原資産の適切な分散を通じて、後記「リスク分散」の項に記載されるサブ・ファンドに適用される分散要件を確実に遵守すること、
- OTC派生商品に関する取引において、相手方当事者が健全性監督に服しておりかつCSSFにより承認された範疇に属する機関であり、かつファンドにより明示的に承認されていること。取締役会による承認手続が、UBSアセット・マネジメント・クレジット・リスクにより作成され、取引相手方の資本提供の意思に加え、とりわけ同種の取引決済に関わる取引相手方の信用力、評判および経験に関連する原則に基づくもので、取締役会が自身が承認した取引相手方のリストを保持していること、
- OTC派生商品は、毎日、信頼できる検証可能な評価が行われ、ファンドの主導により適切な公正価格でバック・ツー・バック取引によりいつでも売却、清算または決済を行うことができること、および
- 各取引相手方が、各サブ・ファンドが運用するポートフォリオの組入銘柄（トータル・リターン・スワップもしくは類似の性格を有する金融派生商品等の場合）、またはOTC派生商品の原資産の構成につき裁量権を付与されていないこと

を条件とする。

h) 規制ある市場で取引されない、2010年法第1条に基づき定義される短期金融商品。ただし、かかる商品の発行または発行体は投資者および投資対象の保護を規定する規則により定められており、かつ、当該商品は、以下を条件とする。

- 中央、地域もしくは地方機関またはEU加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、EU非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟国、または最低一加盟国が所属する公的国際機関により発行または保証されていること。
- 本項a)、b)およびc)に記載された規制ある市場で取引される企業により発行されていること。
- 欧州共同体の法律が規定する基準に従った健全性監督に服する機関もしくは欧州共同体の法律による規定と少なくとも同等に厳格であるとCSSFが判断する監督に服しかつこれを遵守する機関により発行または保証されていること、または
- CSSFにより承認された範疇に属するその他の発行体により発行されていること。ただし、当該商品への投資に対し、上記に挙げた3点のものと同等の投資者の保護が適用されるものとし、また発行体は、最低1,000万ユーロの株式資本を有し第4回理事会指令78/660/EECの規定に基づき年次決算書を作成し、開示する会社、または一もしくは複数の上場企業を含みその資金調達に専従するグループ内の法主体、または銀行により提供される与信枠を利用して債務の証券化の資金調達を行う予定の法主体であるものとする。

1.2 1.1項に記載された投資制限に反して、各サブ・ファンドはその純資産額の10%を上限として1.1項で指定されていない証券および短期金融商品に投資することができる。

1.3 管理会社は、派生商品に関連する全般的リスクがファンドの組入資産の純資産総額を超えないことを確保する。投資戦略の一環として、2.2項および2.3項に規定する限度において、各サブ・ファンドは派生商品に投資することができる。ただし、裏付商品の全般的リスクにつき以下の2項において規定される投資制限を超えないことを条件とする。

1.4 各サブ・ファンドは付随的に流動資産を保有することができる。

2. リスク分散

2.1 リスク分散の原則に従い、管理会社は、一つのサブ・ファンドの純資産額の10%を超えて単一機関の証券もしくは短期金融商品に投資することができない。管理会社は、一つのサブ・ファンドの純資産額の20%を超えて単一機関の預金に投資することができない。一つのサブ・ファンドによるOTC派生商品の取引の際、取引相手方が1.1項f)で定義される金融機関である場合、取引相手方リスクは当該サブ・ファンドの資産額の10%を超えてはならない。最大限許容可能な取引相手方リスクは他の相手方との取引において5%まで減じられる。一つのサブ・ファンドの純資産額の5%超を占める上記機関の証券および短期金融商品の全ポジションの総額は、各サブ・ファンドの純資産額の40%を超えてはならない。本制限は、健全性監督に従うべき金融機関に係る預金およびOTC派生商品の取引には適用されない。

2.2 2.1項に規定された上限に関わらず、各サブ・ファンドはその純資産額の20%を超えて以下を組み合わせ投資することができない。

- かかる機関が発行した証券または短期金融商品
- かかる機関への預金、ならびに/または
- かかる機関と取引を行うOTC派生商品

2.3 上記に反し、以下が適用される。

a) 2.1項に記載された10%の制限は、EU加盟国に所在し、当該特定国において債務証券の保有者を保護するための公的機関による特別な監督の対象となる金融機関が発行する特定の債務証券については25%まで引き上げられる。特に、かかる債務証券の発行により得られた資金は、法律に従い、債務証券の存続期間中に生じた債務を十分にカバーし、発行体の倒産の場合、元本および

利息の支払について優先権を有する資産に対して投資される。一つのサブ・ファンドが、単一発行体が発行する債券にその純資産額の5%を超えて投資する場合、かかる投資対象の総額は当該サブ・ファンドの純資産価格の80%を超えることができない。

- b) この10%の制限は、EU加盟国またはその地方機関、別の承認国または一もしくは複数のEU加盟国が加入している公的国際機関が発行または保証する証券または短期金融商品については、35%まで引き上げられる。

2.3項a)およびb)で定められる特別規則に該当する証券および短期金融商品は、上記の40%のリスク分散の上限の算定の際には計上されない。

- c) 2.1項、2.2項、2.3項a)およびb)に規定された制限は累積することができない。そのため、単一発行体の証券もしくは短期金融商品または上記機関への預金またはその派生商品に対する上記の各項に挙げた投資は、当該サブ・ファンドの純資産額の35%を超えてはならない。

- d) 理事会指令83/349/EECまたは公認の国際的会計規則に定義される連結決算書の目的において同一のグループ会社に属する会社は、本条に規定される投資制限の計算において単一発行体とみなされなければならない。

ただし、単一のグループ会社の証券および短期金融商品に対するサブ・ファンドの投資は、合計で当該サブ・ファンドの資産額の20%まで認められる。

- e) 管理会社は、リスク分散を考慮して、一つのサブ・ファンドの純資産額の100%を上限として、EU加盟国もしくはその地方機関、その他の公認のOECD加盟国、中国、ロシア、ブラジル、インドネシアもしくはシンガポールまたは一もしくは複数のEU加盟国が加入している公的国際機関が保証または発行する様々な募集形態による証券および短期金融商品に投資する権限を有する。当該証券および短期金融商品は少なくとも6銘柄に分散されていなければならない。単一銘柄の証券および短期金融商品は一つのサブ・ファンドの純資産総額の30%を超えてはならない。

2.4 その他のUCITSまたはUCIへの投資は、以下の条件に従う。

- a) 管理会社は、一つのサブ・ファンドの純資産額の20%を上限として、単一のUCITSまたはその他のUCIの受益証券に投資することができる。本投資制限の解釈において、複数のサブ・ファンドを有するUCIの各サブ・ファンドは、第三者に対し個別に責任を負うことを条件に、独立した発行体とみなされる。

- b) UCIを除外するUCIの受益証券に対する投資は、サブ・ファンドの純資産額の30%を超えてはならない。UCITSまたはその他のUCIに投資された資産は、2.1項、2.2項および2.3項に規定される上限の計算には含まれないものとする。

- c) 投資方針に従いその資産の相当部分をその他のUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券に投資するサブ・ファンドについて、サブ・ファンド自体およびサブ・ファンドが投資するその他のUCITSおよび/またはUCIが請求し得る上限報酬額は、「4 手数料等及び税金、(3) 管理報酬等」ならびに「(4) その他の手数料等」に記載される。

2.5 サブ・ファンドは、ファンドの一または複数の他のサブ・ファンドが今後発行するまたは同サブ・ファンドによる発行済みの受益証券を買付、取得および/または保有することができるが、以下を条件とする。

- 対象サブ・ファンドは自ら、当該対象サブ・ファンドに投資しているサブ・ファンドに投資しないこと。
- 取得される複数の対象サブ・ファンドが同一のUCIの他の対象サブ・ファンドの受益証券に投資できる資産は、対象サブ・ファンドの販売目論見書または定款に従いその資産額の10%を超えてはならないこと。
- 財務書類および定期報告書における適正評価にかかわらず、当該証券に付随する議決権は、当該サブ・ファンドが当該証券を保有している期間中停止されていること。

- いずれの場合にも、サブ・ファンドがこれらの証券を保有する限り、その価値が2010年法下における最低純資産の検証を目的とした2010年法に基づく純資産価格の計算において考慮されないこと。
- 対象サブ・ファンドに投資するサブ・ファンドまたは対象サブ・ファンドのいずれのレベルにおいても運用／申込みまたは買戻しに対し手数料が重複して請求されることはないこと。

2.6 ファンドは、一つのサブ・ファンドの投資方針がC S S Fの承認する株式または債券指数に追随すると投資対象について規定している場合、当該サブ・ファンドの投資の20%を上限として単一発行体の株式および／または債券に投資することができる。ただし、

- 指数の構成が十分多様化していること
- 指数が関連する市場の適切なベンチマークであること
- 指数が適切な方法で公表されていること

かかる上限は35%だが、特に特定の証券または短期金融商品の比率が高い規制ある市場での例外的な市況に基づいて正当化される。かかる上限までの投資は、単一発行体にのみ許可される。

1項および2項の制限を故意にではなく、または引受権の行使により超過した場合、管理会社は、証券の売却に際してかかる状況を是正することを最優先させるが、同時に受益者の最大の利益に留意しなければならない。

新規に設定されるサブ・ファンドは、リスク分散原則の遵守を継続することを条件に、関係当局から承認された後6か月間は、2.1項から2.4項までに規定された特定の制限を免除されることができる。

3．投資制限

管理会社は、以下の行為をしてはならない。

- 3.1 継続販売について契約書による制限を遵守しなければならない証券をファンドのために取得すること。
- 3.2 管理会社が、場合により管理会社の監督下にある他の投資信託と共同して、当該発行体の経営に重大な影響力を行使することを可能とする議決権付株式を取得すること。
- 3.3 以下を超えて取得すること。
 - 単一発行体の議決権のない株式の10%
 - 単一発行体の債券の10%
 - 単一のUCITSまたはUCIの受益証券の25%
 - 単一発行体の短期金融商品の10%

最後の3つの場合において、債務証券または短期金融商品の総額および発行済受益証券の純額を取得時に決定することが不可能である場合、かかる証券取得に関する制限を遵守する必要はない。

以下の場合、上記の3.2項および3.3項の適用から除外される。

- EU加盟国またはその地方政府機関または別の承認国が発行または保証する証券および短期金融商品。
- EU非加盟国が発行または保証する証券および短期金融商品。
- 一または複数のEU加盟国が加盟する公的国際機関が発行する証券または短期金融商品。
- EU非加盟国の法律に基づき当該保有が当該非加盟国の発行体の証券に投資することができる唯一の方法である場合に、EU非加盟国で設立された会社で、かつ住所を当該非加盟国に置く発行体の証券にその資産を主に投資する会社の資本として保有される株式。かかる場合、2010年法の規定を遵守しなければならない。
- 子会社が所在する国において専らファンドを代理して、受益者の請求による受益証券の買戻しに関して、一定の管理、助言、もしくは販売等の業務を行う子会社の株式。

- 3.4 1.1項f)およびg)に列挙された証券、短期金融商品またはその他の商品の空売りを行うこと。

- 3.5 貴金属またはそれに関連する証書を取得すること。
- 3.6 不動産に投資すること、商品または商品契約を購入し、販売すること。
- 3.7 借入れを行うこと。ただし、
- バック・ツー・バック・ローンによる外国通貨の買付のための借入れ
 - 一時的かつ当該サブ・ファンドの純資産額の10%を超えない借入れ
- を除く。
- 3.8 第三者のために貸付を認めまたは保証人になること。本制限は、全額払込済でない、1.1項e)、g)およびh)に列挙された証券、短期金融商品またはその他の商品の購入には適用されない。
- 管理会社は、ファンドの受益証券が募集および販売される国々の法令を遵守するため必要である場合には、受益者の利益に留意しつつ、いつでも投資制限を追加する権限を有する。

4. 資産のプーリング

取締役会は効率化のために特定のサブ・ファンドの資産を内部統合および/または共同管理することを許可することができる。この場合、様々なサブ・ファンドの資産は一緒に管理する。共同管理下の資産を「プール」と呼ぶ。プールは内部管理目的に限定して使用され、正式なファンドではなく、受益者が直接プールを利用することはできない。

プーリング

管理会社は2つ以上のサブ・ファンド（以下「参加サブ・ファンド」という。）のポートフォリオ資産の一部または全部をプール形式で設定し、運用することができる。こうした資産プールは特定のサブ・ファンドから現金およびその他の資産を（プールの投資方針に合致している場合は）関係する資産プールに移し替えることによって設定される。それ以降、管理会社は、当該資産プールに移し替えを行うことができる。同様に、資産プール内における参加額を限度として、資産を参加サブ・ファンドに戻すこともできる。各資産プール内で参加サブ・ファンドが保有する有価証券は、同じ価値を有する帰属受益証券を基準にして評価される。資産プールを設定する際、取締役会は帰属受益証券の当初価値を定め（取締役会が適当と判断する通貨で）、参加サブ・ファンドが拠出した現金（またはその他の資産）の合計額に相当する参加サブ・ファンドに受益証券を割り当てる。その後、資産プールの純資産を既存の帰属受益証券の口数で除して、帰属受益証券の価値が決定される。

追加の現金または資産が資産プールに移され、または資産プールから引き出された場合、資産プールに移され、または引き出された現金の額または資産をプールの参加サブ・ファンドの口数の現在価値で除して計算した数だけ、関係する参加サブ・ファンドに配分された帰属受益証券の口数を増減させる。現金を資産プールに投資する場合、計算上、かかる現金投資に関連する税務費用、償還費用および取得費用を考慮して取締役会が適当と判断する金額を減額する。現金の引き出しの場合、資産プールの有価証券またはその他の資産の処分に関連する費用の額を織り込んだ減額が行なわれる。

ある資産プール内に保有する資産から発生した配当、利息およびその他の所得は当該プールに配分され、その結果として純資産が増加することになる。ファンドが清算した場合、資産プールの資産は資産プール内の保有資産に比例して各参加サブ・ファンドに配分される。

共同管理

運営管理費を削減すると同時に、幅広い分散投資を可能にするために、取締役会は1つ以上のサブ・ファンドの資産をその他のサブ・ファンドまたはその他の集合投資事業に帰属する資産と一緒に管理することを決定することができる。以下の段落で「共同管理ファンド」とは共同管理の契約が存在する可能性のあるファンド、その各サブ・ファンドおよびあらゆる法的主体をいい、「共同管理資産」とは前述の契約に従って管理が行なわれる共同管理ファンドのすべての資産をいう。

共同管理契約の一環として、各ポートフォリオ・マネジャーは、共同管理ファンドに関しては連結ベースで、ファンドおよびそのサブ・ファンドのポートフォリオの構成に影響を及ぼす投資と資産の売却に関する決定を下す権利を有する。それぞれの共同管理ファンドは共同管理資産における持分を有

し、共同管理資産の合計評価額に対して各共同管理ファンドの純資産が占める割合に相当する。こうした比例ベースの資産保有（以下「参加比率」という。）は共同管理下で保有または取得したすべての投資クラスに適用される。投資および／または資産の売却に関する決定は上記の参加比率には影響しないが、追加の投資分は同じ比率で共同管理ファンドに割り当てられる。一方、資産を売却した場合、個々の共同管理ファンドが保有する共同管理資産より比例して差し引かれる。

ある共同管理ファンドに新規の購入申込みがあった場合、購入申込みの恩恵を受ける共同管理ファンドは純資産が増加するため、それによる変化を織り込んだ参加比率に従って購入申込代金を各共同管理ファンドに配分する。その際、共同管理ファンド間で資産を移し替えることによって、変化した参加比率に合致するように投資レベルを修正する。同様に、ある共同管理ファンドに買戻しがあった場合、買戻しの対象となった共同管理ファンドは純資産が減少するため、それによる変化を織り込んだ参加比率に従って共同管理ファンドの流動資金から必要な資金を引き出し、変化した参加比率と合致するように投資レベルを調整する。

取締役会のメンバーまたは管理会社の委託先が特別な措置を取らない限り、共同管理契約の結果として、個々のサブ・ファンドの資産の構成が購入申込み、買戻しなどの他の共同管理ファンドに関係するイベントに影響される点に投資家の注意を喚起する。つまり、その他の点に変更がない限り、サブ・ファンドと共同管理下にあるファンドが購入申込みを受けた場合、サブ・ファンドの手元現金は増加することになる。逆に、サブ・ファンドと共同管理下にあるファンドに買戻しがあった場合、サブ・ファンドの手元現金は減少することになる。しかし、購入申込みおよび買戻しは、契約の枠外で、各共同管理ファンドが開設した購入申込みおよび買戻し専用の特別勘定で行なうことも可能である。特別勘定には大量の購入申込みと買戻しを計上することができるほか、取締役会または取締役会の委託先がサブ・ファンドの共同管理契約への参加打ち切りを決定できるため、ファンドと受益者の利益に悪影響が及ぶ恐れがある場合、サブ・ファンドはそのポートフォリオの再編成を回避することができる。

別の共同管理ファンドの買戻しまたは別の共同管理ファンドに帰属する（当該サブ・ファンドに帰属するとは見なされない）報酬および費用の発生によって、特定のサブ・ファンドのポートフォリオ構成が変更される結果、当該サブ・ファンドに適用される投資制限に違反する場合、変更を実施する前の資産を共同管理契約の対象外として、上記調整の影響を受けないようにすることができる。

サブ・ファンドの共同管理資産は、投資決定が個々のサブ・ファンドの投資方針とすべての点で合致するように、同じ投資目的に従って投資される資産に限って共同で管理される。また、共同管理資産は同じポートフォリオ・マネジャーが投資と資産の売却に関する決定を下す権限を有し、かつ保管受託銀行が受託機関を務め、ファンドおよびそのサブ・ファンドに適用される2010年法および適用のあるの法規定に従って任務を履行することができる資産に限って共同で管理される。保管受託銀行は常にファンドの資産をその他の共同管理資産と分別しなければならない。これによって保管受託銀行はいつでも個々のサブ・ファンドの資産を正確に区別することができる。共同管理ファンドの投資方針はサブ・ファンドの投資方針と正確に一致する必要はないため、個別のサブ・ファンドの投資方針よりも制限的になる可能性がある。

取締役会はいつでも予告なしで共同管理契約を終了させることを決定することができる。

受益者はいつでも共同管理契約が結ばれている共同管理資産と共同管理ファンドの比率について、管理会社の登録上の事務所に問合せを行なうことができる。

共同管理資産の構成と比率については年次報告書に記載しなければならない。

ルクセンブルグ籍以外のファンドとの共同管理契約は、（１）ルクセンブルグ籍以外のファンドが関係する共同管理契約がルクセンブルグの法律に準拠し、ルクセンブルグの管轄権に服すること、または（２）共同管理下の各ファンドがルクセンブルグ籍以外のファンドのいかなる債権者および破産管財人も、資産へのアクセスを有さず、または資産を凍結する権利がないとする権限を有することを条件に許可される。

５．証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段

ファンドおよびそのサブ・ファンドは、2010年法の条件および制限に従い、C S S Fにより定められる要件に従う効率的なポートフォリオ運用のために、レボ契約、リバースレボ契約、証券貸付契約ならびに／または、有価証券および短期金融商品を裏付資産とするその他の技法および手段（以下「技法」という。）を採用することができる。かかる取引が、派生商品の使用に関連する場合には、条件および制限が、2010年法の規定を遵守しなければならない。このような技法および手段の利用が、投資家の最善の利益に一致するものでなければならない。

レボ契約とは、一方の当事者が、ある証券を相手方当事者に対して売却すると同時に、当該証券を、指定された将来の日に、当該証券の表面利率とは無関係の市場金利を反映した指定価格で買い戻す取り決めを行う取引である。リバースレボ契約とは、サブ・ファンドが、ある証券を相手方当事者から購入すると同時に、当該証券を、合意された日にかかる価格で、相手方当事者に売却することを約束する取引である。証券貸付契約とは、「ローン」の対象である証券の権原を「貸主」から「借主」に移転し、借主が将来の日に貸主に「これに相当する証券」を交付することに合意する契約である（「証券貸付」）。

クリアストリーム・インターナショナルまたはユーロクリア等の公認決済機関を通じて、もしくはかかる取引を専門とする一流金融機関を通じて、かつかかる機関の指定する条件で行う場合にのみ、証券貸付を行うことができる。

証券貸付取引の場合、ファンドは、原則として、少なくとも貸付証券の総額および未払利息に相当する金額の担保を受けなければならない。かかる担保は、ルクセンブルグ法の規定により容認された金融上の担保の形で発行されなければならない。かかる担保は、当該取引が貸付証券価額を返済することをファンドに保証するクリアストリーム・インターナショナルまたはユーロクリアもしくは他の機関を通じて行われている場合は、不要である。前記「（１）投資方針 担保の運用」の項の規定は、証券貸付の範囲内でファンドに提供された担保の運用に従い適用される。

証券貸付の分野でファンドに業務を提供しているサービス提供会社は、その業務に対して市場基準に見合う報酬を受領する権利を有する。かかる報酬の金額は、適切な場合、年次ベースで独立機関により見直され、採用される。

さらに、管理会社は、証券貸付に関する社内規則を作成している。これらの枠組みに関する取決めには、関連する定義、証券貸付取引契約管理にかかる原則および基準についての記載、担保の品質、認可済み取引相手方、リスク管理、第三者に支払う報酬およびファンドが受領する報酬に加え、年次報告書および半期報告書に開示される情報を中心とする内容が含まれる。

管理会社の取締役会は、証券貸借取引からの担保として、以下の資産クラスの商品を承認し、当該商品に対して以下のヘアカットを適用する旨を決定している。

資産クラス	最小ヘアカット率 （時価に対する 控除率（％））
固定および変動利付き商品	
G10に属する国（米国、日本、英国、ドイツおよびスイス（連邦政府およびスイス諸州を含む。）を除く。）が発行し、かつ格付がA格*以上の商品	2 %
米国、日本、英国、ドイツおよびスイス（連邦政府およびスイス諸州**を含む。）が発行する商品	0 %
格付がA格以上の債券	2 %
公的国際機関が発行する商品	2 %
事業体が発行し、かつ格付がA以上の商品	4 %
各地の当局が発行する、A以上の格付の債券	4 %
株式	8 %
以下のインデックスに上場されている株式は、許容される担保として認められる。	ブルームバーグのID
オーストラリア（S & P / ASX 50インデックス）	AS31
オーストリア（オーストリアTRADED ATX インデックス）	ATX
ベルギー（BEL20インデックス）	BEL20
カナダ（S & P / TSX 60インデックス）	SPTSX60
デンマーク（OMXコペンハーゲン20インデックス）	KFX
欧州（欧州Stoxx50 Pr）	SX5E
フィンランド（OMXヘルシンキ25インデックス）	HEX25
フランス（CAC 40インデックス）	CAC
ドイツ（DAXインデックス）	DAX
香港（ハンセン・インデックス）	HSI
日本（日経225）	NKY
オランダ（AEXインデックス）	AEX
ニュージーランド（ニュージーランド TOP10インデックス）	NZSE10
ノルウェー（OBX STOCKインデックス）	OBX
シンガポール（Straits Times インデックスSTI）	FSSTI
スウェーデン（OMX スtockホルム30インデックス）	OMX
スイス（スイス・マーケット・インデックス）	SMI
スイス（SPIスイス・パフォーマンス・インデックス）	SPI
英国（FTSE100インデックス）	UKX
米国（ダウ・ジョーンズ工業株平均）	INDU
米国（NASDAQ100ストック・インデックス）	NDX
米国（S & P500インデックス）	SPX
米国（Russell 1000インデックス）	RIY

* 本表において、「格付」とは、スタンダード・アンド・プアーズ（S & P）が使用している格付基準を指している。S & P、ムーディーズ（Moody's）およびフィッチ（Fitch）も、これに相当するそれぞれの基準を利用している。これらの格付機関がある発行体に付与する格付が一致しない場合、最も低い格付を適用するものとする。

** これらの州が発行する無格付の債券も、認められる。これらの債券に対しては、ヘアカットも適用されない。

一般的に、以下の要件がレポ契約／リバースレポ契約および証券貸付契約に適用される。

- () レポ契約／リバースレポ契約または証券貸付契約の取引相手方は、OECDの法域に基本的に所在する、法人格を有する事業体である。取引相手方は、信用評価の対象となる。取引相手方が、ESMAにより登録され、かつ監督を受ける機関から信用格付を付与されている場合、かかる格付を信用評価において考慮する。ある信用格付機関が、取引相手方の信用格付をA2またはそれを下回る格付（もしくはこれに相当する格付）に引き下げの場合、かかる取引相手方に関する新たな信用評価を遅延なく実施する。
- () 管理会社は、いつでも、貸付された証券をリコールできるか、または締結した証券貸付契約を終了できなければならない。
- () 管理会社がリバースレポ契約を締結する場合、管理会社は、発生ベースまたは時価評価ベースのいずれかにより、現金全額（リコールの実施時まで発生する利息を含む。）のリコールまたはリバースレポ契約の終了をいつでも行えることを徹底しなければならない。現金のリコールをいつでも時価評価ベースで行える場合、該当するサブ・ファンドの純資産価額の算出のために、リバースレポ契約の時価評価額を利用しなければならない。7日以内の固定期間のリバースレポ契約は、管理会社がいつでも資産をリコールできるという条件付の契約であるとみなすべきである。
- () 管理会社がレポ契約を締結する場合、管理会社は、レポ契約に従い証券をリコールするか、または締結済のレポ契約の終了をいつでも行えるよう、徹底しなければならない。7日以内の固定期間のレポ契約は、管理会社がいつでも資産をリコールできるという条件付の契約であるとみなされるべきである。
- () レポ契約／リバースレポ契約または証券貸付契約は、UCITS指令の目的上の借入または貸付を構成するものではない。
- () 効率的なポートフォリオ運用の技法から生じるすべての収益（直接および間接の運営コスト／費用控除後）は、該当するサブ・ファンドに返却される。
- () 効率的なポートフォリオ運用の技法から生じる直接および間接の運営コスト／費用のうち、該当するサブ・ファンドに配分される収益から控除される可能性があるものは、帳簿外収益を含んではならない。このような直接および間接の運営コスト／費用は、ファンドの年次報告書または半期報告書に記載される事業体に対して支払われ、かかる報告書において、各報酬の金額、および当該事業体が管理会社または保管受託銀行と関連があるかを示すものとする。

ファンドおよびサブ・ファンドは、いかなる状況下でも、これらの取引のために投資目的を逸脱してはならない。同様に、これらの技法の利用により、該当するサブ・ファンドのリスク水準を本来のリスク水準（すなわち、これらの技法を利用しない場合）から大幅に上昇させてはならない。

かかる技法の利用に本質的に付随するリスクに関しては、後記「3 投資リスク a. リスク要因 効率的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク」の項に記載の情報を参照のこと。

管理会社は、リスク管理手続きの一環として、管理会社または管理会社が指定する業務提供会社のうちの一つにより、これらの技法の利用を通じて発生する、取引相手方リスクを中心とするリスクの監視および管理を行うことを徹底する。ファンド、管理会社および保管受託銀行の関連会社との取引により生じる潜在的な利益相反の監視は、主に、定期的な契約および関連する手続きを検証することを通じて実施される。また、管理会社は、これらの技法および手段を利用しているとしても、投資家の買戻注文の実施をいつでも可能とすることを徹底する。

3【投資リスク】

リスク要因

ファンドの資産価値に影響を及ぼすリスク要因として、主に以下のものがあるが、リスク要因はこれらに限られるものではない。リスクについては本書「2 投資方針、（1）投資方針」および「（5）投資制限」も参照のこと。

1）有価証券（株式等）の価格変動リスク

ファンドは、各種通貨建て有価証券（株式等）への投資を行う。また、一部のファンドについては、スワップ等金融派生商品によりファンドの金利リスク感応度等の調整を行う。したがって、ファンドに組入れられた株式等や金融派生商品等（以下併せて「組入資産」という。）の値動きによりファンドの純資産価格は変動し、これにより投資元本に損失が生じることがある。ファンドの資産価値は、株価の動きを反映して変動する。株価は発行企業の業績、株式市場の需給ならびに政治、規制、市場および経済状況の影響を受け、大きく変動することがある。

2）為替リスク

ファンドは、世界各国の各種通貨建て有価証券（株式等）に投資する各表示通貨建ての外国投資信託であり、その円換算資産価値は、為替レートの動向により変動し、その結果投資元本に損失が生じることがある。為替レートは、短期間に大幅に変動することがあり、これに伴いファンドの円換算価値も大きく変動する場合がある。為替レートは、一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定される。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、不介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性がある。

3）信用リスク

ファンドの純資産価格は、組入資産の発行者や契約相手方の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価または市場の変化等により変動し、その結果投資元本に損失が生じることがある。

4）金融派生商品を用いた投資手法のリスク

一部のファンドについては、運用の効率を高め、金利リスク等から基準価格を守る目的で、スワップ等金融派生商品による投資手法が用いられることがある。一方、このような投資手法は、コストや別の金利リスク・信用リスク等のリスクを伴い、その結果投資元本に損失を生じることがある。

5）エマージング・マーケット・リスク

各国の金融・証券市場に投資を行う場合、当該国・地域の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱した場合に、ファンドの資産価値に大きな変動をもたらす可能性がある。また、投資対象先がエマージング・マーケット（新興国市場）の場合には、特有のリスク（政治・社会的不確実性、決済システムなど市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの高い変動、外国への送金規制等）が想定される。

6）買戻しによる資金流出に伴うファンド資産価値の変動リスク

買戻し資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがある。その際には、市況動向や取引量等の状況によってファンドの資産価値が大きく変動する可能性がある。

リスクに対する管理体制

（３）運用体制、「リスク管理／リスク統制」参照。

ファンドは、ヘッジ目的に限定せず、デリバティブ取引等を行っている。管理会社は、ファンドに関して、デリバティブ取引等およびそれらに伴うリスクを、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法（改訂済）の下で認められたコミットメント・アプローチにより管理している。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

a．海外における申込手数料

申込手数料は、受益証券一口当たり純資産価格の最大３％とする。

b．日本における申込手数料

申込手数料は、申込金額の上限3.30％（税抜3.00％）である。申込手数料は、事務処理費用およびファンドに関する情報提供の対価として支払われる。

（２）【買戻し手数料】

a．海外における買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

b．日本における買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

（３）【管理報酬等】

ファンドは、クラスP 受益証券に関し、各サブ・ファンドの平均純資産額に基づいて計算される月次上限定率報酬を支払う。

サブ・ファンド	上限定率報酬 (上限管理報酬)
UBS (Lux) エクイティ・ファンド - アジア・コンサンプション (米ドル)	年率2.040% (年率1.630%)
UBS (Lux) エクイティ・ファンド - ヨーロッパ・オポチュニティ (ユーロ)	年率2.040% (年率1.630%)
UBS (Lux) エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ (米ドル)	年率2.340% (年率1.870%)
UBS (Lux) エクイティ・ファンド - スモール・キャップスUSA (米ドル)	年率1.800% (年率1.440%)
UBS (Lux) エクイティ・ファンド - USサステナブル (米ドル)	年率1.650% (年率1.320%)

当該報酬は、以下のとおり用いられるものとする。

ファンドの運用、管理事務、ポートフォリオ管理および販売に関して（該当する場合）、また保管受託銀行のすべての職務（ファンドの資産の保管および監督、決済取引の取扱いならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主たる支払代理人」の項に記載されるその他一切の職務等）に関して、次の規定に従いファンドの資産からファンドの純資産価額に基づく上限定率報酬率が支払われる。すなわち当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースでファンドの資産に対し請求され、毎月支払われる（上限定率報酬）。関連する上限定率報酬は対応する受益証券のクラスが設定されるまで請求されない。

実際に適用される上限定率報酬については、年次報告書および半期報告書で参照することができる。

2019年11月30日に終了した会計年度に、各サブ・ファンドは、以下の報酬を支払った。

サブ・ファンド	報酬
UBS (Lux) エクイティ・ファンド - アジア・コンサンプション (米ドル)	1,931,954.49米ドル
UBS (Lux) エクイティ・ファンド - ヨーロッパ・オポチュニティ (ユーロ)	4,935,986.82ユーロ

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）	21,960,689.24米ドル
UBS（Lux）エクイティ・ファンド - スモール・キャップスUSA（米ドル）	862,347.01米ドル
UBS（Lux）エクイティ・ファンド - USサステナブル（米ドル）	1,162,016.79米ドル

（注）上記報酬にルクセンブルグの年次税は含まれていない。

（４）【その他の手数料等】

上限定率報酬は、ファンド資産から差し引かれる以下の報酬および追加の費用を含まない。

- a) 資産の売買のためのファンドの資産の管理に関する一切の追加の費用（買呼値および売呼値のスプレッド、市場ベースの仲介手数料、手数料および報酬等）。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、受益証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買によって生じるかかる追加の費用は、「純資産価額、発行、買戻しおよび転換価格」の項に基づくシングル・スイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。
- b) ファンドの設立、変更、清算および合併に関する監督官庁への費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場されている証券取引所に関する一切の手数料。
- c) 年次監査およびファンドの設立、変更、清算および合併に関連する認可に関する監査人の報酬ならびにファンドの管理事務に関して提供される、法律によって許可されているサービスに関して監査法人に支払われる一切のその他の報酬。
- d) ファンドの設立、販売国における登録、変更、清算および合併に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、ファンドおよびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。
- e) ファンドの純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト（翻訳コストを含む。）。
- f) ファンドの法的文書に関するコスト（目論見書、主要な投資家向け資料（以下「KIID」という。）、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の文書）。
- g) 外国の監督官庁へのファンドの登録（該当する場合）に関するコスト（外国の監督官庁への手数料、翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人に対する報酬を含む。）。
- h) ファンドによる議決権または債権者の権利の使用により発生した費用（外部顧問報酬を含む。）。
- i) ファンドの名義で登録された知的財産またはファンドの利用者の権利に関するコストおよび手数料。
- j) 管理会社、ポートフォリオ・マネジャーまたは保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じた特別措置に関して生じた一切の費用。
- k) 管理会社が投資者の利益につき集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じた費用（例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト）をファンドの資産に対して請求することができる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができる。ただし、かかるすべての管理事務コストは、証明可能かつ開示されており、ファンドの総費用率（TER）の開示において考慮される。

管理会社は、ファンドの販売のためにトレーラー報酬を支払うことができる。

ファンドはまた、ファンドの資産および収益に対し課せられる一切の税金、特に、ルクセンブルグの年次税を負担する。

定率報酬を採用しない他のファンド・プロバイダーとの一般的比較可能性を持たせることを目的に、「上限管理報酬」は定率報酬の80%と定める。

特定のサブ・ファンドに割り当てられる一切の費用は、当該サブ・ファンドに請求される。

受益証券のクラスに計上される費用は当該受益証券のクラスに請求される。

複数またはすべてのサブ・ファンド／受益証券のクラスに係る費用は、関係するサブ・ファンド／受益証券のクラスの純資産額に比例して当該関係するサブ・ファンド／受益証券のクラスに請求される。

投資方針の規定により、他のUCIsまたはUCITSへ投資するサブ・ファンドについて、サブ・ファンドおよび当該対象ファンドの両レベルで報酬が生じることがある。サブ・ファンドの資産が投資される対象ファンドの管理報酬は、あらゆる付随的な報酬を考慮の上、最大3%とする。

サブ・ファンドが、管理会社もしくはその委託先により、直接運用されるか、または合同運用もしくは支配または直接的もしくは間接的な実質保有を通じて管理会社と関係する別の会社により、運用されるファンドの受益証券へ投資する場合、対象ファンドの受益証券に関して投資を行うサブ・ファンドは、発行および買戻しの手数料を請求されないことがある。

ファンドの継続費用の詳細は、KIIDに記載されている。

2019年11月30日に終了した会計年度に、各サブ・ファンドは、以下のその他費用を支払った。

サブ・ファンド	その他の費用
UBS（Lux）エクイティ・ファンド - アジア・コンサンプション（米ドル）	102,478.85米ドル
UBS（Lux）エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ（ユーロ）	332,831.16ユーロ
UBS（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）	859,658.38米ドル
UBS（Lux）エクイティ・ファンド - スモール・キャップスUSA（米ドル）	53,255.94米ドル
UBS（Lux）エクイティ・ファンド - USサステナブル（米ドル）	55,724.94米ドル

上記手数料等は、一部の費用等が実費となる場合があるため、これらを合計した料率または上限等を表示することができない。

管理会社の報酬方針

取締役会は、報酬が適用ある規則（具体的には、（ ）UCITS指令2014/91/EU、2016年3月31日付で公表されたUCITS指令およびAIFMDに基づく健全な報酬方針に関するESMAの最終報告書、（ ）オルタナティブ投資ファンド運用者（AIFM）指令2011/61/EU（2013年7月12日付オルタナティブ投資ファンド運用者に関する法律（改正済）をもってルクセンブルグ大公国において国内法化された。）、2013年2月11日付で公表されたAIFMDに基づく健全な報酬方針に関するESMAのガイドライン、ならびに（ ）2010年2月1日付で発表された金融セクターにおける報酬方針のガイドラインに関するCSSF指令10/437に定義される規定）に従っていることを確保し、かつ、UBSグループ・エイ・ジーの報酬方針のガイドラインを遵守することを目的とする報酬方針を採用している。かかる報酬方針は、少なくとも年1回、検証される。

報酬方針により、堅実かつ効果的なリスク管理の枠組みの形成を促し、受益者の利益を守り、かつ本UCITS/AIFのリスク特性、約款もしくは定款に反するリスクを防止する。報酬方針は、また、利益相反を防止する措置を含む管理会社およびUCITS/AIFの戦略、方針、価値および利益を守ることを確保する。

さらに、この手法は、以下を目的とする。

- ・サブ・ファンドにおける受益者の推奨される保有期間に適した複数年にわたる期間で、パフォーマンスを評価すること。これは、評価プロセスが、ファンドの長期的なパフォーマンスおよび投資リスクに依拠し、かつ、パフォーマンスに関連した報酬が同期間にわたり実際に支払われることを徹底するためである。
- ・固定報酬部分および変動報酬部分を組み合わせたバランスが取れている報酬を従業員に与えること。報酬総額のかなりの部分を固定報酬部分が占め、このことが機動性を有する賞与の戦略を可能にする。これには変動報酬を支払わないという選択肢が含まれる。この固定報酬は、個々の従業員の役割（彼らの責任および業務の複雑性、パフォーマンスおよび各地の市況を含む。）により決定される。さらに、管理会社が、自身の裁量により、従業員に対して手当を提供する可能性があることに留意すべきである。これらが固定報酬の不可欠な部分を構成する。

関連するすべての情報は、UCITS指令2014/91/EUの規定に従い、管理会社の年次報告書において開示されるものとする。受益者は、直近の報酬方針に関する詳細（報酬および利益の算定方法の概要、報酬委員会（もしあれば）の構成を含め報酬および利益を付与する責任を負う者の情報を含むが、それらに限らない。）をhttp://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.htmlで閲覧することができる。

かかる情報の書面による写しは、請求によって管理会社から無料で入手可能である。

（５）【課税上の取扱い】

（Ａ）日本

2020年５月29日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- （１）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- （２）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- （３）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）（2038年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。
日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。
確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。
- （４）日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年１月１日以後は15%の税率となる。））。
- （５）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）（2038年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一だが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

（６）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（５）と同様の取扱いとなる。

（７）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

（１）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

（２）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

（３）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

（４）日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。

（５）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

（６）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（５）と同様の取扱いとなる。

（７）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記「ないし」に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

（Ｂ）ルクセンブルグ

ファンドはルクセンブルグ法に基づく。ルクセンブルグの現行法規に基づき、ファンドは、ルクセンブルグの源泉徴収税、所得税、キャピタル・ゲイン税または富裕税の対象とならない。ただし、各サブ・ファンドは、純資産総額について年利0.05%の年次税を各四半期末にルクセンブルグに支払わなければならない。年率0.01%に減税される年次税は、クラスF、 - A 1、 - A 2、 - A 3、 - B、 - XおよびU - X受益証券^{（注）}に課せられる。かかる税金は、各四半期末に各サブ・ファンドの純資産総額について計算される。

2005年6月21日付ルクセンブルグ法により、金利収入の形の貯蓄収入への課税に関する2003年6月3日付欧州連合指令2003/48/ECが国内法令に制定されたことを受益者にお知らせする。この法律に基づき、2005年7月1日から欧州加盟国内の個人居住者に対する国際的な利払は、源泉徴収税または自動情報交換の対象となる。影響を受ける支払には、とりわけ欧州連合利息課税に基づき定義される債務証券および債務請求権に15%以上の投資を行う投資ファンドにより支払われる分配金および配当金、ならびにかかる資産に25%以上の投資を行う投資ファンドの受益証券の販売または買戻しによる利益が含まれる。必要な場合、販売代理店または販売会社は、購入後、投資者に、同人が税法上の居住国により提供される課税認証番号（「TIN」）を付与するよう求めることができる。

提示される課税金額は、算定時の最新の入手可能なデータに基づく。

関連するサブ・ファンドおよび受益者が欧州連合利息課税の対象ではない限り、受益者は、現行税法上、ルクセンブルグの所得税、贈与税、相続税またはその他の税金を支払う義務を負わない。ただし、当該サブ・ファンドまたは受益者がルクセンブルグに住所を有するか、居住するか、または常用の住居を維持する場合、あるいはルクセンブルグに以前居住しており、ファンドの受益証券の10%以上を保有する場合を除く。

2008年11月13日、欧州委員会は、貯蓄課税指令の改正案を承認した。改正案は、特に、（ ）欧州連合に居住する個人である最終受益者に対し一定の仲介機関（欧州連合加盟国に登録上の事務所を設置するか否かを問わない。）が行った支払も含むこととする欧州連合貯蓄課税指令の適用範囲の拡大、また（ ）拡大された欧州連合貯蓄課税指令の適用範囲に該当する利息の定義を規定するものである。2017年4月7日現在において、改正案が実施されるか否かおよび実施の時期については不明である。

上記は財務上の効果に関する概要であり、完全であると断言するものではない。受益権の購入者は、居住地に関連する、またその国籍を有する人に関する受益証券の購入、保有および売却を規定する法律および規則に関する情報を求める責任を負う。

（注）当該クラス受益証券は、現在、日本で販売されていない。

情報自動交換 - F A T C A および共通報告基準

ルクセンブルグ籍のファンドは、その受益者および課税上の地位に関する特定の情報を収集し、当該情報をルクセンブルグの税務当局に提供するための以下に記載する協定（および場合に応じて将来締結される可能性があるその他の協定）などの自動情報交換に関する一定の協定により拘束される。さらに、ルクセンブルグの税務当局は、かかる情報を当該投資者が税務上の目的で居住者となっている法域の税務当局に送信することがある。

米国の外国口座税務コンプライアンス法およびその関連法（以下「F A T C A」と総称する。）に基づき、ファンドは、ルクセンブルグと米国との間で締結された政府間協定（以下「I G A」という。）に定義される特定米国人が所有する金融口座について米国財務省が報告を受けることを確保するために設けられた徹底的なデューディリジェンスの実施義務および報告義務を遵守しなければならない。ファンドは、上記の義務を遵守しなかった場合、一定の米国源泉の所得および2019年1月1日以降は総所得に対し米国の源泉徴収税を課されることとなる。I G Aに従い、ファンドは「遵守（Compliant）」に分類されており、特定米国人が所有する金融口座を特定し、これを直ちにル

ルクセンブルグの税務当局に報告した場合には源泉徴収税が課されない。ルクセンブルグの税務当局は、かかる報告を受けた場合、当該金融口座に関する情報を米国内国歳入庁に提供する。

世界的なオフショアの租税回避に対処するため、経済協力開発機構（OECD）は、FATCAの実施に向けた政府間の取り組みに多大な支援を行い、共通報告基準（以下「CRS」という。）を策定した。CRSの下では、参加CRS法域に設立された金融機関（ファンド等）は、投資者のすべての個人情報および口座情報を現地の税務当局に提供する義務を負い、該当する場合は、当該金融機関を管轄する法域との間で情報交換協定を締結している他の参加CRS法域の居住者である支配者についても同様の情報提供義務を負う。参加CRS法域の税務当局は、年に1回、かかる情報の交換を行う。初回の情報交換は2017年に開始される予定である。ルクセンブルグは、CRSを導入するための法律を制定した。そのため、ファンドは、ルクセンブルグにおいて適用されるCRS上のデューデリジェンス義務および報告義務を遵守しなければならない。

投資予定者は、ファンドがFATCAおよびCRSに基づく義務を履行できるよう、投資を行う前に個人情報および自らの課税上の地位に関する情報をファンドに提供し、これらの情報を常に最新の状態に維持する義務を負っている。投資予定者は、ファンドがかかる情報をルクセンブルグの税務当局に提供する義務を負っていることに留意する必要がある。投資者は、ファンドが、上記の要求された情報を投資者がファンドに提供しなかった場合にファンドに課される源泉徴収税ならびに発生するその他一切のコスト、利息、罰金、その他の損失および債務を投資者が負担することを確実にするため、投資者のファンドにおける持分に関して必要と考える措置を講じることができる点に留意する必要がある。また、上記には、投資者が、FATCAもしくはCRSに基づき発生した米国の源泉徴収税もしくは罰金の支払い、および/または当該投資者のファンドにおける持分の強制買戻しもしくは清算について責任を負うことが含まれる場合もある。

FATCAおよびCRSの仕組みおよび適用範囲に関する詳細なガイドラインは未だ策定途上にある。これらのガイドラインの策定期間またはファンドの将来における活動に及ぼす影響についての保証は一切ない。投資予定者は、FATCAおよびCRS、ならびにかかる自動情報交換制度が及ぼす影響に関して、適格な税務アドバイザーに相談する必要がある。

FATCAにより定義される「特定米国人」

「特定米国人」という用語は、（ ）米国の裁判所が適用法に基づき信託の運営の何らかの面に関して命令または判決を下すことを認められている場合、または（ ）一または複数の特定米国人が信託会社または米国市民もしくは米国居住者であった遺言者の財産に関してすべての重要な決定を行うことを授權されている場合に、米国市民、米国居住者または米国に住所を有するかもしくは米国の連邦もしくは州の法律に基づき設立されたパートナーシップもしくは有限会社の形態を有する法人もしくは信託を指す。本項は、米国内国歳入法に一致していなければならない。

ストック・コネクトを通じた中国A株への投資

2014年11月14日に、中国当局は、2014年11月17日以降、外国投資家がストック・コネクトを通じた中国A株の取引から得たキャピタル・ゲインが中国において適用される法人所得税ならびに個人所得税および個人事業税を一時的に免除される旨の財税指令（2014年）第81号を公布した。外国投資家は、中国において適用される10%の配当源泉徴収税を支払う義務を負う。かかる税金は、中国で上場されている企業により源泉控除され、中国において管轄権を有する税務当局に支払われる。税務上の目的で中国と租税条約を締結する法域に居住する投資家は、支払済みの源泉徴収超過額の還付を申請することができる。ただし、当該租税条約は、中国において支払われた税率よりも低い税率の分配源泉徴収税を定める。

ファンドは、ストック・コネクトを通じて中国A株式を売却する場合、中国で適用される0.1%の印紙税を課税される。

ドイツ投資税法に基づく部分的課税免除

サブ・ファンドの特別な投資方針に定められる投資制限に加え、ファンドのすべてのサブ・ファンドは、ドイツ投資税法に規定される部分的課税免除の適用を受けるため、その関連する純資産価額の51%以上をエクイティ投資対象に投資する（以下「エクイティ投資割当」という。）。

本投資制限の目的上、「エクイティ投資対象」には以下が含まれる。

- 1) 証券取引所での取引が認められているか、または金融商品市場に関する2014年5月15日付欧州議会および理事会指令2014/65/EUの意味の範囲内における「規制ある市場」の基準を満たす他の組織化された市場で取引されているか、もしくは当該市場での取引が認められている会社の株式（預託証券を除く。）。
- 2) () 法人税の課税対象となり、かかる課税の免除の恩恵を受けない欧州連合の加盟国もしくは欧州経済地域の加盟国に本拠地を有するか、または() 他の国に本拠地を有し、15%以上の法人税の課税対象となる、不動産会社以外の会社の株式。
- 3) 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）で、関連する投資条件に記載されるとおり、その価額の51%以上をエクイティ投資対象に継続的に投資するもの（以下「エクイティ・ファンド」という。）の受益証券。この場合、ファンドが保有するエクイティ・ファンドの受益証券の51%がエクイティ投資対象を構成するとみなされる。
- 4) UCITSで、関連する投資条件に記載されるとおり、その価額の25%以上をエクイティ投資対象に継続的に投資するもの（以下「ミックス・ファンド」という。）の受益証券。この場合、ファンドが保有するミックス・ファンドの受益証券の25%がエクイティ投資対象を構成するとみなされる。
- 5) 関連する投資条件においてエクイティ投資比率を開示するエクイティ・ファンドまたはミックス・ファンドの受益証券。
- 6) 日次ベースでエクイティ投資比率を開示するエクイティ・ファンドまたはミックス・ファンドの受益証券。

上記（3）、（4）、（5）および（6）項に記載される場合を除き、UCITSの受益証券は、エクイティ投資対象を構成するとはみなされない。

本項の目的上、エクイティ投資比率には、販売目論見書に規定する証券貸付プログラムを通じて貸し付けられるエクイティ投資対象は含まれない。

投資家は、各自の状況に関して有資格の税務専門家にアドバイスを求めるべきである。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(アジア・コンサンプション(米ドル))

(2020年2月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
株式	中国	58,931,923.84	41.67
	香港	21,925,419.81	15.50
	インド	21,379,441.89	15.12
	タイ	8,132,497.37	5.75
	フィリピン	7,261,345.66	5.13
	韓国	5,544,516.20	3.92
	台湾	5,048,101.85	3.57
	インドネシア	3,631,176.65	2.57
	マカオ	2,051,684.99	1.45
	シンガポール	1,835,485.19	1.30
合計		135,741,593.45	95.98
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		5,686,725.92	4.02
総計(純資産総額)		141,428,319.37 (約15,477百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（ヨーロッパ・オポチュニティ（ユーロ））

（2020年2月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（ユーロ）	投資比率（％）
株式	フランス	90,808,675.70	23.39
	イギリス	62,070,743.02	15.99
	スイス	47,613,178.58	12.26
	ドイツ	34,997,056.42	9.01
	オランダ	34,993,537.25	9.01
	イタリア	24,691,718.42	6.36
	アメリカ合衆国	18,571,023.79	4.78
	デンマーク	14,922,038.64	3.84
	ノルウェー	13,846,367.71	3.57
	フィンランド	12,690,924.32	3.27
	スウェーデン	8,926,167.88	2.30
	スペイン	5,372,511.00	1.38
	アイルランド	4,703,745.31	1.21
	ポルトガル	3,894,823.68	1.00
小計		378,102,511.72	97.38
投資信託	ルクセンブルグ	5,848,946.48	1.51
	アイルランド	1,517,836.12	0.39
小計		7,366,782.60	1.90
合計		385,469,294.32	99.28
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		2,803,349.00	0.72
総計（純資産総額）		388,272,643.32 （約46,717百万円）	100.00

（グレーター・チャイナ（米ドル））

（2020年2月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
株式	中国	849,137,389.56	65.08
	香港	302,618,619.47	23.19
	台湾	64,982,204.70	4.98
合計		1,216,738,213.73	93.26
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		87,999,797.74	6.74
総計（純資産総額）		1,304,738,011.47 （約142,777百万円）	100.00

（スモール・キャップスUSA（米ドル））

（2020年2月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
株式	アメリカ合衆国	35,824,080.25	89.55
	イスラエル	679,130.01	1.70
	ジャージー	551,299.50	1.38
	バミューダ	441,156.76	1.10
	カナダ	309,267.08	0.77
	オランダ	297,180.76	0.74
	スイス	277,940.00	0.69
小計		38,380,054.36	95.94
投資信託	アイルランド	1,301,360.00	3.25
小計		1,301,360.00	3.25
合計		39,681,414.36	99.19
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		324,555.59	0.81
総計（純資産総額）		40,005,969.95 （約4,378百万円）	100.00

（USサステナブル（米ドル））

（2020年2月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
株式	アメリカ合衆国	59,416,664.90	90.23
	バハマ	2,674,469.20	4.06
	アイルランド	2,090,223.60	3.17
	オランダ	1,327,217.06	2.02
小計		65,508,574.76	99.48
投資信託	アイルランド	11,830.00	0.02
小計		11,830.00	0.02
合計		65,520,404.76	99.49
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		332,821.30	0.51
総計（純資産総額）		65,853,226.06 （約7,206百万円）	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（アジア・コンサンプション（米ドル））

（2020年2月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	業種	株数／数量 (1,000)	米ドル				投資 比率 (%)
						取得価額		時価		
						単価	金額	単価	金額	
1	ALIBABA GROUP HLDG SPON ADS EACH REP ONE ORD-ADR	中国	株式	その他サービス業	68.51	125.21	8,578,810.75	205.03	14,047,425.42	9.93
2	TENCENT HLDGS LIMI HKD0.00002	中国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ ITサービス	199.40	31.42	6,264,427.67	49.52	9,873,693.12	6.98
3	HDFC BANK INR1	インド	株式	銀行・ その他金融機関	440.86	7.08	3,119,886.93	16.32	7,193,148.68	5.09
4	TAL EDUCATION GRP ADS EA REPR 2 CL A ORD SHS	中国	株式	ヘルスケア・ 社会福祉	102.80	6.00	617,202.51	55.16	5,670,558.32	4.01
5	LG HOUSEHOLD&HEALT KRW5000	韓国	株式	医薬品・化粧品・ 医療用品	5.52	488.28	2,692,858.08	1,005.35	5,544,516.20	3.92
6	KWEICHOW MOUTAI 'A'CNY1	中国	株式	タバコ・ アルコール飲料	33.59	82.29	2,763,722.58	151.22	5,078,892.56	3.59
7	CHINA MENGNIU DAIR HKD0.1	香港	株式	食品・清涼飲料	1,367.00	3.08	4,214,521.73	3.59	4,901,370.06	3.47
8	OSOTSPA PCL THB1(ALIEN)	タイ	株式	医薬品・化粧品・ 医療用品	3,198.10	0.79	2,533,614.22	1.32	4,231,363.49	2.99
9	JOYOUNG CO. LTD. 'A'CNY1	中国	株式	各種消費財	1,020.06	3.26	3,324,792.33	3.86	3,938,671.16	2.78
10	PHILIPPINE SEVEN PHP1	フィリピン	株式	小売・百貨店	1,292.63	1.38	1,778,128.29	2.98	3,854,439.72	2.73
11	LI NING CO LTD HKD0.1	香港	株式	小売・百貨店	1,428.00	0.81	1,161,836.84	2.63	3,755,339.76	2.66
12	TECHTRONIC INDUSTR HKD0.1	香港	株式	電子機器・部品	451.50	5.98	2,701,574.59	8.09	3,651,825.46	2.58
13	ZHEJIANG SUPOR COO 'A'CNY1	中国	株式	電子機器・部品	331.46	6.92	2,293,458.72	10.51	3,482,980.08	2.46
14	CHINA MOBILE LTD NPV	香港	株式	電気通信	419.00	9.51	3,986,539.07	7.86	3,294,895.64	2.33
15	PING AN INSURANCE 'H'CNY1	中国	株式	保険会社	295.00	11.91	3,512,470.55	11.12	3,279,123.32	2.32
16	NIEN MADE ENTERPRI TWD10	台湾	株式	各種貿易会社	398.00	8.01	3,187,313.17	8.06	3,207,186.38	2.27
17	CROMPTON GREAVES C INR2	インド	株式	電子機器・部品	804.99	3.59	2,887,612.10	3.87	3,111,672.86	2.20
18	THAI BEVERAGE PUBL THB1	タイ	株式	タバコ・ アルコール飲料	5,234.50	0.58	3,020,610.90	0.56	2,929,126.91	2.07
19	GREE ELEC APPLICAN 'A'CNY1	中国	株式	電子機器・部品	325.70	8.40	2,734,680.19	8.47	2,758,432.04	1.95
20	COLGATE-PALM(IND)INR1.00	インド	株式	医薬品・化粧品・ 医療用品	153.21	15.76	2,414,052.25	17.81	2,728,568.81	1.93
21	GUDANG GARAM(PERUS IDR500	インドネシア	株式	タバコ・ アルコール飲料	759.60	4.99	3,787,526.33	3.55	2,700,095.88	1.91
22	NEW ORIENTAL ED & TECH GRP INC SPON ADR	中国	株式	ヘルスケア・ 社会福祉	19.70	65.67	1,293,741.86	132.63	2,612,811.00	1.85
23	DLF LIMITED INR2	インド	株式	不動産	887.26	2.77	2,457,195.63	2.79	2,479,447.77	1.75
24	ITC INR1	インド	株式	タバコ・ アルコール飲料	885.92	3.37	2,989,796.81	2.74	2,424,770.75	1.71
25	MARICO LTD INR1	インド	株式	食品・清涼飲料	567.64	1.66	941,505.46	4.14	2,349,511.30	1.66
26	YIBIN WULIANGYE 'A'CNY1	中国	株式	タバコ・ アルコール飲料	132.46	12.00	1,590,033.58	17.25	2,285,275.11	1.62
27	YIHAI INTERNATIONAL USD0.00001	中国	株式	宿泊・外食産業・ レジャー施設	336.00	0.76	254,539.73	6.69	2,247,815.99	1.59
28	GALAXY ENTERTAINME HKD0.10	香港	株式	建材・建設業	338.00	6.25	2,113,777.96	6.60	2,230,844.23	1.58
29	AIA GROUP LTD NPV	香港	株式	保険会社	225.80	9.69	2,188,238.44	9.86	2,227,498.62	1.58
30	LT GROUP INC PHP1	フィリピン	株式	タバコ・ アルコール飲料	11,981.40	0.48	5,714,475.84	0.18	2,103,649.44	1.49

（ヨーロッパ・オポチュニティ（ユーロ））

（2020年2月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	業種	株数 / 数量 (1,000)	ユーロ				投資 比率 (%)
						取得価額		時価		
						単価	金額	単価	金額	
1	NESTLE SA CHFO.10(REGD)	スイス	株式	食品・清涼飲料	198.56	70.62	14,021,410.93	92.97	18,459,870.87	4.75
2	SAP AG ORD NPV	ドイツ	株式	インターネット・ ソフトウェア・ ITサービス	139.98	86.98	12,174,831.93	111.56	15,615,945.68	4.02
3	ASTRAZENECA ORD USD0.25	イギリス	株式	医薬品・化粧品・ 医療用品	187.85	62.69	11,777,275.48	79.00	14,840,844.29	3.82
4	ENEL EUR1	イタリア	株式	エネルギー・水道	1,952.25	6.73	13,131,778.60	7.58	14,790,230.85	3.81
5	SAMPO OYJ SER'A'NPV	フィンランド	株式	保険会社	344.11	36.63	12,604,538.65	36.88	12,690,924.32	3.27
6	ROCHE HLDGS AG GENUSSCHEINE NPV	スイス	株式	医薬品・化粧品・ 医療用品	42.59	282.56	12,033,631.70	291.28	12,404,956.15	3.19
7	NOVO-NORDISK AS DKK0.2 SER'B'	デンマーク	株式	医薬品・化粧品・ 医療用品	225.41	45.67	10,294,899.30	52.96	11,938,849.63	3.07
8	UNILEVER EURO.16	イギリス	株式	各種消費財	245.77	54.04	13,282,294.07	47.62	11,702,148.09	3.01
9	BNP PARIBAS EUR2	フランス	株式	銀行・ その他金融機関	265.79	47.71	12,679,611.20	43.79	11,637,396.23	3.00
10	ASML HOLDING NV EURO.09	オランダ	株式	電子機器・半導体	45.14	164.75	7,436,534.18	248.10	11,198,985.90	2.88
11	GLAXOSMITHKLINE ORD GBPO.25	イギリス	株式	医薬品・化粧品・ 医療用品	558.48	21.80	12,177,120.82	18.17	10,145,094.57	2.61
12	MASTERCARD INC COM USD0.0001 CLASS 'A'	アメリカ合衆国	株式	銀行・ その他金融機関	38.03	250.71	9,534,380.11	264.24	10,048,629.66	2.59
13	KONINKLIJKE PHILIPS NV EURO.20	オランダ	株式	電子機器・半導体	255.84	40.20	10,285,654.15	38.72	9,906,008.64	2.55
14	SCHNEIDER ELECTRIC EUR8	フランス	株式	電子機器・部品	108.83	76.37	8,311,476.10	90.50	9,848,843.50	2.54
15	EQUINOR ASA NOK2.50	ノルウェー	株式	石油	719.19	16.99	12,222,542.34	13.58	9,763,849.93	2.51
16	LVMH MOET HENNESSY EURO.30	フランス	株式	繊維・衣料・革製品	24.01	226.27	5,433,517.86	370.85	8,905,221.05	2.29
17	MICROSOFT CORP COM USD0.0000125	アメリカ合衆国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ ITサービス	57.78	94.79	5,477,501.97	147.49	8,522,394.13	2.19
18	PERNOD RICARD EUR1.55	フランス	株式	タバコ・ アルコール飲料	56.70	160.03	9,073,445.06	146.40	8,300,880.00	2.14
19	AXA EUR2.29	フランス	株式	保険会社	388.74	24.19	9,403,971.48	20.96	8,145,941.93	2.10
20	DANONE EURO.25	フランス	株式	食品・清涼飲料	126.31	76.81	9,702,086.17	63.72	8,048,345.76	2.07
21	EIFFAGE EUR4	フランス	株式	建材・建設業	81.87	89.74	7,347,568.26	96.42	7,894,098.24	2.03
22	AIR LIQUIDE(L')EUR5.5 (POST-SUBDIVISION)	フランス	株式	化学	61.91	99.72	6,173,126.73	122.90	7,608,370.30	1.96
23	CREDIT AGRICOLE SA EUR3	フランス	株式	銀行・ その他金融機関	696.85	11.95	8,326,690.31	10.81	7,532,959.31	1.94
24	ZURICH INSURANCE GRP CHFO.10	スイス	株式	保険会社	21.18	331.26	7,016,801.72	348.84	7,389,083.59	1.90
25	LEGRAND SA EUR4	フランス	株式	電子機器・部品	106.85	73.60	7,864,408.63	69.02	7,375,063.08	1.90
26	MUENCHENER RUECKVE NPV (REGD)	ドイツ	株式	保険会社	30.03	263.54	7,914,852.68	230.70	6,928,613.10	1.78
27	LONDON STOCK EXCH ORD GBPO.06918604	イギリス	株式	金融・投資・ 多角化企業	74.26	48.92	3,633,130.24	88.10	6,542,307.04	1.68
28	SANDVIK AB NPV(POST SPLIT)	スウェーデン	株式	機械工学・産業設備	436.43	16.68	7,280,528.32	14.87	6,491,397.18	1.67
29	NOVARTIS AG CHFO.50 (REGD)	スイス	株式	医薬品・化粧品・ 医療用品	75.83	84.48	6,406,323.55	76.42	5,794,626.94	1.49
30	ALLIANZ SE NPV(REGD) (VINKULIERT)	ドイツ	株式	保険会社	28.90	229.77	6,640,931.17	194.80	5,630,304.40	1.45

（グレーター・チャイナ（米ドル））

（2020年2月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	業種	株数 / 数量 (1,000)	米ドル				投資 比率 (%)
						取得価額		時価		
						単価	金額	単価	金額	
1	TENCENT HLDGS LIM1 HKD0.00002	中国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ ITサービス	2,610.80	34.99	91,357,642.78	49.52	129,279,027.12	9.91
2	TAL EDUCATION GRP ADS EA REPR 2 CL A ORD SHS	中国	株式	ヘルスケア・ 社会福祉	2,328.20	19.72	45,918,991.90	55.16	128,423,677.48	9.84
3	ALIBABA GROUP HLDG SPON ADS EACH REP ONE ORD-ADR	中国	株式	その他サービス業	569.26	158.49	90,222,721.05	205.03	116,715,787.86	8.95
4	KWEICHOW MOUTAI 'A'CNY1	中国	株式	タバコ・ アルコール飲料	441.21	118.09	52,102,260.56	151.22	66,718,172.65	5.11
5	TAIWAN SEMICON MAN TWD10	台湾	株式	電子機器・半導体	6,226.67	5.47	34,073,821.68	10.44	64,982,204.70	4.98
6	PING AN INSURANCE 'H'CNY1	中国	株式	保険会社	5,489.80	8.65	47,493,874.57	11.12	61,022,817.60	4.68
7	CHINA MERCHANTS BK 'H'CNY1	中国	株式	銀行・ その他金融機関	9,567.58	3.85	36,795,071.41	4.71	45,105,199.93	3.46
8	NETEASE INC ADR REP 25 COM USD0.0001	中国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ ITサービス	140.00	258.49	36,188,179.07	321.93	45,070,200.00	3.45
9	SHN INTL HLDGS HKD1	香港	株式	金融・投資・ 多角化企業	22,006.41	1.29	28,454,616.64	1.91	42,119,690.37	3.23
10	ANHUI GUJING DISTL 'B'CNY1	中国	株式	タバコ・ アルコール飲料	3,688.42	0.93	3,441,364.44	9.21	33,972,831.38	2.60
11	NEW ORIENTAL ED & TECH GRP INC SPON ADR	中国	株式	ヘルスケア・ 社会福祉	251.26	85.26	21,422,641.27	132.63	33,324,613.80	2.55
12	AIA GROUP LTD NPV	香港	株式	保険会社	3,292.00	9.07	29,848,571.25	9.86	32,475,312.05	2.49
13	CHINA JINMAO HOLDI NPV	香港	株式	不動産	43,302.00	0.53	22,757,412.52	0.73	31,607,299.27	2.42
14	PING AN BANK CO LT 'A'CNY1	中国	株式	銀行・ その他金融機関	14,477.57	2.10	30,455,356.75	2.07	30,032,148.99	2.30
15	HONG KONG EXCHANGE HKD1	香港	株式	銀行・ その他金融機関	896.00	31.83	28,522,959.25	32.81	29,401,921.67	2.25
16	YIHAI INTERNATIONA USD0.00001	中国	株式	宿泊・外食産業・ レジャー施設	4,288.00	3.23	13,841,913.05	6.69	28,686,413.61	2.20
17	CSPC PHARMACEUTICA HKD0.10	香港	株式	医薬品・化粧品・ 医療用品	11,724.00	1.62	19,034,797.54	2.28	26,710,741.09	2.05
18	YIBIN WULIANGYE 'A'CNY1	中国	株式	タバコ・ アルコール飲料	1,503.44	14.16	21,286,460.61	17.25	25,939,196.64	1.99
19	FAR EAST HORIZON L HKD0.01	香港	株式	金融・投資・ 多角化企業	29,134.00	0.94	27,424,136.80	0.87	25,451,559.27	1.95
20	SSY GROUP LIMITED HKD0.02	香港	株式	医薬品・化粧品・ 医療用品	29,191.07	0.39	11,439,946.49	0.84	24,452,896.10	1.87
21	LI NING CO LTD HKD0.1	香港	株式	小売・百貨店	8,492.08	1.34	11,418,715.74	2.63	22,332,390.16	1.71
22	INDUSTRIAL & COM B 'H'CNY1	中国	株式	銀行・ その他金融機関	28,403.81	0.61	17,324,617.10	0.68	19,420,972.55	1.49
23	CHINA RES LAND HKD0.10	香港	株式	不動産	3,362.00	2.25	7,552,982.91	4.61	15,504,714.38	1.19
24	CHINA CONST BK 'H'CNY1	中国	株式	銀行・ その他金融機関	18,102.45	0.72	12,949,259.34	0.81	14,630,025.14	1.12
25	CHINASOFT INTL LTD HKD0.05(POST B/L CHANGE)	中国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ ITサービス	22,022.00	0.45	9,912,809.40	0.61	13,503,670.17	1.03
26	JIANGSU HENGGUI ME 'A'CNY1	中国	株式	医薬品・化粧品・ 医療用品	1,043.53	8.33	8,692,423.07	12.03	12,553,686.62	0.96
27	CHINA O/SEAS LAND HKD0.10	香港	株式	不動産	3,670.94	2.05	7,532,151.16	3.35	12,314,475.22	0.94
28	CHINA EVERBRIGHT HKD1	香港	株式	金融・投資・ 多角化企業	7,368.00	1.49	10,964,158.23	1.67	12,287,403.95	0.94
29	SHENZHEN INVESTMEN HKD0.05	香港	株式	不動産	32,765.10	0.43	14,216,358.96	0.34	11,012,350.07	0.84
30	KINGSOFT CORP USD0.0005	中国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ ITサービス	3,135.00	2.66	8,323,896.69	3.23	10,134,568.27	0.78

（スモール・キャップスU S A（米ドル））

（2020年2月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	業種	株数 / 数量 (1,000)	米ドル				投資 比率 (%)
						取得価額		時価		
						単価	金額	単価	金額	
1	UBS(1RL)SELECT MONEY MARKET FUND-USD-S-DIST	アイルランド	投資 信託	投資信託	0.13	10,000.00	1,301,360.00	10,000.00	1,301,360.00	3.25
2	UNIVERSAL DISPLAY COM USD0.01	アメリカ合衆国	株式	電子機器・半導体	5.63	82.59	465,242.81	158.79	894,464.07	2.24
3	NANOSTRING TECHNOL COM USD0.0001	アメリカ合衆国	株式	バイオテクノロジー	22.44	26.46	593,684.34	35.66	800,174.74	2.00
4	CHEGG INC COM USD0.001	アメリカ合衆国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ ITサービス	20.14	22.56	454,361.14	39.21	789,807.03	1.97
5	GENERAC HLDGS INC COM USD0.01	アメリカ合衆国	株式	金融・投資・ 多角化企業	7.62	46.61	355,144.50	102.99	784,783.80	1.96
6	MERCURY SYSTEMS IN COM USD0.01	アメリカ合衆国	株式	コンピューター・ ハードウェア・ ネットワーク	10.03	49.37	495,425.07	73.46	737,097.64	1.84
7	PERFORMANCE FOOD G COM USD0.01	アメリカ合衆国	株式	食品・清涼飲料	17.00	34.07	579,311.80	42.40	720,884.80	1.80
8	QTS REALTY TR INC COM USD0.01 CL A	アメリカ合衆国	株式	不動産	12.80	44.77	572,791.95	56.17	718,695.15	1.80
9	TELADOC HEALTH INC COM USD0.001	アメリカ合衆国	株式	ヘルスケア・ 社会福祉	5.70	48.61	277,262.22	124.96	712,771.84	1.78
10	WIX.COM LTD COM ILS0.01	イスラエル	株式	インターネット・ ソフトウェア・ ITサービス	5.07	62.01	314,185.75	134.03	679,130.01	1.70
11	CLOUDFLARE INC COM USD0.001 CL A	アメリカ合衆国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ ITサービス	31.73	18.60	589,951.92	21.30	675,742.50	1.69
12	RUBICON PROJECT COM USD0.00001	アメリカ合衆国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ ITサービス	57.77	10.47	604,571.20	11.35	655,632.75	1.64
13	ALTERYX INC COM USD0.0001 CL A	アメリカ合衆国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ ITサービス	4.65	39.85	185,335.49	139.62	649,372.62	1.62
14	AVALARA INC COM USD0.0001	アメリカ合衆国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ ITサービス	7.40	80.82	597,950.68	84.75	627,065.25	1.57
15	TABULA RASA HEALTH COM USD0.0001	アメリカ合衆国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ ITサービス	10.39	48.43	502,894.75	56.17	583,325.45	1.46
16	GROCERY OUTLET HLD COM USD0.001	アメリカ合衆国	株式	金融・投資・ 多角化企業	18.38	30.61	562,645.78	31.65	581,695.35	1.45
17	LHC GROUP INC COM	アメリカ合衆国	株式	ヘルスケア・ 社会福祉	4.79	103.09	493,716.16	121.46	581,671.94	1.45
18	WOODWARD INC COM	アメリカ合衆国	株式	電子機器・部品	5.56	59.27	329,594.72	103.20	573,895.20	1.43
19	EVERBRIDGE INC COM USD0.001	アメリカ合衆国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ ITサービス	5.43	107.33	582,686.34	105.66	573,628.14	1.43
20	VARONIS SYSTEMS IN COM USD0.001	アメリカ合衆国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ ITサービス	6.93	50.63	350,685.40	80.22	555,603.72	1.39
21	NOVOCURE LTD COM USD0.00	ジャージー	株式	医薬品・化粧品・ 医療用品	7.58	30.48	230,944.26	72.75	551,299.50	1.38
22	EMCOR GROUP INC COM	アメリカ合衆国	株式	建材・建設業	7.07	53.02	375,044.33	76.92	544,055.16	1.36
23	CHART INDS INC COM PAR \$0.01	アメリカ合衆国	株式	機械工学・産業設備	9.41	65.59	617,039.16	56.92	535,446.44	1.34
24	WERNER ENTERPRISES COM USD0.01	アメリカ合衆国	株式	運輸	15.93	36.66	583,873.20	33.60	535,113.60	1.34
25	BOISE CASCADE COMP COM USD0.01	アメリカ合衆国	株式	林業・紙製品・ 林産物	14.84	32.83	487,083.05	35.48	526,452.24	1.32
26	CHARLES RIV LABS INTL INC COM	アメリカ合衆国	株式	バイオテクノロジー	3.35	118.21	396,224.37	155.57	521,470.64	1.30
27	ALTRA INDUSTRIAL MOTION CORP USD0.001	アメリカ合衆国	株式	金融・投資・ 多角化企業	17.27	38.85	670,782.20	30.12	520,112.16	1.30
28	LIVEPERSON INC COM USD0.001	アメリカ合衆国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ ITサービス	19.56	24.52	479,457.34	26.46	517,478.22	1.29
29	TENABLE HOLDINGS I COM USD0.01	アメリカ合衆国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ ITサービス	20.86	31.12	649,111.39	24.52	511,413.64	1.28

30	J2 GLOBAL INC USD0.01	アメリカ合衆国	株式	コンピューター・ ハードウェア・ ネットワーク	5.84	95.98	560,817.66	87.33	510,269.19	1.28
----	-----------------------	---------	----	-------------------------------	------	-------	------------	-------	------------	------

（ＵＳサステナブル（米ドル））

（2020年2月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	業種	株数 / 数量 (1,000)	米ドル				投資 比率 (%)
						取得価額		時価		
						単価	金額	単価	金額	
1	UNITEDHEALTH GRP COM USDO.01	アメリカ合衆国	株式	ヘルスケア・ 社会福祉	14.52	236.78	3,437,336.14	254.96	3,701,254.32	5.62
2	VISA INC COM STK USDO.0001	アメリカ合衆国	株式	銀行・ その他金融機関	17.72	137.38	2,434,589.27	181.76	3,221,150.72	4.89
3	ELANCO ANIMAL HEAL COM NPV	アメリカ合衆国	株式	医薬品・化粧品・ 医療用品	110.61	27.06	2,993,217.21	27.40	3,030,768.80	4.60
4	AMERIPRISE FINL INC COM	アメリカ合衆国	株式	金融・投資・ 多角化企業	20.70	136.30	2,820,814.40	141.30	2,924,344.80	4.44
5	ULTA BEAUTY INC COM STK USDO.01	アメリカ合衆国	株式	医薬品・化粧品・ 医療用品	11.26	271.84	3,060,963.89	257.09	2,894,833.40	4.40
6	DIGITAL REALTY TRU COM STK USDO.01	アメリカ合衆国	株式	不動産	23.91	129.27	3,090,684.25	120.11	2,871,709.99	4.36
7	ELECTRONIC ARTS INC COM	アメリカ合衆国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ ITサービス	27.46	96.19	2,641,525.01	101.37	2,783,822.94	4.23
8	SALESFORCE.COM INC COM USDO.001	アメリカ合衆国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ ITサービス	16.29	175.71	2,862,167.80	170.40	2,775,645.60	4.21
9	TRIMBLE INC COM NPV	アメリカ合衆国	株式	電子機器・半導体	68.31	42.18	2,881,408.69	39.48	2,696,957.76	4.10
10	SYNCHRONY FINANCIA COM USDO.001	アメリカ合衆国	株式	金融・投資・ 多角化企業	92.08	32.45	2,987,612.37	29.10	2,679,469.80	4.07
11	ONESPACOWORLD HLDGS COM USDO.0001	バハマ	株式	金融・投資・ 多角化企業	218.86	15.06	3,297,056.86	12.22	2,674,469.20	4.06
12	PRUDENTIAL FINL COM USDO.01	アメリカ合衆国	株式	金融・投資・ 多角化企業	35.08	96.64	3,390,346.00	75.45	2,647,012.35	4.02
13	LKQ CORP COM	アメリカ合衆国	株式	車両	89.05	32.12	2,860,145.64	29.58	2,634,039.84	4.00
14	US BANCORP COM USDO.01	アメリカ合衆国	株式	銀行・ その他金融機関	53.27	50.54	2,691,793.81	46.44	2,473,626.60	3.76
15	LAB CORP AMER HLDG COM USDO.1	アメリカ合衆国	株式	医薬品・化粧品・ 医療用品	13.27	168.64	2,236,963.19	175.69	2,330,527.85	3.54
16	REYNOLDS CONSUMER COM USDO.001	アメリカ合衆国	株式	包装産業	80.10	28.20	2,258,886.67	28.85	2,310,971.55	3.51
17	AGCO CORP COM USDO.01	アメリカ合衆国	株式	機械工学・産業設備	38.13	71.54	2,727,843.37	60.43	2,304,256.33	3.50
18	APTIV PLC COM USDO.01	アイルランド	株式	車両	26.76	84.68	2,265,957.15	78.11	2,090,223.60	3.17
19	MOHAWK INDS COM USDO.01	アメリカ合衆国	株式	各種資本財	17.23	143.42	2,471,489.44	121.15	2,087,656.80	3.17
20	ON SEMICONDUCTOR CORP COM	アメリカ合衆国	株式	電子機器・半導体	91.74	19.51	1,789,334.11	18.66	1,711,775.10	2.60
21	PTC INC COM USDO.01	アメリカ合衆国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ ITサービス	20.27	75.65	1,533,421.02	75.55	1,531,398.50	2.33
22	WESTERN DIGITAL CORP COM	アメリカ合衆国	株式	コンピューター・ ハードウェア・ ネットワーク	25.10	60.04	1,506,722.48	55.56	1,394,333.76	2.12
23	KLA CORPORATION COM USDO.001	アメリカ合衆国	株式	電子機器・半導体	8.93	178.28	1,592,777.85	153.71	1,373,245.14	2.09
24	TAKE TWO INTERACTI COM USDO.01	アメリカ合衆国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ ITサービス	12.48	123.97	1,547,031.62	107.48	1,341,242.92	2.04
25	MASCO CORP COM	アメリカ合衆国	株式	建材・建設業	32.19	40.28	1,296,472.56	41.32	1,329,884.20	2.02
26	NXP SEMICONDUCTORS EURO.20	オランダ	株式	電子機器・半導体	11.67	128.48	1,499,868.72	113.69	1,327,217.06	2.02
27	LYFT INC COM USDO.00001 CLASS A	アメリカ合衆国	株式	運輸	33.01	45.66	1,507,385.00	38.12	1,258,341.20	1.91
28	VMWARE INC COM STK USDO.01 CLASS 'A'	アメリカ合衆国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ ITサービス	9.99	153.29	1,531,020.25	120.52	1,203,753.76	1.83
29	MARSH & MCLENNAN COM USD1	アメリカ合衆国	株式	保険会社	10.01	107.49	1,076,175.21	104.56	1,046,854.72	1.59
30	WALT DISNEY CO. DISNEY COM USDO.01	アメリカ合衆国	株式	金融・投資・ 多角化企業	7.29	146.80	1,070,292.56	117.65	857,786.15	1.30

【投資不動産物件】

該当事項なし

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および2020年２月末日までの１年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

（アジア・コンサンプション（米ドル））

		純資産総額		１口当たりの純資産価格		
		千米ドル	百万円		米ドル	円
第21会計年度末 （2010年11月30日）		566,858.02	62,031	（米ドル）P	97.82	10,704
第22会計年度末 （2011年11月30日）		503,856.34	55,137	（米ドル）P	91.66	10,030
第23会計年度末 （2012年11月30日）		480,776.80	52,611	（米ドル）P	106.39	11,642
第24会計年度末 （2013年11月30日）		432,050.94	47,279	P	109.07	11,936
第25会計年度末 （2014年11月30日）		346,575.03	37,926	P	110.44	12,085
第26会計年度末 （2015年11月30日）		238,731.56	26,124	P	97.23	10,640
第27会計年度末 （2016年11月30日）		146,170.80	15,995	P	98.47	10,776
第28会計年度末 （2017年11月30日）		159,570.12	17,462	P	138.68	15,176
第29会計年度末 （2018年11月30日）		118,341.18	12,950	P	121.15	13,257
第30会計年度末 （2019年11月30日）		141,655.79	15,501	P	144.98	15,865
2019年	3月末日	154,604.54	16,918	P	139.52	15,268
	4月末日	161,206.43	17,641	P	143.12	15,662
	5月末日	138,503.71	15,156	P	133.03	14,557
	6月末日	145,522.99	15,925	P	142.23	15,564
	7月末日	134,617.27	14,731	P	139.94	15,314
	8月末日	135,612.72	14,840	P	139.08	15,220
	9月末日	132,746.28	14,526	P	138.98	15,209
	10月末日	141,197.94	15,451	P	145.90	15,966
	11月末日	141,655.79	15,501	P	144.98	15,865
	12月末日	151,974.37	16,631	P	149.93	16,407
2020年	1月末日	149,111.40	16,317	P	144.82	15,848
	2月末日	141,428.32	15,477	P	141.14	15,445

（注１）2008年12月8日付でクラスB受益証券はクラスP受益証券に名称が変更された。以下同じ。

（注２）2008年４月以降の各取引に使用された１口当たりの純資産価格は、純資産価格の調整の結果、上記および財務書類に記載の価格と異なる場合がある（財務書類に対する注記１参照）。以下同じ。

（注３）「１口当たりの純資産価格」は日本で販売しているクラスのみ記載している。以下同じ。

（ヨーロピアン・オポチュニティ（ユーロ））

		純資産総額		1口当たりの純資産価格		
		千ユーロ	百万円		ユーロ	円
第21会計年度末 （2010年11月30日）		594,820.94	71,569	P	465.46	56,004
第22会計年度末 （2011年11月30日）		344,435.52	41,442	P	420.84	50,635
第23会計年度末 （2012年11月30日）		333,929.18	40,178	P	517.29	62,240
第24会計年度末 （2013年11月30日）		446,451.94	53,717	P	631.17	75,942
第25会計年度末 （2014年11月30日）		890,540.74	107,150	P	691.36	83,184
第26会計年度末 （2015年11月30日）		1,105,120.30	132,968	P	818.58	98,492
第27会計年度末 （2016年11月30日）		745,976.87	89,756	P	701.10	84,356
第28会計年度末 （2017年11月30日）		578,752.41	69,635	P	787.54	94,757
第29会計年度末 （2018年11月30日）		428,307.99	51,534	P	782.87	94,195
第30会計年度末 （2019年11月30日）		424,756.63	51,107	P	908.31	109,288
2019年	3月末日	414,309.13	49,850	P	833.80	100,323
	4月末日	418,308.82	50,331	P	861.21	103,621
	5月末日	395,778.68	47,620	P	832.47	100,163
	6月末日	407,773.46	49,063	P	868.01	104,439
	7月末日	405,264.12	48,761	P	870.17	104,699
	8月末日	407,738.29	49,059	P	862.82	103,815
	9月末日	420,611.51	50,608	P	881.88	106,108
	10月末日	414,912.70	49,922	P	880.25	105,912
	11月末日	424,756.63	51,107	P	908.31	109,288
	12月末日	432,825.98	52,078	P	926.01	111,418
2020年	1月末日	425,983.22	51,254	P	920.49	110,753
	2月末日	388,272.64	46,717	P	847.47	101,968

（グレーター・チャイナ（米ドル））

		純資産総額		1口当たりの純資産価格		
		千米ドル	百万円		米ドル	円
第21会計年度末 （2010年11月30日）		1,482,731.27	162,255	（米ドル）P	226.75	24,813
第22会計年度末 （2011年11月30日）		922,506.09	100,950	（米ドル）P	170.20	18,625
第23会計年度末 （2012年11月30日）		829,813.71	90,807	（米ドル）P	189.30	20,715
第24会計年度末 （2013年11月30日）		864,162.79	94,565	P	234.23	25,632
第25会計年度末 （2014年11月30日）		604,181.80	66,116	P	244.54	26,760
第26会計年度末 （2015年11月30日）		427,903.99	46,826	P	259.14	28,358
第27会計年度末 （2016年11月30日）		388,149.11	42,475	P	279.54	30,590
第28会計年度末 （2017年11月30日）		819,464.44	89,674	P	402.52	44,048
第29会計年度末 （2018年11月30日）		872,831.52	95,514	P	376.03	41,149
第30会計年度末 （2019年11月30日）		1,294,085.22	141,612	P	477.25	52,225
2019年	3月末日	1,094,989.09	119,825	P	441.90	48,357
	4月末日	1,151,311.05	125,988	P	464.60	50,841
	5月末日	985,321.31	107,824	P	415.96	45,519
	6月末日	1,104,241.71	120,837	P	451.17	49,372
	7月末日	1,097,074.17	120,053	P	445.05	48,702
	8月末日	1,082,817.32	118,493	P	444.28	48,618
	9月末日	1,098,005.03	120,155	P	440.76	48,232
	10月末日	1,225,471.72	134,103	P	471.70	51,618
	11月末日	1,294,085.22	141,612	P	477.25	52,225
	12月末日	1,411,845.27	154,498	P	506.69	55,447
2020年	1月末日	1,318,089.96	144,239	P	488.00	53,402
	2月末日	1,304,738.01	142,777	P	495.63	54,237

（スモール・キャップスUSA（米ドル））

		純資産総額		1口当たりの純資産価格		
		千米ドル	百万円		米ドル	円
第21会計年度末 （2010年11月30日）		119,398.11	13,066	P	430.29	47,087
第22会計年度末 （2011年11月30日）		340,917.87	37,307	P	449.34	49,171
第23会計年度末 （2012年11月30日）		321,292.60	35,159	P	487.27	53,322
第24会計年度末 （2013年11月30日）		288,283.87	31,547	P	656.74	71,867
第25会計年度末 （2014年11月30日）		152,743.91	16,715	P	662.66	72,515
第26会計年度末 （2015年11月30日）		122,445.14	13,399	P	665.85	72,864
第27会計年度末 （2016年11月30日）		82,664.02	9,046	P	673.97	73,753
第28会計年度末 （2017年11月30日）		44,009.21	4,816	P	784.18	85,813
第29会計年度末 （2018年11月30日）		58,594.74	6,412	P	849.90	93,005
第30会計年度末 （2019年11月30日）		45,672.77	4,998	P	930.84	101,862
2019年	3月末日	53,517.74	5,856	P	884.86	96,830
	4月末日	52,915.56	5,791	P	919.64	100,636
	5月末日	48,229.08	5,278	P	853.64	93,414
	6月末日	51,389.24	5,624	P	927.66	101,514
	7月末日	51,560.14	5,642	P	945.68	103,486
	8月末日	49,341.91	5,399	P	916.69	100,313
	9月末日	45,557.54	4,985	P	857.67	93,855
	10月末日	44,794.76	4,902	P	876.47	95,912
	11月末日	45,672.77	4,998	P	930.84	101,862
	12月末日	45,018.46	4,926	P	935.72	102,396
2020年	1月末日	43,917.19	4,806	P	926.21	101,355
	2月末日	40,005.97	4,378	P	865.15	94,673

（ＵＳサステナブル（米ドル））

		純資産総額		１口当たりの純資産価格		
		千米ドル	百万円		米ドル	円
第21会計年度末 （2010年11月30日）		1,610,611.30	176,249	P	87.55	9,581
第22会計年度末 （2011年11月30日）		1,257,359.98	137,593	P	90.63	9,918
第23会計年度末 （2012年11月30日）		1,179,542.74	129,077	P	101.23	11,078
第24会計年度末 （2013年11月30日）		1,226,855.79	134,255	P	130.66	14,298
第25会計年度末 （2014年11月30日）		505,505.60	55,317	P	149.91	16,405
第26会計年度末 （2015年11月30日）		666,447.95	72,929	P	150.70	16,491
第27会計年度末 （2016年11月30日）		76,070.31	8,324	P	151.39	16,567
第28会計年度末 （2017年11月30日）		80,303.87	8,788	P	189.37	20,723
第29会計年度末 （2018年11月30日）		72,042.33	7,884	P	194.18	21,249
第30会計年度末 （2019年11月30日）		75,881.67	8,304	P	221.10	24,195
2019年	3月末日	73,443.24	8,037	P	202.01	22,106
	4月末日	76,201.84	8,339	P	211.78	23,175
	5月末日	68,779.40	7,527	P	193.45	21,169
	6月末日	73,729.64	8,068	P	207.69	22,728
	7月末日	73,809.27	8,077	P	210.20	23,002
	8月末日	68,964.77	7,547	P	197.39	21,600
	9月末日	70,315.07	7,695	P	203.06	22,221
	10月末日	71,195.66	7,791	P	206.55	22,603
	11月末日	75,881.67	8,304	P	221.10	24,195
	12月末日	77,222.13	8,450	P	228.56	25,011
2020年	1月末日	73,529.26	8,046	P	222.29	24,325
	2月末日	65,853.23	7,206	P	200.19	21,907

【分配の推移】

該当事項なし

【収益率の推移】

（アジア・コンサンプション（米ドル））

会計年度	収益率（注）	
第21会計年度	（米ドル）P	22.66%
第22会計年度	（米ドル）P	- 6.30%
第23会計年度	（米ドル）P	16.07%
第24会計年度	P	2.52%
第25会計年度	P	1.26%
第26会計年度	P	- 11.96%
第27会計年度	P	1.28%
第28会計年度	P	40.83%
第29会計年度	P	- 12.64%
第30会計年度	P	19.67%

（注）「収益率の推移」は日本で販売しているクラスのみ記載している。以下同じ。

（ヨーロッパ・オポチュニティ（ユーロ））

会計年度	収益率（注）	
第21会計年度	P	15.98%
第22会計年度	P	- 9.59%
第23会計年度	P	22.92%
第24会計年度	P	22.01%
第25会計年度	P	9.54%
第26会計年度	P	18.40%
第27会計年度	P	- 14.35%
第28会計年度	P	12.33%
第29会計年度	P	- 0.59%
第30会計年度	P	16.02%

（グレーター・チャイナ（米ドル））

会計年度	収益率（注）	
第21会計年度	（米ドル）P	11.63%
第22会計年度	（米ドル）P	- 24.94%
第23会計年度	（米ドル）P	11.22%
第24会計年度	P	23.73%
第25会計年度	P	4.40%
第26会計年度	P	5.97%
第27会計年度	P	7.87%
第28会計年度	P	43.99%
第29会計年度	P	- 6.58%
第30会計年度	P	26.92%

（スモール・キャップスUSA（米ドル））

会計年度	収益率（注）	
第21会計年度	P	33.78%
第22会計年度	P	4.43%
第23会計年度	P	8.44%
第24会計年度	P	34.78%
第25会計年度	P	0.90%
第26会計年度	P	0.48%
第27会計年度	P	1.22%
第28会計年度	P	16.35%
第29会計年度	P	8.38%
第30会計年度	P	9.52%

（USサステナブル（米ドル））

会計年度	収益率（注）	
第21会計年度	P	8.93%
第22会計年度	P	3.52%
第23会計年度	P	11.70%
第24会計年度	P	29.07%
第25会計年度	P	14.73%
第26会計年度	P	0.53%
第27会計年度	P	0.46%
第28会計年度	P	25.09%
第29会計年度	P	2.54%
第30会計年度	P	13.86%

（注）収益率（％）＝100×（a－b）／b

a＝会計年度末の1口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配落の額）

または運用開始時の発行価格

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

（アジア・コンサンプション（米ドル））

		販売口数	買戻し口数	発行済口数
第21会計年度末 （2010年11月30日）	（米ドル）P	5,233,767.824 （132,010.000）	1,566,000.827 （103,655.000）	4,505,225.594 （76,350.000）
第22会計年度末 （2011年11月30日）	（米ドル）P	3,303,413.140 （118,634.000）	3,721,023.783 （41,930.000）	4,087,614.951 （153,054.000）
第23会計年度末 （2012年11月30日）	（米ドル）P	1,420,330.249 （61,405.000）	1,771,439.062 （35,484.000）	3,736,506.138 （178,975.000）
第24会計年度末 （2013年11月30日）	P	753,124.888 （69,432.000）	1,956,444.668 （113,246.000）	2,533,186.358 （135,161.000）
第25会計年度末 （2014年11月30日）	P	160,622.813 （7,570.000）	855,017.480 （32,878.000）	1,838,791.691 （109,853.000）
第26会計年度末 （2015年11月30日）	P	111,595.487 （8,700.000）	662,278.946 （40,025.000）	1,288,108.232 （78,528.000）
第27会計年度末 （2016年11月30日）	P	94,630.478 （0.000）	601,702.235 （15,700.000）	781,036.475 （62,828.000）
第28会計年度末 （2017年11月30日）	P	347,033.225 （4,397.785）	549,809.551 （37,097.785）	578,260.149 （22,928.000）
第29会計年度末 （2018年11月30日）	P	379,048.345 （0.000）	473,068.349 （3,885.000）	484,240.145 （19,043.000）
第30会計年度末 （2019年11月30日）	P	329,690.032 （0.000）	353,542.808 （0.000）	460,387.369 （19,043.000）

（注）上記は日本で販売しているクラスの販売・買戻しおよび発行済口数である。なお、（ ）内の数字は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数であり、受渡日を基準として算出しているが、本邦内において販売会社に外国証券取引口座約款に基づき保管を委託しているファンド証券以外の口数は含まれていない。一方、（ ）の上段の数字は約定日を基準として算出している。以下同じ。

（ヨーロッパ・オポチュニティ（ユーロ））

		販売口数	買戻し口数	発行済口数
第21会計年度末 （2010年11月30日）	P	246,387.905 （934.000）	319,017.748 （798.000）	984,320.769 （3,603.000）
第22会計年度末 （2011年11月30日）	P	121,155.737 （0.000）	368,101.308 （1,515.000）	737,375.198 （2,088.000）
第23会計年度末 （2012年11月30日）	P	53,210.296 （2,970.000）	224,200.149 （1,083.000）	566,385.345 （3,975.000）
第24会計年度末 （2013年11月30日）	P	174,270.311 （0.000）	204,735.369 （3,147.000）	535,920.287 （828.000）
第25会計年度末 （2014年11月30日）	P	101,850.138 （2,478.000）	151,841.902 （683.000）	485,928.523 （2,623.000）
第26会計年度末 （2015年11月30日）	P	123,660.293 （377.000）	121,064.885 （1,250.000）	488,523.931 （1,750.000）
第27会計年度末 （2016年11月30日）	P	45,197.979 （0.000）	143,909.452 （365.000）	389,812.458 （1,385.000）
第28会計年度末 （2017年11月30日）	P	35,629.432 （0.000）	73,538.740 （0.000）	351,903.150 （1,385.000）
第29会計年度末 （2018年11月30日）	P	17,879.313 （0.000）	82,010.034 （0.000）	287,772.429 （1,385.000）
第30会計年度末 （2019年11月30日）	P	5,259.936 （2,278.708）	77,364.745 （83.000）	215,667.620 （3,580.708）

（グレーター・チャイナ（米ドル））

		販売口数	買戻し口数	発行済口数
第21会計年度末 （2010年11月30日）	（米ドル）P	4,050,534.062 （5,470.000）	2,710,323.466 （16,585.000）	6,320,616.646 （22,902.000）
第22会計年度末 （2011年11月30日）	（米ドル）P	1,375,111.990 （18,425.000）	2,530,598.672 （10,265.000）	5,165,129.964 （31,062.000）
第23会計年度末 （2012年11月30日）	（米ドル）P	594,024.441 （0.000）	1,805,001.736 （4,070.000）	3,954,152.669 （26,992.000）
第24会計年度末 （2013年11月30日）	P	980,624.477 （570.000）	1,814,295.024 （11,809.000）	3,120,482.122 （15,753.000）
第25会計年度末 （2014年11月30日）	P	245,976.913 （4,590.000）	1,376,737.352 （12,283.000）	1,989,721.683 （8,060.000）
第26会計年度末 （2015年11月30日）	P	407,052.379 （27.000）	996,843.278 （5,270.000）	1,399,930.784 （2,817.000）
第27会計年度末 （2016年11月30日）	P	110,150.609 （0.000）	444,285.262 （1,300.000）	1,065,796.131 （1,517.000）
第28会計年度末 （2017年11月30日）	P	967,280.804 （0.000）	425,528.388 （517.000）	1,607,548.547 （1,000.000）
第29会計年度末 （2018年11月30日）	P	1,245,157.927 （1,239.836）	1,252,316.055 （0.000）	1,600,390.419 （2,239.836）
第30会計年度末 （2019年11月30日）	P	1,069,859.566 （154.629）	902,775.934 （488.483）	1,767,474.051 （1,905.982）

（注）第21会計年度中に本邦内における発行済口数のうち4,000口が海外の口座に移管された。

（スモール・キャップスUSA（米ドル））

		販売口数	買戻し口数	発行済口数
第21会計年度末 （2010年11月30日）	P	275,404.788 （1,330.000）	281,385.941 （1,330.000）	277,485.720 （570.000）
第22会計年度末 （2011年11月30日）	P	932,553.372 （3,072.000）	458,943.265 （790.000）	751,095.827 （2,852.000）
第23会計年度末 （2012年11月30日）	P	317,585.457 （1,471.000）	409,627.357 （1,612.000）	659,053.927 （2,711.000）
第24会計年度末 （2013年11月30日）	P	325,359.444 （1,048.000）	699,237.915 （1,808.000）	285,175.456 （1,951.000）
第25会計年度末 （2014年11月30日）	P	68,792.313 （1,095.000）	141,033.840 （1,401.000）	212,933.929 （1,645.000）
第26会計年度末 （2015年11月30日）	P	82,667.341 （1,230.000）	188,455.352 （1,250.000）	107,145.918 （1,625.000）
第27会計年度末 （2016年11月30日）	P	21,686.049 （0.000）	53,725.928 （570.000）	75,106.039 （1,055.000）
第28会計年度末 （2017年11月30日）	P	11,578.130 （310.000）	36,329.841 （1,110.000）	50,354.328 （255.000）
第29会計年度末 （2018年11月30日）	P	55,223.368 （0.000）	43,287.802 （0.000）	62,289.894 （255.000）
第30会計年度末 （2019年11月30日）	P	14,320.398 （0.000）	32,178.716 （145.000）	44,431.576 （110.000）

（ U S サステナブル（米ドル） ）

		販売口数	買戻し口数	発行済口数
第21会計年度末 （ 2010年11月30日 ）	P	2,692,348.738 （ 4,977.000 ）	22,179,977.066 （ 2,600.000 ）	2,642,559.735 （ 10,767.000 ）
第22会計年度末 （ 2011年11月30日 ）	P	492,217.409 （ 33,792.000 ）	1,219,943.484 （ 8,877.000 ）	1,914,833.660 （ 35,682.000 ）
第23会計年度末 （ 2012年11月30日 ）	P	312,589.590 （ 29,814.000 ）	969,759.529 （ 0.000 ）	1,257,663.721 （ 65,496.000 ）
第24会計年度末 （ 2013年11月30日 ）	P	311,261.412 （ 111,386.000 ）	506,787.054 （ 60,364.000 ）	1,062,138.079 （ 116,518.000 ）
第25会計年度末 （ 2014年11月30日 ）	P	216,757.790 （ 23,717.000 ）	333,538.278 （ 79,372.000 ）	945,357.591 （ 60,863.000 ）
第26会計年度末 （ 2015年11月30日 ）	P	200,408.155 （ 1,000.000 ）	467,714.388 （ 16,452.000 ）	678,051.358 （ 45,411.000 ）
第27会計年度末 （ 2016年11月30日 ）	P	16,536.860 （ 1,720.000 ）	207,810.059 （ 14,634.000 ）	486,778.159 （ 32,497.000 ）
第28会計年度末 （ 2017年11月30日 ）	P	87,396.089 （ 20,918.277 ）	162,285.076 （ 27,721.413 ）	411,889.172 （ 25,693.864 ）
第29会計年度末 （ 2018年11月30日 ）	P	11,948.125 （ 0.000 ）	86,311.159 （ 3,181.823 ）	337,526.138 （ 22,512.041 ）
第30会計年度末 （ 2019年11月30日 ）	P	9,842.738 （ 0.000 ）	37,769.702 （ 572.000 ）	309,599.174 （ 21,940.041 ）

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（a）海外における申込（販売）手続等

サブ・ファンドの受益証券の発行価格は、後記「5 資産管理等の概要、（1）資産の評価」における記載にしたがって決定される。

当初の受益証券発行後、発行価格は、別段の記載がない限り、販売会社の利益になるように、受益証券一口当たり純資産価格にその純資産価格の最大3%の発行手数料を加算した額に基づく。ファンド証券が販売される国で発生することがある税金、手数料およびその他の報酬も請求される。

ファンド証券の申込みは、管理会社、管理事務代行会社、保管受託銀行およびその他の販売会社において、発行価格で受諾される。

適用法令に従い、申込代金の受領を委託されている保管受託銀行および/または代理人は、その裁量により、かつ投資者の要請に応じて、各サブ・ファンドの基準通貨および購入予定の受益証券クラスの申込通貨以外の通貨による支払いを受領することができる。使用される為替レートは、関連通貨ペアの呼び値スプレッドに基づき、各代理人により決定される。投資者は、為替換算に関連するすべての手数料を負担する。

受益証券は、地域の実勢市場の基準に従い、貯蓄プラン、支払プランまたは転換プランを通じて販売することもできる。この件についての詳細な情報は、現地の販売会社に要求できる。

サブ・ファンドの受益証券の発行価格は、遅くとも注文日の翌日から起算して3日後（以下「決済日」という。）までに保管受託銀行に開設したサブ・ファンドの口座に払い込む。

決済日または注文日から決済日までの期間のいかなる日においても、受益証券クラスの通貨の国の銀行が営業していない場合、または対応する通貨が銀行間決済システムにおいて取引されていない場合、これらの日は、計算の目的上、決済日とはみなされない。かかる銀行が営業する日、または対応する通貨が決済システムにおいて取引可能になる日のみが決済日となる。

支払事務代行会社の支店は、名義人としての最終投資家に代わり、必要な取引を行う。支払事務代行会社のサービスのための費用は、投資家に課することができる。

管理会社は、その裁量により、全部または一部の現物申込を受諾することができる。この場合、現物で申込みを受けた資産は、特定のサブ・ファンドの投資方針および投資制限に従わなければならない。また、かかる現物での支払いは、管理会社により指名された会計監査人による監査を受ける。発生した費用は関連する投資家が負担する。

記名式受益証券のみを発行する。これは、ファンドの投資者の受益者としての地位ならびに関連するすべての権利および義務が、ファンドの受益者名簿におけるかかる投資者の記載に基づくことを意味している。記名式受益証券から無記名式受益証券への転換を請求することはできない。受益者は、また、記名式受益証券が、クリアストリームといった公認の外部決済機関を通じて決済される場合があることを考慮すべきである。

すべての発行済受益証券は同一の権利を表章する。ただし、約款においては、特定のサブ・ファンド内に特別の内容を持つ様々な受益証券クラスを発行できると規定している。さらに、すべてのサブ・ファンドまたは受益証券クラスに関し、端数の受益証券の発行も可能である。かかる端数の受益証券は、小数点第3位まで表示される。関係するサブ・ファンドまたは受益証券クラスが清算される場合、端数の受益証券の保有者は、収益の分配または清算による受取金の比例配分を受領する権利が認められる。

（b）日本における申込（販売）手続等

日本においては、有価証券届出書「第一部 証券情報、（7）申込期間」に記載される募集期間中の各日に同書「第一部 証券情報」に従って取扱いが行われる。ファンド証券の申込みは、原則として、

営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に取扱が行われる。「営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている日）をいい、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、有価証券届出書「第一部 証券情報、（10）払込取扱場所」に記載される期日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社（有価証券届出書「第一部 証券情報、（8）申込取扱場所」を参照）において申込を受付けられない場合がある。

販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、当該投資者から当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受ける。販売の単位は、原則として1口以上1口単位。また金額単位の申込みも受け付ける。ただし、日本における販売会社は、これと異なる取扱いをする場合がある。詳細については有価証券届出書「第一部 証券情報、（8）申込取扱場所」に照会のこと。

注文は、注文日の遅くとも中央ヨーロッパ標準時間15時までに管理事務代行会社に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格に基づいて処理される。

ただし例外として、下記のサブ・ファンドについては、中央ヨーロッパ標準時間13時の締切時間が適用される。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - アジア・コンサンプション（米ドル）

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）

日本における約定日は日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日であり、約定日から起算して4営業日目に、受渡しを行うものとし、投資者は当該払込期日までに、申込金額および申込手数料を支払わなくてはならない。日本国内における申込手数料は、UBS証券の場合、申込金額の3.30%（税抜3.00%）を上限とする。

販売会社は、ファンド証券の保管を販売会社に委託した投資者の場合、投資者に対して取引報告書を交付する。買付代金の支払は、円貨で支払われる場合、各サブ・ファンドの表示通貨と円貨との換算は、裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。また販売会社の応じ得る範囲で投資者の希望する通貨で支払うこともできる。

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める外国証券取引に関する規則中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

前記「海外における申込（販売）手続等」の記載は、適宜、日本における申込（販売）手続等にも適用されることがある。

2【買戻し手続等】

（a）海外における買戻し手続等

買戻請求には、管理会社、管理事務代行会社もしくは保管受託銀行または他の授権された販売会社もしくは支払代行会社がこれを受諾する。

資本移動に関する外国為替管理もしくは制限等の法律規定または保管受託銀行の支配の及ばないその他の状況により、買戻請求が提出された国への買戻金額の送金が不可能とならない限り、買い戻されたサブ・ファンドの受益証券の買戻代金は、遅くとも注文日の翌日から起算して3日後（以下「決済日」という。）に支払われる。

決済日または注文日から決済日までの期間のいかなる日においても、受益証券クラスの通貨の国の銀行が営業していない場合、または対応する通貨が銀行間決済システムにおいて取引されていない場合、これらの日は、計算の目的上、決済日とはみなされない。かかる銀行が営業する日、または対応する通貨が決済システムにおいて取引可能になる日のみが決済日となる。

サブ・ファンドの純資産総額に関し、受益証券クラスの価格が、受益証券クラスの経済効率の良い運用のために取締役が定める最低水準を下回るかまたは当該水準に達しない場合、取締役会は、取締役会が決定する営業日に、買戻価格を支払うことにより、当該クラスのすべての受益証券の買い戻しを決定することができる。当該クラス/サブ・ファンドの投資者は、当該買戻しの結果、いかなる追加費用またその他の経済的負担を負わなくてよいものとする。適用ある場合、後記「5 資産管理等の概要（1）資産の評価」に記載されるシングル・スウィング・プライシングの原則が適用される場合がある。

異なる通貨の複数の受益証券クラスを有するサブ・ファンドについては、原則として、買戻された受益証券の価額は当該受益証券クラスの通貨で支払われる。適用法令に従い、買戻手取金の支払を委託されている保管受託銀行および/または代理人は、その裁量により、かつ投資者の要請に応じて、各サブ・ファンドの基準通貨および買い戻される受益証券クラスの通貨以外の通貨により支払うことができる。使用される為替レートは、関連通貨ペアの呼び値スプレッドに基づき、各代理人により決定される。投資者は、為替換算に関連するすべての手数料を負担する。これらの手数料と、これらの手数料と、各販売国で発生しうる、例えばコルレス銀行により課されるいずれかの公租公課、手数料またはその他の費用は、各投資者に請求され、買戻手取金から控除される。

ファンド証券が販売される国で発生することがある税金、手数料またはその他の報酬（コルレス銀行により課されるものも含む。）も請求される。

追加の買戻手数料が販売会社により課されることはない。

純資産価格の推移が、買戻価格が投資者により支払われた発行価格より高くなるかまたは低くなるかを決定する。

管理会社は、ある注文日における申込みによりサブ・ファンドの純資産総額の10%超の資金が流出する場合、当該注文日における買戻注文および乗換注文の一部を執行しない権利を留保する（買戻しゲート）。この場合、管理会社は、買戻注文および乗換注文の一部のみを執行し、当該注文日において執行されなかった買戻注文および乗換注文の執行を通常20営業日を超えない期間で延期し、これらを優先的に取り扱うことを決定することができる。

大量の買戻申込があった場合、保管受託銀行および管理会社は、不必要に遅滞することなく、相応のファンド資産が売却されるまでの間、買戻請求の実行延期を決定することができる。当該処理が必要な場合、同日に受領されたすべての買戻申込は同一価格で計算される。

支払事務代行会社の支店は、名義人としての最終投資家に代わり、必要な取引を行う。支払事務代行会社のサービスのための費用およびコルレス銀行の手数料は、投資家に課することができる。

管理会社は、その裁量により、現物により全部または一部の買戻しを投資家に提供することができる。その場合、現物により元本が買い戻された後も、残りのポートフォリオは当該サブ・ファンドの投

資方針および投資制限を引き続き遵守していなければならない、サブ・ファンドの残存投資家が現物による買戻しにより不利益を被ることがないようにしなければならない。また、かかる支払は、管理会社により指名された会計監査人による監査を受ける。発生した費用は関連する投資家が負担する。

（b）日本における買戻し手続等

日本における受益者は、原則として、営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に買戻請求をすることができる。買戻請求は、手数料なしで日本における販売会社および販売取扱会社を通じ、管理会社に対し行うことができる。「営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている日）をいい、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、日本における販売会社および販売取扱会社（「第一部 証券情報、（8）申込取扱場所」を参照）において買戻請求を受付けられない場合がある。

注文は、注文日の遅くとも中央ヨーロッパ標準時間15時までに管理事務代行会社に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格に基づいて処理される。

ただし例外として、下記のサブ・ファンドについては、中央ヨーロッパ標準時間13時の締切時間が適用される。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - アジア・コンサンプション（米ドル）

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）

買戻代金は、口座約款の定めるところに従って、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、買戻請求が行われた営業日後4営業日目に支払われる。買戻代金は円貨で支払われる場合、各サブ・ファンドの表示通貨と円貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。また、販売会社が応じ得る場合は当該受益者の希望する通貨で支払うこともできる。ファンド証券の買戻しは原則として1口を単位とする。

前記「海外における買戻し手続等」の記載は、適宜、日本における買戻し手続等にも適用されることがある。

3【乗換え手続等】

(a) 海外における乗換え

あるサブ・ファンドの受益者は、適宜自己の受益証券を同じサブ・ファンド内の他の受益証券クラスおよび／または別のサブ・ファンドの受益証券に乘換えることができる。乗換請求の提出には、受益証券の発行および買戻しに適用されるものと同様の手続が適用される。

受益者が既存の受益証券の乗換の結果得られる受益証券の口数は、以下の算式により計算される。

$$A = \frac{B \times C \times D}{E}$$

- A 乗換えを行う新サブ・ファンドまたは受益証券クラスの口数。
- B 乗換えが行われる元のサブ・ファンドまたは受益証券クラスの受益証券の口数。
- C 乗換えのために提出される受益証券の純資産価格。
- D 関係するサブ・ファンドまたは受益証券クラス間の外国為替レート。両方のサブ・ファンドまたは受益証券クラスがその勘定において同一の通貨建てである場合、かかる係数は1となる。
- E 乗換えを行う新サブ・ファンドの受益証券または受益証券クラスの純資産価格に税金、手数料その他費用を加算した額。

該当するサブ・ファンドまたは受益証券クラスの発行手数料の上限と同額の最大乗換手数料が、販売会社により、請求されることがある。かかる場合、前記「2 買戻し手続等（イ）海外における買戻し手続等」の規定により、買戻し手数料は課されない。

適用法令に従い、乗換代金の受領を委託されている保管受託銀行および／または代理人は、その裁量により、かつ投資者の要請に応じて、各サブ・ファンドの基準通貨および／または乗換予定の受益証券クラスに関連する通貨以外の通貨により支払うことができる。使用される為替レートは、関連通貨ペアの呼び値スプレッドに基づき、各代理人により決定される。これらの手数料と、サブ・ファンドの乗換時に各販売国で発生する手数料、公租公課および印紙税は、受益者に対し請求される。

(b) 日本における乗換え

日本における受益者については、サブ・ファンド間のファンド証券の乗換えは認められていない。

4【その他】

受益証券の発行と買戻しに関する条件

サブ・ファンドの受益証券は各営業日に発行され、買い戻される。「営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている日）をいい、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびに各サブ・ファンドが投資する主要各国の証券取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日を除く。「法定外休日」とは、複数の銀行および金融機関が休業している日である。管理会社が後記「5 資産管理等の概要、（1）資産の評価（ ）純資産価格の計算、販売、買戻しおよび乗換の停止」の記載に従って純資産価格の計算を行わないことを決定した日には、発行または買戻しは行われない。さらに、管理会社はその裁量により買付申込を拒絶する権限を授与されている。

管理会社は、「マーケット・タイミング取引」または「時間外取引」を含む受益者の利益に悪影響を及ぼしうると判断されるすべての取引を禁止する。管理会社は、こうした実務に関連すると考えられる買付または転換申込を拒絶する権利を有する。さらに管理会社は、当該行為から受益者を保護するために必要とみなされるすべての措置を実行することができる。

注文は、ある注文日の締切時間までに管理事務代行会社に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格に基づいて処理される（以下、当該計算を行った日を「評価日」という。）。

ただし例外として、下記のサブ・ファンドについては、下記の締切時間が適用される。

サブ・ファンド	締切時間
---------	------

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - アジア・コンサンプション（米ドル）	中央ヨーロッパ標準時間 13時
UBS（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）	

ファクシミリにより送付されるすべての注文は、営業日の各サブ・ファンドに関する前述の締切時間の遅くとも1時間前までに管理事務代行会社により受領されなければならない。しかしながら、管理事務代行会社への注文を期限どおり確実に取り次ぐため、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社または取次金融機関は、各顧客に対し上記より早い締切時間を適用することができる。これに関する情報は、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、関連する販売会社またはその他の取次金融機関から入手することができる。営業日の各締切時間以後に管理事務代行会社に登録された注文の場合、注文日は翌営業日とみなされる。

上記は、関連するサブ・ファンドの純資産価格に基づき行われるサブ・ファンドの受益証券をUBS（Lux）エクイティ・ファンドの異なるサブ・ファンドの受益証券に転換する場合にも適用される。つまり、清算のための純資産価格は、注文が行われた時点では分かっていない（将来価格）。かかる価格は、最新の知れている市場価格（すなわち、計算時点で入手可能であることを条件に、入手可能な直近の市場価格または終値）に基づき計算される。適用される個別の評価原則は、後記「5 資産管理等の概要（1）資産の評価」に記載される。

マネー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止

ファンドの販売会社は、ルクセンブルグのマネー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止に関する2004年11月12日法（改正済）の条項ならびにC S S Fの関連法規および該当指令を遵守しなければならない。

従って投資家は申込みを受け付ける販売会社または販売代理店に対して、本人であることを証明できるものを提示しなければならない。販売会社または販売代理店は、投資家に少なくとも以下に掲げる身元確認書類を要求しなければならない。個人に対しては、パスポート／身分証明書の謄本（販売会社または販売代理店、または地方の行政官庁によって認証されたもの）。法人およびその他の法的機関に対しては、基本定款の謄本、商業および法人登記簿の抄本、最新の公表された年次決算書の写し、実質的所有者の姓名。状況に応じ、販売会社または販売代理店は、受益証券の申込人または買戻人に対し追加の本人確認書類および情報を求める義務を負う。

販売会社は、販売代理店が上記の身元確認の手続きを厳守することを確実にしなければならない。管理事務代行会社と管理会社は、いつでも、手続きが忠実に行われている保証を販売会社に求めることができる。管理事務代行会社は、販売代理店または販売会社がマネー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止に関するルクセンブルグ法またはEU法と同等の要件に従わない国々にある販売代理店や販売会社からのすべての販売および買戻しの申込みに対して、上記規程の厳守を監視する。

さらに、販売会社とその販売代理店は、関連する国々で効力のあるマネー・ロンダリング防止およびテロリスト金融のためのすべての規則に従わなければならない。

5【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

（ ）純資産価格の計算

各サブ・ファンドまたは各受益証券クラスの１口当たりの純資産価格、発行価格、買戻価格および乗換価格は、関係する各サブ・ファンドまたは各受益証券クラスの参照通貨で表示され、また各営業日に、各受益証券クラスが指定されるサブ・ファンドの純資産総額を当該サブ・ファンドの関係クラスの発行済受益証券の口数により除することにより決定される。ただし、受益証券の純資産価格は、以下の項に記載される通り、受益証券の発行または買戻しを行わない日にも算出されることがある。この場合、純資産価格は公表されることがあるが、運用実績、統計または報酬を算出する目的のためだけに利用することができる。いかなる状況においても申込みまたは買戻しの注文のための根拠として利用してはならない。サブ・ファンドの各受益証券のクラスに配分される純資産価格の割合は、受益証券の発行または買戻しの度に変更する。かかる割合は、かかる受益証券に生じる手数料を考慮の上、各クラスの発行済受益証券とサブ・ファンドの発行済受益証券の総口数との関係により決定される。

１取引日においてサブ・ファンドのすべてのクラスの受益証券における買付または買戻申込の合計が純資産の流入または流出をもたらす場合、サブ・ファンドの純資産価格はそれぞれ増加または減少する可能性がある（シングル・スウィング・プライシング）。調整は、純資産価格の２％を上限として行われる。サブ・ファンドが負担する取引費用および税金の見積額ならびにサブ・ファンドが投資する資産の買いと売りスプレッドの見積額が考慮される。純資産の増減が関係するサブ・ファンドの受益証券数の増加につながる場合、かかる調整により純資産価格が上昇する。純資産の増減が受益証券数の減少につながる場合、純資産価格は減少する。取締役会は、各サブ・ファンド毎に基準値を定めることができる。かかる基準値は、特定の１取引日におけるファンドの純資産の純増減率または関連するサブ・ファンドの通貨の単一金額から算出される。純資産価格は、かかる基準値の超過が特定の１取引日について発生する場合に限り調整される。

各サブ・ファンドの資産は、以下のように評価される。

- a) 流動資産は（現金、預金、為替手形、小切手、約束手形、前払費用、配当金ならびに宣言済または発生済で未受領の利息のいずれの形かに関わらず）、額面で評価が行なわれる。ただし、かかる評価額が完全には支払われないまたは受領できない可能性のある場合には、その真正価額に達するために適切と思われる金額を控除した上で、価格が決定される。
- b) 証券取引所に上場されている有価証券、派生商品およびその他の資産は、その入手可能な直近の市場価格で評価される。かかる有価証券、派生商品またはその他の資産が複数の証券取引所に上場されている場合、当該資産の主要市場である証券取引所における入手可能な直近の価格が適用される。
有価証券、派生商品およびその他の資産について、証券取引所における取引が通常行われておらず、かつ当該投資対象について市場に沿った価格決定を行う流通市場が証券ディーラー間に存在する場合、管理会社は、かかる価格に基づき、当該証券、派生商品および投資対象を評価することができる。証券取引所に上場されていない証券、派生商品および他の投資対象が公認かつ公開で規則に従って運営のされている他の規制ある市場で取引されている場合、当該市場における入手可能な直近の価格で評価される。
- c) 証券取引所に上場されていないまたは他の規制ある市場で取引されていない有価証券およびその他の投資対象は、その適切な価格を入手できない場合、管理会社が、予想市場価格に基づき誠実に決定される他の基準に従って評価する。
- d) 証券取引所に上場されていない派生商品（OTC派生商品）の評価は、独立した価格決定資料を参照して行われる。派生商品について入手可能な独立した価格決定資料が１つに限られる場合、

入手される評価の信頼性は、派生商品の裏付商品の市場価格に基づき、管理会社およびファンドの会計監査人により許可される評価方法によって証明される。

- e) 譲渡性のある証券を投資対象とするその他の投資信託（UCITS）および／または投資信託（UCI）の受益証券はその最終の資産価格に基づいて評価される。
- f) 証券取引所に上場されていないまたは公開されている他の規制ある市場で取引されていない短期金融商品の価額は、関連するカーブを元に評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドから算出される。この過程で以下の原則が適用される。各短期金融商品は、満期までの残存期間にもっとも近い金利が差し込まれる。かかる方法により計算された金利は、原借主の信用力を反映する信用スプレッドを加算することで市場価格に転換される。借主の信用格付けが大幅に変更された場合、かかる信用スプレッドは調整が行われる。
- g) 外国為替取引によりヘッジされない当該サブ・ファンドの表示通貨以外の通貨建ての証券、短期金融商品、派生商品およびその他の資産は、当該通貨のルクセンブルグにおける平均取引レート（売買価格の仲値）またはこれが提供されない場合は当該通貨を最も代表する市場のレートを用いて評価される。
- h) 定期預金および信託資産は、これらの額面額に発生利息を付して評価される。
- i) スワップの価値は、すべてのキャッシュ・フロー（イン・フローおよびアウト・フローの両方）の純現在価値に基づき外部サービス・プロバイダーにより計算され、第2次の独立した評価が他の外部サービス・プロバイダーにより提供されている。特定の場合に、内部計算（ブルームバーグから提供されたモデルおよび市場データに基づく。）および／またはブローカーの報告評価が利用される。評価方法は、各証券によって異なり、適用されるUBS評価方針に基づき選択される。

上記の規定に従う評価が実行不可能または不正確であるとみなされる場合、管理会社は、純資産の適切な評価を誠実に行う目的で、他の一般的に容認されかつ検証可能な評価原則を適用することが認められている。

ファンドのサブ・ファンドの一部が、資産の評価時に終了している市場に投資される可能性があるため、管理会社は、上記の規定に従うことなく、評価時のサブ・ファンドの資産の適正価格をより正確に反映する目的で1口当たりの純資産価格が調整されることを認めることができる。実際に、サブ・ファンドが投資する証券は、概して、上記で詳述されたように、1口当たりの純資産価格を計算する時点で最新の入手可能価格に基づき評価される。ただし、サブ・ファンドが投資する市場の終了時と評価時に実質的な時差がある可能性がある。

結果として、かかる証券の価格に影響を与える可能性があり、市場の終了時と評価時の間に生じる変化は、通常、関連するサブ・ファンドの1口当たりの純資産価格には考慮されない。この結果、管理会社が、サブ・ファンドのポートフォリオの証券の入手可能な最新価格がその適正価格を反映していないとみなした場合、管理会社は、評価時のポートフォリオの想定適正価格を反映する目的で1口当たりの純資産価格が調整されることを認めることができる。かかる調整は、管理会社が定める投資方針および数々の慣行に基づく。上記のとおり価格を調整する場合、当該価格は、同一のサブ・ファンドのすべての受益証券クラスに常に適用される。

管理会社は、適切とみなす場合にはいつでも、上記の措置をファンドの関連するサブ・ファンドに適用する権利を留保する。

適正価格での資産の評価は、容易に入手可能な市場評価が参照可能な場合に資産を評価するよりも高い評価の信頼性を必要とする。また、適正価格の計算は、価格報告者が適正価格を定めるために使用するクオンツ・モデルに基づく。ファンドが1口当たりの純資産価格を自ら定める頃に資産を売却しようとする場合、ファンドが資産の適正評価を正確に定めることができるという保証はない。結果として、1つ以上の参加権を適正価格で評価する時にファンドが純資産価格で受益証券を売却または償還する場合、現受益者の経済的参加権を希薄化するまたは増大させる可能性がある。

必要な場合には、さらなる評価を当該日を通じて行うことができる。かかる新たな評価は、受益証券の追加発行および買戻しにも適用される。

（ ）純資産価格の計算、販売、買戻しおよび乗換えの停止

管理会社は、以下の場合に、一または複数のサブ・ファンドの純資産価格の計算、ならびに受益証券の発行、買戻しおよび個々のサブ・ファンド間の乗換えを一または複数の営業日にわたり、一時的に停止する権限を授与されている。

- 純資産の相当部分について評価の基礎となる一もしくは複数の証券取引所もしくはその他の市場が、通常の休日以外に閉鎖されている場合もしくは当該市場における取引が停止されている場合、または当該証券取引所もしくは市場が制限を課せられもしくは一時的に極立った短期的な変動を生じている場合。
- 受益者に重大な不利益をもたらすことなく純資産の通常の処理を行うことを妨げる、管理会社の支配、責任または影響力の及ぶ範囲を超える事由。
- 通信機能の故障または純資産の相当部分の評価額の算出を妨げるその他の事由。
- 当該サブ・ファンドの買戻請求の支払のための本国送金、または投資証券の販売または取得もしくは受益証券の買戻しによる支払に伴う送金が通常の為替レートで行えないと管理会社が判断する場合。
- 受益者の利益を著しく損なうことなくファンドの資産の通常の処分を行うことを妨げる、管理会社の支配が及ばない政治的、経済的、軍事的またはその他の状況。
- その他の理由により、サブ・ファンドの保有資産の価格が迅速または正確に決定されない場合。
- ファンドの清算に関する管理会社の決定の公告。
- 受益者の保護のために当該停止が正当であると判断される、一または複数のサブ・ファンドの合併に関する管理会社の決定の公表。
- 為替または資本取引に関する制限により、ファンドが取引を行うことができない場合。

純資産価格の計算、ファンド証券の発行、買戻しおよびサブ・ファンド間の乗換えの停止は、ファンドの公募が承認されている国々のすべての管轄機関に遅滞なく届け出られ、「開示制度の概要」に記載されている方法により公告される。

投資家が受益証券クラスの要件を満たさない場合、管理会社は、さらに当該投資家に以下の事項を行うよう要求する義務を負う。

- a) 受益証券の買戻しの規定に従い、30暦日以内にその受益証券を返還すること、
- b) 当該受益証券クラスの取得に関する上記の要件を満たす者に対してその受益証券を譲渡すること、または
- c) その受益証券から、当該投資家が満たすことの可能な受益証券クラスの取得要件を有する関連するサブ・ファンドの他の受益証券クラスに乗り換えること。

さらに、管理会社は以下の権利を付与されている。

- 自己の裁量による受益証券買付申込を拒絶すること。
- 随時、排斥条項を無視して申込まれたまたは買い付られた受益証券を買い戻すこと。

（ 2 ）【保管】

ファンドの受益証券が販売される海外においては、受益証券または確認書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の券面または確認書は、日本における販売会社の保管者により保管者名義で保管される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

（ 3 ）【信託期間】

ファンドは、存続期間を無制限として設定される。

（４）【計算期間】

ファンドの決算期は毎年11月30日である。

（５）【その他】

（a）ファンドおよびサブ・ファンド、受益証券クラスの清算および合併

ファンドおよびサブ・ファンド、受益証券クラスの清算

受益者、その相続人およびその他の受益権者は、ファンド、各サブ・ファンドまたは受益証券クラスの分割または清算を要求することはできない。一方で、管理会社は、ファンド、各々のサブ・ファンドおよび受益証券クラスを清算する権限を授与されている。ただし、受益者の利益を考慮した上で、かかる清算が管理会社もしくはファンドを保護するため、または投資方針を理由に、妥当または必要であると判断される場合に限る。

一つのサブ・ファンドまたは一つのサブ・ファンドの受益証券クラスの純資産総額が、当該サブ・ファンドまたは当該受益証券クラスの経済的に効率的な運用に必要な額に達しないまたはそれ以下まで減少した場合、または政治、経済もしくは金融環境に著しい変化があった場合、または合理化の一環として、管理会社は、評価日または有効な決定が行われた時点の純資産価額にて（実際の換金価格および換金費用を考慮して）、該当する受益証券クラスの全ての受益証券を買い戻す旨の決定を行うことができる。

あるサブ・ファンドまたは受益証券クラスを清算する旨の決定は、「開示制度の概要」に記載されている方法により公告される。かかる決定の日以後、受益証券の発行は行われず、該当サブ・ファンドまたは受益証券クラスへの全ての乗換えは停止される。受益証券の買戻しおよび該当サブ・ファンドまたは受益証券クラスからの乗換えは当該決定後も可能である。清算費用は、サブ・ファンドまたは該当するクラスの受益証券によって考慮され、清算する旨の決定がなされた時点で当該サブ・ファンドまたは該当するクラスの受益証券を保有する受益者が負担することとなる。清算の場合には、管理会社は、受益者にとって最大の利益が得られるように、ファンドの資産を換金し、サブ・ファンドまたは受益証券クラスの清算によって生じた純手取金を各々の受益証券数に比例してかかるサブ・ファンドまたは受益証券クラスの受益者に分配するよう保管受託銀行に指示する。清算を開始する決定をしてから遅くとも9ヵ月以内に、（ ）清算完了後受益者に分配できないまたはできなかった清算手取金は当該請求権の時効までルクセンブルグの「供託機関」に保管され、そして（ ）清算手続きは完了されなければならない。

法律に規定のある場合および管理会社が清算される場合には、ファンドを清算しなければならない。かかる清算は、少なくとも2種の日刊新聞（このうち少なくとも一紙はルクセンブルグの日刊新聞とする。）および会社公告集（Recueil Electronique des Sociétés et Associations）（以下「RESA」という。）において公告される。かかる清算手続は、いずれの場合も同様であるが、ファンドの清算の場合には、清算手続終了時に受益者に分配されなかった清算手取金は直ちに「供託機関」に保管される。

サブ・ファンド間またはサブ・ファンドと他の投資信託との合併

「合併」とは、以下の取引である。

- a）一もしくは複数のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド（「吸収対象UCITS」）が、清算することなく解散する際に、全ての資産および負債を別の既存のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド（「吸収UCITS」）に移転し、かつ、吸収対象UCITSの受益者が引き換えに吸収UCITSの受益証券および適用ある場合に当該受益証券の純資産価額の10%を超えない現金での支払いを受領する取引。

b) 二つ以上のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド（「吸収対象UCITS」）が、清算することなく解散する際に、全ての資産および負債をこれらが設立した別のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンドが設立した別のUCITS（「吸収UCITS」）に移転し、かつ、吸収対象UCITSの受益者が引き換えに吸収UCITSの受益証券および適用ある場合に当該受益証券の純資産価額の10%を超えない現金での支払いを受領する取引。

c) 一もしくは複数のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド（「吸収対象UCITS」）が、負債が完済されるまで存続し続ける際に、純資産の全てを同一UCITSの別のサブ・ファンド、当該UCITSが設立した別のUCITSまたは別の既存のUCITSもしくは当該UCITSのサブ・ファンド（「吸収UCITS」）に移転する取引。

合併は、2010年法に規定される状況において認められる。合併の法律上の結果は、2010年法に準拠する。

「ファンドおよびサブ・ファンド、受益証券クラスの清算」に記載される状況の下で、管理会社は、一つのサブ・ファンドまたは受益証券クラスの資産を、管理会社の他の既存のサブ・ファンドもしくは受益証券クラスまたは2010年法パート に基づく他のルクセンブルグのUCIまたは2010年法の規定に基づく外国のUCITSに配分することを決定することができる。管理会社はまた、当該サブ・ファンドの受益証券または受益証券クラスを（必要な場合、分割または統合により、および受益者の比例的権限に相当する金額の支払を通じ）別のサブ・ファンドまたは受益証券クラスの受益証券として指定変更することを決定することができる。

受益者は、管理会社のかかる決定を「開示制度の概要」に記載されている方法により通知される。管理会社がかかる決定を行った場合、決定が公告された日から30日の期間を経過後、関連するサブ・ファンドの受益者すべてを拘束する。かかる30日の期間中、受益者は、買戻し手数料または管理事務代行手数料を支払わずに買戻し請求を行うことができる。買戻しのために提出されなかった受益証券は、交換比率の決定に使用された日と同じ日に計算した、関係するサブ・ファンドの受益証券の純資産価額に基づいて交換される。

(b) 約款

約款は、ルクセンブルグの商業および法人登録機関に寄託され、同所で閲覧することができる。

管理会社は、法律規定の遵守の下、保管約款を変更することができる。各変更は、保管通知により「RESA」に、また「開示制度の概要」に記載されている他の方法で公告される。変更された約款は、当該約款に管理会社および保管受託銀行が署名を行った日に発効する。

日本においては、約款の重要事項の変更は、日本の受益者に通知される。

(c) ワラント、新受益証券引受権またはオプション等の発行

管理会社は、ワラント、新受益証券引受権またはオプションを発行して、受益者にファンド証券を買付ける権利を与えない。

(d) 関係法人との契約の更改等に関する手続き

投資運用契約

投資運用契約は、投資運用会社または管理会社のいずれかにより、違約金を支払うことなく、相手方当事者に3か月前に書面で通知を行うことにより、いつでも終了させることができる。

本契約は、やむを得ない理由がある場合、一方当事者から相手方当事者への通知により、解約することができる。やむを得ない理由とは、本契約により課される義務に関する故意および重大な過失によるものである。管理会社は、受益者の利益となる場合、本契約の条項を直ちに撤回する権利を付与される。

同契約のいかなる条項も、同契約の両当事者が署名した書面による場合を除き、変更、放棄、解除または無視することはできない。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、同法に従って解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

保管および支払事務代行契約

保管および支払事務代行契約は、存続期間を無期限として締結され、また一方当事者が書留郵便による3か月の事前通知を他方当事者に発することによっていつでも解約することができる。前述の通知期間の期日までに、管理会社は、資産の移管先で、またファンドの保管受託銀行業務を継承する後任の保管受託銀行を指名する。

一方の当事者による同契約の義務について重大な不履行がある場合で、かつ不履行当事者に対し発された書面による通知の30日以内に当該不履行が改善されない場合、同契約は、後任の保管受託銀行の指定後即時の効力をもって解約される。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、同法に従って解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、両当事者の相互の合意によりいつでも修正することができ、無期限の期間にわたり完全な効力を有するものとするが、一方当事者が他方当事者に対し、書面による通知を送達または郵便料金前払いで投函することにより終了することができ、かかる終了は、かかる送達日または投函日から3か月を経過した後に、効力を有するものとする。ただし、各当事者は、以下の場合にはいつでも、同契約を即時に終了することができる。

- 清算、他方当事者の管理者、審査官もしくは管財人の任命、または、適切な規制当局もしくは管轄権を有する裁判所の指示により同様の事態が発生する場合。
- 他方当事者が、同契約の条項に違反し、是正が可能であるにもかかわらず、かかる違反の是正を求める通知の送達日から30日以内に、かかる違反を是正できない場合。
- 同契約の継続的な履行がいずれかの理由により違法行為となる場合。

代行協会員契約

代行協会員契約は、同契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し、契約書に規定の住所宛、書面により通知することにより終了する。

同契約は日本国の法律に準拠し、それに従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、契約書に規定の住所宛に書面による通知を3か月前になすことによりこれを解約することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

(e) 苦情処理、議決権行使方針および最良執行

ルクセンブルグの法律および規則に従い、管理会社は、苦情処理、議決権行使方針および最良執行の手続きに関する追加情報を、以下のウェブサイトに掲載する：

http://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.html

6【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

管理会社は、投資者がファンドへの投資の後に受益者名簿に自らの名義で登録される場合、受益者としての権利に基づいてのみ利益を受けることに留意するよう、投資者に注意を喚起する。ただし、投資者が、投資者を代理して自らの名義で投資を行う取次機関を通じて間接的に投資する場合で、その結果、かかる取次機関が当該投資者に代わり受益者名簿に登録される場合、上記の権利が、当該投資者ではなく、当該取次機関に付与される可能性がある。そのため、投資者は、投資決定を下す前に投資者の権利について助言を求めることを推奨される。

日本における販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、自ら管理会社に対し直接受益権を行使することはできない。これら日本の受益者は口座約款に基づき日本における販売会社をして自己に代わって受益権を行使させることができる。ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

（ ）分配金請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。

（ ）買戻請求権

受益者は、いつでもファンド証券の買戻しを管理会社に請求する権利を有する。

（ ）残余財産分配請求権

ファンドが解散される場合、受益者は管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

（ ）損害賠償請求権

受益者は、管理会社および保管受託銀行に対し、約款に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

（注）約款には受益者集会に関する規定はない。なお受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の５年後に失効する。

（２）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対する受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

（ ）管理会社またはファンドに対する、ルクセンブルグおよび日本における法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、訴訟関係書類を受領する権限、

（ ）日本におけるファンド証券の販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。

なお、日本国財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する代理人および金

融庁長官への届出代理人は、

弁護士 三浦 健

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。

b. ファンドの原文の財務書類は、UBS（Lux）エクイティ・ファンドおよび全てのサブ・ファンドにつき一括して作成されている。本書において原文の財務書類については、関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを記載している。ただし、「財務書類に対する注記」については、原文は全文を記載している。日本文の作成にあたっては、関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを翻訳している。なお、各サブ・ファンドには下記のクラス受益証券以外のクラス受益証券も存在するが、本書においては下記のクラス受益証券に関する部分のみを抜粋して日本文に記載している。

- | | |
|----------------------------|----------------------|
| - アジア・コンサンプション（米ドル） | - グレーター・チャイナ（米ドル） |
| クラスP - a c c 受益証券 | クラスP - a c c 受益証券 |
| - ヨーロピアン・オポチュニティ（ユーロ） | - スモール・キャップスUSA（米ドル） |
| クラスP - a c c 受益証券 | クラスP - a c c 受益証券 |
| クラス（米ドル・ヘッジ）P - a c c 受益証券 | - USサステナブル（米ドル） |
| | クラスP - a c c 受益証券 |

（注）ヨーロピアン・オポチュニティ（ユーロ）のクラス（米ドル・ヘッジ）P - a c c 受益証券は、2019年9月6日以降、日本において募集を停止しており、2019年11月末日現在日本における受益者は存在しない。

c. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。

d. ファンドの原文の財務書類は、ユーロおよび米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2020年2月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝120.32および1米ドル＝109.43円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

e. 2019年4月8日付で、UBS（Lux）エクイティ・ファンド - USAマルチ・ストラテジー（米ドル）は、その名称をUBS（Lux）エクイティ・ファンド - USサステナブル（米ドル）に変更している。

（１）【2019年11月30日終了年度】

【貸借対照表】

U B S（Lux）エクイティ・ファンド

連結純資産計算書

	2019年11月30日現在	
	（ユーロ）	（千円）
資産		
投資有価証券、取得価額	9,714,744,658.11	1,168,878,077
投資有価証券、未実現評価（損）益	2,173,645,439.99	261,533,019
投資有価証券合計（注１）	11,888,390,098.10	1,430,411,097
現金預金、要求払預金および預託金勘定	855,506,367.17	102,934,526
定期預金および信託資産	9,932.69	1,195
有価証券売却未収金（注１）	61,301,283.94	7,375,770
受益証券発行未収金	100,587,895.37	12,102,736
流動資産に係る未収利息	326.55	39
未収配当金	2,687,564.13	323,368
その他の未収金	450,059.11	54,151
先渡為替契約に係る未実現（損）益（注１）	(584,852.16)	(70,369)
資産合計	12,908,348,674.90	1,553,132,513
負債		
当座借越	(413,673.76)	(49,773)
当座借越に係る未払利息	(3,918.30)	(471)
有価証券購入未払金（注１）	(40,427,504.54)	(4,864,237)
受益証券買戻未払金	(87,604,439.67)	(10,540,566)
報酬引当金（注２）	(8,599,119.60)	(1,034,646)
年次税引当金（注３）	(861,123.15)	(103,610)
その他の負債引当金	(151,097.41)	(18,180)
その他の手数料および報酬引当金（注２）	(647,294.56)	(77,882)
引当金合計	(10,258,634.72)	(1,234,319)
負債合計	(138,708,170.99)	(16,689,367)
期末純資産額	12,769,640,503.91	1,536,443,145

注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

U B S（Lux）エクイティ・ファンド

連結運用計算書

	自2018年12月 1 日 至2019年11月30日	
	（ユーロ）	（千円）
収益		
流動資産に係る利息	7,470,159.68	898,810
配当金	167,278,855.91	20,126,992
貸付証券に係る収益（注14）	4,872,068.08	586,207
その他の収益（注1 a）	4,927,007.23	592,818
収益合計	184,548,090.90	22,204,826
費用		
報酬（注2）	(184,182,437.99)	(22,160,831)
年次税（注3）	(4,526,329.33)	(544,608)
貸付証券に係る費用（注14）	(1,948,827.23)	(234,483)
その他の手数料および報酬（注2）	(1,460,599.65)	(175,739)
現金および当座借越に係る利息	(277,633.88)	(33,405)
費用合計	(192,395,828.08)	(23,149,066)
投資純（損）益	(7,847,737.18)	(944,240)
実現（損）益（注1）		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	335,426,775.39	40,358,550
金融先物に係る実現（損）益	(353,430.28)	(42,525)
先渡為替契約に係る実現（損）益	(14,130,027.43)	(1,700,125)
為替差（損）益	(5,498,550.95)	(661,586)
実現（損）益合計	315,444,766.73	37,954,314
当期実現純（損）益	307,597,029.55	37,010,075
未実現評価（損）益の変動（注1）		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	1,919,636,806.94	230,970,701
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	(1,236,869.54)	(148,820)
未実現評価（損）益の変動合計	1,918,399,937.40	230,821,880
運用の結果による純資産の純増（減）	2,225,996,966.95	267,831,955

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - アジア・コンサンプション（米ドル）

3 年度比較数値

	ISIN	2019年11月30日	2018年11月30日	2017年11月30日
純資産額（米ドル）		141 655 786.71	118 341 179.58	159 570 116.87
クラス P - a c c	LU0106959298			
発行済受益証券数（口）		460 387.3690	484 240.1450	578 260.1490
1 口当たり純資産価格（米ドル）		144.98	121.15	138.68
1 口当たり発行および買戻価格（米ドル） ¹		144.98	121.15	138.68

¹ 注記 1 を参照のこと。

パフォーマンス

	通貨	2018年 / 2019年	2017年 / 2018年	2016年 / 2017年
クラス P - a c c	米ドル	19.7%	- 12.6%	40.8%

過去の実績は、現在または将来のパフォーマンスの指標にはならない。

実績データは、受益証券の発行および買戻しの時に請求される手数料および費用を考慮していない。

実績データは、監査の対象ではなかった。

サブ・ファンドは、ベンチマークを持たない。

組入証券の構造

地域別分布表		業種別分布表	
	（純資産に対する百分率）		（純資産に対する百分率）
中国	36.94 %	たばこ・アルコール飲料	13.60 %
インド	17.39	医薬品・化粧品・医療品	10.21
香港	14.71	各種サービス	10.02
タイ	6.57	小売り・百貨店	8.35
フィリピン	5.63	電気装置・部品	8.23
韓国	4.17	食品・清涼飲料	7.26
台湾	3.91	インターネット・ソフトウェア・ITサービス	6.20
インドネシア	2.67	銀行・金融機関	5.52
シンガポール	1.51	宿泊・仕出し・レジャー	4.09
マカオ	1.47	保険	3.44
合計	<u>94.97 %</u>	ヘルスケア・社会事業	3.28
		各種貿易会社	2.58
		その他消費財	2.31
		通信	2.23
		不動産	1.92
		各種非分類会社	1.73
		建築業界・資材	1.56
		自動車	1.51
		金融・持株会社	0.93
		合計	<u>94.97 %</u>

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - アジア・コンサンプション（米ドル）

純資産計算書

	2019年11月30日現在	
	（米ドル）	（千円）
資産		
投資有価証券、取得価額	100,982,078.56	11,050,469
投資有価証券、未実現評価（損）益	33,554,407.44	3,671,859
投資有価証券合計（注１）	134,536,486.00	14,722,328
現金預金、要求払預金および預託金勘定	7,241,551.76	792,443
受益証券発行未収金	435,685.03	47,677
その他の未収金	36,166.92	3,958
先渡為替契約に係る未実現（損）益（注１）	(34,468.88)	(3,772)
資産合計	142,215,420.83	15,562,634
負債		
当座借越	(249,096.86)	(27,259)
当座借越に係る未払利息	(21.92)	(2)
受益証券買戻未払金	(216,919.52)	(23,738)
報酬引当金（注２）	(73,165.50)	(8,007)
年次税引当金（注３）	(8,649.57)	(947)
その他の手数料および報酬引当金（注２）	(11,780.75)	(1,289)
引当金合計	(93,595.82)	(10,242)
負債合計	(559,634.12)	(61,241)
期末純資産額	141,655,786.71	15,501,393

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - アジア・コンサンプション（米ドル）

運用計算書

	自2018年12月 1 日 至2019年11月30日	
	（米ドル）	（千円）
収益		
流動資産に係る利息	89,695.45	9,815
配当金	1,939,320.18	212,220
貸付証券に係る収益（注14）	72,030.42	7,882
その他の収益（注 1 a）	224,821.10	24,602
収益合計	2,325,867.15	254,520
費用		
報酬（注 2）	(1,931,954.49)	(211,414)
年次税（注 3）	(55,361.15)	(6,058)
貸付証券に係る費用（注14）	(28,812.17)	(3,153)
その他の手数料および報酬（注 2）	(16,929.85)	(1,853)
現金および当座借越に係る利息	(1,375.68)	(151)
費用合計	(2,034,433.34)	(222,628)
投資純（損）益	291,433.81	31,892
実現（損）益（注 1）		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	5,758,272.72	630,128
先渡為替契約に係る実現（損）益	(365,394.28)	(39,985)
為替差（損）益	(305,446.16)	(33,425)
実現（損）益合計	5,087,432.28	556,718
当期実現純（損）益	5,378,866.09	588,609
未実現評価（損）益の変動（注 1）		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	18,796,721.14	2,056,925
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	(81,288.83)	(8,895)
未実現評価（損）益の変動合計	18,715,432.31	2,048,030
運用の結果による純資産の純増（減）	24,094,298.40	2,636,639

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - アジア・コンサンプション（米ドル）

純資産変動計算書

	自2018年12月 1 日 至2019年11月30日	
	（米ドル）	（千円）
期首純資産額	118,341,179.58	12,950,075
受益証券の発行受取額	66,708,390.69	7,299,899
受益証券の買戻支払額	(67,488,081.96)	(7,385,221)
純発行（買戻）合計	(779,691.27)	(85,322)
投資純（損）益	291,433.81	31,892
実現（損）益合計	5,087,432.28	556,718
未実現評価（損）益の変動合計	18,715,432.31	2,048,030
運用の結果による純資産の純増（減）	24,094,298.40	2,636,639
期末純資産額	141,655,786.71	15,501,393

発行済受益証券数の変動表

	自2018年12月 1 日 至2019年11月30日
	（口）
クラス P - a c c	
期首現在発行済受益証券数	484,240.1450
期中発行受益証券数	329,690.0320
期中買戻受益証券数	(353,542.8080)
期末現在発行済受益証券数	460,387.3690

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ（ユーロ）

3 年度比較数値

	ISIN	2019年11月30日	2018年11月30日	2017年11月30日
純資産額（ユーロ）		424 756 631.72	428 307 986.74	578 752 412.64
クラス P - a c c	LU0006391097			
発行済受益証券数（口）		215 667.6200	287 772.4290	351 903.1500
1 口当たり純資産価格（ユーロ）		908.31	782.87	787.54
1 口当たり発行および買戻価格（ユーロ）		908.31	782.87	787.54
1				
クラス（米ドル・ヘッジ）P - a c c	LU0964806797			
発行済受益証券数（口）		27 857.1160	48 618.8330	72 946.1400
1 口当たり純資産価格（米ドル）		165.07	138.39	135.72
1 口当たり発行および買戻価格（米ドル）		165.07	138.39	135.72
1				

¹ 注記 1 を参照のこと。

パフォーマンス

	通貨	2018年 / 2019年	2017年 / 2018年	2016年 / 2017年
クラス P - a c c	ユーロ	16.0%	- 0.6%	12.3%
クラス（米ドル・ヘッジ）P - a c c	米ドル	19.3%	2.0%	14.2%

過去の実績は、現在または将来のパフォーマンスの指標にはならない。

実績データは、受益証券の発行および買戻しの時に請求される手数料および費用を考慮していない。

実績データは、監査の対象ではなかった。

サブ・ファンドはベンチマークを持たない。

組入証券の構造

地域別分布表		業種別分布表	
	（純資産に対する百分率）		（純資産に対する百分率）
フランス	24.93%	医薬品・化粧品・医療品	12.90%
イギリス	17.36	銀行・金融機関	9.66
スイス	14.21	インターネット・ソフトウェア・ITサービス	8.78
ドイツ	9.79	保険	8.59
オランダ	8.98	食品・清涼飲料	7.91
イタリア	4.52	石油	6.28
アメリカ合衆国	4.23	電子工学・半導体	5.33
アイルランド	2.98	エネルギー・水道	5.13
スペイン	2.88	建築業界・資材	4.75
フィンランド	2.60	その他消費財	4.44
ノルウェー	2.41	金融・持株会社	3.79
デンマーク	2.06	化学	3.52
ルクセンブルグ	1.42	通信	3.00
スウェーデン	0.47	繊維・衣服・革製品	2.94
合計	98.84%	たばこ・アルコール飲料	2.43
		投資信託	2.23
		電気装置・部品	2.15
		自動車	1.89
		バイオテクノロジー	1.76
		非鉄金属	0.68
		交通・運輸	0.68
		合計	98.84%

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ（ユーロ）

純資産計算書

	2019年11月30日現在	
	（ユーロ）	（千円）
資産		
投資有価証券、取得価額	362,909,462.18	43,665,266
投資有価証券、未実現評価（損）益	56,913,178.10	6,847,794
投資有価証券合計（注１）	419,822,640.28	50,513,060
現金預金、要求払預金および預託金勘定	3,324,675.89	400,025
有価証券売却未収金（注１）	6,815,777.89	820,074
受益証券発行未収金	28,305.04	3,406
流動資産に係る未収利息	141.34	17
未収配当金	353,505.51	42,534
その他の未収金	14,910.93	1,794
先渡為替契約に係る未実現（損）益（注１）	(5,263.19)	(633)
資産合計	430,354,693.69	51,780,277
負債		
当座借越に係る未払利息	(1,027.11)	(124)
有価証券購入未払金（注１）	(4,275,417.87)	(514,418)
受益証券買戻未払金	(1,109,167.02)	(133,455)
報酬引当金（注２）	(186,973.23)	(22,497)
年次税引当金（注３）	(21,683.47)	(2,609)
その他の手数料および報酬引当金（注２）	(3,793.27)	(456)
引当金合計	(212,449.97)	(25,562)
負債合計	(5,598,061.97)	(673,559)
期末純資産額	424,756,631.72	51,106,718

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ（ユーロ）

運用計算書

	自2018年12月 1 日	至2019年11月30日
	（ユーロ）	（千円）
収益		
流動資産に係る利息	4,433.17	533
配当金	10,742,112.17	1,292,491
貸付証券に係る収益（注14）	370,660.95	44,598
その他の収益（注 1 a）	109,589.29	13,186
収益合計	11,226,795.58	1,350,808
費用		
報酬（注 2）	(4,935,986.82)	(593,898)
年次税（注 3）	(133,858.97)	(16,106)
貸付証券に係る費用（注14）	(148,264.38)	(17,839)
その他の手数料および報酬（注 2）	(35,731.02)	(4,299)
現金および当座借越に係る利息	(14,976.79)	(1,802)
費用合計	(5,268,817.98)	(633,944)
投資純（損）益	5,957,977.60	716,864
実現（損）益（注 1）		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	23,318,940.94	2,805,735
先渡為替契約に係る実現（損）益	495,856.35	59,661
為替差（損）益	(323,947.83)	(38,977)
実現（損）益合計	23,490,849.46	2,826,419
当期実現純（損）益	29,448,827.06	3,543,283
未実現評価（損）益の変動（注 1）		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	36,056,670.53	4,338,339
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	(7,642.98)	(920)
未実現評価（損）益の変動合計	36,049,027.55	4,337,419
運用の結果による純資産の純増（減）	65,497,854.61	7,880,702

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ（ユーロ）

純資産変動計算書

	自2018年12月 1 日 至2019年11月30日	
	（ユーロ）	（千円）
期首純資産額	428,307,986.74	51,534,017
受益証券の発行受取額	58,341,391.30	7,019,636
受益証券の買戻支払額	(127,390,600.93)	(15,327,637)
純発行（買戻）合計	(69,049,209.63)	(8,308,001)
投資純（損）益	5,957,977.60	716,864
実現（損）益合計	23,490,849.46	2,826,419
未実現評価（損）益の変動合計	36,049,027.55	4,337,419
運用の結果による純資産の純増（減）	65,497,854.61	7,880,702
期末純資産額	424,756,631.72	51,106,718

注記は当財務書類の一部である。

発行済受益証券数の変動表

	自2018年12月 1 日 至2019年11月30日
クラス P - a c c	（口）
期首現在発行済受益証券数	287,772.4290
期中発行受益証券数	5,259.9360
期中買戻受益証券数	(77,364.7450)
期末現在発行済受益証券数	215,667.6200
クラス（米ドル・ヘッジ）P - a c c	（口）
期首現在発行済受益証券数	48,618.8330
期中発行受益証券数	1,182.0650
期中買戻受益証券数	(21,943.7820)
期末現在発行済受益証券数	27,857.1160

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）

3 年度比較数値

	ISIN	2019年11月30日	2018年11月30日	2017年11月30日
純資産額（米ドル）		1 294 085 218.12	872 831 521.81	819 464 442.87
クラス P - a c c	LU0072913022			
発行済受益証券数（口）		1 767 474.0510	1 600 390.4190	1 607 548.5470
1 口当たり純資産価格（米ドル）		477.25	376.03	402.52
1 口当たり発行および買戻価格（米ドル）		478.25		
1			375.35	403.37

¹ 注記 1 を参照のこと。

パフォーマンス

	通貨	2018年 / 2019年	2017年 / 2018年	2016年 / 2017年
クラス P - a c c	米ドル	27.4%	- 6.9%	44.3%

過去の実績は、現在または将来のパフォーマンスの指標にはならない。

実績データは、受益証券の発行および買戻しの時に請求される手数料および費用を考慮していない。

実績データは、監査の対象ではなかった。

サブ・ファンドはベンチマークを持たない。

組入証券の構造

地域別分布表

	（純資産に対する百分率）
中国	63.55%
香港	23.09
台湾	4.71
合計	91.35%

業種別分布表

	（純資産に対する百分率）
インターネット・ソフトウェア・ITサービス	14.26%
各種サービス	10.57
銀行・金融機関	10.54
ヘルスケア・社会事業	9.94
たばこ・アルコール飲料	9.73
金融・持株会社	6.96
保険	6.90
不動産	5.34
電子工学・半導体	4.71
医薬品・化粧品・医療品	4.54
各種非分類会社	2.66
小売り・百貨店	1.95
宿泊・仕出し・レジャー	1.94
その他消費財	0.48
交通・運輸	0.36
包装業	0.30
機械工学・産業機器	0.17
合計	91.35%

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）

純資産計算書

	2019年11月30日現在	
	（米ドル）	（千円）
資産		
投資有価証券、取得価額	868,930,950.50	95,087,114
投資有価証券、未実現評価（損）益	313,210,874.63	34,274,666
投資有価証券合計（注１）	1,182,141,825.13	129,361,780
現金預金、要求払預金および預託金勘定	112,976,825.31	12,363,054
有価証券売却未収金（注１）	3,099,519.11	339,180
受益証券発行未収金	6,872,245.79	752,030
先渡為替契約に係る未実現（損）益（注１）	(275,734.27)	(30,174)
資産合計	1,304,814,681.07	142,785,871
負債		
有価証券購入未払金（注１）	(2,670,809.68)	(292,267)
受益証券買戻未払金	(6,868,395.18)	(751,608)
報酬引当金（注２）	(1,046,792.59)	(114,551)
年次税引当金（注３）	(100,553.08)	(11,004)
その他の手数料および報酬引当金（注２）	(42,912.42)	(4,696)
引当金合計	(1,190,258.09)	(130,250)
負債合計	(10,729,462.95)	(1,174,125)
期末純資産額	1,294,085,218.12	141,611,745

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）

運用計算書

	自2018年12月 1 日	至2019年11月30日
	（米ドル）	（千円）
収益		
流動資産に係る利息	861,638.33	94,289
配当金	18,991,739.88	2,078,266
貸付証券に係る収益（注14）	336,806.85	36,857
その他の収益（注 1 a）	1,418,905.85	155,271
収益合計	21,609,090.91	2,364,683
費用		
報酬（注 2）	(21,960,689.24)	(2,403,158)
年次税（注 3）	(522,780.92)	(57,208)
貸付証券に係る費用（注14）	(134,722.74)	(14,743)
その他の手数料および報酬（注 2）	(183,680.00)	(20,100)
現金および当座借越に係る利息	(18,474.72)	(2,022)
費用合計	(22,820,347.62)	(2,497,231)
投資純（損）益	(1,211,256.71)	(132,548)
実現（損）益（注 1）		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	20,968,013.39	2,294,530
先渡為替契約に係る実現（損）益	(6,072,559.95)	(664,520)
為替差（損）益	(1,918,263.27)	(209,916)
実現（損）益合計	12,977,190.17	1,420,094
当期実現純（損）益	11,765,933.46	1,287,546
未実現評価（損）益の変動（注 1）		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	228,188,307.91	24,970,647
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	(645,607.32)	(70,649)
未実現評価（損）益の変動合計	227,542,700.59	24,899,998
運用の結果による純資産の純増（減）	239,308,634.05	26,187,544

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）

純資産変動計算書

	自2018年12月 1 日 至2019年11月30日	
	（米ドル）	（千円）
期首純資産額	872,831,521.81	95,513,953
受益証券の発行受取額	755,476,175.81	82,671,758
受益証券の買戻支払額	(573,531,113.55)	(62,761,510)
純発行（買戻）合計	181,945,062.26	19,910,248
投資純（損）益	(1,211,256.71)	(132,548)
実現（損）益合計	12,977,190.17	1,420,094
未実現評価（損）益の変動合計	227,542,700.59	24,899,998
運用の結果による純資産の純増（減）	239,308,634.05	26,187,544
期末純資産額	1,294,085,218.12	141,611,745

発行済受益証券数の変動表

	自2018年12月 1 日 至2019年11月30日
	（口）
クラス P - a c c	
期首現在発行済受益証券数	1,600,390.4190
期中発行受益証券数	1,069,859.5660
期中買戻受益証券数	(902,775.9340)
期末現在発行済受益証券数	1,767,474.0510

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - スモール・キャップス U S A（米ドル）

3 年度比較数値

	ISIN	2019年11月30日	2018年11月30日	2017年11月30日
純資産額（米ドル）		45 672 769.38	58 594 737.33	44 009 214.09
クラス P - a c c	LU0038842364			
発行済受益証券数（口）		44 431.5760	62 289.8940	50 354.3280
1 口当たり純資産価格（米ドル）		930.84	849.90	784.18
1 口当たり発行および買戻価格（米ドル）		930.84	849.90	783.79
1				

¹ 注記 1 を参照のこと。

パフォーマンス

	通貨	2018年 / 2019年	2017年 / 2018年	2016年 / 2017年
クラス P - a c c	米ドル	9.5%	8.4%	16.5%

過去の実績は、現在または将来のパフォーマンスの指標にはならない。

実績データは、受益証券の発行および買戻しの時に請求される手数料および費用を考慮していない。

実績データは、監査の対象ではなかった。

サブ・ファンドは、ベンチマークを持たない。

組入証券の構造

地域別分布表

（純資産に対する百分率）

アメリカ合衆国	90.06%
アイルランド	1.91
イスラエル	1.91
ジャージー	1.63
バミューダ	1.30
スイス	0.99
カナダ	0.75
オランダ	0.73
イギリス	0.17
合計	99.45%

業種別分布表

（純資産に対する百分率）

インターネット・ソフトウェア・IT サービス	15.48%
バイオテクノロジー	11.01
医薬品・化粧品・医療品	10.57
金融・持株会社	9.46
電子工学・半導体	6.87
宿泊・仕出し・レジャー	4.79
ヘルスケア・社会事業	4.53
機械工学・産業機器	4.31
小売り・百貨店	3.53
食品・清涼飲料	3.50
コンピュータハードウェア・ネットワーク装置提供	2.99
電気装置・部品	2.75
繊維・衣服・革製品	2.55
交通・運輸	2.43
銀行・金融機関	2.05
投資信託	1.91
不動産	1.56
建築業界・資材	1.45
各種サービス	1.35
化学	1.33
保険	1.31
林業、紙・パルプ製品	1.30
自動車	1.27
グラフィックデザイン・出版・メディア	0.67
石油	0.48
合計	99.45%

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - スモール・キャップス U S A（米ドル）

純資産計算書

	2019年11月30日現在	
	（米ドル）	（千円）
資産		
投資有価証券、取得価額	39,497,050.84	4,322,162
投資有価証券、未実現評価（損）益	5,926,000.72	648,482
投資有価証券合計（注１）	45,423,051.56	4,970,645
現金預金、要求払預金および預託金勘定	229,444.76	25,108
有価証券売却未収金（注１）	123,172.45	13,479
受益証券発行未収金	25,533.61	2,794
未収配当金	18,916.16	2,070
その他の未収金	17,238.62	1,886
資産合計	45,837,357.16	5,015,982
負債		
当座借越	(683.70)	(75)
有価証券購入未払金（注１）	(75,728.75)	(8,287)
受益証券買戻未払金	(50,331.15)	(5,508)
報酬引当金（注２）	(29,892.32)	(3,271)
年次税引当金（注３）	(3,628.00)	(397)
その他の手数料および報酬引当金（注２）	(4,323.86)	(473)
引当金合計	(37,844.18)	(4,141)
負債合計	(164,587.78)	(18,011)
期末純資産額	45,672,769.38	4,997,971

運用計算書

	自2018年12月１日 至2019年11月30日	
	（米ドル）	（千円）
収益		
流動資産に係る利息	5,032.60	551
配当金	264,893.34	28,987
貸付証券に係る収益（注14）	63,928.92	6,996
その他の収益（注１a）	11,735.56	1,284
収益合計	345,590.42	37,818
費用		
報酬（注２）	(862,347.01)	(94,367)
年次税（注３）	(23,228.03)	(2,542)
貸付証券に係る費用（注14）	(25,571.57)	(2,798)
その他の手数料および報酬（注２）	(4,402.06)	(482)
現金および当座借越に係る利息	(54.28)	(6)
費用合計	(915,602.95)	(100,194)
投資純（損）益	(570,012.53)	(62,376)
実現（損）益（注１）		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	4,471,709.37	489,339
為替差（損）益	(361.62)	(40)
実現（損）益合計	4,471,347.75	489,300
当期実現純（損）益	3,901,335.22	426,923
未実現評価（損）益の変動（注１）		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	430,693.22	47,131
未実現評価（損）益の変動合計	430,693.22	47,131
運用の結果による純資産の純増（減）	4,332,028.44	474,054

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - スモール・キャップス U S A（米ドル）

純資産変動計算書

	自2018年12月 1 日 至2019年11月30日	
	（米ドル）	（千円）
期首純資産額	58,594,737.33	6,412,022
受益証券の発行受取額	13,862,202.70	1,516,941
受益証券の買戻支払額	(31,116,199.09)	(3,405,046)
純発行（買戻）合計	(17,253,996.39)	(1,888,105)
投資純（損）益	(570,012.53)	(62,376)
実現（損）益合計	4,471,347.75	489,300
未実現評価（損）益の変動合計	430,693.22	47,131
運用の結果による純資産の純増（減）	4,332,028.44	474,054
期末純資産額	45,672,769.38	4,997,971

発行済受益証券数の変動表

	自2018年12月 1 日 至2019年11月30日
クラス P - a c c	（口）
期首現在発行済受益証券数	62,289.8940
期中発行受益証券数	14,320.3980
期中買戻受益証券数	(32,178.7160)
期末現在発行済受益証券数	44,431.5760

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - U S サステナブル（米ドル）

3 年度比較数値

	ISIN	2019年11月30日	2018年11月30日	2017年11月30日
純資産額（米ドル）		75 881 666.49	72 042 328.76	80 303 865.64
クラス P - a c c	LU0098995292			
発行済受益証券数（口）		309 599.1740	337 526.1380	411 889.1720
1 口当たり純資産価格（米ドル）		221.10	194.18	189.37
1 口当たり発行および買戻価格（米ドル）		221.10	194.18	189.37
1				

¹ 注記 1 を参照のこと。

パフォーマンス

	通貨	2018年 / 2019年	2017年 / 2018年	2016年 / 2017年
クラス P - a c c ¹	米ドル	-	2.5%	25.1%

¹ 戦略変更のため、パフォーマンスの計算のためのデータはない。

過去の実績は、現在または将来のパフォーマンスの指標にはならない。

実績データは、受益証券の発行および買戻しの時に請求される手数料および費用を考慮していない。

実績データは、監査の対象ではなかった。

サブ・ファンドは、ベンチマークを持たない。

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - U S サステナブル（米ドル）

組入証券の構造

地域別分布表

	（純資産に対する百分率）
アメリカ合衆国	90.23%
アイルランド	5.30
バハマ	3.66
合計	<u>99.19%</u>

業種別分布表

	（純資産に対する百分率）
インターネット・ソフトウェア・ITサービス	15.85%
金融・持株会社	14.54
銀行・金融機関	13.23
電子工学・半導体	6.94
医薬品・化粧品・医療品	6.81
自動車	6.39
コンピュータハードウェア・ネットワーク装置提供	6.12
ヘルスケア・社会事業	5.24
不動産	4.29
機械工学・産業機器	4.17
小売り・百貨店	3.36
各種資本財	3.36
建築業界・資材	3.15
環境サービス・リサイクル	2.43
投資信託	1.81
保険	1.50
合計	<u>99.19%</u>

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - U S サステナブル（米ドル）

純資産計算書

	2019年11月30日現在	
	（米ドル）	（千円）
資産		
投資有価証券、取得価額	70,206,168.41	7,682,661
投資有価証券、未実現評価（損）益	5,061,127.58	553,839
投資有価証券合計（注１）	75,267,295.99	8,236,500
現金預金、要求払預金および預託金勘定	417,159.52	45,650
有価証券売却未収金（注１）	201,977.41	22,102
受益証券発行未収金	471.02	52
未収配当金	52,619.61	5,758
その他の未収金	21,345.54	2,336
資産合計	75,960,869.09	8,312,398
負債		
当座借越に係る未払利息	(42.78)	(5)
有価証券購入未払金（注１）	(21,154.60)	(2,315)
報酬引当金（注２）	(45,736.66)	(5,005)
年次税引当金（注３）	(6,186.02)	(677)
その他の手数料および報酬引当金（注２）	(6,082.54)	(666)
引当金合計	(58,005.22)	(6,348)
負債合計	(79,202.60)	(8,667)
期末純資産額	75,881,666.49	8,303,731

運用計算書

	自2018年12月１日 至2019年11月30日	
	（米ドル）	（千円）
収益		
流動資産に係る利息	5,224.75	572
配当金	868,196.42	95,007
貸付証券に係る収益（注14）	35,016.97	3,832
その他の収益（注１a）	515.03	56
収益合計	908,953.17	99,467
費用		
報酬（注２）	(1,162,016.79)	(127,159)
年次税（注３）	(35,449.82)	(3,879)
貸付証券に係る費用（注14）	(14,006.79)	(1,533)
その他の手数料および報酬（注２）	(6,188.46)	(677)
現金および当座借越に係る利息	(79.87)	(9)
費用合計	(1,217,741.73)	(133,257)
投資純（損）益	(308,788.56)	(33,791)
実現（損）益（注１）		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	13,226,820.85	1,447,411
為替差（損）益	(518.80)	(57)
実現（損）益合計	13,226,302.05	1,447,354
当期実現純（損）益	12,917,513.49	1,413,564
未実現評価（損）益の変動（注１）		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	(3,446,384.54)	(377,138)
未実現評価（損）益の変動合計	(3,446,384.54)	(377,138)
運用の結果による純資産の純増（減）	9,471,128.95	1,036,426

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - U S サステナブル（米ドル）

純資産変動計算書

	自2018年12月 1 日 至2019年11月30日	
	（米ドル）	（千円）
期首純資産額	72,042,328.76	7,883,592
受益証券の発行受取額	2,360,317.40	258,290
受益証券の買戻支払額	(7,992,108.62)	(874,576)
純発行（買戻）合計	(5,631,791.22)	(616,287)
投資純（損）益	(308,788.56)	(33,791)
実現（損）益合計	13,226,302.05	1,447,354
未実現評価（損）益の変動合計	(3,446,384.54)	(377,138)
運用の結果による純資産の純増（減）	9,471,128.95	1,036,426
期末純資産額	75,881,666.49	8,303,731

発行済受益証券数の変動表

	自2018年12月 1 日 至2019年11月30日
クラス P - a c c	（口）
期首現在発行済受益証券数	337,526.1380
期中発行受益証券数	9,842.7380
期中買戻受益証券数	(37,769.7020)
期末現在発行済受益証券数	309,599.1740

注記は当財務書類の一部である。

財務書類に対する注記

2019年11月30日現在

注1 - 重要な会計方針の要約

当財務書類はルクセンブルグにおいて一般に認められた投資信託の会計原則に従って作成されている。
重要な会計方針は以下に要約される。

a) 純資産額の計算

各サブ・ファンドまたはクラスの受益証券1口当たりの純資産価格、発行価格および買戻価格は、当該サブ・ファンドまたはクラス受益証券の基準通貨で表示され、各クラス受益証券に帰属するサブ・ファンドの純資産総額を当該サブ・ファンドのクラス受益証券の発行済受益証券口数で除することにより営業日毎に計算される。

この場合の「営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）を指し、ルクセンブルグにおける個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。

サブ・ファンドの各クラス受益証券に帰属する純資産価額の百分率は、受益証券の発行または買戻しの度に変動する。この百分率は、サブ・ファンドの発行済受益証券総数に対する各クラス受益証券における発行済受益証券数の比率により決定され、当該クラス受益証券に課せられる費用が考慮される。

一日の取引日におけるサブ・ファンドの全クラス受益証券に影響を与える発行または買戻しの合計が純資本の流入または流出になる場合、サブ・ファンドの純資産額はそれぞれ増加または減少することがある（いわゆるシングル・スイング・プライシング）。最大調整額は、純資産額の1%に達する。サブ・ファンドが負担する見積取引費用および課税金ならびにファンドが投資する資産の見積呼値スプレッドは、計算上考慮される。影響を受けるサブ・ファンドの全受益証券が純増する場合、調整は純資産額の増加を導く。受益証券数が純減する場合、調整は純資産額の減少となる。これは、純資産または関連するサブ・ファンドの通貨で表示した絶対金額に関して一取引日における純増／純減について設けられる。この限界値が一取引日に越えられた場合にのみ、純資産額は調整される。かかる調整はサブ・ファンドのためであり、「その他の収益」として運用計算書に記載されている。

b) 評価原則

- 流動資産（現金および預金、為替手形、小切手、約束手形、前払費用、配当金ならびに宣言済または発生済で未受領の利息のいずれの形かに関わらず）は、額面で評価が行なわれる。ただし、かかる評価額が完全には支払われないまたは受領できない可能性のある場合には、その真正価額に達するために適切と思われる金額を控除した上で、価格が決定される。
- 証券取引所に上場されている有価証券、派生商品およびその他の資産は、直近の入手可能な市場価格で評価される。かかる有価証券、派生商品またはその他の資産が複数の証券取引所に上場されている場合、当該資産の主要市場である証券取引所における入手可能な直近の価格が適用される。

有価証券、派生商品およびその他の資産について、証券取引所における取引が通常行われておらず、かつ当該投資対象について市場に沿った価格決定を行う流通市場が証券ディーラー間に存在する場合、管理会社は、かかる価格に基づき、当該証券、派生商品およびその他の投資対象を評価することができる。証券取引所に上場されていない証券、派生商品および他の投資対象が公認かつ公開で規則に従って運営のされている他の規制ある市場で取引されている場合、当該市場における入手可能な直近の価格で評価される。

- 証券取引所に上場されていないまたは他の規制ある市場で取引されていない有価証券およびその他の投資対象は、その適切な価格を入手できない場合、管理会社が、予想市場価格に基づき誠実に決定される他の基準に従って評価する。
- 証券取引所に上場されていない派生商品（OTC派生商品）は、独立した価格決定資料に基づき評価される。派生商品について入手可能な独立した価格決定資料が1つに限られる場合、入手される評価の信頼性は、派生商品の裏付商品の市場価格に基づき、管理会社およびファンドの監査人により許可される計算モデルを使用して証明される。
- 譲渡性のある証券を投資対象とするその他の投資信託（UCITS）および/または投資信託（UCIs）の受益証券はその最終の資産価格に基づいて評価される。
- 証券取引所に上場されていないまたは公開されている他の規制ある市場で取引されていない短期金融商品は、関連するカーブを元に評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドから算出される。この過程で以下の原則が適用される。各短期金融商品について、満期までの残存期間にもっとも近い金利が差し込まれる。かかる方法により計算された金利は、原借主の信用力を反映する信用スプレッドを加算することで市場価格に転換される。借主の信用格付けが大幅に変更された場合、かかる信用スプレッドは調整が行われる。
- 外国為替取引によりヘッジされない当該サブ・ファンドの勘定通貨以外の通貨建ての証券、短期金融商品、派生商品およびその他の資産は、当該通貨のルクセンブルグにおける平均為替レート（売買価格の仲値）またはこれが提供されない場合は当該通貨を最も代表する市場におけるレートを使用して評価される。
- 定期預金および信託資産は、これらの額面額に発生利息を付して評価される。
- スワップの価値は、すべてのキャッシュ・フロー（イン・フローおよびアウト・フロー両方）の純現在価値に基づき外部サービス・プロバイダーにより計算され、第2次の独立した評価が他の外部サービス・プロバイダーにより提供される。特定の場合に、内部計算（ブルームバーグから提供されたモデルおよび市場データに基づく。）および/またはブローカーの報告評価が利用される。評価方法は、当該証券によって異なり、適用されるUBS評価方針に基づき選択される。

上記の規定に従う評価が実行不可能または不正確であるとみなされる場合、管理会社は、純資産の適切な評価を誠実に行う目的で、他の一般的に容認されかつ検証可能な評価基準を適用することが認められている。

ファンドのサブ・ファンドの一部が、その資産の評価時に終了している市場に投資される可能性があるため、管理会社は、上記の規定に従うことなく、評価時のサブ・ファンドの資産の適正価格をより正確に反映する目的で1口当たりの純資産価格が調整されることを認めることができる。実際に、サブ・ファンドが投資する証券は、概して、上記で詳述されたように、1口当たりの純資産価格を計算する時点で最新の入手可能価格に基づき評価される。ただし、サブ・ファンドが投資する市場の終了時と評価時に実質的な時差がある可能性がある。

結果として、かかる証券の価格に影響を与える可能性があり、市場の終了時と評価時の間に生じる変化は、通常、関連するサブ・ファンドの1口当たりの純資産価格には考慮されない。この結果、管理会社が、サブ・ファンドのポートフォリオの証券の入手可能な最新価格がその適正価格を反映していないとみなした場合、管理会社は、評価時のポートフォリオの想定適正価格を反映する目的で1口当たりの純資産価格が調整されることを認めることができる。かかる調整は、管理会社が定める投資

方針および数々の慣行に基づく。上記のとおり価格を調整する場合、当該価格は、同一のサブ・ファンドのすべての受益証券クラスに常に適用される。

管理会社は、適切とみなす場合にはいつでも、上記の措置をファンドの関連するサブ・ファンドに適用する権利を留保する。

適正価格での資産の評価は、容易に入手可能な市場評価が参照可能な場合に資産を評価するよりも高い評価の信頼性を必要とする。また、適正価格の計算は、価格報告者が適正価格を定めるために使用するクオンツ・モデルに基づく。ファンドが1口当たりの純資産価格を自ら定める頃に資産を売却しようとする場合、ファンドが資産の適正評価を正確に定めることができるという保証はない。結果として、1つ以上の参加権を適正価格で評価する時にファンドが純資産価格で受益証券を売却または償還する場合、現受益者の経済的参加権を希薄化するまたは増大させる可能性がある。

必要に応じて、追加的評価は一日を通じて行うことができる。かかる新評価は、受益証券の爾後の発行および買戻しについて適用される。

c) 証券売却実現純（損）益

証券売買実現損益は、売却証券の平均原価に基づいて計算される。

d) 先渡為替契約の評価

未決済の先渡為替契約の未実現（損）益は、評価日の実勢先渡為替レートに基づいて評価される。

e) 金融先物契約の評価

金融先物契約は、評価日に適用される直近の入手可能な公表価格に基づいて評価される。実現損益および未実現損益の変動は、運用計算書に記帳される。実現損益は、先入先出法に従って計算される。すなわち、最初の取得契約が最初に売却されるものと考えられる。

f) オプションの評価

規制ある市場で取引されている未決済オプションは、当該商品の決済価格または入手可能な最終市場価格で評価される。

公認の証券取引所に上場されていないオプション（OTCオプション）の時価は、ブルームバーグ・オプション・プライサー・ファンクショナルリティーより取得し第三者値付機関に対して確認した日足価格に基づいている。

オプションに係る実現損益および未実現評価損益の変動は、それぞれ、運用計算書および純資産変動計算書上のオプションに係る実現損益および未実現損益の項目において開示される。

g) 外貨換算

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て保有される銀行勘定、その他の純資産および投資有価証券評価額は、評価日の最終現物相場の仲値で換算される。個々のサブ・ファンドの通貨以外の通貨建て収益および費用は、支払日の最終現物相場の仲値で換算される。為替差損益は、運用計算書に計上される。

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て証券の取得原価は、取得日の実勢最終現物相場の仲値で換算される。

h) 組入証券取引の会計処理

組入証券取引は、取引日の翌銀行営業日に会計処理される。

i) 公正価額の価格形成原則

公正価額の価格形成原則が、アジア市場の有価証券に主として投資するファンドに関して適用される。公正価額の原則は、特定時のスナップショット価格でファンドの組入証券の全対象資産を再評価することによって、直近の入手可能な取引所の終値に反映されない重要な変更を考慮する。純資産額はその後、再評価価格に基づいて計算される。公正価額の原則は、ファンドに固有のベンチマークの乖離が3%を超える場合にのみ適用される。

j) 連結財務書類

ファンドの連結財務書類は、EUR（ユーロ）で表示されている。ファンドの2019年11月30日現在の連結純資産計算書および連結運用計算書の各種項目は、以下の為替レートでユーロに換算された各サブ・ファンドの財務書類上の対応する項目の合計に等しい。

以下の為替レートは、2019年11月30日現在で連結財務書類の換算に用いられた。

為替レート

1 ユーロ	=	1.582178	豪ドル
1 ユーロ	=	1.464528	カナダ・ドル
1 ユーロ	=	120.745726	日本円
1 ユーロ	=	1.102600	米ドル

償還または合併したサブ・ファンドについて、連結財務書類の換算に使用された為替レートは、償還日または合併日現在の為替レートである。

k) 投資有価証券売却未収金、投資有価証券購入未払金

「投資有価証券売却未収金」の勘定科目には、外貨取引による未収金が含まれる。また「投資有価証券購入未払金」の勘定科目には、外貨取引による未払金が含まれる。

為替取引による未収金および未払金は相殺される。

l) 収益の認識

源泉税控除後の配当金は、当該証券が「配当落ち」として最初に記載される日に収益として認識される。受取利息は、日々ベースで発生する。

注2 - 報酬

ファンドは、以下の表に表示されるようにサブ・ファンドの平均純資産額で計算される月次定率報酬を各サブ・ファンドのために支払う。

UBS (Lux) エクイティ・ファンド - アジア・コンサンプション（米ドル）

名称に「P」が付くクラス受益証券	上限定率報酬（年率）	上限定率報酬（年率）
		名称に「ヘッジ」が付く クラス受益証券
名称に「P」が付くクラス受益証券	2.040%	2.090%

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ（ユーロ）

	上限定率報酬（年率）	上限定率報酬（年率） 名称に「ヘッジ」が付く クラス受益証券
名称に「P」が付くクラス受益証券	2.040%	2.090% *

* 上限2.090%、実効2.040%

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）

	上限定率報酬（年率）	上限定率報酬（年率） 名称に「ヘッジ」が付く クラス受益証券
名称に「P」が付くクラス受益証券	2.340%	2.390%

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - スモール・キャップスUSA（米ドル）

	上限定率報酬（年率）	上限定率報酬（年率） 名称に「ヘッジ」が付く クラス受益証券
名称に「P」が付くクラス受益証券	1.800%	1.850%

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - USサステナブル（米ドル）*

	上限定率報酬（年率）	上限定率報酬（年率） 名称に「ヘッジ」が付く クラス受益証券
名称に「P」が付くクラス受益証券	1.650%	1.700%

* 旧：UBS（Lux）エクイティ・ファンド - USAマルチ・ストラテジー（米ドル）

上記の定率報酬は以下の通り使用される。

- 以下の規定に従い、ファンドの純資産価額に基づく上限定率報酬は、ファンドの運用、管理事務、ポートフォリオ管理および販売に関して（該当する場合）、ならびに保管受託銀行のすべての職務（ファンド資産の保管および監督、決済取引の手続きならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主たる支払代理人」の項に記載されるその他一切の職務等）に関して、ファンド資産から支払われる。当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースでファンド資産に対し請求され、毎月支払われる（上限定率管理報酬）。関連する上限定率管理報酬は対応するクラス受益証券が発売されるまで請求されない。上限定率管理報酬の概要は、販売目論見書の「サブ・ファンドおよびその特別投資方針」にて参照することができる。定率管理報酬に適用される実際の最大料率は、年次報告書および半期報告書で参照することができる。
- 上限定率管理報酬は、ファンドの資産から落される以下の報酬および追加の費用は含まれない。
 - 資産の売買のためのファンド資産の管理に関するその他の一切の費用（買呼値および売呼値のスプレッド、市場ベースのブローカー手数料、手数料、報酬等）。その結果、当該費用は、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、受益証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買によって生じるかかる追加の費用は、販売目論見書の「純資産価額、発行、買戻しおよび転換価格」の項に記載されているシングル・スイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。
 - ファンドの設立、変更、清算および合併に関する監督官庁への費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場されている証券取引所に対して支払う手数料。

- c) ファンドの設立、変更、清算および合併に関する年次監査および認可に関する監査報酬ならびにファンドの管理事務に関して提供されたサービスについて監査法人に支払われるその他の報酬、および法律によって許可されるその他の報酬。
 - d) ファンドの設立、販売国における登録、変更、清算および合併に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、ファンドおよびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。
 - e) ファンドの純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト（翻訳コストを含む。）。
 - f) ファンドの法的文書に関するコスト（目論見書、K I I D、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書）。
 - g) 外国の監督官庁へのファンドの登録に関するコスト（該当する場合）外国の監督官庁へ支払われる手数料ならびに翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人に対する報酬を含む。
 - h) ファンドによる議決権または債権者の権利の使用により発生した費用（外部顧問報酬を含む。）。
 - i) ファンドの名義で登録された知的財産またはファンドの利用者の権利に関するコストおよび手数料。
 - j) 管理会社、ポートフォリオ・マネジャーまたは保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じた特別措置に関して生じた一切の費用。
 - k) 管理会社が投資者の利益につき集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じた費用（例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト）を請求することができる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができる。ただし、かかるすべての管理事務コストは、証明可能かつ開示されており、ファンドの公表済みの総費用率（T E R）において説明される。
3. 管理会社は、ファンドの販売についてのトレーラー報酬を支払うことができる。

ファンドの収益および資産に関するすべての税金、特に年次税（"taxe d'abonnement"）についても、ファンドが負担する。

定率管理報酬を用いていない他のファンド・プロバイダーとの報酬規定を全般的に比較するという目的上、「上限定率管理報酬」は報酬の80%と定められている。

クラス受益証券「F」についての追加報酬もまた、請求される。当該報酬は、投資者とUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーまたは公認の販売パートナーのうち1社との個別契約を通じて決定される。

クラス受益証券「I - B」について、報酬は、ファンドの管理事務費用（管理会社、管理事務代行および保管受託銀行の費用からなる）を賄うために請求される。資産運用および販売に関する費用は、投資者とUBSアセット・マネジメントまたは公認の代理人のうち1社との間で直接結ばれた個別契約に基づき、ファンドを除いて請求される。

クラス受益証券「I - X」「K - X」および「U - X」の資産運用、ファンド管理事務（管理会社、管理事務代行および保管受託銀行の費用からなる）および販売について実施された業務に関連するコストは、投資者との個別契約に基づきUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー受け取る資格を有する報酬によって賄われる。

個々のサブ・ファンドに帰属する費用はすべて、それらのサブ・ファンドに請求される。

クラス受益証券に割当てられる費用は、それらのクラス受益証券に請求される。複数またはすべてのサブ・ファンド/クラス受益証券に関連する費用は、当該サブ・ファンド/クラス受益証券に対して、それぞれの純資産額に比例して請求される。

投資方針の規定により、他のUCIsまたはUCITSへ投資するサブ・ファンドについて、サブ・ファンドおよび当該対象ファンドの両レベルで報酬が生じることがある。サブ・ファンドの資産が投資される対象ファンドの管理報酬は、あらゆる付随的な報酬を考慮の上、最大3%とする。

サブ・ファンドが、管理会社もしくはその委託先により、直接運用されるか、または合同運用もしくは支配または直接的もしくは間接的な実質保有を通じて管理会社と関係する別の会社により、運用され

るファンドの受益証券へ投資する場合、対象ファンドの受益証券に関して投資を行うサブ・ファンドは、発行および買戻しの手数料を請求されないことがある。

K I I D s には、ファンドの現行の手数料に関する詳細が記載されている。

注 3 - 年次税

ルクセンブルグの現行法規に準拠して、ファンドは、四半期毎に支払われ各四半期末日の各サブ・ファンドの純資産額に基づいて計算される年率0.05%の年次税が課されているが、幾つかのクラス受益証券に関しては年率0.01%になる減額された年次税を課されている。

ルクセンブルグ法の法定規則に準拠して既に年次税を支払っているその他の投資信託の受益証券または株式へ投資されたファンド資産の部分に関して、年次税は適用されない。

注 4 - 関連会社取引

2018年12月 1 日から2019年11月30日までの会計年度に、次にあげる香港での販売が許可されているサブ・ファンドの、管理会社、投資運用会社または取締役会の関連会社であるブローカーおよび管理会社を通して行われた、有価証券と短期金融商品の取引数量は以下のとおりであった。

UBS (Lux) エクイティ・ファンド -	関連会社との株式および 株式類似証券の取引数量	証券取引比率
アジア・コンサンプション（米ドル）	17 187 854.98 米ドル	18.12%
ヨーロッパ・オポチュニティ（ユーロ）	11 833 448.05 ユーロ	0.90%
グレーター・チャイナ（米ドル）	77 509 508.95 米ドル	19.54%
UBS (Lux) エクイティ・ファンド -	関連会社との株式および 株式類似証券の取引の手数料	手数料比率
アジア・コンサンプション（米ドル）	28 212.68 米ドル	26.82%
ヨーロッパ・オポチュニティ（ユーロ）	14 192.06 ユーロ	1.23%
グレーター・チャイナ（米ドル）	90 041.20 米ドル	23.15%

注5 - 収益の分配

約款第10条に従い、年次決算の終了とともに、管理会社は、各サブ・ファンドが分配金の支払を行うかどうか、および分配の程度を決定する。分配金を支払うことによって、ファンドの純資産額が法律の定めるファンド資産の最低額を下回ることがあってはならない。分配が行われる場合、支払は会計年度の終了から4か月以内に行われる。

管理会社は、中間分配金の支払および分配金の支払停止を行う権限を有している。

分配が実際の収益を受ける権利に対応するよう収益平準化額が計算される。

注6 - ソフト・ダラーの取決め

2018年12月1日から2019年11月30日までの会計年度中に、UBS（Lux）エクイティ・ファンドのために締結された「ソフト・ダラーの取決め」はなく、「ソフト・ダラー」の金額は零である。

注7 - 総費用比率（TER）

この比率は、スイス・ファンズ・アンド・アセット・マネジメント・アソシエーション（SFAMA）の「TERの計算ならびに開示に関するガイドライン」現行版に従って計算された。比率はまた、純資産の百分率として遡及的に計算され、純資産（運用費用）に対し継続ベースで請求されるすべての費用および手数料の合計を表す。

過去12ヶ月のTERは、以下のとおりである。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド -	総費用比率（TER）
アジア・コンサンプション（米ドル）P - a c c	2.10%
ヨーロッパ・オポチュニティ（ユーロ）P - a c c	2.09%
ヨーロッパ・オポチュニティ（ユーロ）（米ドル・ヘッジ）P - a c c	2.09%
グレーター・チャイナ（米ドル）P - a c c	2.40%
スモール・キャップスUSA（米ドル）P - a c c	1.85%
USサステナブル（米ドル）P - a c c *	1.75%

*（旧）UBS（Lux）エクイティ・ファンド - USAマルチ・ストラテジー（米ドル）

運用されていたのが12ヶ月未満のクラス受益証券のTERは年率換算されている。

通貨ヘッジに関連して発生した取引費用およびその他の費用は、TERに含まれていない。

注8 取引費用

取引費用は、当期に発生したブローカー報酬、印紙税、地方税およびその他の海外手数料を含む。取引費用には、有価証券の購入および売却に係る費用が含まれる。

2019年11月30日に終了した会計年度において、ファンドにおいて発生した投資有価証券の購入および売却に関連する取引費用は、以下のとおりである。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド -	取引費用
アジア・コンサンプション（米ドル）	189 573.60 米ドル
ヨーロッパ・オポチュニティ（ユーロ）	1 142 292.93 ユーロ
グレーター・チャイナ（米ドル）	660 780.35 米ドル
スモール・キャップスUSA（米ドル）	42 993.44 米ドル
USサステナブル（米ドル）*	80 194.68 米ドル

*

旧：UBS（Lux）エクイティ・ファンド - USAマルチ・ストラテジー（米ドル）

取引費用のすべてを個別に識別できるわけではない。固定利付証券、先物為替予約およびその他のデリバティブ契約の場合、取引費用は、投資対象証券の購入および売却価格に含まれる。当該取引費用は、個別に識別することができないが、各サブ・ファンドのパフォーマンスに反映される。

注9 - 償還

サブ・ファンドであるUBS（Lux）エクイティ・ファンド - オーストラリア（豪ドル）は2019年4月8日付で償還した。

注10 - 合併

以下の合併が生じた。

サブ・ファンド	合併	日付
UBS（Lux）エクイティ・ファンド - グローバル・サステナブル・イノベーターズ（ユーロ）	UBS（Lux）エクイティ・シキャブ - グローバル・インパクト（米ドル）	2019年2月12日

注11 - 名称変更

2019年4月8日付で、サブ・ファンドであるUBS（Lux）エクイティ・ファンド - USAマルチ・ストラテジー（米ドル）は、UBS（Lux）エクイティ・ファンド - USサステナブル（米ドル）に名称を変更した。

注12 - 当期中の重要な事象

スイスのユービーエス資産運用事業は、ユービーエス・エイ・ジーからユービーエス・グループのメンバーであるUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーに移転した。2019年6月17日付で移転の効力が生じた。

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーは、スイスの金融市場監督局（FINMA）が承認した集合投資事業の資産運用者である。

注13 - 適用法、業務地および公認言語

ルクセンブルグ地方裁判所は、受益者、管理会社および保管受託銀行との間ですべての法的紛争処理を行う場所である。ルクセンブルグ法が適用される。しかし、他の国の投資家の賠償請求に関する件については、管理会社および／または保管受託銀行は、ファンド受益証券が売買された国の裁判管轄権に自らおよびファンドを服することを選択することができる。

当財務書類についてはドイツ語版が公認されたものであり、ドイツ語版のみが監査人によって監査された。しかし、ファンド受益証券の購入および売却が可能なその他の国の投資家に対して受益証券が販売される場合、管理会社および保管受託銀行は、当該国の言語への承認された翻訳（すなわち、管理会社および保管受託銀行によって承認されたもの）に自らおよびファンドが拘束されるものと認めることができる。

注14 - 店頭派生商品および証券貸付

ファンドが店頭取引を実行する場合、ファンドは店頭取引相手の信用力に関連するリスクを負うことがある。ファンドが先物契約、オプションおよびスワップ取引を行うかまたはその他の派生技法を利用する場合、ファンドは店頭取引相手が特定または複数の契約に基づくその債務を履行しないことがある（または履行することができない）リスクを負うことがある。取引相手リスクは、証券を預託することにより軽減することができる。ファンドが適用される契約に基づき担保が提供される場合、当該担保は、ファンドのため保管受託銀行により保管されるものとする。店頭取引相手、保管受託銀行またはその副保管人／取引銀行ネットワークに関する破産および支払不能事由またはその他の信用事由の結果、担保に関するファンドの権利または承認が遅延するか、制限されるか、または消滅することもある。その場合、ファンドは、当該債務を担保するためにそれまでに利用可能であった証券を有していたにもかかわらず、強制的に店頭取引の枠組みにおいて債務を履行することになる。

ファンドは、第三者にファンドの組入証券の一部を貸付けることができる。一般的に、貸付はクリアストリーム・インターナショナルもしくはユーロクリアのような公認の決済機関、または同種の業務を専門とする第一級の金融機関の仲介により、それらの機関が設定した方法に従ってのみ行われる。担保は、貸付証券に関連して受領される。担保は、一般的に借入れられた証券の少なくとも時価に相当する金額の高格付け証券から構成される。

U B S ヨーロッパ S E ルクセンブルグ支店は、有価証券貸付代理人としての役割を担う。

店頭派生商品^{*}

担保が設定されていない以下のサブ・ファンドの店頭派生商品は、その代わりにマージン勘定を設けている。

サブ・ファンド 取引相手	未実現（損）益	受領担保
U B S (Lux) エクイティ・ファンド - アジア・コンサンプション（米ドル）		
H S B C	-33 899.21 米ドル	0.00 米ドル
ユービーエス・エイ・ジー	-569.67 米ドル	0.00 米ドル
U B S (Lux) エクイティ・ファンド - ヨーロッパ・オポチュニティ（ユーロ）		
ユービーエス・エイ・ジー	-5 263.19 ユーロ	0.00 ユーロ
U B S (Lux) エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）		
ゴールドマン・サックス	-118 421.58 米ドル	0.00 米ドル
H S B C	-157 529.59 米ドル	0.00 米ドル
ユービーエス・エイ・ジー	216.90 米ドル	0.00 米ドル

^{*}

公認の取引所市場で取引される派生商品は、決済機関により保証されているため、本表に含まれない。取引相手に債務不履行が生じた場合、決済機関は、損失リスクを想定する。

貸付証券

U B S（Lux）エクイティ・ファンド	2019年11月30日現在 貸付証券による取引相手方エクスポージャー		2019年11月30日現在 担保内訳（比率％）		
	貸付証券の時価	担保 （ユービーエス・ スイス・エイ・ジー）	株式	債券	現金
アジア・コンサンプション（米ドル）	2 397 428.89米ドル	2 539 920.99米ドル	36.06	63.94	0.00
ヨーロッパ・オポチュニティ（ユーロ）	40 821 262.72ユーロ	43 247 490.03ユーロ	36.06	63.94	0.00
グレーター・チャイナ（米ドル）	80 212 840.04米ドル	84 980 320.77米ドル	36.06	63.94	0.00
スモール・キャップスU S A（米ドル）	15 207 103.95米ドル	16 110 943.97米ドル	36.06	63.94	0.00
U S サステナブル（米ドル）*	19 185 196.23米ドル	20 325 475.68米ドル	36.06	63.94	0.00

* （旧）U B S（Lux）エクイティ・ファンド - U S A マルチ・ストラテジー（米ドル）

【投資有価証券明細表等】

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - アジア・コンサンプション（米ドル）

2019年11月30日現在投資有価証券およびその他の純資産明細表

銘柄	株数 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る未実現 (損) 益 (注 1)	純資産 比率 (%)
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品			
無記名株式			
中国			
CNY GREE ELEC APPLICAN 'A' CNY1	246 500.00	2 024 552.05	1.43
CNY JOYOUNG CO. LTD. 'A' CNY1	1 020 056.00	3 279 451.37	2.32
CNY KWEICHOW MOUTAI CO LTD-A	38 287.00	6 151 856.97	4.34
HKD PING AN INSURANCE 'H' CNY1	230 000.00	2 606 773.45	1.84
HKD TENCENT HLDGS LIM1 HKD0.00002	166 500.00	7 058 988.14	4.98
CNY YIBIN WULIANGYE 'A' CNY1	74 155.00	1 346 114.03	0.95
CNY ZHEJIANG SUPOR COO 'A' CNY1	331 464.00	3 387 051.19	2.39
中国合計		25 854 787.20	18.25
香港			
HKD AIA GROUP LTD NPV	225 800.00	2 261 996.00	1.60
HKD CHINA MENGNIU DAIR HKD0.1	1 367 000.00	5 231 390.92	3.69
HKD CHINA MOBILE LTD NPV	419 000.00	3 158 769.00	2.23
HKD GALAXY ENTERTAINME HKD0.10	338 000.00	2 211 253.30	1.56
HKD LI NING CO LTD HKD0.1	1 428 000.00	4 579 876.44	3.23
HKD TECHTRONIC INDUSTR HKD0.1	451 500.00	3 395 127.24	2.40
香港合計		20 838 412.90	14.71
インド			
INR COLGATE-PALM (IND) INR1.00	153 214.00	3 145 302.15	2.22
INR DLF LIMITED INR2	887 260.00	2 714 491.42	1.92
INR GODREJ CONSUMER PR INR1	140 662.00	1 420 111.06	1.00
INR ITC INR1	885 922.00	3 039 790.85	2.14
INR MARICO LTD INR1	725 297.00	3 635 006.92	2.57
インド合計		13 954 702.40	9.85
インドネシア			
IDR GUDANG GARAM(PERUS IDR500)	759 600.00	2 712 859.24	1.92
IDR TEMPO SCAN PACIFIC IDR50	10 773 123.00	1 069 293.43	0.75
インドネシア合計		3 782 152.67	2.67
マカオ			
HKD SANDS CHINA LTD USD0.01 REG 'S'	441 200.00	2 085 878.75	1.47
マカオ合計		2 085 878.75	1.47
フィリピン			
PHP LT GROUP INC PHP1	11 981 400.00	2 607 778.89	1.84
PHP PHILIPPINE SEVEN PHP1	1 292 632.00	3 813 156.29	2.69
PHP ROBINSONS RETAIL H PHP1	997 500.00	1 550 772.41	1.10
フィリピン合計		7 971 707.59	5.63
シンガポール			
SGD JARDINE CYCLE & CA SGD1	95 288.00	2 136 805.59	1.51
シンガポール合計		2 136 805.59	1.51

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - アジア・コンサンプション（米ドル）

銘柄	株数 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る未実現 （損）益（注１）	純資産 比率 （％）
韓国			
KRW LG HOUSEHOLD&HEALT KRW5000	5 515.00	5 906 511.17	4.17
韓国合計		5 906 511.17	4.17
台湾			
TWD NIEN MADE ENTERPRI TWD10	398 000.00	3 652 513.06	2.58
TWD PRESIDENT CHAIN ST TWD10	188 000.00	1 882 433.91	1.33
台湾合計		5 534 946.97	3.91
タイ			
SGD THAI BEVERAGE PUBL THB1	5 234 500.00	3 409 598.57	2.41
タイ合計		3 409 598.57	2.41
無記名株式合計		91 475 503.81	64.58
記名株式			
中国			
HKD YIHAI INTERNATIONAL USD0.00001	336 000.00	2 138 062.78	1.51
中国合計		2 138 062.78	1.51
インド			
INR CROMPTON GREAVES C INR2	804 992.00	2 854 583.55	2.01
INR HDFC BANK INR1	440 864.00	7 827 179.68	5.53
インド合計		10 681 763.23	7.54
タイ			
THB OSOTSPA PCL THB1 (ALIEN)	3 198 100.00	4 339 276.91	3.06
タイ合計		4 339 276.91	3.06
記名株式合計		17 159 102.92	12.11
預託証券			
中国			
USD ALIBABA GROUP HLDG SPON ADS EACH REP ONE ORD-ADR	70 720.00	14 201 990.40	10.02
USD NETEASE INC ADR REP 25 COM USD0.0001	5 400.00	1 723 896.00	1.22
USD NEW ORIENTAL ED & TECH GRP INC SPON ADR	19 700.00	2 447 922.00	1.73
USD NOAH HOLDINGS LTD ADR EA REPR 0.5 ORD SHS	44 682.00	1 313 650.80	0.93
USD TAL EDUCATION GRP ADS EA REPR 2 CL A ORD SHS	102 802.00	4 646 650.40	3.28
中国合計		24 334 109.60	17.18
タイ			
THB SIAM WELLNESS GP THB0.25(NVDR)	3 036 800.00	1 567 769.67	1.10
タイ合計		1 567 769.67	1.10
預託証券合計		25 901 879.27	18.28
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品合計		134 536 486.00	94.97
投資有価証券合計		134 536 486.00	94.97

注記は当財務書類の一部である。

U B S （Lux）エクイティ・ファンド - アジア・コンサンプション（米ドル）

銘柄	株数 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る未実現 （損）益（注１）	純資産 比率 （％）
先渡為替契約			
先渡為替契約（購入 / 売却）			
CHF 15 352 600.00 USD 15 454 289.22 16.1.2020		-33 899.21	-0.02
CHF 311 600.00 USD 313 545.55 16.1.2020		-569.67	0.00
先渡為替契約（購入 / 売却）合計		-34 468.88	-0.02
現金預金、要求払預金および預託金勘定その他の流動資産		7 241 551.76	5.11
当座借越およびその他の短期負債		-249 096.86	-0.18
その他の資産および負債		161 314.69	0.12
純資産総額		141 655 786.71	100.00

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ（ユーロ）

2019年11月30日現在投資有価証券およびその他の純資産明細表

銘柄	株数 / 額面	ユーロ建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る未実現 (損) 益 (注1)	純資産 比率 (%)
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品			
無記名株式			
フランス			
EUR AIR LIQUIDE(L ') EUR5.5 (POST-SUBDIVISION)	61 907.00	7 617 656.35	1.79
EUR AXA EUR2.29	233 480.00	5 765 788.60	1.36
EUR BNP PARIBAS EUR2	248 759.00	12 679 246.23	2.99
EUR CIE DE ST-GOBAIN EUR4	65 296.00	2 399 628.00	0.56
EUR CREDIT AGRICOLE SA EUR3	465 682.00	5 781 442.03	1.36
EUR DANONE EURO.25	159 673.00	11 930 766.56	2.81
EUR EIFFAGE EUR4	85 933.00	8 515 960.30	2.00
EUR ESSILORLUXOTTICA EURO.18	46 317.00	6 530 697.00	1.54
EUR LVMH MOET HENNESSY EURO.30	30 617.00	12 470 304.10	2.94
EUR PERNOD RICARD EUR1.55	61 829.00	10 306 894.30	2.43
EUR SAFRAN EURO.20	85 913.00	12 753 784.85	3.00
EUR SCHNEIDER ELECTRIC EUR8	104 230.00	9 130 548.00	2.15
フランス合計		105 882 716.32	24.93
ドイツ			
EUR RWE AG (NEU) NPV	222 814.00	5 995 924.74	1.41
EUR SAP AG ORD NPV	121 864.00	15 047 766.72	3.55
ドイツ合計		21 043 691.46	4.96
イタリア			
EUR ANIMA HLDG SPA NPV	825 126.00	3 838 486.15	0.90
EUR BANCA MEDIOLANUM NPV	467 367.00	4 306 786.91	1.02
イタリア合計		8 145 273.06	1.92
オランダ			
EUR KONINKLIJKE PHILIPS NV EURO.20	220 185.00	9 279 696.83	2.18
EUR SHOP APOTHEKE EURO NPV	85 887.00	3 298 060.80	0.78
オランダ合計		12 577 757.63	2.96
スペイン			
EUR GRIFOLS SA EURO.25 (CLASS A) POST SUBD	241 154.00	7 478 185.54	1.76
EUR IBERDROLA SA EURO.75 (POST SUBDIVISION)	532 961.00	4 758 275.81	1.12
スペイン合計		12 236 461.35	2.88
イギリス			
GBP ASTRAZENECA ORD USD0.25	197 292.00	17 261 570.22	4.06
GBP RECKITT BENCK GRP ORD GBP0.10	106 038.00	7 545 923.16	1.78
EUR UNILEVER EURO.16	210 087.00	11 302 680.60	2.66
イギリス合計		36 110 173.98	8.50
無記名株式合計		195 996 073.80	46.15
その他の株式			
スイス			
CHF ROCHE HLDGS AG GENUSSSCHEINE NPV	22 946.00	6 418 063.63	1.51
スイス合計		6 418 063.63	1.51
その他の株式合計		6 418 063.63	1.51

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ（ユーロ）

銘柄	株数 / 額面	ユーロ建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る未実現 (損) 益 (注 1)	純資産 比率 (%)
優先株式			
ドイツ			
EUR VOLKSWAGEN AG NON VTG PRF NPV	45 811.00	8 038 914.28	1.89
ドイツ合計		8 038 914.28	1.89
優先株式合計			
		8 038 914.28	1.89
記名株式			
デンマーク			
DKK NOVO-NORDISK AS DKKO.2 SER ' B '	171 776.00	8 763 919.01	2.06
デンマーク合計		8 763 919.01	2.06
フィンランド			
EUR SAMPO OYJ SER ' A ' NPV	300 703.00	11 035 800.10	2.60
フィンランド合計		11 035 800.10	2.60
ドイツ			
EUR ALLIANZ SE NPV(REGD)(VINKULIERT)	37 803.00	8 216 482.05	1.93
EUR MUENCHENER RUECKVE NPV(REGD)	16 373.00	4 266 803.80	1.01
ドイツ合計		12 483 285.85	2.94
アイルランド			
EUR CRH ORD EURO.32	265 863.00	9 233 421.99	2.17
アイルランド合計		9 233 421.99	2.17
イタリア			
EUR ENEL EUR1	1 609 736.00	11 036 350.02	2.60
イタリア合計		11 036 350.02	2.60
オランダ			
EUR ASML HOLDING NV EURO.09	53 991.00	13 335 777.00	3.14
EUR KONINKLIJKE DSM NV EUR1.5	63 186.00	7 348 531.80	1.73
EUR PROSUS N.V. EURO.05	78 777.00	4 873 932.99	1.15
オランダ合計		25 558 241.79	6.02
ノルウェー			
NOK EQUINOR ASA NOK2.50	613 305.00	10 255 466.84	2.41
ノルウェー合計		10 255 466.84	2.41
スウェーデン			
SEK EQT AB NPV	185 011.00	1 975 577.10	0.47
スウェーデン合計		1 975 577.10	0.47
スイス			
CHF KUEHNE&NAGEL INTL CHF1(REGD)(POST-SUBD)	19 637.00	2 897 744.41	0.68
CHF NESTLE SA CHF0.10(REGD)	229 901.00	21 682 252.29	5.10
CHF NOVARTIS AG CHF0.50(REGD)	189 144.00	15 802 577.71	3.72
CHF SOFTWAREONE HLD AG CHF0.01	352 238.00	6 380 594.40	1.50
CHF ZURICH INSURANCE GRP CHF0.10	20 231.00	7 202 778.40	1.70
スイス合計		53 965 947.21	12.70

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ（ユーロ）

銘柄	株数 / 額面	ユーロ建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る未実現 (損) 益 (注 1)	純資産 比率 (%)
イギリス			
GBP BP ORD USD0.25	2 917 296.00	16 434 295.71	3.87
GBP LONDON STOCK EXCH ORD GBP0.06918604	86 334.00	6 960 067.62	1.64
GBP RIO TINTO ORD GBP0.10	58 866.00	2 901 465.02	0.68
GBP STANDARD CHARTERED ORD USD0.50	1 100 656.00	9 004 964.25	2.12
GBP TEAM17 GROUP PLC ORD GBP0.01	585 640.00	2 318 744.81	0.55
イギリス合計		37 619 537.41	8.86
アメリカ合衆国			
USD MASTERCARD INC COM USD0.0001 CLASS 'A'	34 972.00	9 268 880.43	2.18
USD MICROSOFT CORP COM USD0.0000125	63 267.00	8 686 158.59	2.05
アメリカ合衆国合計		17 955 039.02	4.23
記名株式合計		199 882 586.34	47.06
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品合計		410 335 638.05	96.61
ルクセンブルグ2010年12月17日法（改訂済）の第41条(1)e)に規定されたUCITS/その他のUCIs			
投資信託、オープン・エンド型			
アイルランド			
EUR UBS (IRL) SELECT MONEY MARKET FUND-EUR-S-DIST	347.52	3 461 336.16	0.81
アイルランド合計		3 461 336.16	0.81
ルクセンブルグ			
EUR UBS (LUX) EQUITY SICAV - EUROPEAN OPP UNCONS (EUR)-U-X-ACC	8.33	246 999.54	0.06
USD UBS (LUX) EQUITY SICAV - GLOB OPPORT UNCONST USD-U-X-ACC	436.66	5 778 666.53	1.36
ルクセンブルグ合計		6 025 666.07	1.42
投資信託、オープン・エンド型合計		9 487 002.23	2.23
ルクセンブルグ2010年12月17日法（改訂済）の第41条(1)e)に規定されたUCITS/その他のUCIs合計		9 487 002.23	2.23
投資有価証券合計		419 822 640.28	98.84
先渡為替契約			
先渡為替契約（購入 / 売却）			
USD 5 592 400.00 EUR 5 059 534.85 16.1.2020		-5 142.32	0.00
USD 65 700.00 EUR 59 500.31 16.1.2020		-120.87	0.00
先渡為替契約（購入 / 売却）合計		-5 263.19	0.00
現金預金、要求払預金および預託金勘定その他の流動資産		3 324 675.89	0.78
その他の資産および負債		1 614 578.74	0.38
純資産総額		424 756 631.72	100.00

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）

2019年11月30日現在投資有価証券およびその他の純資産明細表

銘柄	株数 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る未実現 (損) 益 (注 1)	純資産 比率 (%)
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品			
無記名株式			
中国			
HKD ANHUI GUJING DISTL 'B' CNY1	3 688 418.00	27 339 768.37	2.11
HKD CHINA CONST BK 'H' CNY1	18 102 450.00	14 410 439.81	1.11
HKD CHINA MERCHANTS BK 'H' CNY1	9 567 580.00	45 233 027.75	3.50
HKD CHINASOFT INTL LTD HKD0.05 (POST B/L CHANGE)	22 362 000.00	10 629 318.38	0.82
HKD FUYAO GLASS INDUST 'H' CNY1	2 108 800.00	6 224 424.53	0.48
HKD INDUSTRIAL & COM B 'H' CNY1	28 403 810.00	20 251 753.40	1.57
CNY JIANGSU HENGRUI ME 'A' CNY1	984 828.00	12 039 667.71	0.93
HKD KINGSOFT CORP USD0.0005	4 005 000.00	8 863 438.60	0.69
CNY KWEICHOW MOUTAI CO LTD-A	455 287.00	73 154 347.50	5.65
CNY PING AN BANK CO LT 'A' CNY1	12 383 005.00	26 946 011.01	2.08
HKD PING AN INSURANCE 'H' CNY1	5 091 800.00	57 709 430.58	4.46
HKD PRECISION TSUGAMI HKD1	2 486 000.00	2 226 747.51	0.17
HKD TENCENT HLDGS LIM HKD0.00002	2 971 700.00	125 989 159.46	9.74
CNY YIBIN WULIANGYE 'A' CNY1	1 399 241.00	25 400 012.73	1.96
中国合計		456 417 547.34	35.27
香港			
HKD AIA GROUP LTD NPV	3 155 600.00	31 611 844.91	2.44
HKD CHINA EVERBRIGHT HKD1	7 128 000.00	11 475 987.56	0.89
HKD CHINA JINMAO HOLDI NPV	42 374 000.00	28 154 942.09	2.18
HKD CHINA O/SEAS LAND HKD0.10	3 670 938.00	12 312 838.69	0.95
HKD CHINA RES LAND HKD0.10	3 634 000.00	15 717 932.84	1.21
HKD CSPC PHARMACEUTICA HKD0.10	10 506 000.00	23 921 969.30	1.85
HKD FAR EAST HORIZON L HKD0.01	29 134 000.00	26 468 025.79	2.05
HKD GUOTAI JUNAN INTL NPV	25 815 000.00	4 123 195.96	0.32
HKD HAITONG INTL SECS HKD0.10	7 537 000.00	2 137 978.45	0.16
HKD HANSON PHARMACEUTICAL GROUP CO LTD	418 000.00	1 233 786.73	0.10
HKD HONG KONG EXCHANGE HKD1	935 700.00	29 555 405.92	2.28
HKD HUA HAN BIO-PHARMA HKD0.1	58 882 197.00	75.24	0.00
HKD LI NING CO LTD HKD0.1	7 847 082.00	25 167 133.04	1.94
HKD OVERSEAS CHINESE T HKD0.1	12 446 000.00	3 832 645.68	0.30
HKD SHENZHEN INVESTMEN HKD0.05	32 765 104.00	12 894 784.84	1.00
HKD SHN INTL HLDGS HKD1	21 695 909.00	45 852 728.99	3.54
HKD SSY GROUP LIMITED HKD0.02	27 455 066.00	21 610 013.43	1.67
HKD WONDERFUL SKY FINL HKD0.01	31 554 000.00	2 741 669.92	0.21
香港合計		298 812 959.38	23.09
台湾			
TWD TAIWAN SEMICON MAN TWD10	6 098 673.00	60 965 741.72	4.71
台湾合計		60 965 741.72	4.71
無記名株式合計		816 196 248.44	63.07
記名株式			
中国			
HKD ALIBABA GROUP HLDG USD1	242 300.00	6 142 524.74	0.47
HKD HAINAN MEILAN INTL 'H' CNY1	7 390 100.00	4 693 086.26	0.36
HKD YIHAI INTERNATIONAL USD0.00001	3 936 000.00	25 045 878.25	1.94
中国合計		35 881 489.25	2.77
記名株式合計		35 881 489.25	2.77

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）

銘柄	株数 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る未実現 (損) 益 (注 1)	純資産 比率 (%)
預託証券			
中国			
USD ALIBABA GROUP HLDG SPON ADS EACH REP ONE ORD-ADR	637 039.00	127 930 171.98	9.89
USD NETEASE INC ADR REP 25 COM USD0.0001	122 500.00	39 106 900.00	3.02
USD NEW ORIENTAL ED & TECH GRP INC SPON ADR	277 160.00	34 439 901.60	2.66
USD TAL EDUCATION GRP ADS EA REPR 2 CL A ORD SHS	2 844 847.00	128 587 084.40	9.94
中国合計		330 064 057.98	25.51
預託証券合計		330 064 057.98	25.51
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品合計		1 182 141 795.67	91.35
公認の証券取引所に上場されておらずまた他の規制ある市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品			
無記名株式			
中国			
HKD CHINA FORESTRY HOL USD0.001 ' REG S '	23 052 000.00	29.46	0.00
中国合計		29.46	0.00
無記名株式合計		29.46	0.00
公認の証券取引所に上場されておらずまた他の規制ある市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品合計		29.46	0.00
投資有価証券合計		1 182 141 825.13	91.35
先渡為替契約			
先渡為替契約（購入 / 売却）			
EUR 94 584 800.00 USD 104 571 063.18 16.1.2020		-118 421.58	-0.01
CHF 71 343 500.00 USD 71 816 049.61 16.1.2020		-157 529.59	-0.01
USD 400 705.61 CHF 398 200.00 16.1.2020		747.34	0.00
EUR 575 300.00 USD 635 850.33 16.1.2020		-530.44	0.00
先渡為替契約（購入 / 売却）合計		-275 734.27	-0.02
現金預金、要求払預金および預託金勘定その他の流動資産		112 976 825.31	8.73
その他の資産および負債		-757 698.05	-0.06
純資産総額		1 294 085 218.12	100.00

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - スモール・キャップス U S A（米ドル）

2019年11月30日現在投資有価証券およびその他の純資産明細表

銘柄	株数 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る未実現 (損) 益 (注1)	純資産 比率 (%)
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品			
無記名株式			
バミューダ			
USD ESSENT GRP LTD COM USD0.015	10 923.00	596 941.95	1.30
バミューダ合計		596 941.95	1.30
イスラエル			
USD WIX.COM LTD COM ILS0.01	7 205.00	871 012.45	1.91
イスラエル合計		871 012.45	1.91
ジャージー			
USD NOVOCURE LTD COM USD0.00	8 076.00	744 445.68	1.63
ジャージー合計		744 445.68	1.63
スイス			
USD CRISPR THERAPEUTIC COM CHF0.03	6 300.00	451 395.00	0.99
スイス合計		451 395.00	0.99
アメリカ合衆国			
USD 8X8 INC NEW COM USD0.001	29 687.00	609 177.24	1.33
USD ALTERYX INC COM USD0.0001 CL A	8 680.00	985 440.40	2.16
USD ALTRA INDUSTRIAL MOTION CORP USD0.001	18 121.00	595 637.27	1.30
USD AMER EAGLE OUTFITT COM USD0.01	25 261.00	378 157.17	0.83
USD AMPHASTAR PHARMACE COM USD0.0001	12 797.00	249 669.47	0.55
USD ASGN INCORPORATED COM USD0.01	9 204.00	616 760.04	1.35
USD BIOHAVEN PHARMACEU COM NPV	2 214.00	126 906.48	0.28
USD BLUEPRINT MEDICINE COM USD0.001	4 653.00	381 732.12	0.84
USD BOISE CASCADE COMP COM USD0.01	15 655.00	593 637.60	1.30
USD CHARLES RIV LABS INTL INC COM	1 940.00	281 785.00	0.62
USD CHART INDS INC COM PAR \$0.01	8 593.00	474 333.60	1.04
USD CHEGG INC COM USD0.001	21 089.00	817 620.53	1.79
USD CHILDRENS PLACE IN COM USD0.10	4 585.00	331 312.10	0.73
USD COLLEGIUM PHARMACE COM USD0.001	13 634.00	296 266.82	0.65
USD COLUMBIA BKG SYS INC COM	11 228.00	438 790.24	0.96
USD DAVE & BUSTER ' S EN COM USD0.01	4 998.00	200 819.64	0.44
USD DEL TACO RESTAUR.I COM USD0.0001	5 566.00	41 689.34	0.09
USD DICKS SPORTING GOO COM USD0.01	16 076.00	736 441.56	1.61
USD EMCOR GROUP INC COM	7 461.00	663 506.73	1.45
USD EXACT SCIENCES CORP COM	7 782.00	630 419.82	1.38
USD FB FINANCIAL CORP COM USD1.00	3 861.00	148 648.50	0.33
USD FORESCOUT TECHNOLO COM USD0.001	4 806.00	172 198.98	0.38
USD G1 THERAPEUTICS IN COM USD0.0001	11 374.00	245 678.40	0.54
USD GENERAC HLDGS INC COM USD0.01	10 806.00	1 064 391.00	2.33
USD GLU MOBILE INC COM STK USD0.0001	55 151.00	304 985.03	0.67
USD HAEMONETICS CORP COM USD0.01	2 507.00	302 344.20	0.66
USD IMMUNOMEDICS INC COM	22 599.00	424 409.22	0.93
USD INGEVITY CORPORATI COM USD0.01	6 707.00	605 709.17	1.33
USD INOGEN INC COM USD0.001	3 596.00	264 701.56	0.58
USD J2 GLOBAL INC USD0.01	6 164.00	598 031.28	1.31

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - スモール・キャップス U S A（米ドル）

銘柄	株数 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る未実現 (損) 益 (注 1)	純資産 比率 (%)
USD KADANT INC COM USD0.01	5 398.00	525 765.20	1.15
USD KENNAMETAL INC COM	11 417.00	397 654.11	0.87
USD LHC GROUP INC COM	4 914.00	655 527.60	1.43
USD LIGAND PHARM INC ' B ' COM USD0.001	2 485.00	280 805.00	0.61
USD LIVEPERSON INC COM USD0.001	21 190.00	841 031.10	1.84
USD MADDEN STEVEN LTD COM	15 839.00	672 682.33	1.47
USD MASTEC INC COM	8 635.00	572 845.90	1.25
USD MATADOR RESOURCES COM USD0.01	15 682.00	220 802.56	0.48
USD MAXLINEAR INC COM USD0.01 CL ' A '	19 238.00	382 259.06	0.84
USD MERCURY SYSTEMS IN COM USD0.01	10 508.00	769 711.00	1.69
USD MOMENTA PHARMACEUTICALS INC COM	18 695.00	314 076.00	0.69
USD MONOLITHIC PWR SYS INC COM	3 550.00	570 414.00	1.25
USD NANOSTRING TECHNOL COM USD0.0001	24 326.00	654 855.92	1.43
USD NATIONAL BANK HOLD COM USD0.01	14 409.00	516 418.56	1.13
USD OLLIES BARGAIN OUT COM USD0.001	8 291.00	542 231.40	1.19
USD PDF SOLUTIONS INC COM USD0.00015	4 455.00	70 567.20	0.15
USD PERFORMANCE FOOD G COM USD0.01	17 796.00	837 479.76	1.83
USD PLANET FITNESS INC COM USD0.0001 A	12 875.00	951 720.00	2.08
USD PROOFPOINT INC COM USD0.0001	5 009.00	594 518.21	1.30
USD PROS HOLDINGS INC COM STK USD0.001	10 218.00	636 479.22	1.39
USD QTS REALTY TR INC COM USD0.01 CL A	13 408.00	711 562.56	1.56
USD RA PHARMACEUTICALS COM USD0.001	8 067.00	376 970.91	0.83
USD REGAL BELOIT CORP. COM USD0.01	6 967.00	569 412.91	1.25
USD REGENXBIO INC COM USD0.0001	4 465.00	186 904.90	0.41
USD RYMAN HOSPITALITY COM USD0.01	6 772.00	604 265.56	1.32
USD SHAKE SHACK INC COM USD0.01 ' A '	9 066.00	561 910.68	1.23
USD SIENTRA INC COM USD 0.01	51 534.00	441 131.04	0.97
USD SKYWEST INC COM	9 660.00	605 102.40	1.32
USD TABULA RASA HEALTH COM USD0.0001	10 894.00	485 981.34	1.06
USD TANDEM DIABETES CA COM USD0.001(POST REV SPLT)	8 646.00	596 833.38	1.31
USD TELADOC HEALTH INC COM USD0.001	10 948.00	916 785.52	2.01
USD UNIVERSAL DISPLAY COM USD0.01	5 798.00	1 126 087.56	2.47
USD UPLAND SOFTWARE IN COM USD0.0001	16 686.00	645 915.06	1.41
USD VARONIS SYSTEMS IN COM USD0.001	8 295.00	647 922.45	1.42
USD VIEWRAY INC COM USD0.001	34 925.00	115 951.00	0.25
USD VISTEON CORP COM USD0.01	6 193.00	579 231.29	1.27
USD VONAGE HLDGS CORP COM	52 717.00	416 991.47	0.91
USD VOYAGER THERAPEUTI COM USD0.001	13 933.00	190 046.12	0.42
USD WEBSTER FINL CORP CONN COM	10 190.00	496 151.10	1.09
USD WENDY ' S COMPANY COM CLASS ' A ' USD0.1	29 526.00	633 037.44	1.39
USD WERNER ENTERPRISES COM USD0.01	13 730.00	504 714.80	1.10
USD WOODWARD INC COM	5 865.00	684 973.35	1.50
USD XENCOR INC COM USD0.01	9 411.00	370 793.40	0.81
アメリカ合衆国合計		37 057 720.88	81.14
無記名株式合計		39 721 515.96	86.97
記名株式			
カナダ			
USD ZYMEWORKS INC COM NPV	7 838.00	341 658.42	0.75
カナダ合計		341 658.42	0.75

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - スモール・キャップス U S A（米ドル）

銘柄	株数 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る未実現 (損)益(注1)	純資産 比率 (%)
アメリカ合衆国			
USD 10X GENOMICS INC COM USD0.00001 CLASS A	2 982.00	193 501.98	0.42
USD ADAPTIVE BIOTECHNO COM USD0.0001	2 447.00	66 533.93	0.15
USD ALLOGENE THERAPEUT COM USD0.001	9 000.00	253 620.00	0.56
USD AVROBIO INC COM USD0.0001	7 116.00	114 140.64	0.25
USD BRIDGEBIO PHARMA I COM USD0.001	3 866.00	112 114.00	0.25
USD CLOUDFLARE INC COM USD0.001 CL A	14 037.00	273 440.76	0.60
USD GRITSTONE ONCOLOGY COM USD0.0001	18 709.00	162 955.39	0.36
USD GROCERY OUTLET HLD COM USD0.001	15 393.00	509 970.09	1.12
USD LIVONGO HEALTH INC COM USD0.001	4 863.00	138 887.28	0.30
USD MEIRAGTX HLDGS PLC COM USD0.00003881	19 744.00	380 466.88	0.83
USD MODERNA INC COM USD0.0001	22 101.00	449 976.36	0.98
USD PERSONALIS INC COM USD0.0001	5 866.00	52 207.40	0.11
USD SONOS INC COM USD0.001	27 433.00	379 947.05	0.83
USD TENABLE HOLDINGS I COM USD0.01	22 004.00	597 408.60	1.31
USD US ECOLOGY INC COM USD0.01	7 073.00	388 944.27	0.85
アメリカ合衆国合計		4 074 114.63	8.92
記名株式合計		4 415 773.05	9.67
預託証券			
オランダ			
USD ARGENX SE SPON ADR EACH REP 1 ORD SHS	2 251.00	333 260.55	0.73
オランダ合計		333 260.55	0.73
イギリス			
USD NUCANA PLC SPON ADR EACH REP 1 ORD SHS	9 200.00	78 752.00	0.17
イギリス合計		78 752.00	0.17
預託証券合計		412 012.55	0.90
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品合計		44 549 301.56	97.54
ルクセンブルグ2010年12月17日法（改訂済）の第41条(1)e)に規定されたUCITS/その他のUCIs			
投資信託、オープン・エンド型			
アイルランド			
USD UBS (IRL) SELECT MONEY MARKET FUND-USD-S-DIST	87.38	873 750.00	1.91
アイルランド合計		873 750.00	1.91
投資信託、オープン・エンド型合計		873 750.00	1.91
ルクセンブルグ2010年12月17日法（改訂済）の第41条(1)e)に規定されたUCITS/その他のUCIs合計		873 750.00	1.91
投資有価証券合計		45 423 051.56	99.45
現金預金、要求払預金および預託金勘定その他の流動資産		229 444.76	0.50
当座借越およびその他の短期負債		-683.70	0.00
その他の資産および負債		20 956.76	0.05
純資産総額		45 672 769.38	100.00

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - U S サステナブル（米ドル）

2019年11月30日現在投資有価証券およびその他の純資産明細表

銘柄	株数 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る未実現 (損) 益 (注1)	純資産 比率 (%)
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品			
無記名株式			
アメリカ合衆国			
USD BIO RAD LABS INC CL A	5 705.00	2 107 312.90	2.78
USD IPG PHOTONICS CORP COM USD0.0001	14 243.00	2 023 787.87	2.66
USD LOGMEIN COM USD0.01	27 034.00	2 108 111.32	2.78
USD MARSH & MCLENNAN COM USD1	10 530.00	1 137 977.10	1.50
USD TRIMBLE INC COM NPV	28 846.00	1 169 128.38	1.54
アメリカ合衆国合計		8 546 317.57	11.26
無記名株式合計		8 546 317.57	11.26
記名株式			
バハマ			
USD ONESPAWORLD HLDGS COM USD0.0001	169 871.00	2 773 993.43	3.66
バハマ合計		2 773 993.43	3.66
アイルランド			
USD APTIV PLC COM USD0.01	28 187.00	2 646 195.56	3.49
アイルランド合計		2 646 195.56	3.49
アメリカ合衆国			
USD ADOBE INC COM USD0.0001	8 693.00	2 690 744.29	3.55
USD AGCO CORP COM USD0.01	40 543.00	3 167 624.59	4.17
USD AMERIPRISE FINL INC COM	21 992.00	3 603 829.04	4.75
USD BEST BUY CO INC COM USD0.10	31 590.00	2 547 417.60	3.36
USD COMERICA INC COM	44 789.00	3 153 593.49	4.16
USD ELANCO ANIMAL HEAL COM NPV	110 492.00	3 061 733.32	4.03
USD ELECTRONIC ARTS INC COM	29 188.00	2 948 279.88	3.89
USD LIVERAMP HOLDINGS COM USD0.10	62 963.00	3 153 816.67	4.16
USD LKQ CORP COM	62 316.00	2 198 508.48	2.90
USD MASCO CORP COM	51 291.00	2 387 596.05	3.15
USD MOHAWK INDS COM USD0.01	18 268.00	2 546 011.16	3.35
USD NETAPP INC COM USD0.001	48 209.00	2 920 983.31	3.85
USD ON SEMICONDUCTOR CORP COM	96 637.00	2 074 796.39	2.73
USD PRUDENTIAL FINL COM USD0.01	37 286.00	3 490 715.32	4.60
USD SALESFORCE.COM INC COM USD0.001	6 901.00	1 124 103.89	1.48
USD SIMON PROP GROUP COM USD0.0001	21 514.00	3 253 131.94	4.29
USD STERICYCLE INC COM	29 390.00	1 846 279.80	2.43
USD UNITEDHEALTH GRP COM USD0.01	14 219.00	3 979 471.53	5.24
USD US BANCORP COM USD0.01	56 621.00	3 398 958.63	4.48
USD VISA INC COM STK USD0.0001	18 898.00	3 486 869.98	4.59
USD WALT DISNEY CO. DISNEY COM USD0.01	7 702.00	1 167 469.16	1.54
USD WESTERN DIGITAL CORP COM	34 227.00	1 722 644.91	2.27
アメリカ合衆国合計		59 924 579.43	78.97
記名株式合計		65 344 768.42	86.12
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品合計		73 891 085.99	97.38

注記は当財務書類の一部である。

U B S （Lux）エクイティ・ファンド - U S サステナブル（米ドル）

銘柄	株数 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る未実現 （損）益（注１）	純資産 比率 （％）
ルクセンブルグ2010年12月17日法（改訂済）の第41条(1)e)に規定されたUCITS/その他のUCIs			
投資信託、オープン・エンド型			
アイルランド			
USD UBS (IRL) SELECT MONEY MARKET FUND-USD-S-DIST	137.62	1 376 210.00	1.81
アイルランド合計		1 376 210.00	1.81
投資信託、オープン・エンド型合計		1 376 210.00	1.81
ルクセンブルグ2010年12月17日法（改訂済）の第41条(1)e)に規定されたUCITS/その他のUCIs合計			
		1 376 210.00	1.81
投資有価証券合計		75 267 295.99	99.19
現金預金、要求払預金および預託金勘定その他の流動資産		417 159.52	0.55
その他の資産および負債		197 210.98	0.26
純資産総額		75 881 666.49	100.00

注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

UBS (Lux) Equity Fund

Combined Statement of Net Assets

	EUR
Assets	30.11.2019
Investments in securities, cost	9 714 744 658.11
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	2 173 645 439.99
Total investments in securities (Note 1)	11 888 390 098.10
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	855 506 367.17
Time deposits and fiduciary deposits	9 932.69
Receivable on securities sales (Note 1)	61 301 283.94
Receivable on subscriptions	100 587 895.37
Interest receivable on liquid assets	326.55
Receivable on dividends	2 687 564.13
Other receivables	450 059.11
Unrealized gain (loss) on forward foreign exchange contracts (Note 1)	-584 852.16
Total Assets	12 908 348 674.90
Liabilities	
Bank overdraft	-413 673.76
Interest payable on bank overdraft	-3 918.30
Payable on securities purchases (Note 1)	-40 427 504.54
Payable on redemptions	-87 604 439.67
Provisions for flat fee (Note 2)	-8 599 119.60
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-861 123.15
Provisions for other liabilities	-151 097.41
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-647 294.56
Total provisions	-10 258 634.72
Total Liabilities	-138 708 170.99
Net assets at the end of the financial year	12 769 640 503.91

UBS (Lux) Equity Fund
Annual Report as of 30 November 2019

Combined Statement of Operations

	EUR
Income	1.12.2018-30.11.2019
Interest on liquid assets	7 470 159.68
Dividends	167 278 855.91
Income on securities lending (Note 14)	4 872 068.08
Other income (Note 1 a)	4 927 007.23
Total income	184 548 090.90
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-184 182 437.99
Taxe d'abonnement (Note 3)	-4 526 329.33
Cost on securities lending (Note 14)	-1 948 827.23
Other commissions and fees (Note 2)	-1 460 599.65
Interest on cash and bank overdraft	-277 633.88
Total expenses	-192 395 828.08
Net income (loss) on investments	-7 847 737.18
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	335 426 775.39
Realized gain (loss) on financial futures	-353 430.28
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-14 130 027.43
Realized gain (loss) on foreign exchange	-5 498 550.95
Total realized gain (loss)	315 444 766.73
Net realized gain (loss) of the financial year	307 597 029.55
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	1 919 636 806.94
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	-1 236 869.54
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	1 918 399 937.40
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	2 225 996 966.95

UBS (Lux) Equity Fund
Annual Report as of 30 November 2019

The notes are an integral part of the financial statements.

15

UBS (Lux) Equity Fund – Asian Consumption (USD)

Three-year comparison

	ISIN	30.11.2019	30.11.2018	30.11.2017
Net assets in USD		141 655 786.71	118 341 179.58	159 570 116.87
Class I-B-acc	LU0400030887			
Units outstanding		282 923,8840	232 163,3130	268 273,4600
Net asset value per unit in USD		157.09	128.76	144.57
Issue and redemption price per unit in USD ¹		157.09	128.76	144.57
Class (EUR) N-acc	LU0577512071			
Units outstanding		16 699,9790	15 871,7500	11 832,3630
Net asset value per unit in EUR		181.60	147.90	164.00
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		181.60	147.90	164.00
Class P-acc	LU0106959298			
Units outstanding		460 387,3690	484 240,1450	578 260,1490
Net asset value per unit in USD		144.98	121.15	138.68
Issue and redemption price per unit in USD ¹		144.98	121.15	138.68
Class (CHF hedged) P-acc	LU0763732723			
Units outstanding		47 189,3440	57 512,4530	69 731,0040
Net asset value per unit in CHF		124.17	107.12	126.96
Issue and redemption price per unit in CHF ¹		124.17	107.12	126.96
Class (EUR hedged) P-acc²	LU0763733028			
Units outstanding		-	-	16 579,8350
Net asset value per unit in EUR		-	-	130.52
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		-	-	130.52
Class (SGD) P-acc	LU0443062806			
Units outstanding		21 018,3690	26 065,4500	26 363,0160
Net asset value per unit in SGD		206.00	172.72	194.68
Issue and redemption price per unit in SGD ¹		206.00	172.72	194.68
Class Q-acc	LU0400029954			
Units outstanding		54 411,0800	62 699,0460	93 612,5690
Net asset value per unit in USD		149.02	123.27	139.67
Issue and redemption price per unit in USD ¹		149.02	123.27	139.67
Class (CHF hedged) Q-acc	LU1240778859			
Units outstanding		72 160,3930	83 584,1250	60 990,3520
Net asset value per unit in CHF		138.39	118.18	138.65
Issue and redemption price per unit in CHF ¹		138.39	118.18	138.65
Class (EUR hedged) Q-acc²	LU0979659603			
Units outstanding		-	-	7 388,4980
Net asset value per unit in EUR		-	-	132.48
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		-	-	132.48
Class (SGD) Q-acc³	LU1240779071			
Units outstanding		-	-	1 692,4930
Net asset value per unit in SGD		-	-	140.14
Issue and redemption price per unit in SGD ¹		-	-	140.14

¹ See note 1

² The unit classes (EUR hedged) P-acc and (EUR hedged) Q-acc were in circulation until 15.3.2018.

³ The unit class (SGD) Q-acc was in circulation until 20.4.2018.

Performance

	Currency	2018/2019	2017/2018	2016/2017
Class I-B-acc	USD	22.0%	-10.9%	43.6%
Class (EUR) N-acc	EUR	22.8%	-9.8%	25.8%
Class P-acc	USD	19.7%	-12.6%	40.8%
Class (CHF hedged) P-acc	CHF	15.9%	-15.6%	37.7%
Class (EUR hedged) P-acc ¹	EUR	-	-	38.0%
Class (SGD) P-acc	SGD	19.3%	-11.3%	33.3%
Class Q-acc	USD	20.9%	-11.7%	42.3%
Class (CHF hedged) Q-acc	CHF	17.1%	-14.8%	39.1%
Class (EUR hedged) Q-acc ¹	EUR	-	-	39.4%
Class (SGD) Q-acc ²	SGD	-	-	34.7%

¹ The unit classes (EUR hedged) P-acc and (EUR hedged) Q-acc were in circulation until 15.3.2018. Due to this fact, there is no data for the calculation of the performance available.

² The unit class (SGD) Q-acc was in circulation until 20.4.2018. Due to this fact, there is no data for the calculation of the performance available.

Historical performance is no indicator of current or future performance.

The performance data does not take account of any commissions and costs charged when subscribing and redeeming units.

The performance data were not audited.

The sub-fund has no benchmark.

UBS (Lux) Equity Fund – Asian Consumption (USD)
Annual Report as of 30 November 2019

Report of the Portfolio Manager

Asia ex Japan equities rose strongly in the financial year from 1 December 2018 to 30 November 2019. The US-China trade tensions and concerns about slowing global growth caused markets to be volatile. Markets fell in Q4 2018 but recovered in early 2019, only to tumble again amid the threat of rising tariffs. More recently, optimism has risen about seemingly improving trade negotiations. Sector-wise, Discretionary and Staples rose while Health Care fell.

The subfund rose strongly with our China holdings boosting the portfolio. Sector-wise, Consumer Staples and Discretionary lifted the portfolio most. Key stock contributors were Li Ning, Kweichow Moutai and Alibaba while key detractors were Gudang Garam, Mahindra & Mahindra and ITC. The subfund continued to benefit from stocks leveraged to the premiumization trend, especially in China, despite an overall economic slowdown in the country.

Structure of the Securities Portfolio

Geographical Breakdown as a % of net assets	
China	36.94
India	17.39
Hong Kong	14.71
Thailand	6.57
Philippines	5.63
South Korea	4.17
Taiwan	3.91
Indonesia	2.67
Singapore	1.51
Macau	1.47
Total	94.97

Economic Breakdown as a % of net assets	
Tobacco & alcohol	13.60
Pharmaceuticals, cosmetics & medical products	10.21
Miscellaneous services	10.02
Retail trade, department stores	8.35
Electrical devices & components	8.23
Food & soft drinks	7.26
Internet, software & IT services	6.20
Banks & credit institutions	5.52
Lodging, catering & leisure	4.09
Insurance	3.44
Healthcare & social services	3.28
Miscellaneous trading companies	2.58
Miscellaneous consumer goods	2.31
Telecommunications	2.23
Real Estate	1.92
Miscellaneous unclassified companies	1.73
Building industry & materials	1.56
Vehicles	1.51
Finance & holding companies	0.93
Total	94.97

Statement of Net Assets

	USD
Assets	30.11.2019
Investments in securities, cost	100 982 078.56
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	33 554 407.44
Total investments in securities (Note 1)	134 536 486.00
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	7 241 551.76
Receivable on subscriptions	435 685.03
Other receivables	36 166.92
Unrealized gain (loss) on forward foreign exchange contracts (Note 1)	-34 468.88
Total Assets	142 215 420.83
Liabilities	
Bank overdraft	-249 096.86
Interest payable on bank overdraft	-21.92
Payable on redemptions	-216 919.52
Provisions for flat fee (Note 2)	-73 165.50
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-8 649.57
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-11 780.75
Total provisions	-93 595.82
Total Liabilities	-559 634.12
Net assets at the end of the financial year	141 655 786.71

Statement of Operations

	USD
Income	1.12.2018-30.11.2019
Interest on liquid assets	89 695.45
Dividends	1 939 320.18
Income on securities lending (Note 14)	72 030.42
Other income (Note 1 a)	224 821.10
Total income	2 325 867.15
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-1 931 954.49
Taxe d'abonnement (Note 3)	-55 361.15
Cost on securities lending (Note 14)	-28 812.17
Other commissions and fees (Note 2)	-16 929.85
Interest on cash and bank overdraft	-1 375.68
Total expenses	-2 034 433.34
Net income (loss) on investments	291 433.81
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	5 758 272.72
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-365 394.28
Realized gain (loss) on foreign exchange	-305 446.16
Total realized gain (loss)	5 087 432.28
Net realized gain (loss) of the financial year	5 378 866.09
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	18 796 721.14
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	-81 288.83
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	18 715 432.31
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	24 094 298.40

UBS (Lux) Equity Fund – Asian Consumption (USD)
Annual Report as of 30 November 2019

Statement of Changes in Net Assets

	USD
	1.12.2018-30.11.2019
Net assets at the beginning of the financial year	118 341 179.58
Subscriptions	66 708 390.69
Redemptions	-67 488 081.96
Total net subscriptions (redemptions)	-779 691.27
Net income (loss) on investments	291 433.81
Total realized gain (loss)	5 087 432.28
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	18 715 432.31
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	24 094 298.40
Net assets at the end of the financial year	141 655 786.71

Development of the outstanding units

	1.12.2018-30.11.2019
Class	I-B-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	232 163.3130
Number of units issued	67 484.0890
Number of units redeemed	-16 723.5180
Number of units outstanding at the end of the financial year	282 923.8840
Class	(EUR) N-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	15 871.7500
Number of units issued	2 937.1150
Number of units redeemed	-2 108.8860
Number of units outstanding at the end of the financial year	16 699.9790
Class	P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	484 240.1450
Number of units issued	329 690.0320
Number of units redeemed	-353 542.8080
Number of units outstanding at the end of the financial year	460 387.3690
Class	(CHF hedged) P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	57 512.4530
Number of units issued	1 397.2370
Number of units redeemed	-11 720.3460
Number of units outstanding at the end of the financial year	47 189.3440
Class	(SGD) P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	26 065.4500
Number of units issued	1 707.2020
Number of units redeemed	-6 754.2830
Number of units outstanding at the end of the financial year	21 018.3690
Class	Q-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	62 699.0460
Number of units issued	77 563.2370
Number of units redeemed	-85 851.2030
Number of units outstanding at the end of the financial year	54 411.0800
Class	(CHF hedged) Q-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	83 584.1250
Number of units issued	4 017.4300
Number of units redeemed	-15 441.1620
Number of units outstanding at the end of the financial year	72 160.3930

UBS (Lux) Equity Fund – Asian Consumption (USD)
Annual Report as of 30 November 2019

The notes are an integral part of the financial statements.

19

UBS (Lux) Equity Fund – European Opportunity (EUR)

Three-year comparison

	ISIN	30.11.2019	30.11.2018	30.11.2017
Net assets in EUR		424 756 631.72	428 307 986.74	578 752 412.64
Class I-A1-acc	LU0401336408			
Units outstanding		17 815.9100	55 291.6150	170 856.4810
Net asset value per unit in EUR		226.16	192.83	191.89
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		226.16	192.83	191.89
Class I-A2-acc	LU0401337042			
Units outstanding		85 332.3140	82 396.2080	72 795.9630
Net asset value per unit in EUR		174.63	148.81	148.01
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		174.63	148.81	148.01
Class I-A3-acc	LU1202188246			
Units outstanding		145 005.1060	105 819.6370	125 043.4390
Net asset value per unit in EUR		237.83	202.43	201.09
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		237.83	202.43	201.09
Class I-X-acc²	LU0401338529			
Units outstanding		117 882.9700	-	-
Net asset value per unit in EUR		103.14	-	-
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		103.14	-	-
Class P-acc	LU0006391097			
Units outstanding		215 667.6200	287 772.4290	351 903.1500
Net asset value per unit in EUR		908.31	782.87	787.54
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		908.31	782.87	787.54
Class (USD hedged) P-acc	LU0964806797			
Units outstanding		27 857.1160	48 618.8330	72 946.1400
Net asset value per unit in USD		165.07	138.39	135.72
Issue and redemption price per unit in USD ¹		165.07	138.39	135.72
Class Q-acc	LU0358043668			
Units outstanding		132 933.2320	94 383.1690	110 079.4160
Net asset value per unit in EUR		225.75	192.61	191.79
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		225.75	192.61	191.79
Class (USD hedged) Q-acc	LU1240779741			
Units outstanding		7 798.0910	8 881.1770	14 363.6860
Net asset value per unit in USD		141.62	117.55	114.11
Issue and redemption price per unit in USD ¹		141.62	117.55	114.11
Class U-X-acc	LU0401339337			
Units outstanding		4 668.4160	5 768.4160	8 855.4160
Net asset value per unit in EUR		27 440.84	23 165.86	22 824.32
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		27 440.84	23 165.86	22 824.32

¹ See note 1

² Res NAV: 30.10.2019

Performance

	Currency	2018/2019	2017/2018	2016/2017
Class I-A1-acc	EUR	17.3%	0.5%	13.6%
Class I-A2-acc	EUR	17.4%	0.5%	13.6%
Class I-A3-acc	EUR	17.5%	0.7%	13.8%
Class I-X-acc ¹	EUR	-	-	-
Class P-acc	EUR	16.0%	-0.6%	12.3%
Class (USD hedged) P-acc	USD	19.3%	2.0%	14.2%
Class Q-acc	EUR	17.2%	0.4%	13.5%
Class (USD hedged) Q-acc	USD	20.5%	3.0%	15.4%
Class U-X-acc	EUR	18.5%	1.5%	14.7%

¹ Due to the recent launch, there is no data for the calculation of the performance available.

Historical performance is no indicator of current or future performance.

The performance data does not take account of any commissions and costs charged when subscribing and redeeming units.

The performance data were not audited.

The sub-fund has no benchmark.

UBS (Lux) Equity Fund – European Opportunity (EUR)
Annual Report as of 30 November 2019

Report of the Portfolio Manager

The financial year from 1 December 2018 to 30 November 2019 began with markets falling sharply, as sentiment turned bearish due to softer global growth and geopolitical risks. Markets rebounded strongly at the start of 2019 as investors became more optimistic over US-China trade talks. Later in the year, central banks delivered monetary stimulus, while risk-on sentiment returned to the equity market.

The subfund posted positive absolute performance for the year. We benefited from stock selection in IT, including SAP and ASML, and our exposure to the sector. Stock selection in utilities and consumer discretionary were also positive, while our cautious stance on communication services added value. Some of these gains were offset by our holdings in the consumer staples and industrials sectors.

Structure of the Securities Portfolio

Geographical Breakdown as a % of net assets	
France	24.93
United Kingdom	17.36
Switzerland	14.21
Germany	9.79
The Netherlands	8.98
Italy	4.52
United States	4.23
Ireland	2.98
Spain	2.88
Finland	2.60
Norway	2.41
Denmark	2.06
Luxembourg	1.42
Sweden	0.47
Total	98.84

Economic Breakdown as a % of net assets	
Pharmaceuticals, cosmetics & medical products	12.90
Banks & credit institutions	9.66
Internet, software & IT services	8.78
Insurance	8.59
Food & soft drinks	7.91
Petroleum	6.28
Electronics & semiconductors	5.33
Energy & water supply	5.13
Building industry & materials	4.75
Miscellaneous consumer goods	4.44
Finance & holding companies	3.79
Chemicals	3.52
Telecommunications	3.00
Textiles, garments & leather goods	2.94
Tobacco & alcohol	2.43
Investment funds	2.23
Electrical devices & components	2.15
Vehicles	1.89
Biotechnology	1.76
Non-ferrous metals	0.68
Traffic & transportation	0.68
Total	98.84

Statement of Net Assets

	EUR
Assets	30.11.2019
Investments in securities, cost	362 909 462.18
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	56 913 178.10
Total investments in securities (Note 1)	419 822 640.28
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	3 324 675.89
Receivable on securities sales (Note 1)	6 815 777.89
Receivable on subscriptions	28 305.04
Interest receivable on liquid assets	141.34
Receivable on dividends	353 505.51
Other receivables	14 910.93
Unrealized gain (loss) on forward foreign exchange contracts (Note 1)	-5 263.19
Total Assets	430 354 693.69
Liabilities	
Interest payable on bank overdraft	-1 027.11
Payable on securities purchases (Note 1)	-4 275 417.87
Payable on redemptions	-1 109 167.02
Provisions for flat fee (Note 2)	-186 973.23
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-21 683.47
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-3 793.27
Total provisions	-212 449.97
Total Liabilities	-5 598 061.97
Net assets at the end of the financial year	424 756 631.72

Statement of Operations

	EUR
Income	1.12.2018-30.11.2019
Interest on liquid assets	4 433.17
Dividends	10 742 112.17
Income on securities lending (Note 14)	370 660.95
Other income (Note 1 a)	109 589.29
Total income	11 226 795.58
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-4 935 986.82
Taxe d'abonnement (Note 3)	-133 858.97
Cost on securities lending (Note 14)	-148 264.38
Other commissions and fees (Note 2)	-35 731.02
Interest on cash and bank overdraft	-14 976.79
Total expenses	-5 268 817.98
Net income (loss) on investments	5 957 977.60
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	23 318 940.94
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	495 856.35
Realized gain (loss) on foreign exchange	-323 947.83
Total realized gain (loss)	23 490 849.46
Net realized gain (loss) of the financial year	29 448 827.06
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	36 056 670.53
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	-7 642.98
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	36 049 027.55
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	65 497 854.61

UBS (Lux) Equity Fund – European Opportunity (EUR)
Annual Report as of 30 November 2019

Statement of Changes in Net Assets

	EUR
	1.12.2018-30.11.2019
Net assets at the beginning of the financial year	428 307 986.74
Subscriptions	58 341 391.30
Redemptions	-127 390 600.93
Total net subscriptions (redemptions)	-69 049 209.63
Net income (loss) on investments	5 957 977.60
Total realized gain (loss)	23 490 849.46
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	36 049 027.55
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	65 497 854.61
Net assets at the end of the financial year	424 756 631.72

Development of the outstanding units

	1.12.2018-30.11.2019
Class	I-A1-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	55 291.6150
Number of units issued	50 578.6550
Number of units redeemed	-88 054.3600
Number of units outstanding at the end of the financial year	17 815.9100
Class	I-A2-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	82 396.2080
Number of units issued	30 189.8770
Number of units redeemed	-27 253.7710
Number of units outstanding at the end of the financial year	85 332.3140
Class	I-A3-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	105 819.6370
Number of units issued	48 240.4690
Number of units redeemed	-9 055.0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	145 005.1060
Class	I-X-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	0.0000
Number of units issued	117 882.9700
Number of units redeemed	0.0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	117 882.9700
Class	P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	287 772.4290
Number of units issued	5 259.9360
Number of units redeemed	-77 364.7450
Number of units outstanding at the end of the financial year	215 667.6200
Class	(USD hedged) P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	48 618.8330
Number of units issued	1 182.0650
Number of units redeemed	-21 943.7820
Number of units outstanding at the end of the financial year	27 857.1160
Class	Q-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	94 383.1690
Number of units issued	66 771.5660
Number of units redeemed	-28 221.5090
Number of units outstanding at the end of the financial year	132 933.2320
Class	(USD hedged) Q-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	8 881.1770
Number of units issued	1 415.5670
Number of units redeemed	-2 498.6530
Number of units outstanding at the end of the financial year	7 798.0910
Class	U-X-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	5 768.4160
Number of units issued	133.0000
Number of units redeemed	-1 233.0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	4 668.4160

UBS (Lux) Equity Fund – European Opportunity (EUR)
Annual Report as of 30 November 2019

The notes are an integral part of the financial statements.

51

UBS (Lux) Equity Fund – Greater China (USD)

Three-year comparison

	ISIN	30.11.2019	30.11.2018	30.11.2017
Net assets in USD		1 294 085 218.12	872 831 521.81	819 464 442.87
Class F-acc	LU0403290058			
Units outstanding		2 760,0000	2 910,0000	4 360,0000
Net asset value per unit in USD		524.66	407.25	429.44
Issue and redemption price per unit in USD ¹		525.76	406.52	430.34
Class I-A1-acc	LU0403290488			
Units outstanding		233 792,4770	165 734,6420	143 966,5080
Net asset value per unit in USD		258.14	200.71	212.01
Issue and redemption price per unit in USD ¹		258.68	200.35	212.46
Class I-A2-acc²	LU0403290645			
Units outstanding		121 500,0000	-	-
Net asset value per unit in USD		112.84	-	-
Issue and redemption price per unit in USD ¹		113.08	-	-
Class I-X-acc	LU0403291452			
Units outstanding		970,0000	22 765,6320	25 424,3810
Net asset value per unit in USD		291.44	224.19	234.34
Issue and redemption price per unit in USD ¹		292.05	223.79	234.83
Class (EUR) N-acc	LU0577510026			
Units outstanding		190 852,7490	98 553,6170	31 947,8390
Net asset value per unit in EUR		255.72	195.80	202.42
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		256.26	195.45	202.85
Class P-acc	LU0072913022			
Units outstanding		1 767 474,0510	1 600 390,4190	1 607 548,5470
Net asset value per unit in USD		477.25	376.03	402.52
Issue and redemption price per unit in USD ¹		478.25	375.35	403.37
Class (CHF hedged) P-acc	LU0763739066			
Units outstanding		136 250,4000	116 389,7090	68 751,4690
Net asset value per unit in CHF		229.48	186.58	206.80
Issue and redemption price per unit in CHF ¹		229.96	186.24	207.23
Class (EUR hedged) P-acc	LU0763739140			
Units outstanding		277 438,5510	192 983,7630	77 986,1990
Net asset value per unit in EUR		237.27	192.50	212.64
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		237.77	192.15	213.09
Class (SGD) P-acc	LU0501845795			
Units outstanding		21 445,0560	19 947,8900	15 892,5000
Net asset value per unit in SGD		220.00	173.93	183.33
Issue and redemption price per unit in SGD ¹		220.46	173.62	183.71
Class Q-acc	LU0403290215			
Units outstanding		543 531,5330	474 901,2110	248 088,4270
Net asset value per unit in USD		255.99	199.41	211.05
Issue and redemption price per unit in USD ¹		256.53	199.05	211.49
Class (CHF hedged) Q-acc	LU1240780590			
Units outstanding		201 253,1100	201 728,3500	171 157,3770
Net asset value per unit in CHF		201.93	162.32	177.86
Issue and redemption price per unit in CHF ¹		202.35	162.03	178.23
Class (EUR hedged) Q-acc	LU1240780673			
Units outstanding		150 676,4510	81 988,4370	33 025,9950
Net asset value per unit in EUR		205.63	164.95	180.15
Issue and redemption price per unit in EUR ¹		206.06	164.65	180.53

¹ See note 1

² First NAV: 28.3.2019

UBS (Lux) Equity Fund – Greater China (USD)
Annual Report as of 30 November 2019

The notes are an integral part of the financial statements.

63

Performance

	Currency	2018/2019	2017/2018	2016/2017
Class F-acc	USD	29.3%	-5.5%	46.5%
Class I-A1-acc	USD	28.6%	-5.3%	45.9%
Class I-A2-acc ¹	USD	-	-	-
Class I-X-acc	USD	30.0%	-4.3%	47.5%
Class (EUR) N-acc	EUR	31.1%	-3.6%	29.3%
Class P-acc	USD	27.4%	-6.9%	44.3%
Class (CHF hedged) P-acc	CHF	23.5%	-10.1%	40.9%
Class (EUR hedged) P-acc	EUR	23.7%	-9.8%	41.4%
Class (SGD) P-acc	SGD	27.0%	-5.5%	36.6%
Class Q-acc	USD	28.9%	-5.9%	45.9%
Class (CHF hedged) Q-acc	CHF	24.9%	-9.1%	42.5%
Class (EUR hedged) Q-acc	EUR	25.2%	-8.8%	43.0%

¹ Due to the recent launch, there is no data for the calculation of the performance available.

Historical performance is no indicator of current or future performance.
The performance data does not take account of any commissions and costs charged when subscribing and redeeming units.
The performance data were not audited.
The subfund has no benchmark.

Report of the Portfolio Manager

During the financial year from 1 December 2018 to 30 November 2019, Greater China equities were up meaningfully with the Taiwan market leading gains. The market was volatile with the flip-flopping of the US-China trade war situation, but was overall on an upward trend. The IT sector posted the strongest performance, while Energy fell the most.

The subfund delivered very strong performance in the financial year. All sectors returned positively. Holdings in Consumer Discretionary and Consumer Staples contributed the most to return. TAL Education, Kweichow Moutai and New Oriental Education were the main stock contributors. However, SSY Group, Chinasoft International and Wonderful Sky Financial Group were key detractors.

Structure of the Securities Portfolio

Geographical Breakdown as a % of net assets	
China	63.55
Hong Kong	23.09
Taiwan	4.71
Total	91.35

Economic Breakdown as a % of net assets	
Internet, software & IT services	14.26
Miscellaneous services	10.57
Banks & credit institutions	10.54
Healthcare & social services	9.94
Tobacco & alcohol	9.73
Finance & holding companies	6.96
Insurance	6.90
Real Estate	5.34
Electronics & semiconductors	4.71
Pharmaceuticals, cosmetics & medical products	4.54
Miscellaneous unclassified companies	2.66
Retail trade, department stores	1.95
Lodging, catering & leisure	1.94
Miscellaneous consumer goods	0.48
Traffic & transportation	0.36
Packaging industry	0.30
Mechanical engineering & industrial equipment	0.17
Total	91.35

UBS (Lux) Equity Fund – Greater China (USD)
Annual Report as of 30 November 2019

Statement of Net Assets

	USD
Assets	30.11.2019
Investments in securities, cost	868 930 950.50
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	313 210 874.63
Total investments in securities (Note 1)	1 182 141 825.13
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	112 976 825.31
Receivable on securities sales (Note 1)	3 099 519.11
Receivable on subscriptions	6 872 245.79
Unrealized gain (loss) on forward foreign exchange contracts (Note 1)	-275 734.27
Total Assets	1 304 814 681.07
Liabilities	
Payable on securities purchases (Note 1)	-2 670 809.68
Payable on redemptions	-6 868 395.18
Provisions for flat fee (Note 2)	-1 046 792.59
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-100 553.08
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-42 912.42
Total provisions	-1 190 258.09
Total Liabilities	-10 729 462.95
Net assets at the end of the financial year	1 294 085 218.12

Statement of Operations

	USD
Income	1.12.2018-30.11.2019
Interest on liquid assets	861 638.33
Dividends	18 991 739.88
Income on securities lending (Note 14)	336 806.85
Other income (Note 1 a)	1 418 905.85
Total income	21 609 090.91
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-21 960 689.24
Taxe d'abonnement (Note 3)	-522 780.92
Cost on securities lending (Note 14)	-134 722.74
Other commissions and fees (Note 2)	-183 680.00
Interest on cash and bank overdraft	-18 474.72
Total expenses	-22 820 347.62
Net income (loss) on investments	-1 211 256.71
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	20 968 013.39
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-6 072 559.95
Realized gain (loss) on foreign exchange	-1 918 263.27
Total realized gain (loss)	12 977 190.17
Net realized gain (loss) of the financial year	11 765 933.46
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	228 183 307.91
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	-645 607.32
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	227 542 700.59
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	239 308 634.05

UBS (Lux) Equity Fund – Greater China (USD)
Annual Report as of 30 November 2019

The notes are an integral part of the financial statements.

65

Statement of Changes in Net Assets

	USD
	1.12.2018-30.11.2019
Net assets at the beginning of the financial year	872 831 521.81
Subscriptions	755 476 175.81
Redemptions	-573 531 113.55
Total net subscriptions (redemptions)	181 945 062.26
Net income (loss) on investments	-1 211 256.71
Total realized gain (loss)	12 977 190.17
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	227 542 700.59
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	239 308 634.05
Net assets at the end of the financial year	1 294 085 218.12

Development of the outstanding units

	1.12.2018-30.11.2019
Class	F-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	2 910.0000
Number of units issued	250.0000
Number of units redeemed	-400.0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	2 760.0000
Class	I-A1-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	165 734.6420
Number of units issued	229 940.4790
Number of units redeemed	-161 882.6440
Number of units outstanding at the end of the financial year	233 792.4770
Class	I-A2-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	0.0000
Number of units issued	121 500.0000
Number of units redeemed	0.0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	121 500.0000
Class	I-X-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	22 765.6320
Number of units issued	0.0000
Number of units redeemed	-21 795.6320
Number of units outstanding at the end of the financial year	970.0000
Class	(EUR) N-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	98 553.6170
Number of units issued	167 435.3100
Number of units redeemed	-75 136.1780
Number of units outstanding at the end of the financial year	190 852.7490
Class	P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	1 600 390.4190
Number of units issued	1 069 859.5660
Number of units redeemed	-902 775.9340
Number of units outstanding at the end of the financial year	1 767 474.0510
Class	(CHF hedged) P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	116 389.7090
Number of units issued	40 638.2310
Number of units redeemed	-20 777.5400
Number of units outstanding at the end of the financial year	136 250.4000
Class	(EUR hedged) P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	192 983.7630
Number of units issued	208 548.2150
Number of units redeemed	-124 093.4270
Number of units outstanding at the end of the financial year	277 438.5510
Class	(SGD) P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	19 947.8900
Number of units issued	12 293.1620
Number of units redeemed	-10 795.9960
Number of units outstanding at the end of the financial year	21 445.0560
Class	Q-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	474 901.2110
Number of units issued	373 957.2820
Number of units redeemed	-304 726.9600
Number of units outstanding at the end of the financial year	543 531.5330
Class	(CHF hedged) Q-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	201 728.3500
Number of units issued	37 062.2770
Number of units redeemed	-37 537.5170
Number of units outstanding at the end of the financial year	201 253.1100
Class	(EUR hedged) Q-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	81 988.4370
Number of units issued	136 221.7480
Number of units redeemed	-67 533.7340
Number of units outstanding at the end of the financial year	150 676.4510

UBS (Lux) Equity Fund – Greater China (USD)
Annual Report as of 30 November 2019

UBS (Lux) Equity Fund – Small Caps USA (USD)

Three-year comparison

	ISIN	30.11.2019	30.11.2018	30.11.2017
Net assets in USD		45 672 769.38	58 594 737.33	44 009 214.09
Class F-acc	LU0404627084			
Units outstanding		1 468,4650	1 468,4650	1 576,4650
Net asset value per unit in USD		995.41	899.33	821.00
Issue and redemption price per unit in USD ¹		995.41	899.33	820.59
Class P-acc	LU0038842364			
Units outstanding		44 431,5760	62 289,8940	50 354,3280
Net asset value per unit in USD		930.84	849.90	784.18
Issue and redemption price per unit in USD ¹		930.84	849.90	783.79
Class Q-acc	LU0404627241			
Units outstanding		17 760,9750	29 784,7280	24 234,8620
Net asset value per unit in USD		160.60	145.50	133.21
Issue and redemption price per unit in USD ¹		160.60	145.50	133.14

¹ See note 1

Performance

	Currency	2018/2019	2017/2018	2016/2017
Class F-acc	USD	10.7%	9.6%	17.8%
Class P-acc	USD	9.5%	8.4%	16.5%
Class Q-acc	USD	10.4%	9.3%	17.4%

Historical performance is no indicator of current or future performance.

The performance data does not take account of any commissions and costs charged when subscribing and redeeming units.

The performance data were not audited.

The subfund has no benchmark.

Report of the Portfolio Manager

US small cap growth equities were higher during the financial year, from 1 December 2018 to 30 November 2019. Accommodative central bank policies helped abate investor concerns about economic growth, while sentiment turned more positive lately on the US-China trade dispute.

The subfund advanced during the financial year. Performance was positive in the financial year. The strategy benefitted from stock selection within the Information Technology (IT), Communication Services, Consumer Staples and Industrials sectors. In contrast, stock selection within Healthcare and Financials detracted. Sector allocation was positive too with a bottom-up driven overweight to IT contributing most.

Structure of the Securities Portfolio

Geographical Breakdown as a % of net assets	
United States	90.06
Ireland	1.91
Israel	1.91
Jersey	1.63
Bermuda	1.30
Switzerland	0.99
Canada	0.75
The Netherlands	0.73
United Kingdom	0.17
Total	99.45

Economic Breakdown as a % of net assets	
Internet, software & IT services	15.48
Biotechnology	11.01
Pharmaceuticals, cosmetics & medical products	10.57
Finance & holding companies	9.46
Electronics & semiconductors	6.87
Lodging, catering & leisure	4.79
Healthcare & social services	4.53
Mechanical engineering & industrial equipment	4.31
Retail trade, department stores	3.53
Food & soft drinks	3.50
Computer hardware & network equipment providers	2.99
Electrical devices & components	2.75
Textiles, garments & leather goods	2.55
Traffic & transportation	2.43
Banks & credit institutions	2.05
Investment funds	1.91
Real Estate	1.56
Building industry & materials	1.45
Miscellaneous services	1.35
Chemicals	1.33
Insurance	1.31
Forestry, paper & pulp products	1.30
Vehicles	1.27
Graphic design, publishing & media	0.67
Petroleum	0.48
Total	99.45

UBS (Lux) Equity Fund – Small Caps USA (USD)
Annual Report as of 30 November 2019

The notes are an integral part of the financial statements.

89

Statement of Net Assets

	USD
Assets	30.11.2019
Investments in securities, cost	39 497 050.84
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	5 926 000.72
Total investments in securities (Note 1)	45 423 051.56
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	229 444.76
Receivable on securities sales (Note 1)	123 172.45
Receivable on subscriptions	25 533.61
Receivable on dividends	18 916.16
Other receivables	17 238.62
Total Assets	45 837 357.16
Liabilities	
Bank overdraft	-683.70
Payable on securities purchases (Note 1)	-75 728.75
Payable on redemptions	-50 331.15
Provisions for flat fee (Note 2)	-29 892.32
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-3 628.00
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-4 323.86
Total provisions	-37 844.18
Total Liabilities	-164 587.78
Net assets at the end of the financial year	45 672 769.38

Statement of Operations

	USD
Income	1.12.2018-30.11.2019
Interest on liquid assets	5 032.60
Dividends	264 893.34
Income on securities lending (Note 14)	63 928.92
Other income (Note 1 a)	11 735.56
Total income	345 590.42
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-862 347.01
Taxe d'abonnement (Note 3)	-23 228.03
Cost on securities lending (Note 14)	-25 571.57
Other commissions and fees (Note 2)	-4 402.06
Interest on cash and bank overdraft	-54.28
Total expenses	-915 602.95
Net income (loss) on investments	-570 012.53
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	4 471 709.37
Realized gain (loss) on foreign exchange	-361.62
Total realized gain (loss)	4 471 347.75
Net realized gain (loss) of the financial year	3 901 335.22
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	430 693.22
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	430 693.22
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	4 332 028.44

UBS (Lux) Equity Fund – Small Caps USA (USD)
Annual Report as of 30 November 2019

Statement of Changes in Net Assets

	USD
	1.12.2018-30.11.2019
Net assets at the beginning of the financial year	58 594 737.33
Subscriptions	13 862 202.70
Redemptions	-31 116 199.09
Total net subscriptions (redemptions)	-17 253 996.39
Net income (loss) on investments	-570 012.53
Total realized gain (loss)	4 471 347.75
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	430 693.22
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	4 332 028.44
Net assets at the end of the financial year	45 672 769.38

Development of the outstanding units

	1.12.2018-30.11.2019
Class	F-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	1 468,4650
Number of units issued	0.0000
Number of units redeemed	0.0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	1 468,4650
Class	P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	62 289,8940
Number of units issued	14 320,3980
Number of units redeemed	-32 178,7160
Number of units outstanding at the end of the financial year	44 431,5760
Class	Q-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	29 784,7280
Number of units issued	8 912,9100
Number of units redeemed	-20 936,6630
Number of units outstanding at the end of the financial year	17 760,9750

UBS (Lux) Equity Fund – Small Caps USA (USD)
Annual Report as of 30 November 2019

The notes are an integral part of the financial statements.

91

UBS (Lux) Equity Fund – US Sustainable (USD)

Three-year comparison

	ISIN	30.11.2019	30.11.2018	30.11.2017
Net assets in USD		75 881 666.49	72 042 328.76	80 303 865.64
Class P-acc	LU0098995292			
Units outstanding		309 599,1740	337 526,1380	411 889,1720
Net asset value per unit in USD		221.10	194.18	189.37
Issue and redemption price per unit in USD ¹		221.10	194.18	189.37
Class Q-acc	LU0358044989			
Units outstanding		48 523,9890	48 683,5160	17 841,0350
Net asset value per unit in USD		153.10	133.53	129.21
Issue and redemption price per unit in USD ¹		153.10	133.53	129.21

¹ See note 1

Performance

	Currency	2018/2019	2017/2018	2016/2017
Class P-acc ¹	USD	-	2.5%	25.1%
Class Q-acc ¹	USD	-	3.3%	26.1%

¹ Due to the strategy change, there is no data for the calculation of the performance available.

Historical performance is no indicator of current or future performance.

The performance data does not take account of any commissions and costs charged when subscribing and redeeming units.

The performance data were not audited.

The subfund has no benchmark.

Report of the Portfolio Manager

In the financial year from 1 December 2018 to 30 November 2019, US Equity markets posted positive returns. In 2019 stocks rallied, swiftly recovering from the underperformance in the last months of 2018. This was despite continued uncertainty in the economic outlook globally. Trade talks between China and the US combined with the FED's softer policy on interest rate outlook were some of the most important factors steering the markets' sentiment. As the final quarter of 2019 began, the mood of equity investors was boosted by a positive beginning to the earnings season, with generally upbeat news relative to expected numbers.

In April 2019, the subfund was repositioned to the US Sustainable strategy. A concentrated portfolio of 20-40 stocks focused on US Large Cap companies with a strong ESG profile. The strategy excludes the energy sector from its investment universe. From 30 April 2019 to 30 November 2019, the subfund posted a positive return. The returns were mainly driven by securities selection in the Industrials and Consumer Discretionary sectors.

Structure of the Securities Portfolio

Geographical Breakdown as a % of net assets	
United States	90.23
Ireland	5.30
Bahamas	3.66
Total	99.19

Economic Breakdown as a % of net assets	
Internet, software & IT services	15.85
Finance & holding companies	14.54
Banks & credit institutions	13.23
Electronics & semiconductors	6.94
Pharmaceuticals, cosmetics & medical products	6.81
Vehicles	6.39
Computer hardware & network equipment providers	6.12
Healthcare & social services	5.24
Real Estate	4.29
Mechanical engineering & industrial equipment	4.17
Retail trade, department stores	3.36
Various capital goods	3.36
Building industry & materials	3.15
Environmental services & recycling	2.43
Investment funds	1.81
Insurance	1.50
Total	99.19

UBS (Lux) Equity Fund – US Sustainable (USD)
Annual Report as of 30 November 2019

The notes are an integral part of the financial statements.

99

Statement of Net Assets

	USD
Assets	30.11.2019
Investments in securities, cost	70 206 168.41
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	5 061 127.58
Total investments in securities (Note 1)	75 267 295.99
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	417 159.52
Receivable on securities sales (Note 1)	201 977.41
Receivable on subscriptions	471.02
Receivable on dividends	52 619.61
Other receivables	21 345.54
Total Assets	75 960 869.09
Liabilities	
Interest payable on bank overdraft	-42.78
Payable on securities purchases (Note 1)	-21 154.60
Provisions for flat fee (Note 2)	-45 736.66
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-6 186.02
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-6 082.54
Total provisions	-58 005.22
Total Liabilities	-79 202.60
Net assets at the end of the financial year	75 881 666.49

Statement of Operations

	USD
Income	1.12.2018-30.11.2019
Interest on liquid assets	5 224.75
Dividends	868 196.42
Income on securities lending (Note 14)	35 016.97
Other income (Note 1 a)	515.03
Total income	908 953.17
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-1 162 016.79
Taxe d'abonnement (Note 3)	-35 449.82
Cost on securities lending (Note 14)	-14 006.79
Other commissions and fees (Note 2)	-6 188.46
Interest on cash and bank overdraft	-79.87
Total expenses	-1 217 741.73
Net income (loss) on investments	-308 788.56
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	13 226 820.85
Realized gain (loss) on foreign exchange	-518.80
Total realized gain (loss)	13 226 302.05
Net realized gain (loss) of the financial year	12 917 513.49
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	-3 446 384.54
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-3 446 384.54
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	9 471 128.95

UBS (Lux) Equity Fund – US Sustainable (USD)
Annual Report as of 30 November 2019

Statement of Changes in Net Assets

	USD
	1.12.2018-30.11.2019
Net assets at the beginning of the financial year	72 042 328.76
Subscriptions	2 360 317.40
Redemptions	-7 992 108.62
Total net subscriptions (redemptions)	-5 631 791.22
Net income (loss) on investments	-308 788.56
Total realized gain (loss)	13 226 302.05
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-3 446 384.54
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	9 471 128.95
Net assets at the end of the financial year	75 881 666.49

Development of the outstanding units

	1.12.2018-30.11.2019
Class	P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	337 526.1380
Number of units issued	9 842.7380
Number of units redeemed	-37 769.7020
Number of units outstanding at the end of the financial year	309 599.1740
Class	Q-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	48 683.5160
Number of units issued	2 628.2640
Number of units redeemed	-2 787.7910
Number of units outstanding at the end of the financial year	48 523.9890

UBS (Lux) Equity Fund – US Sustainable (USD)
Annual Report as of 30 November 2019

The notes are an integral part of the financial statements.

101

Notes to the Financial Statements

Note 1 – Summary of significant accounting policies

The financial statements have been prepared in accordance with the generally accepted accounting principles for investment funds in Luxembourg. The significant accounting policies are summarised as follows:

a) Calculation of the net asset value

The net asset value and the issue and redemption price per unit of each subfund or unit class are expressed in the reference currency of the subfund or unit class concerned and are calculated every business day by dividing the overall net assets of the subfund attributable to each unit class by the number of units in circulation in this unit class of the subfund.

In this context, "business day" refers to normal bank business days in Luxembourg (i.e. each day on which the banks are open during normal business hours) with the exception of individual non-statutory rest days in Luxembourg and days on which exchanges in the main countries in which the subfund invests are closed or 50% or more subfund investments cannot be adequately valued.

The percentage of the net asset value attributable to each unit class of a subfund changes each time units are issued or redeemed. It is determined by the ratio of the units in circulation in each unit class to the total number of subfund units in circulation, taking into account the fees charged to that unit class.

If the total subscriptions or redemptions affecting all the unit classes of a subfund on a single trading day come to a net capital inflow or outflow, the net asset value of the subfund may be increased or reduced respectively (so-called single swing pricing). The maximum adjustment amounts to 2% of the net asset value. Estimated transaction costs and tax charges that may be incurred by the subfund as well as the estimated bid/offer spread of the assets in which the Fund invests may be taken into account. The adjustment leads to an increase in net asset value if the net movements result in a rise in all units of the affected subfund. It results in a reduction of net asset value if the net movements bring about a fall in the number of units. This may consist in the net movement on a trading day in relation to the net Fund assets or to an absolute amount in the currency of the subfund concerned. The net asset value would be adjusted only if this threshold were to be exceeded on a trading day. This adjustment is in favour of the subfund and mentioned in the Statement of Operations as "Other income".

b) Valuation principles

- Liquid assets (whether in the form of cash and bank deposits, bills of exchange, cheques, promissory notes, expense advances, cash dividends and declared or accrued interest still receivable) are valued at face value, unless this value is unlikely to be fully paid or received, in which case their value is determined by deducting an amount deemed appropriate to arrive at their real value.
- Securities, derivatives and other assets listed on a stock exchange are valued at the most recent market prices available. If these securities, derivatives or other assets are listed on several stock exchanges, the most recently available price on the stock exchange that represents the major market for this asset shall apply. In the case of securities, derivatives and other assets not commonly traded on a stock exchange and for which a secondary market among securities traders exists with pricing in line with the market, the Management Company may value these securities, derivatives and other investments based on these prices. Securities, derivatives and other investments not listed on a stock exchange, but traded on another regulated market that operates regularly and is recognised and open to the public, are valued at the most recently available price on this market.
- Securities and other investments not listed on a stock exchange or traded on another regulated market, and for which no appropriate price can be obtained, are valued by the Management Company according to other principles chosen by it in good faith on the basis of probable market prices.
- Derivatives not listed on a stock exchange (OTC derivatives) are valued on the basis of independent pricing sources. If only one independent pricing source is available for a derivative, the plausibility of the valuation obtained will be verified using calculation models that are recognised by the Management Company and the Fund's auditors, based on the market value of that derivative's underlying.
- Units of other undertakings for collective investment in transferable securities (UCITS) and/or undertakings for collective investment (UCIs) are valued at their last known asset value.
- Money market instruments not traded on a stock exchange or on another regulated market open to the public will be valued on the basis of the relevant curves. Curve-based valuations are calculated from interest rates and credit spreads. The following principles are applied in this process: The interest rate nearest the residual maturity is interpolated for each money market instrument. Thus calculated, the interest rate is converted into a market price by adding a credit

spread that reflects the creditworthiness of the underlying borrower. This credit spread is adjusted if there is a significant change in the borrower's credit rating.

- Securities, money market instruments, derivatives and other assets denominated in a currency other than the relevant subfund's currency of account, and not hedged by foreign exchange transactions, are valued using the average exchange rate (between the bid and ask prices) known in Luxembourg or, if none is available, using the rate on the most representative market for that currency.
- Term and fiduciary deposits are valued at their nominal value plus accumulated interest.
- The value of swaps is calculated by an external service provider and a second independent valuation is provided by another external service provider. Such calculations are based on the net present value of all cash flows (both inflows and outflows). In some specific cases, internal calculations (based on models and market data made available by Bloomberg) and/or broker statement valuations may be used. The valuation method depends on the security in question and is chosen pursuant to the applicable UBS valuation policy.

The Management Company is authorised to apply other generally recognised and verifiable valuation criteria in good faith to arrive at an appropriate valuation of the net assets if a valuation in accordance with the foregoing provisions proves unfeasible or inaccurate.

As some of the Fund's subfunds may be invested in markets that are closed at the time their assets are valued, the Management Company may – by way of derogation to the aforementioned provisions – allow the net asset value per unit to be adjusted in order to more accurately reflect the fair value of these subfunds' assets at the time of valuation. In practice, the securities in which the subfunds are invested are generally valued on the basis of the latest available prices at the time of calculating the net asset value per unit, as described above. There may, however, be a substantial time difference between the close of the markets in which a subfund invests and the time of valuation.

As a result, developments that may influence the value of these securities and that occur between the closure of the markets and the time of valuation are not generally taken into account in the net asset value per unit of the subfund concerned. If, as a result of this, the Management Company deems that the most recently available prices of the securities in a subfund's portfolio do not reflect their fair value, it may allow the net asset value per unit to be adjusted in order to reflect the assumed fair value of the portfolio at the time of valuation. Such an adjustment is based on the investment policy determined by the Management Company and a number of practices. If the value is adjusted as described above, this will be applied consistently to all unit classes in the same subfund.

The Management Company reserves the right to apply this measure to the relevant subfunds of the Fund whenever it deems this to be appropriate.

Evaluating assets at fair value calls for greater reliability of judgement than evaluating assets for which readily available market quotations can be referred to. Fair-value calculations may also be based on quantitative models used by price reporting providers to determine the fair value. No guarantee can be given that the Fund will be in a position to accurately establish the fair value of an asset when it is about to sell the asset around the time at which the Fund determines the net asset value per unit. As a consequence, if the Fund sells or redeems units at the net asset value at a time when one or more participations are valued at fair value, this may lead to a dilution or increase in the economic participation of the existing unitholders.

If necessary, additional valuations may be made throughout the day. Such new valuations shall apply for subsequent issues and redemptions of units.

c) Net realized gain (loss) on sales of securities

The realized gains or losses on the sales of securities are calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

d) Valuation of forward foreign exchange contracts

The unrealized gain (loss) of outstanding forward foreign exchange contracts is valued on the basis of the forward exchange rates prevailing at valuation date.

e) Valuation of financial futures contracts

Financial futures contracts are valued based on the latest available published price applicable on the valuation date. Realized gains and losses and the changes in unrealized gains and losses are recorded in the statement of operations. The realized gains and losses are calculated in accordance with the FIFO method, i.e. the first contracts acquired are regarded as the first to be sold.

f) Valuation on options

Outstanding options traded on a regulated market are valued on the settlement price or the last available market price of the instruments.

Options which are not listed on an official stock exchange (OTC options) are marked to market based upon daily prices obtained from Bloomberg option pricer functionality and checked against third party pricing agents.

The realized gains or losses on options and the change in unrealized appreciation or depreciation on options are disclosed in the statement of operations and in the changes in net assets respectively under the positions realized gains (losses) on options and Unrealized appreciation (depreciation) on options.

g) Conversion of foreign currencies

Bank accounts, other net assets and the valuation of the investments in securities held denominated in currencies other than the currency of account of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates on the valuation date. Income and expenses denominated in currencies other than the currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates at payment date. Gain or loss on foreign exchange is included in the statement of operations.

The cost of securities denominated in currencies is other than the currency of account of the different subfunds is converted at the mid closing spot rate prevailing on the day of acquisition.

h) Accounting of securities' portfolio transactions

The securities' portfolio transactions are accounted for the bank business day following the transaction dates.

i) Fair Value pricing principle

The fair value pricing principle applies for funds with main investments in Asian markets. The fair value principle takes into account important movements not reflected in the last available Exchange closing prices, by re-evaluating all underlying assets of the Fund portfolio with snapshot prices at a specified time. The net asset value is then calculated based on these re-evaluated prices. The fair value principle is applicable only in case the deviation of a Fund specific benchmark exceeds 3%.

j) Combined financial statements

The combined financial statements of the Fund are expressed in EUR. The various items of the combined statement of net assets and the combined statement of operations as at 30 November 2019 of the Fund are equal to the sum of the corresponding items in the financial statements of each subfund converted into EUR at the following exchange rates.

The following exchange rates were used for the conversion of the combined financial statements as at 30 November 2019:

Exchange rates			
EUR 1	=	AUD	1.582178
EUR 1	=	CAD	1.464528
EUR 1	=	JPY	120.745726
EUR 1	=	USD	1.102600

For the liquidated or merged subfunds, the exchange rate used for the conversion of the combined financial statements is the one as at liquidation or merger date.

*k) Receivable on securities sales,**Payable on securities purchases*

The position "Receivable on securities sales" can also include receivables from foreign currency transactions. The position "Payable on securities purchases" can also include payables from foreign currency transactions.

Receivables and payables from foreign exchange transactions are netted.

l) Income recognition

Dividends, net of withholding taxes, are recognized as income on the date upon which the relevant securities are first listed as "ex-dividend". Interest income is accrued on a daily basis.

Note 2 – Flat fee

The Fund pays a monthly flat fee for each of the subfunds, calculated on the average net asset value of the subfund as shown in the tables below:

UBS (Lux) Equity Fund – China Opportunity (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	2.340%	2.390%
Unit classes with "N" in their name	2.750%	2.800%
Unit classes with "K-1" in their name	1.700%	1.730%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	1.000%	1.030%
Unit classes with "Q" in their name	1.400%	1.450%
Unit classes with "I-A1" in their name	1.200%	1.230%
Unit classes with "I-A2" in their name	1.130%	1.160%
Unit classes with "I-A3" in their name	1.000%	1.030%
Unit classes with "I-B" in their name	0.180%	0.180%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – Asian Consumption (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	2.040%	2.090%
Unit classes with "N" in their name	2.750%	2.800%
Unit classes with "K-1" in their name	1.080%	1.110%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.820%	0.850%
Unit classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.940%	0.970%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.890%	0.920%

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "I-A3" in their name	0.820%	0.850%
Unit classes with "I-B" in their name	0.145%	0.145%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – Australia (AUD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.500%	1.550%
Unit classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Unit classes with "K-1" in their name	0.800%	0.830%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.400%	0.430%
Unit classes with "Q" in their name	0.840%	0.890%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.500%	0.530%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.460%	0.490%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.400%	0.430%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – Canada (CAD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.500%	1.550%
Unit classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Unit classes with "K-1" in their name	0.800%	0.830%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.400%	0.430%
Unit classes with "Q" in their name	0.840%	0.890%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.500%	0.530%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.460%	0.490%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.400%	0.430%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.070%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – Japan (JPY)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.500%	1.550%
Unit classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Unit classes with "K-1" in their name	0.950%	0.980%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.580%	0.610%
Unit classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.680%	0.710%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.630%	0.660%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.580%	0.610%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – Biotech (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	2.040%	2.090%
Unit classes with "N" in their name	2.750%	2.800%
Unit classes with "K-1" in their name	1.080%	1.110%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.720%	0.750%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.680%	0.710%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund
– Euro Countries Opportunity (EUR)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.800%	1.850%
Unit classes with "N" in their name	2.500%	2.550%

UBS (Lux) Equity Fund
Annual Report as of 30 November 2019

	Maximum flat fee p.a.*	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "K-1" in their name	1.020%	1.050%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.650%	0.680%
Unit classes with "Q" in their name	0.900%	0.950%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.750%	0.780%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.700%	0.730%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.650%	0.680%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – European Opportunity (EUR)

	Maximum flat fee p.a.*	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	2.040%	2.090%*
Unit classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Unit classes with "K-1" in their name	1.300%	1.330%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.820%	0.850%
Unit classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with "I-A1" in their name	1.000%	1.030%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.940%	0.970%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.820%	0.850%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

* max 2.090% of 2.040%

UBS (Lux) Equity Fund – Tech Opportunity (USD)

	Maximum flat fee p.a.*	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	2.040%	2.090%*
Unit classes with "N" in their name	2.750%	2.800%
Unit classes with "K-1" in their name	1.080%	1.110%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.600%	0.630%

UBS (Lux) Equity Fund
Annual Report as of 30 November 2019

	Maximum flat fee p.a.*	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.720%	0.750%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.680%	0.710%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

* max 2.090% of 2.040%

UBS (Lux) Equity Fund – Global Sustainable (USD)

	Maximum flat fee p.a.*	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	2.040%	2.090%
Unit classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Unit classes with "K-1" in their name	1.080%	1.110%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.720%	0.750%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.680%	0.710%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund
– Global Sustainable Innovators (EUR)

	Maximum flat fee p.a.*	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	2.040%	2.090%
Unit classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Unit classes with "K-1" in their name	1.300%	1.330%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.720%	0.750%
Unit classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.870%	0.900%

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "I-A2" in their name	0.820%	0.850%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.720%	0.750%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – Greater China (USD)

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	2.340%	2.390%
Unit classes with "N" in their name	2.750%	2.800%
Unit classes with "K-1" in their name	1.500%	1.530%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.880%	0.910%
Unit classes with "Q" in their name	1.200%	1.250%
Unit classes with "I-A1" in their name	1.050%	1.080%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.980%	1.010%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.880%	0.910%
Unit classes with "I-B" in their name	0.180%	0.180%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – Health Care (USD)

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	2.040%	2.090%
Unit classes with "N" in their name	2.750%	2.800%
Unit classes with "K-1" in their name	1.080%	1.110%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.720%	0.750%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.680%	0.710%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – Mid Caps Europe (EUR)

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.920%	1.970%
Unit classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Unit classes with "K-1" in their name	1.020%	1.050%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.700%	0.730%
Unit classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.780%	0.810%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.740%	0.770%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.700%	0.730%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – Mid Caps USA (USD)

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.800%	1.850%
Unit classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Unit classes with "K-1" in their name	0.950%	0.980%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.780%	0.810%
Unit classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.860%	0.890%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.820%	0.850%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.780%	0.810%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund
Annual Report as of 30 November 2019

UBS (Lux) Equity Fund – Small Caps USA (USD)

	Maximum flat fee p.a.*	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.800%	1.850%
Unit classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Unit classes with "K-1" in their name	0.950%	0.980%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.780%	0.810%
Unit classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.860%	0.890%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.820%	0.850%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.780%	0.810%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – US Sustainable (USD)*

	Maximum flat fee p.a.*	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.650%	1.700%
Unit classes with "N" in their name	2.130%	2.180%
Unit classes with "K-1" in their name	1.090%	1.120%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.700%	0.730%
Unit classes with "Q" in their name	0.990%	1.040%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.860%	0.890%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.800%	0.830%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.700%	0.730%
Unit classes with "I-B" in their name	0.080%	0.080%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

* Formerly UBS (Lux) Equity Fund – USA Multi Strategy (USD)

The aforementioned flat fee shall be used as follows:

1. In accordance with the following provisions, a maximum flat fee based on the net asset value of the Fund is paid from the Fund's assets for the management, administration, portfolio management and distribution of the Fund (if applicable), as well as for all Depositary tasks, such as the safekeeping and supervision of the Fund's

assets, the processing of payment transactions and all other tasks listed in the "Depositary and Main Paying Agent" of the sales prospectus. This fee is charged to the Fund's assets pro rata temporis upon every calculation of the net asset value, and is paid on a monthly basis (maximum flat management fee). The relevant maximum flat management fee will not be charged until the corresponding unit classes have been launched. An overview of the maximum flat management fees can be found under "The subfunds and their special investment policies" of the sales prospectus. The actual maximum rate applied to the flat management fee can be found in the annual and semi-annual reports.

2. The maximum flat management fee does not include the following fees and additional expenses, which are also taken from the Fund assets:
 - a) All other Fund asset management expenses for the sale and purchase of assets (bid-ask spread, market-based brokerage fees, commissions, fees, etc.); As a rule, these expenses are calculated upon the purchase or sale of the respective assets. In derogation hereto, these additional expenses, which arise through the sale and purchase of assets in connection with the settlement of the issue and redemption of units, are covered by the application of the single swing pricing principle pursuant to the section titled "Net asset value, issue, redemption and conversion price" of the sales prospectus;
 - b) Fees of the supervisory authority for the establishment, modification, liquidation and merger of the Fund, as well as all charges payable to the supervisory authorities and any stock exchanges on which the subfunds are listed;
 - c) Auditor's fees for the annual audit and for authorisations in connection with creations, alterations, liquidations and mergers within the Fund, as well as any other fees paid to the audit firm for services provided in relation to the administration of the Fund and as permitted by law;
 - d) Fees for legal consultants, tax consultants and notaries in connection with the creation, registration in distribution countries, alteration, liquidation and merger of the Fund, as well as for the general safeguarding of the interests of the Fund and its investors, insofar as this is not expressly prohibited by law;
 - e) Costs for publishing the Fund's net asset value and all costs for notices to investors, including translation costs;
 - f) Costs for the Fund's legal documents (prospectuses, KIIDs, annual and semi-annual reports, and other documents legally required in the countries of domiciliation and distribution);
 - g) Costs for the Fund's registration with any foreign supervisory authorities (if applicable), including fees payable to the foreign supervisory authorities, as well as translation costs and fees for the foreign representative or paying agent;

- h) Expenses incurred through use of voting or creditors' rights by the Fund, including fees for external advisers;
- i) Costs and fees related to any intellectual property registered in the Fund's name, or to the Fund's rights of usufruct;
- j) all expenses arising in connection with any extraordinary measures taken by the Management Company, Portfolio Manager or Depositary to protect the interests of the investors;
- k) if the Management Company participates in class-action suits in the interests of investors, it may charge expenses arising in connection with third parties (e.g. legal and Depositary costs) to the Fund's assets. Furthermore, the Management Company may bill for all administrative costs, provided these are verifiable, and disclosed and accounted for in the Fund's published total expense ratio (TER).

3. The Management Company may pay trailer fees for the distribution of the Fund.

All taxes on the Fund's income and assets, particularly the "taxe d'abonnement", shall also be borne by the Fund.

For purposes of general comparability with fee rules of different fund providers that do not have a flat management fee, the term "maximum management fee" is set at 80% of the flat management fee.

For unit class F, an additional fee will also be charged; this shall be determined via a separate contract between the investor and UBS Asset Management Switzerland AG or one of its authorised distribution partners.

For unit class "I-B", a fee is charged to cover the costs of fund administration (comprising the costs of the Management Company, the administrative agent and the Depositary). The costs for asset management and distribution are charged outside of the Fund under a separate contract concluded directly between the investor and UBS Asset Management or one of its authorised representatives.

Costs relating to the services performed for unit classes I-X, K-X and U-X for asset management, fund administration (comprising the costs of the Management Company, the administrative agent and the Depositary) and distribution are covered by the compensation to which UBS Asset Management Switzerland AG is entitled under a separate contract with the investor.

All costs that can be attributed to individual subfunds will be charged to these subfunds.

Costs that can be allocated to unit classes will be charged to those unit classes. Costs pertaining to some or all subfunds/unit classes will be charged to those subfunds/unit classes in proportion to their respective net asset values.

With regard to subfunds that may invest in other UCIs or UCITS under the terms of their investment policies, fees may be incurred both at the level of the subfund as well as at the level of the relevant target fund. The management fees of the target fund in which the assets of the subfund are invested may amount to a maximum of 3%, taking into account any trailer fees.

Should a subfund invest in units of funds that are managed directly or by delegation by the Management Company itself or by another company linked to the Management Company through common management or control or through a substantial direct or indirect holding, no issue or redemption charges may be charged to the investing subfund in connection with these target fund units.

Details on the Fund's ongoing charges can be found in the KIID.

Note 3 – Taxe d'abonnement

In accordance with the law and the regulations currently in force, the Fund is subject to a subscription tax at the annual rate of 0.05%, for some unit classes only a reduced "taxe d'abonnement" of 0.01% p.a., payable quarterly and calculated on the basis of the net assets of each subfund at the end of each quarter.

The taxe d'abonnement is waived for that part of the Fund assets invested in units or shares of other undertakings for collective investment that have already paid the taxe d'abonnement in accordance with the statutory provisions of Luxembourg law.

Note 4 – Related party transactions

The volume of securities and money-market transactions undertaken via a broker that is an affiliate of the Management Company, the Portfolio Manager or the Board of Directors and the Management Company for the financial year from 1 December 2018 to 30 November 2019 for the following subfunds licensed for sale in Hong Kong is:

UBS (Lux) Equity Fund	Volume of transactions in equities and equity-like securities with related parties	As a percentage of the total of security transactions
– Asian Consumption (USD)	17 187 854.98 USD	18.12 %
– China Opportunity (USD)	563 128 257.64 USD	20.04 %
– Euro Countries Opportunity (EUR)	535 772.20 EUR	0.04 %
– European Opportunity (EUR)	11 833 448.05 EUR	0.90 %
– Greater China (USD)	77 509 508.95 USD	19.54 %
– Tech Opportunity (USD)	193 802.13 USD	0.04 %

UBS (Lux) Equity Fund
Annual Report as of 30 November 2019

UBS (Lux) Equity Fund	Commissions on transactions in equities and equity-like securities with related parties	As a percentage of the total commissions
- Asian Consumption (USD)	28 212.68 USD	26.82%
- China Opportunity (USD)	704 803.19 USD	28.82%
- Euro Countries Opportunity (EUR)	107.15 EUR	0.01%
- European Opportunity (EUR)	14 192.06 EUR	1.23%
- Greater China (USD)	90 041.20 USD	23.15%
- Tech Opportunity (USD)	833.35 USD	0.39%

Note 5 – Income distribution

In accordance with Article 10 of the Management Regulations, once the annual accounts are closed the Management Company will decide whether and to what extent distributions are to be paid out by each subfund. The payment of distributions must not result in the net assets of the fund falling below the minimum amount for fund assets laid down by law. If distributions are made, payment will be effected within four months of the end of the financial year.

The Management Company is authorized to pay interim dividends and to suspend the payment of distributions.

An income equalisation amount will be calculated so that the distribution corresponds to the actual income entitlement.

Note 6 – Soft dollar arrangements

During the financial year from 1 December 2018 until 30 November 2019, no “soft dollar arrangements” were entered into on behalf of UBS (Lux) Equity Fund and “soft dollars” amount to nil.

Note 7 – Total Expense Ratio (TER)

This ratio was calculated in accordance with the Swiss Funds & Asset Management Association (SFAMA) “Guidelines on the calculation and disclosure of the TER” in the current version and expresses the sum of all costs and commissions charged on an ongoing basis to the net assets (operating expenses) taken retrospectively as a percentage of the net assets.

TER for the last 12 months:

UBS (Lux) Equity Fund	Total Expense Ratio (TER)
- Asian Consumption (USD) I-B-acc	0.17%
- Asian Consumption (USD) (EUR) N-acc	2.80%
- Asian Consumption (USD) P-acc	2.10%
- Asian Consumption (USD) (CHF hedged) P-acc	2.11%
- Asian Consumption (USD) (SGD) P-acc	2.10%
- Asian Consumption (USD) Q-acc	1.09%
- Asian Consumption (USD) (CHF hedged) Q-acc	1.09%
- Biotech (USD) P-acc	2.09%

UBS (Lux) Equity Fund
Annual Report as of 30 November 2019

UBS (Lux) Equity Fund	Total Expense Ratio (TER)
- Biotech (USD) (SEK) P-acc	2.06%
- Biotech (USD) Q-acc	1.07%
- Canada (CAD) P-acc	1.55%
- Canada (CAD) Q-acc	0.90%
- China Opportunity (USD) F-acc	1.02%
- China Opportunity (USD) I-A1-acc	1.22%
- China Opportunity (USD) I-A3-acc	0.98%
- China Opportunity (USD) I-B-acc	0.20%
- China Opportunity (USD) (EUR) I-B-acc	0.20%
- China Opportunity (USD) K-1-acc	1.77%
- China Opportunity (USD) (HKD) K-1-acc	1.76%
- China Opportunity (USD) K-X-acc	0.07%
- China Opportunity (USD) P-acc	2.39%
- China Opportunity (USD) (AUD hedged) P-acc	2.39%
- China Opportunity (USD) (EUR hedged) P-acc	1.21%
- China Opportunity (USD) (HKD) P-acc	2.40%
- China Opportunity (USD) (RMB hedged) P-acc	2.41%
- China Opportunity (USD) (SEK) P-acc	2.40%
- China Opportunity (USD) (SGD) P-acc	2.40%
- China Opportunity (USD) P-mdist	2.40%
- China Opportunity (USD) (AUD hedged) P-mdist	2.40%
- China Opportunity (USD) (HKD) P-mdist	2.39%
- China Opportunity (USD) Q-acc	1.46%
- China Opportunity (USD) (EUR) Q-acc	1.45%
- China Opportunity (USD) (HKD) Q-acc	1.46%
- China Opportunity (USD) (RMB hedged) Q-acc	1.47%
- China Opportunity (USD) (SGD) Q-acc	1.45%
- Euro Countries Opportunity (EUR) I-A1-acc	0.79%
- Euro Countries Opportunity (EUR) I-B-acc	0.08%
- Euro Countries Opportunity (EUR) I-X-acc	0.02%
- Euro Countries Opportunity (EUR) P-acc	1.85%
- Euro Countries Opportunity (EUR) Q-acc	0.96%
- Euro Countries Opportunity (EUR) U-X-acc	0.02%
- European Opportunity (EUR) I-A1-acc	1.01%
- European Opportunity (EUR) I-A2-acc	0.96%
- European Opportunity (EUR) I-A3-acc	0.83%
- European Opportunity (EUR) I-X-acc	0.02%
- European Opportunity (EUR) P-acc	2.09%
- European Opportunity (EUR) (USD hedged) P-acc	2.09%
- European Opportunity (EUR) Q-acc	1.08%
- European Opportunity (EUR) (USD hedged) Q-acc	1.09%
- European Opportunity (EUR) U-X-acc	0.02%
- Global Sustainable (USD) I-A1-acc	0.74%
- Global Sustainable (USD) I-A2-acc	0.69%
- Global Sustainable (USD) (EUR) I-B-acc	0.08%
- Global Sustainable (USD) (JPY hedged) I-B-acc	0.08%
- Global Sustainable (USD) I-X-acc	0.02%
- Global Sustainable (USD) (CAD) I-X-acc	0.02%
- Global Sustainable (USD) P-acc	2.09%
- Global Sustainable (USD) (EUR hedged) P-acc	1.06%
- Global Sustainable (USD) (EUR) P-dist	2.09%
- Global Sustainable (USD) Q-acc	1.07%
- Global Sustainable (USD) (EUR) Q-acc	1.07%
- Global Sustainable (USD) U-X-acc	0.02%
- Greater China (USD) F-acc	0.90%
- Greater China (USD) I-A1-acc	1.07%
- Greater China (USD) I-A2-acc	1.01%
- Greater China (USD) I-X-acc	0.02%
- Greater China (USD) (EUR) N-acc	2.80%
- Greater China (USD) P-acc	2.40%
- Greater China (USD) (CHF hedged) P-acc	2.41%

UBS (Lux) Equity Fund	Total Expense Ratio (TER)
– Greater China (USD) (EUR hedged) P-acc	2.41%
– Greater China (USD) (SGD) P-acc	2.40%
– Greater China (USD) Q-acc	1.26%
– Greater China (USD) (CHF hedged) Q-acc	1.27%
– Greater China (USD) (EUR hedged) Q-acc	1.27%
– Health Care (USD) P-acc	2.09%
– Health Care (USD) Q-acc	1.07%
– Japan (JPY) I-A1-acc	0.70%
– Japan (JPY) P-acc	1.55%
– Japan (JPY) Q-acc	1.07%
– Mid Caps Europe (EUR) I-B-acc	0.08%
– Mid Caps Europe (EUR) P-acc	1.97%
– Mid Caps Europe (EUR) Q-acc	1.08%
– Mid Caps USA (USD) I-B-acc	0.08%
– Mid Caps USA (USD) P-acc	1.85%
– Mid Caps USA (USD) (CHF hedged) P-acc	1.86%
– Mid Caps USA (USD) Q-acc	1.07%
– Mid Caps USA (USD) (CHF hedged) Q-acc	1.08%
– Small Caps USA (USD) F-acc	0.80%
– Small Caps USA (USD) P-acc	1.85%
– Small Caps USA (USD) Q-acc	1.07%
– Tech Opportunity (USD) P-acc	2.09%
– Tech Opportunity (USD) (CHF hedged) P-acc	2.10%
– Tech Opportunity (USD) (EUR hedged) P-acc	2.09%
– Tech Opportunity (USD) Q-acc	1.07%
– Tech Opportunity (USD) (CHF hedged) Q-acc	1.09%
– Tech Opportunity (USD) (EUR hedged) Q-acc	1.09%
– US Sustainable (USD) P-acc*	1.75%
– US Sustainable (USD) Q-acc*	1.06%

* Formerly UBS (Lux) Equity Fund – USA Multi Strategy (USD)

The TER for classes of units which were active less than a 12 month period are annualised.

Transaction costs and any other costs incurred in connection with currency hedging are not included in the TER.

Note 8 – Transaction costs

Transaction costs include brokerage fees, stamp duty, local taxes and other foreign charges if incurred during the period. Transaction fees are included in the cost of securities purchased and sold.

For the financial year ended on 30 November 2019, the fund incurred transaction costs relating to purchase or sale of investments in securities and similar transactions as follows:

UBS (Lux) Equity Fund	Transaction costs
– Asian Consumption (USD)	189 573.60 USD
– Australia (AUD)	41 872.11 AUD
– Biotech (USD)	682 699.87 USD
– Canada (CAD)	31 400.23 CAD
– China Opportunity (USD)	4 314 485.06 USD
– Euro Countries Opportunity (EUR)	1 284 319.90 EUR

UBS (Lux) Equity Fund	Transaction costs
– European Opportunity (EUR)	1 142 292.93 EUR
– Global Sustainable (USD)	542 255.54 USD
– Global Sustainable innovators (EUR)	61 788.23 EUR
– Greater China (USD)	660 780.35 USD
– Health Care (USD)	70 970.26 USD
– Japan (JPY)	2 436 740 JPY
– Mid Caps Europe (EUR)	91 334.05 EUR
– Mid Caps USA (USD)	126 745.94 USD
– Small Caps USA (USD)	42 993.44 USD
– Tech Opportunity (USD)	216 179.59 USD
– US Sustainable (USD)*	80 194.68 USD

* Formerly UBS (Lux) Equity Fund – USA Multi Strategy (USD)

Not all transaction costs are separately identifiable. For fixed income investments, forward currency contracts and other derivative contracts, transaction costs will be included in the purchase and sale price of the investment. Whilst not separately identifiable these transaction costs will be captured within the performance of each subfunds.

Note 9 – Liquidation

The subfund UBS (Lux) Equity Fund – Australia (AUD) was liquidated as at 8 April 2019.

Note 10 – Merger

The following merger occurred:

Subfund	merged into	Date
UBS (Lux) Equity Fund – Global Sustainable Innovators (EUR)	UBS (Lux) Equity SICAV – Global Impact (USD)	12.2.2019

Note 11 – Name Change

The subfund UBS (Lux) Equity Fund – USA Multi Strategy (USD) changed its name to UBS (Lux) Equity Fund – US Sustainable (USD) with effect 8 April 2019.

Note 12 – Significant event during the period

The Swiss UBS asset management business was transferred from UBS AG to UBS Asset Management Switzerland AG, a member of UBS Group. The transfer became effective on 17 June 2019.

UBS Asset Management Switzerland AG is a FINMA approved asset manager of collective investment schemes.

Note 13 – Applicable law, place of performance and authoritative language

The Luxembourg District Court is the place of performance for all legal disputes between the unitholders, the Management Company and the Depositary. Luxembourg law applies. However, in matters concerning the claims of investors from other countries, the Management Company and/or the Depositary can elect to make themselves and the Fund subject to the jurisdiction of the countries in which the Fund units were bought and sold.

The German version of these financial statements is the authoritative version and only this version was audited by the auditor. However, in the case of units sold to investors from the other countries in which Fund units can be bought and sold, the Management Company and the Depositary may recognize approved translations (i.e. approved by the Management Company and the Depositary) into the languages concerned as binding upon themselves and the Fund.

Note 14 – OTC-Derivatives and Securities Lending

If the Fund enters into OTC transactions, it may be exposed to risks related to the creditworthiness of the OTC counterparties: when the Fund enters into futures contracts, options and swap transactions or uses other derivative techniques it is subject to the risk that an OTC counterparty may not meet (or cannot meet) its obligations under a specific or multiple contracts. Counterparty risk can be reduced by depositing a security. If the Fund is owed a security pursuant to an applicable agreement, such security shall be held in custody by the Depositary in favour of the Fund. Bankruptcy and insolvency events or other credit events with the OTC counterparty, the Depositary or within their subdepository/correspondent bank network may result in the rights or recognition of the Fund in connection with the security to be delayed, restricted or even eliminated, which would force the Fund to fulfill its obligations in the framework of the OTC transaction, in spite of any security that had previously been made available to cover any such obligation.

The Fund may lend portions of its securities portfolio to third parties. In general, lendings may only be effected via recognized clearing houses such as Clearstream International or Euroclear, or through the intermediary of prime financial institutions that specialise in such activities and in the modus specified by them. Collateral is received in relation to securities lent. Collateral is composed of high quality securities in an amount typically at least equal to the market value of the securities loaned.

UBS Europe SE, Luxembourg Branch acts as securities lending agent.

OTC-Derivatives*

The OTC-derivatives of the below subfunds with no collateral have margin accounts instead.

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Equity Fund – Asian Consumption (USD)		
HSBC	-33 899.21 USD	0.00 USD
UBS AG	-569.67 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Equity Fund – China Opportunity (USD)		
Bank of America	-222 336.92 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	-73 354.22 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	58 898.17 USD	0.00 USD
HSBC	689.48 USD	0.00 USD
JP Morgan	745.59 USD	0.00 USD
State Street	-491.52 USD	0.00 USD
UBS AG	-619.96 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Equity Fund – European Opportunity (EUR)		
UBS AG	-5 263.19 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Equity Fund – Global Sustainable (USD)		
Barclays	-88 055.37 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	1 073.03 USD	0.00 USD
State Street	-497.30 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Equity Fund – Greater China (USD)		
Goldman Sachs	-118 421.58 USD	0.00 USD
HSBC	-157 529.59 USD	0.00 USD
UBS AG	216.90 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Equity Fund – Mid Caps USA (USD)		
Goldman Sachs	-25.00 USD	0.00 USD
HSBC	-28 470.17 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Equity Fund – Tech Opportunity (USD)		
Goldman Sachs	-48 101.83 USD	0.00 USD
HSBC	-24 509.29 USD	0.00 USD

* Derivatives traded on an official exchange are not included in this table as they are guaranteed by a clearing house. In the event of a counterparty default the clearing house assumes the risk of loss.

UBS (Lux) Equity Fund
Annual Report as of 30 November 2019

Securities Lending

UBS (Lux) Equity Fund	Counterparty Exposure from Securities Lending as of 30 November 2019		Collateral Breakdown (Weight in %) as of 30 November 2019		
	Market value of Securities lent	Collateral (UBS Switzerland AG)	Equities	Bonds	Cash
– Asian Consumption (USD)	2 397 428.89 USD	2 539 920.99 USD	36.06	63.94	0.00
– Biotech (USD)	408 927 859.76 USD	433 232 642.96 USD	36.06	63.94	0.00
– Canada (CAD)	18 089 748.57 CAD	19 164 919.67 CAD	36.06	63.94	0.00
– China Opportunity (USD)	784 584 998.43 USD	831 217 106.85 USD	36.06	63.94	0.00
– Euro Countries Opportunity (EUR)	76 974 912.28 EUR	81 549 945.53 EUR	36.06	63.94	0.00
– European Opportunity (EUR)	40 821 262.72 EUR	43 247 490.03 EUR	36.06	63.94	0.00
– Global Sustainable (USD)	197 559 849.97 USD	209 301 894.96 USD	36.06	63.94	0.00
– Greater China (USD)	80 212 840.04 USD	84 980 320.77 USD	36.06	63.94	0.00
– Health Care (USD)	47 087 958.01 USD	49 886 648.74 USD	36.06	63.94	0.00
– Japan (JPY)	728 821 535 JPY	772 139 321 JPY	36.06	63.94	0.00
– Mid Caps Europe (EUR)	41 719 856.29 EUR	44 199 491.85 EUR	36.06	63.94	0.00
– Mid Caps USA (USD)	47 609 523.71 USD	50 439 213.90 USD	36.06	63.94	0.00
– Small Caps USA (USD)	15 207 103.95 USD	16 110 943.97 USD	36.06	63.94	0.00
– Tech Opportunity (USD)	74 085 997.83 USD	78 489 327.34 USD	36.06	63.94	0.00
– US Sustainable (USD)*	19 185 196.23 USD	20 325 475.68 USD	36.06	63.94	0.00

* Formerly UBS (Lux) Equity Fund – USA Multi Strategy (USD)

Statement of Investments in Securities and other Net Assets as of 30 November 2019

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange			
Bearer shares			
China			
CNY GREE ELEC APPLIAN 'A' CNY1	246 500.00	2 038 552.05	1.43
CNY JIYOUNG CO. LTD. 'A' CNY1	1 020 036.00	3 279 451.37	2.32
CNY KWEIFENG MISTAI CO. LTD. A	88 287.00	5 151 856.97	4.34
HKD PRU AN INSURANCE 'H' CNY1	230 000.00	2 606 773.45	1.84
HKD TENCENT HLDGS (SHI) HKD0.00002	165 500.00	7 036 988.14	4.98
CNY YIBAI WULIANGYE 'A' CNY1	74 155.00	1 345 114.03	0.95
CNY ZHESANG SUPOR COO 'A' CNY1	331 454.00	3 387 051.19	2.39
Total China		25 854 787.26	18.25
Hong Kong			
HKD AIA GROUP LTD NPV	225 800.00	2 281 996.00	1.60
HKD CHINA MINGSHI DAIR HKD0.1	1 367 000.00	5 231 390.92	3.89
HKD CHINA MOBILE LTD NPV	419 000.00	3 158 759.00	2.23
HKD GALAXY ENTERTAINME HKD0.10	338 000.00	2 211 253.30	1.56
HKD LINING CO LTD HKD0.1	1 428 000.00	4 579 876.44	3.23
HKD TECHTRONIC INDUSTR HKD0.1	451 500.00	3 395 127.24	2.40
Total Hong Kong		20 830 412.90	14.71
India			
INR COLGATE-PALM (IND) INR1.00	153 214.00	3 145 302.15	2.22
INR DLF LIMITED INR2	887 280.00	2 718 431.42	1.92
INR GOREE CONSUMER PR INR1	140 852.00	1 420 111.06	1.00
INR ITC INR1	885 922.00	3 039 790.85	2.14
INR MARICO LTD INR1	725 297.00	3 635 006.92	2.57
Total India		13 954 762.40	9.85
Indonesia			
IDR GUDANG GARAM/PERUS IDR500	759 800.00	2 712 859.24	1.92
IDR TEMPO SCAN PACIFIC IDR50	10 773 123.00	1 050 233.43	0.75
Total Indonesia		3 762 152.67	2.67
Macau			
HKD SANDS CHINA LTD USD0.01 REG'S	441 200.00	2 085 878.75	1.47
Total Macau		2 085 878.75	1.47
Philippines			
PHP LT GROUP INC PHP1	11 981 400.00	2 607 778.89	1.84
PHP PHILIPPINE SEVEN PHP1	1 292 632.00	3 813 156.29	2.89
PHP ROBINSONS RETAIL H PHP1	997 500.00	1 550 772.41	1.10
Total Philippines		7 971 707.59	5.63
Singapore			
SGD JARDINE CYCLE & CA SGD1	95 288.00	2 138 805.59	1.51
Total Singapore		2 138 805.59	1.51
South Korea			
KRW LG HOUSEHOLD/HEAT KRW5000	5 515.00	5 906 511.17	4.17
Total South Korea		5 906 511.17	4.17
Taiwan			
TWD NIEN MADE ENTERPRI TWD10	398 000.00	3 652 513.06	2.58
TWD F&B SEVENT CHAIN ST TWD10	168 000.00	1 852 433.91	1.33
Total Taiwan		5 504 946.97	3.91
Thailand			
SGD THAI BEVERAGE PUBL THB1	5 234 500.00	3 400 538.57	2.41
Total Thailand		3 400 538.57	2.41
Total Bearer shares		91 475 503.81	64.58
Registered shares			
China			
HKD YIHAI INTERNATIONAL USD0.00001	336 000.00	2 138 062.78	1.51
Total China		2 138 062.78	1.51
India			
INR CROMPTON GREAVES C INR2	804 932.00	2 854 583.55	2.01
INR HDFC BANK INR1	440 854.00	7 827 179.68	5.53
Total India		10 681 763.23	7.54
Thailand			
THB OSOTSPA PCL THB1 (AUEN)	3 198 100.00	4 339 276.91	3.06
Total Thailand		4 339 276.91	3.06
Total Registered shares		17 159 102.92	12.11
Depository receipts			
China			
USD ALIBABA GROUP HLDG SPON ADS EACH REP ONE ORD-ADR	70 720.00	14 201 990.40	10.02
USD NETEASE INC ADR REP 25 COM USD0.0001	5 400.00	1 723 896.00	1.22
USD NEW ORIENTAL ED & TECH GRP INC SPON ADR	19 700.00	2 447 922.00	1.73
USD NOAH HOLDINGS LTD ADR EA REPR 0.5 ORD SHS	44 642.00	1 313 650.80	0.93
USD TAL EDUCATION GRP ADS EA REPR 2 CL A ORD SHS	102 802.00	4 848 650.40	3.28
Total China		24 334 109.60	17.18

UBS (Lux) Equity Fund – Asian Consumption (USD)
Annual Report as of 30 November 2019

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Thailand			
THB S&P MSCI INDEX (TH80.25NVDK)	3 095 600.00	1 567 769.67	1.10
Total Thailand		1 567 769.67	1.10
Total Depository receipts		25 901 879.27	18.28
Total Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange		134 535 485.00	94.97
Total investments in securities		134 535 485.00	94.97
Forward Foreign Exchange contracts			
Forward Foreign Exchange contracts (Purchase/Sale)			
CHF 15 352 600.00 USD 15 454 289.22 16.1.2020		-19 899.21	-0.02
CHF 311 600.00 USD 313 545.55 16.1.2020		-589.87	0.00
Total Forward Foreign Exchange contracts (Purchase/Sale)		-34 488.88	-0.02
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts and other liquid assets		7 241 551.75	5.11
Bank overdraft and other short-term liabilities		-249 095.85	-0.18
Other assets and liabilities		151 314.69	0.12
Total net assets		141 555 785.71	100.00

UBS (Lux) Equity Fund – Asian Consumption (USD)
Annual Report as of 30 November 2019

The notes are an integral part of the financial statements.

21

Statement of Investments in Securities and other Net Assets as of 30 November 2019

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in EUR Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
-------------	----------------------	---	----------------------------

Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange

Bearer shares

France			
EUR AIR LIQUEUR LT EURS 5 (POST SUBDIVISION)	61 907.00	7 817 656.35	1.79
EUR AXA EUR 2.25	233 480.00	5 765 788.60	1.36
EUR BNP PARIBAS EUR 2	248 799.00	12 679 246.23	2.99
EUR CIE DE ST-GOBAIN EUR 4	65 298.00	2 399 628.00	0.56
EUR CREDIT AGRICOLE SA EUR 3	465 682.00	5 781 442.03	1.36
EUR DANONE EURO 25	159 673.00	11 930 786.58	2.81
EUR EIFFAGE EUR 4	85 933.00	8 515 960.30	2.00
EUR ESCALUXOTTICA EUR 18	48 317.00	6 530 697.00	1.54
EUR UVMH MOST HENNESSY EUR 30	30 617.00	12 470 304.10	2.94
EUR FERNCO RICARD EUR 1.55	61 829.00	10 306 894.30	2.43
EUR SAFRAN EURO 20	85 913.00	12 793 784.85	3.00
EUR SCHNEIDER ELECTRIC EUR 8	104 230.00	9 130 548.00	2.15
Total France		105 882 716.32	24.93

Germany			
EUR RWE AG (NEU NPV)	222 814.00	5 995 924.74	1.41
EUR SAP AG ORD NPV	121 884.00	15 047 766.72	3.55
Total Germany		21 043 691.46	4.96

Italy			
EUR ANIMA HLDG SPA NPV	825 128.00	3 836 486.15	0.90
EUR BANCA MEDIOLANUM NPV	467 367.00	8 306 786.91	1.02
Total Italy		8 585 273.06	1.92

The Netherlands			
EUR KONINKLIJKE PHILIPS NV EURO 20	220 185.00	9 279 696.83	2.18
EUR SHOP APOTHEKE EURO NPV	85 887.00	3 296 060.80	0.78
Total The Netherlands		12 577 757.63	2.96

Spain			
EUR GIPFOLS SA EURO 25 (CLASS A) POST SUBD	241 154.00	7 478 185.54	1.76
EUR HERCOSA SA EURO 75 (POST SUBDIVISION)	522 981.00	4 798 275.81	1.12
Total Spain		12 276 461.35	2.88

United Kingdom			
GBP ASTRAZENECA ORD USD 0.25	197 292.00	17 281 570.22	4.06
GBP RECKITT BENCK. GRP ORD GBP 0.10	106 038.00	7 545 923.14	1.78
EUR UNILEVER EURO 18	210 087.00	11 302 660.60	2.66
Total United Kingdom		36 130 153.96	8.50

Total Bearer shares		195 995 073.80	45.15
----------------------------	--	-----------------------	--------------

Other shares

Switzerland			
CHF ROCHE HLDGS AG GENUSSCHEINE NPV	22 946.00	6 418 063.63	1.51
Total Switzerland		6 418 063.63	1.51

Total Other shares		6 418 063.63	1.51
---------------------------	--	---------------------	-------------

Preference shares

Germany			
EUR VOLKSWAGEN AG NON VTD PRF NPV	45 811.00	8 038 914.28	1.89
Total Germany		8 038 914.28	1.89

Total Preference shares		8 038 914.28	1.89
--------------------------------	--	---------------------	-------------

Registered shares

Denmark			
DKK NOVO-NORDISK AS DKR 0.2 SER W	171 775.00	8 763 919.01	2.06
Total Denmark		8 763 919.01	2.06

Finland			
EUR SAMPO OYJ SER A NPV	300 708.00	11 035 800.10	2.60
Total Finland		11 035 800.10	2.60

Germany			
EUR ALLIANZ SE NPV (REGD/VINKULERT)	37 809.00	8 216 482.05	1.99
EUR MUENCHENER RUECKVE NPV (REGD)	16 373.00	8 266 803.80	1.01
Total Germany		12 883 285.85	2.98

Ireland			
EUR CSRH ORD EURO 32	285 669.00	9 233 421.99	2.17
Total Ireland		9 233 421.99	2.17

Italy			
EUR ENEL EUR 5	1 809 736.00	11 036 350.02	2.60
Total Italy		11 036 350.02	2.60

The Netherlands			
EUR ASML HOLDING NV EURO 09	53 991.00	13 335 777.00	3.14
EUR KONINKLIJKE DSM NV EUR 1.5	63 186.00	7 348 531.60	1.73
EUR PROSUS N.V. EURO 05	78 777.00	4 873 932.99	1.15
Total The Netherlands		25 558 241.59	6.02

UBS (Lux) Equity Fund – European Opportunity (EUR)
Annual Report as of 30 November 2019

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in EUR Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Norway			
NOK EQUINOR ASA NOK2.50	813 905.00	10 255 466.84	2.41
Total Norway		10 255 466.84	2.41
Sweden			
SEK EQT AB NPV	185 011.00	1 975 577.10	0.47
Total Sweden		1 975 577.10	0.47
Switzerland			
CHF KUEHNENAGEL INF. LCH (REG DEPOS F-SUBS)	19 637.00	2 897 744.41	0.68
CHF NESTLE SA CHF 100(BE GO)	229 901.00	21 582 252.29	5.10
CHF NOVARTIS AG CHF 500(BE GO)	189 144.00	15 802 577.71	3.72
CHF SOFTWAREONE HLD AG CHF 01	352 236.00	8 380 594.40	1.50
CHF ZURICH INSURANCE GRP CHF 10	20 231.00	7 202 778.40	1.70
Total Switzerland		53 965 947.21	12.76
United Kingdom			
GBP BP ORD USD0.25	2 917 296.00	16 434 295.71	3.87
GBP LONDON STOCK EXCH ORD GBP 08918804	66 334.00	6 980 067.62	1.64
GBP RIO TINTO ORD GBP 10	58 866.00	2 901 465.02	0.68
GBP STANDARD CHARTERED ORD USD0.50	1 100 656.00	9 004 964.25	2.12
GBP TEAM17 GROUP PLC ORD GBP 01	565 640.00	2 318 744.81	0.55
Total United Kingdom		37 678 537.41	8.86
United States			
USD MASTERCARD INC COM USD0.0001 CLASS 'A'	34 972.00	9 288 880.43	2.18
USD MICROSOFT CORP COM USD0.000125	63 287.00	8 686 158.93	2.05
Total United States		17 955 039.36	4.23
Total Registered shares		199 882 586.34	47.05
Total Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange		410 335 638.05	96.51
UCITS/Other UCIs in accordance with Article 41 (1) e) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010			
Investment funds, open end			
Ireland			
EUR UBS (IRL) SELECT MONEY MARKET FUND-EUR-S-DGT	347.52	3 481 336.15	0.81
Total Ireland		3 481 336.15	0.81
Luxembourg			
EUR UBS GLUX EQUITY SICAV - EUROPEAN OPP UNCONST (EUR)-U-X-ACC	8.33	246 999.54	0.06
USD UBS GLUX EQUITY SICAV - GLOB OPPORT UNCONST USD-U-X-ACC	436.66	5 778 866.93	1.38
Total Luxembourg		6 025 866.47	1.42
Total investment funds, open end		9 487 002.23	2.23
Total UCITS/Other UCIs in accordance with Article 41 (1) e) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010		9 487 002.23	2.23
Total investments in securities		419 822 640.28	98.54
Forward Foreign Exchange contracts			
Forward Foreign Exchange contracts (Purchase/Sale)			
USD 5 592 400.00 EUR 5 059 534.85 16.1.2020		-5 142.32	0.00
USD 65 700.00 EUR 59 500.31 16.1.2020		-120.87	0.00
Total Forward Foreign Exchange contracts (Purchase/Sale)		-5 263.19	0.00
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts and other liquid assets		3 324 675.89	0.78
Other assets and liabilities		1 514 578.74	0.38
Total net assets		424 755 631.72	100.00

UBS (Lux) Equity Fund – European Opportunity (EUR)
Annual Report as of 30 November 2019

The notes are an integral part of the financial statements.

53

Statement of Investments in Securities and other Net Assets as of 30 November 2019

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
-------------	----------------------	---	----------------------------

Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange

Bearer shares

China			
HKD ANHUI GUANG DISTR. 'H' CNY1	3 668 418.00	27 339 768.37	2.11
HKD CHINA CONIT BK 'H' CNY1	18 102 430.00	14 410 429.81	1.11
HKD CHINA MERCHANTS BK 'H' CNY1	9 567 580.00	45 239 027.75	3.50
HKD CHINASOFT INTL LTD HKD 05 (POST B/L CHANGE)	22 362 000.00	10 629 318.38	0.82
HKD FUYAO GLASS INDUST 'H' CNY1	2 108 800.00	5 228 424.53	0.48
HKD INDUSTRIAL & COM 'H' CNY1	28 403 810.00	20 251 753.40	1.57
CNY JIANGSU HENGSHI ME 'A' CNY1	984 828.00	12 039 687.71	0.93
HKD KINGSOFT CORP USD 0005	4 005 000.00	8 863 438.60	0.69
CNY KWEECHOW MOUTAI CO LTD-A	455 287.00	73 154 347.50	5.65
CNY PING AN BANK CO LT 'A' CNY1	12 383 005.00	25 946 011.01	2.08
HKD PING AN INSURANCE 'H' CNY1	5 091 600.00	57 709 430.58	4.48
HKD PRECISION TUSAM HKD1	2 486 000.00	2 226 747.51	0.17
HKD TENCENT HOLDINGS HKD 00002	2 971 700.00	125 989 159.46	9.74
CNY YIBIN WUJIANGYE 'A' CNY1	1 399 241.00	25 490 012.73	1.98
Total China		456 472 547.34	35.27

Hong Kong

HKD AIA GROUP LTD NPV	3 155 600.00	31 811 644.91	2.44
HKD CHINA EVERBRIGHT HKD1	7 128 000.00	11 475 967.58	0.89
HKD CHINA JINMAO HOLDING NPV	42 374 000.00	28 154 942.09	2.18
HKD CHINA OCEAN LAND HKD 10	3 870 938.00	12 312 638.69	0.95
HKD CHINA RES LAND HKD 10	3 834 000.00	15 717 932.84	1.21
HKD CSPC PHARMACEUTICAL HKD 10	10 305 000.00	23 921 969.30	1.85
HKD FAR EAST HORIZON L HKD 001	29 134 000.00	28 486 025.79	2.05
HKD GUOTAI JUNAN INTL NPV	25 815 000.00	4 123 195.98	0.32
HKD HAITONG INTL SECS HKD 10	7 587 000.00	2 137 978.45	0.16
HKD HANGCHANG PHARMACEUTICAL GROUP CO LTD	418 000.00	1 239 786.73	0.10
HKD HONG KONG EXCHANGE HKD1	995 700.00	29 555 405.92	2.28
HKD HUI HAN BIO-PHARMA HKD 1	58 662 197.00	75.24	0.00
HKD LUNING CO LTD HKD 1	7 847 082.00	25 187 139.04	1.94
HKD OVERSEAS CHINESE T HKD 01	12 446 000.00	3 832 845.65	0.30
HKD SHENZHEN INVESTMENT HKD 05	32 785 104.00	12 898 784.84	1.00
HKD SHUNTEL HDGS HKD1	21 895 909.00	45 852 728.99	3.54
HKD SSV GROUP LIMITED HKD 02	27 455 086.00	21 810 013.43	1.67
HKD WONDERFUL SKY FINL HKD 01	31 554 000.00	2 741 689.92	0.21
Total Hong Kong		298 812 959.88	23.69

Taiwan

TWD TAIWAN SEMICON MAN TWD10	6 098 673.00	60 985 741.72	4.71
Total Taiwan		60 985 741.72	4.71

Total Bearer shares

815 195 248.44

63.07

Registered shares

China			
HKD ALIBABA GROUP HDFS USD1	242 300.00	5 142 524.74	0.47
HKD NAINAN MEELAN INTL 'H' CNY1	7 390 100.00	4 693 066.25	0.36
HKD YIHAI INTERNATIONAL USD 00001	3 936 000.00	25 045 878.25	1.94
Total China		35 881 489.25	2.77

Total Registered shares

35 881 489.25

2.77

Depository receipts

China			
USD ALIBABA GROUP HDFS SPON ADS EACH REP ONE ORD-ADR	837 039.00	127 930 171.98	9.89
USD NITELIFE INC ADR REP 25 COM USD 0001	122 500.00	99 106 900.00	8.02
USD NEW ORIENTAL ED & TECH GRP INC SPON ADR	277 180.00	34 499 901.60	2.66
USD TAL EDUCATION GRP ADS EA REPR 2 CL A ORD 1HS	2 844 647.00	128 587 064.40	9.94
Total China		330 064 057.98	25.51

Total Depository receipts

330 064 057.98

25.51

Total Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange

1 182 141 795.67

91.35

Transferable securities and money market instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market

Bearer shares

China			
HKD CHINA FORESTRY HOL USD 001 'REG 5'	23 052 000.00	29.46	0.00
Total China		29.46	0.00

Total Bearer shares

29.46

0.00

Total Transferable securities and money market instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market

29.46

0.00

Total investments in securities

1 182 141 825.13

91.35

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Forward Foreign Exchange contracts			
Forward Foreign Exchange contracts (Purchase/Sale)			
EUR 94 584 800.00 USD 104 571 069.18 16.1.2020		-118 421.58	-0.01
CHF 71 343 500.00 USD 71 816 049.81 16.1.2020		-157 529.99	-0.01
USD 400 705.81 CHF 398 200.00 16.1.2020		747.34	0.00
EUR 575 300.00 USD 635 450.39 16.1.2020		-530.44	0.00
Total Forward Foreign Exchange contracts (Purchase/Sale)		-275 734.27	-0.02
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts and other liquid assets		112 975 825.31	8.73
Other assets and liabilities		-757 698.05	-0.05
Total net assets		1 294 085 218.12	100.00

UBS (Lux) Equity Fund – Greater China (USD)
Annual Report as of 30 November 2019

Statement of Investments in Securities and other Net Assets as of 30 November 2019

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange			
Bearer shares			
Bermuda			
USD ESSENT GRP LTD COM USD0.015	10 923.00	596 941.95	1.30
Total Bermuda		596 941.95	1.30
Israel			
USD WIK.COM LTD COM ILS0.01	7 205.00	871 012.45	1.91
Total Israel		871 012.45	1.91
Jersey			
USD NOVOCURE LTD COM USD0.00	8 076.00	744 445.68	1.63
Total Jersey		744 445.68	1.63
Switzerland			
USD CRISPR THERAPEUTIC COM CHF0.03	8 300.00	451 395.00	0.99
Total Switzerland		451 395.00	0.99
United States			
USD BXS INC NEW COM USD0.001	29 667.00	609 177.24	1.33
USD ALTERYX INC COM USD0.0001 CL A	8 690.00	985 440.40	2.18
USD ATRIA INDUSTRIAL MOTION CORP USD0.001	16 121.00	395 837.27	1.30
USD AMER EAGLE OUTFITTERS COM USD0.01	25 281.00	378 157.17	0.83
USD AMPHASTAR PHARMACE COM USD0.0001	12 737.00	249 869.47	0.55
USD ASDN INCORPORATED COM USD0.01	9 204.00	816 760.04	1.35
USD BISHOVEN PHARMACEU COM NPV	2 214.00	128 906.48	0.28
USD BLUEPRINT MEDICINE COM USD0.001	4 833.00	381 732.12	0.84
USD BIDGE CASCADE COMP COM USD0.01	15 835.00	399 837.60	1.30
USD CHARLES RM LABS INTL INC COM	1 940.00	281 785.00	0.62
USD CHART INDS INC COM PAR \$0.01	8 393.00	474 333.60	1.04
USD CHEGG INC COM USD0.001	21 089.00	817 820.53	1.79
USD CHILDRENS PLACE INC COM USD0.10	4 585.00	331 312.10	0.73
USD COLUGRAM PHARMACE COM USD0.001	13 834.00	296 286.62	0.65
USD COLUMBIA BKG SYS INC COM	11 238.00	436 790.24	0.96
USD DAVIS & BUTTERFIELD INC COM USD0.01	4 998.00	200 819.64	0.44
USD DEL TACO RESTAURANT COM USD0.0001	5 586.00	41 669.34	0.09
USD DICKS SPORTING GOOD COM USD0.01	16 076.00	736 441.56	1.61
USD EMCOR GROUP INC COM	7 461.00	669 506.73	1.45
USD EXACT SCIENCES CORP COM	7 762.00	630 419.62	1.38
USD FB FINANCIAL CORP COM USD0.00	3 881.00	148 648.50	0.33
USD FORM SCOUT TECHNOLO COM USD0.001	4 606.00	172 196.98	0.38
USD G1 THERAPEUTICS INC COM USD0.0001	11 374.00	245 678.40	0.54
USD GENERAC HLDGS INC COM USD0.01	10 806.00	1 064 391.00	2.33
USD GLUMOBILE INC COM STK USD0.0001	95 131.00	304 985.03	0.67
USD HALOMONICS CORP COM USD0.01	2 507.00	302 344.20	0.66
USD IMMUNOMEDICS INC COM	22 599.00	424 409.22	0.93
USD INGEVITY CORPORATI COM USD0.01	6 707.00	605 709.17	1.33
USD INNOGEN INC COM USD0.001	3 996.00	264 701.56	0.58
USD J2 GLOBAL INC USD0.01	6 164.00	396 031.28	1.31
USD KADANT INC COM USD0.01	5 996.00	523 765.20	1.15
USD KENAMETAL INC COM	11 417.00	337 654.11	0.67
USD LHC GROUP INC COM	4 914.00	655 527.60	1.43
USD LIGAND PHARM INC B COM USD0.001	2 485.00	280 803.00	0.61
USD LIVERPERSON INC COM USD0.001	21 190.00	841 031.10	1.84
USD MADDEN STEVEN LTD COM	15 839.00	672 662.33	1.47
USD MAITEC INC COM	8 835.00	572 845.90	1.25
USD MATADOR RESOURCES COM USD0.01	15 682.00	220 802.56	0.48
USD MAXLINEAR INC COM USD0.01 CL A	19 238.00	382 259.06	0.84
USD MERCURY SYSTEMS INC COM USD0.01	10 508.00	789 711.00	1.69
USD MOMENTA PHARMACEUTICALS INC COM	18 695.00	314 076.00	0.69
USD MONDULITHIC PWR SYS INC COM	3 530.00	370 414.00	1.25
USD NANOSTRING TECHNOL COM USD0.0001	24 328.00	854 855.92	1.83
USD NATIONAL BANK HOLD COM USD0.01	14 409.00	516 418.56	1.13
USD OLURS BARGAIN OUT COM USD0.001	8 291.00	542 231.40	1.19
USD PDI SOLUTIONS INC COM USD0.00015	4 435.00	70 567.20	0.15
USD PERFORMANCE ROBO G COM USD0.01	17 796.00	837 479.76	1.83
USD PLANET FITNESS INC COM USD0.0001 A	12 875.00	951 720.00	2.08
USD PRODIGYPOINT INC COM USD0.0001	5 009.00	594 518.21	1.30
USD PROS HOLDINGS INC COM STK USD0.001	10 218.00	436 479.22	1.39
USD QTS REALTY TR INC COM USD0.01 CL A	13 408.00	711 562.56	1.56
USD RA PHARMACEUTICALS COM USD0.001	8 067.00	376 970.91	0.83
USD REGAL BELLOTT CORP COM USD0.01	6 967.00	589 412.91	1.25
USD REGENXBIO INC COM USD0.0001	4 485.00	186 904.90	0.41
USD RYMAN HOSPITALITY COM USD0.01	6 772.00	604 265.56	1.32
USD SHAKE SHACK INC COM USD0.01 A	9 066.00	581 910.68	1.23
USD SENTRA INC COM USD0.01	51 534.00	441 131.04	0.97
USD SKYWEST INC COM	9 680.00	605 102.40	1.32
USD TABULA RASA HEALTH COM USD0.0001	10 894.00	485 981.34	1.06
USD TANDEM DIABETES CA COM USD0.001 (POST REV IPT)	8 645.00	596 833.38	1.31
USD TELADOC HEALTH INC COM USD0.001	10 948.00	916 785.52	2.01
USD UNIVERSAL DISPLAY COM USD0.01	5 796.00	1 128 087.56	2.47
USD UPLAND SOFTWARE INC COM USD0.0001	18 688.00	645 915.06	1.41
USD VARIOUS SYSTEMS INC COM USD0.001	8 295.00	647 922.45	1.42
USD VIEWRAY INC COM USD0.001	34 925.00	115 951.00	0.25
USD VISTEON CORP COM USD0.01	6 193.00	379 231.29	1.27
USD VONAGE HLDGS CORP COM	52 717.00	418 991.47	0.91
USD VOYAGER THERAPEUTI COM USD0.001	13 933.00	190 046.12	0.42

UBS (Lux) Equity Fund – Small Caps USA (USD)
Annual Report as of 30 November 2019

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
USD WEBSTER FINL CORP COMM COM	10 190.00	496 151.10	1.09
USD WENDY'S COMPANY COM CLASS 'A' USD0.1	29 528.00	630 037.88	1.39
USD WERNER ENTERPRISES COM USD0.01	13 730.00	508 714.80	1.10
USD WOODWARD INC COM	5 885.00	668 973.35	1.50
USD XENIOR INC COM USD0.01	9 411.00	370 793.40	0.81
Total United States		37 657 726.88	81.18
Total Bearer shares		39 721 515.96	86.97
Registered shares			
Canada			
USD ZYMEWORKS INC COM NPV	7 636.00	341 858.42	0.75
Total Canada		341 858.42	0.75
United States			
USD 10X GENOMICS INC COM USD0.00001 CLASS A	2 982.00	199 501.98	0.42
USD ADAPTIVE BIOTECHNO COM USD0.0001	2 447.00	86 533.93	0.15
USD ALLOGENE THERAPEUT COM USD0.001	9 000.00	259 620.00	0.56
USD AVIGRO INC COM USD0.0001	7 116.00	118 140.84	0.25
USD BRIDGEBIO PHARMA I COM USD0.0001	3 866.00	112 114.00	0.25
USD CLOUDFLARE INC COM USD0.001 CL A	14 037.00	279 440.76	0.60
USD CRISTONE ONCOLOGY COM USD0.0001	18 709.00	162 955.39	0.36
USD GROCERY OUTLET HLD COM USD0.001	15 993.00	509 970.09	1.12
USD LIVONGO HEALTH INC COM USD0.0001	4 863.00	136 867.26	0.30
USD MERASTX HOLDG PLC COM USD0.000000001	19 744.00	380 466.88	0.83
USD MODERNA INC COM USD0.0001	22 101.00	449 976.36	0.98
USD PERSONALIS INC COM USD0.0001	5 666.00	52 207.40	0.11
USD SONOS INC COM USD0.0001	27 433.00	379 947.05	0.83
USD TENABLE HOLDINGS I COM USD0.01	22 004.00	997 406.60	1.31
USD US ECOLOGY INC COM USD0.01	7 073.00	386 944.27	0.85
Total United States		4 678 118.63	8.92
Total Registered shares		4 415 773.05	9.67
Depository receipts			
The Netherlands			
USD ARGENX SE SPON ADR EACH REP 1 ORD SHS	2 251.00	333 280.55	0.73
Total The Netherlands		333 280.55	0.73
United Kingdom			
USD NUCANA PLC SPON ADR EACH REP 1 ORD SHS	9 200.00	78 752.00	0.17
Total United Kingdom		78 752.00	0.17
Total Depository receipts		412 012.55	0.90
Total transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange		44 549 301.56	97.54
UCITS/Other UCIs in accordance with Article 41 (1) e) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010			
Investment funds, open end			
Ireland			
USD UBS (IRL) SELECT MONEY MARKET FUND-USD-S-DIST	87.38	873 750.00	1.91
Total Ireland		873 750.00	1.91
Total investment funds, open end		873 750.00	1.91
Total UCITS/Other UCIs in accordance with Article 41 (1) e) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010		873 750.00	1.91
Total investments in securities		45 423 051.56	99.45
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts and other liquid assets		229 444.75	0.50
Bank overdraft and other short-term liabilities		(583.70)	0.00
Other assets and liabilities		20 956.76	0.05
Total net assets		45 672 769.38	100.00

UBS (Lux) Equity Fund – Small Caps USA (USD)
Annual Report as of 30 November 2019

The notes are an integral part of the financial statements.

93

Statement of Investments in Securities and other Net Assets as of 30 November 2019

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange			
Bearer shares			
United States			
USD BROADBAND INC CL A	5 705.00	2 107 312.90	2.78
USD IPG PHOTONICS CORP COM USD0.0001	14 243.00	2 023 787.87	2.66
USD LOOMIN COM USD0.01	27 034.00	2 108 111.32	2.78
USD MARSH & MCLENNAN COM USD1	10 530.00	1 137 977.10	1.50
USD TRIMBLE INC COM NPV	28 845.00	1 189 128.36	1.54
Total United States		8 546 317.57	11.26
Total Bearer shares		8 546 317.57	11.26
Registered shares			
Bahamas			
USD ONEPAWORLD HLDGS COM USD0.0001	169 871.00	2 773 993.43	3.66
Total Bahamas		2 773 993.43	3.66
Ireland			
USD APTIV PLC COM USD0.01	28 187.00	2 645 195.56	3.49
Total Ireland		2 645 195.56	3.49
United States			
USD ADOBE INC COM USD0.0001	8 693.00	2 690 744.29	3.55
USD AGCO CORP COM USD0.01	40 543.00	3 167 524.99	4.17
USD AMERPRIDE RNL INC COM	21 992.00	3 600 829.04	4.75
USD BEST BUY CO INC COM USD0.10	31 590.00	2 547 417.60	3.36
USD COMERICA INC COM	44 789.00	3 152 593.49	4.16
USD ELANCO ANIMAL HEALTH COM NPV	110 432.00	3 061 733.32	4.03
USD ELECTRONIC ARTS INC COM	29 186.00	2 948 279.68	3.89
USD EVERAMP HOLDINGS COM USD0.10	62 959.00	3 153 816.67	4.16
USD LKQ CORP COM	62 316.00	2 196 506.48	2.90
USD MASCO CORP COM	51 291.00	2 387 596.05	3.15
USD MOHAWK INDUS COM USD0.01	18 268.00	2 546 011.16	3.35
USD NETAPP INC COM USD0.001	48 209.00	2 920 983.31	3.85
USD ON SEMICONDUCTOR CORP COM	96 637.00	2 078 796.99	2.73
USD PRUDENTIAL RNL COM USD0.01	37 286.00	3 490 715.32	4.60
USD SALESFORCE COM INC COM USD0.001	6 901.00	1 128 103.69	1.48
USD SIMON PROP GROUP COM USD0.0001	21 514.00	3 259 131.94	4.29
USD STERIS CYCLE INC COM	29 390.00	1 846 279.60	2.43
USD UNITEDHEALTH GRP COM USD0.01	14 219.00	3 979 471.53	5.24
USD US BANCORP COM USD0.01	56 621.00	3 396 958.63	4.46
USD VISA INC COM STK USD0.0001	18 696.00	3 458 889.96	4.59
USD WALT DISNEY CO DISNEY COM USD0.01	7 702.00	1 167 469.16	1.54
USD WESTERN DIGITAL CORP COM	34 227.00	1 722 644.91	2.27
Total United States		59 928 579.83	78.97
Total Registered shares		65 344 768.42	85.12
Total Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange		73 891 085.99	97.38
UCITS/Other UCIs in accordance with Article 41 (1) e) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010			
Investment funds, open end			
Ireland			
USD UBS (RL) SELECT MONEY MARKET FUND-USD-S-DIST	137.62	1 376 210.00	1.81
Total Ireland		1 376 210.00	1.81
Total Investment funds, open end		1 376 210.00	1.81
Total UCITS/Other UCIs in accordance with Article 41 (1) e) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010		1 376 210.00	1.81
Total investments in securities		75 267 295.99	99.19
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts and other liquid assets		417 159.52	0.55
Other assets and liabilities		197 210.98	0.26
Total net assets		75 881 666.49	100.00

UBS (Lux) Equity Fund – US Sustainable (USD)
Annual Report as of 30 November 2019

（ ２ ）【2018年11月30日終了年度】

【貸借対照表】

U B S （Lux）エクイティ・ファンド

連結純資産計算書

	2018年11月30日現在	
	（ユーロ）	（千円）
資産		
投資有価証券、取得価額	8,640,475,294.13	1,039,621,987
投資有価証券、未実現評価（損）益	248,874,054.19	29,944,526
投資有価証券合計（注１）	8,889,349,348.32	1,069,566,514
現金預金、要求払預金および預託金勘定	393,391,726.89	47,332,893
定期預金および信託資産	464,262.33	55,860
有価証券売却未収金（注１）	26,845,895.13	3,230,098
受益証券発行未収金	14,470,601.52	1,741,103
流動資産に係る未収利息	8,099.90	975
未収配当金	3,532,301.25	425,006
その他の未収金	300,698.14	36,180
先渡為替契約に係る未実現（損）益（注１）	635,005.46	76,404
資産合計	9,328,997,938.94	1,122,465,032
負債		
当座借越	(38,367.97)	(4,616)
当座借越に係る未払利息	(53.12)	(6)
有価証券購入未払金（注１）	(44,832,087.55)	(5,394,197)
受益証券買戻未払金	(9,342,312.67)	(1,124,067)
報酬引当金（注２）	(6,452,518.94)	(776,367)
年次税引当金（注３）	(631,346.88)	(75,964)
その他税引当金	(147,140.65)	(17,704)
その他の手数料および報酬引当金（注２）	(522,403.96)	(62,856)
引当金合計	(7,753,410.43)	(932,890)
負債合計	(61,966,231.74)	(7,455,777)
期末純資産額	9,267,031,707.20	1,115,009,255

注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

U B S（Lux）エクイティ・ファンド

連結運用計算書

	自2017年12月 1 日 至2018年11月30日	
	（ユーロ）	（千円）
収益		
流動資産に係る利息	7,446,661.94	895,982
配当金	149,247,608.74	17,957,472
貸付証券に係る収益（注11）	7,972,566.97	959,259
その他の収益（注 1 a）	6,301,934.41	758,249
収益合計	170,968,772.06	20,570,963
費用		
報酬（注 2）	(162,140,280.84)	(19,508,719)
年次税（注 3）	(3,959,907.67)	(476,456)
貸付証券に係る費用（注11）	(3,189,026.61)	(383,704)
その他の手数料および報酬（注 2）	(1,432,119.64)	(172,313)
現金および当座借越に係る利息	(159,452.19)	(19,185)
費用合計	(170,880,786.95)	(20,560,376)
投資純（損）益	87,985.11	10,586
実現（損）益（注 1）		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	532,670,862.37	64,090,958
金融先物に係る実現（損）益	299,181.37	35,998
先渡為替契約に係る実現（損）益	(18,905,034.16)	(2,274,654)
為替差（損）益	(6,141,994.90)	(739,005)
実現（損）益合計	507,923,014.68	61,113,297
当期実現純（損）益	508,010,999.79	61,123,883
未実現評価（損）益の変動（注 1）		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	(1,232,005,747.19)	(148,234,932)
金融先物に係る未実現評価（損）益	(27,937.83)	(3,361)
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	761,242.37	91,593
未実現評価（損）益の変動合計	(1,231,272,442.65)	(148,146,700)
運用の結果による純資産の純増（減）	(723,261,442.86)	(87,022,817)

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - アジア・コンサンプション（米ドル）

純資産計算書

	2018年11月30日現在	
	（米ドル）	（千円）
資産		
投資有価証券、取得価額	99,555,880.13	10,894,400
投資有価証券、未実現評価（損）益	14,757,686.30	1,614,934
投資有価証券合計（注１）	114,313,566.43	12,509,334
現金預金、要求払預金および預託金勘定	4,043,224.85	442,450
有価証券売却未収金（注１）	36,967.13	4,045
受益証券発行未収金	92,537.85	10,126
未収配当金	20,773.22	2,273
その他の未収金	14,891.75	1,630
先渡為替契約に係る未実現（損）益（注１）	46,819.95	5,124
資産合計	118,568,781.18	12,974,982
負債		
当座借越	(2.24)	(0)
受益証券買戻未払金	(136,657.99)	(14,954)
報酬引当金（注２）	(68,723.73)	(7,520)
年次税引当金（注３）	(7,826.17)	(856)
その他の手数料および報酬引当金（注２）	(14,391.47)	(1,575)
引当金合計	(90,941.37)	(9,952)
負債合計	(227,601.60)	(24,906)
期末純資産額	118,341,179.58	12,950,075

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - アジア・コンサンプション（米ドル）

運用計算書

	自2017年12月1日 至2018年11月30日	
	（米ドル）	（千円）
収益		
流動資産に係る利息	59,936.00	6,559
配当金	1,420,698.95	155,467
貸付証券に係る収益（注11）	56,851.18	6,221
その他の収益（注1 a）	255,931.86	28,007
収益合計	1,793,417.99	196,254
費用		
報酬（注2）	(2,129,669.77)	(233,050)
年次税（注3）	(58,243.13)	(6,374)
貸付証券に係る費用（注11）	(22,740.47)	(2,488)
その他の手数料および報酬（注2）	(23,145.15)	(2,533)
現金および当座借越に係る利息	(3.30)	(0)
費用合計	(2,233,801.82)	(244,445)
投資純（損）益	(440,383.83)	(48,191)
実現（損）益（注1）		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	22,146,484.37	2,423,490
先渡為替契約に係る実現（損）益	(704,008.22)	(77,040)
為替差（損）益	(93,148.69)	(10,193)
実現（損）益合計	21,349,327.46	2,336,257
当期実現純（損）益	20,908,943.63	2,288,066
未実現評価（損）益の変動（注1）		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	(37,643,395.28)	(4,119,317)
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	141,598.62	15,495
未実現評価（損）益の変動合計	(37,501,796.66)	(4,103,822)
運用の結果による純資産の純増（減）	(16,592,853.03)	(1,815,756)

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ（ユーロ）

純資産計算書

	2018年11月30日現在	
	（ユーロ）	（千円）
資産		
投資有価証券、取得価額	403,030,148.33	48,492,587
投資有価証券、未実現評価（損）益	20,856,507.57	2,509,455
投資有価証券合計（注１）	423,886,655.90	51,002,042
現金預金、要求払預金および預託金勘定	3,246,538.21	390,623
有価証券売却未収金（注１）	859,891.71	103,462
受益証券発行未収金	18,294.24	2,201
流動資産に係る未収利息	174.78	21
未収配当金	814,614.85	98,014
その他の未収金	6,650.89	800
先渡為替契約に係る未実現（損）益（注１）	2,379.79	286
資産合計	428,835,200.37	51,597,451
負債		
受益証券買戻未払金	(260,083.87)	(31,293)
報酬引当金（注２）	(217,854.81)	(26,212)
年次税引当金（注３）	(23,643.75)	(2,845)
その他の手数料および報酬引当金（注２）	(25,631.20)	(3,084)
引当金合計	(267,129.76)	(32,141)
負債合計	(527,213.63)	(63,434)
期末純資産額	428,307,986.74	51,534,017

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ（ユーロ）

運用計算書

	自2017年12月 1 日	至2018年11月30日
	（ユーロ）	（千円）
収益		
流動資産に係る利息	2,030.64	244
配当金	11,950,968.98	1,437,941
貸付証券に係る収益（注11）	670,429.86	80,666
その他の収益（注 1 a）	116,711.30	14,043
収益合計	12,740,140.78	1,532,894
費用		
報酬（注 2）	(6,238,925.65)	(750,668)
年次税（注 3）	(161,606.15)	(19,444)
貸付証券に係る費用（注11）	(268,171.93)	(32,266)
その他の手数料および報酬（注 2）	(92,463.10)	(11,125)
現金および当座借越に係る利息	(19,541.47)	(2,351)
費用合計	(6,780,708.30)	(815,855)
投資純（損）益	5,959,432.48	717,039
実現（損）益（注 1）		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	42,762,361.41	5,145,167
先渡為替契約に係る実現（損）益	555,147.77	66,795
為替差（損）益	(360,770.95)	(43,408)
実現（損）益合計	42,956,738.23	5,168,555
当期実現純（損）益	48,916,170.71	5,885,594
未実現評価（損）益の変動（注 1）		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	(41,650,097.91)	(5,011,340)
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	38,800.16	4,668
未実現評価（損）益の変動合計	(41,611,297.75)	(5,006,671)
運用の結果による純資産の純増（減）	7,304,872.96	878,922

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）

純資産計算書

	2018年11月30日現在	
	（米ドル）	（千円）
資産		
投資有価証券、取得価額	753,636,806.22	82,470,476
投資有価証券、未実現評価（損）益	85,022,566.72	9,304,019
投資有価証券合計（注１）	838,659,372.94	91,774,495
現金預金、要求払預金および預託金勘定	36,982,522.59	4,046,997
有価証券売却未収金（注１）	25,663.83	2,808
受益証券発行未収金	2,061,517.98	225,592
未収配当金	195,291.88	21,371
先渡為替契約に係る未実現（損）益（注１）	369,873.05	40,475
資産合計	878,294,242.27	96,111,739
負債		
当座借越に係る未払利息	(1.08)	(0)
有価証券購入未払金（注１）	(3,489,966.09)	(381,907)
受益証券買戻未払金	(1,113,048.26)	(121,801)
報酬引当金（注２）	(743,594.45)	(81,372)
年次税引当金（注３）	(69,718.22)	(7,629)
その他の手数料および報酬引当金（注２）	(46,392.36)	(5,077)
引当金合計	(859,705.03)	(94,078)
負債合計	(5,462,720.46)	(597,785)
期末純資産額	872,831,521.81	95,513,953

注記は当財務書類の一部である。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）

運用計算書

	自2017年12月 1 日	至2018年11月30日
	（米ドル）	（千円）
収益		
流動資産に係る利息	487,911.17	53,392
配当金	19,667,981.68	2,152,267
貸付証券に係る収益（注11）	384,201.50	42,043
その他の収益（注1 a）	1,385,698.63	151,637
収益合計	21,925,792.98	2,399,340
費用		
報酬（注2）	(20,573,315.99)	(2,251,338)
年次税（注3）	(472,827.27)	(51,741)
貸付証券に係る費用（注11）	(153,680.59)	(16,817)
その他の手数料および報酬（注2）	(133,255.94)	(14,582)
現金および当座借越に係る利息	(248.23)	(27)
費用合計	(21,333,328.02)	(2,334,506)
投資純（損）益	592,464.96	64,833
実現（損）益（注1）		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	89,437,205.98	9,787,113
先渡為替契約に係る実現（損）益	(7,473,495.51)	(817,825)
為替差（損）益	(2,092,571.25)	(228,990)
実現（損）益合計	79,871,139.22	8,740,299
当期実現純（損）益	80,463,604.18	8,805,132
未実現評価（損）益の変動（注1）		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	(164,859,458.40)	(18,040,571)
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	688,201.82	75,310
未実現評価（損）益の変動合計	(164,171,256.58)	(17,965,261)
運用の結果による純資産の純増（減）	(83,707,652.40)	(9,160,128)

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - スモール・キャップス U S A（米ドル）

純資産計算書

	2018年11月30日現在	
	（米ドル）	（千円）
資産		
投資有価証券、取得価額	53,009,259.41	5,800,803
投資有価証券、未実現評価（損）益	5,495,307.50	601,351
投資有価証券合計（注１）	58,504,566.91	6,402,155
現金預金、要求払預金および預託金勘定	298,668.19	32,683
受益証券発行未収金	58,557.32	6,408
未収配当金	6,667.59	730
資産合計	58,868,460.01	6,441,976
負債		
受益証券買戻未払金	(226,474.21)	(24,783)
報酬引当金（注２）	(40,239.75)	(4,403)
年次税引当金（注３）	(4,768.80)	(522)
その他の手数料および報酬引当金（注２）	(2,239.92)	(245)
引当金合計	(47,248.47)	(5,170)
負債合計	(273,722.68)	(29,953)
期末純資産額	58,594,737.33	6,412,022

運用計算書

	自2017年12月１日 至2018年11月30日	
	（米ドル）	（千円）
収益		
流動資産に係る利息	3,568.08	390
配当金	175,770.27	19,235
貸付証券に係る収益（注11）	70,794.55	7,747
その他の収益（注１a）	25,303.97	2,769
収益合計	275,436.87	30,141
費用		
報酬（注２）	(920,558.42)	(100,737)
年次税（注３）	(28,713.20)	(3,142)
貸付証券に係る費用（注11）	(28,317.82)	(3,099)
その他の手数料および報酬（注２）	(8,548.07)	(935)
現金および当座借越に係る利息	(573.71)	(63)
費用合計	(986,711.22)	(107,976)
投資純（損）益	(711,274.35)	(77,835)
実現（損）益（注１）		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	6,314,503.04	690,996
為替差（損）益	34.09	4
実現（損）益合計	6,314,537.13	691,000
当期実現純（損）益	5,603,262.78	613,165
未実現評価（損）益の変動（注１）		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	(4,414,023.51)	(483,027)
未実現評価（損）益の変動合計	(4,414,023.51)	(483,027)
運用の結果による純資産の純増（減）	1,189,239.27	130,138

注記は当財務書類の一部である。

U B S（Lux）エクイティ・ファンド - U S A マルチ・ストラテジー（米ドル）

純資産計算書

	2018年11月30日現在	
	（米ドル）	（千円）
資産		
投資有価証券、取得価額	63,278,637.74	6,924,581
投資有価証券、未実現評価（損）益	8,507,512.12	930,977
投資有価証券合計（注１）	71,786,149.86	7,855,558
現金預金、要求払預金および預託金勘定	372,096.09	40,718
有価証券売却未収金（注１）	91,035.26	9,962
受益証券発行未収金	1,159.76	127
未収配当金	83,407.30	9,127
その他の未収金	836.37	92
資産合計	72,334,684.64	7,915,585
負債		
有価証券購入未払金（注１）	(233,997.38)	(25,606)
報酬引当金（注２）	(49,815.21)	(5,451)
年次税引当金（注３）	(5,970.91)	(653)
その他の手数料および報酬引当金（注２）	(2,572.38)	(281)
引当金合計	(58,358.50)	(6,386)
負債合計	(292,355.88)	(31,993)
期末純資産額	72,042,328.76	7,883,592

運用計算書

	自2017年12月１日 至2018年11月30日	
	（米ドル）	（千円）
収益		
流動資産に係る利息	4,979.44	545
配当金	825,695.98	90,356
貸付証券に係る収益（注11）	29,119.88	3,187
その他の収益（注１a）	8,050.62	881
収益合計	867,845.92	94,968
費用		
報酬（注２）	(1,366,439.65)	(149,529)
年次税（注３）	(38,495.17)	(4,213)
貸付証券に係る費用（注11）	(11,647.95)	(1,275)
その他の手数料および報酬（注２）	(12,170.85)	(1,332)
現金および当座借越に係る利息	(617.69)	(68)
費用合計	(1,429,371.31)	(156,416)
投資純（損）益	(561,525.39)	(61,448)
実現（損）益（注１）		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	9,586,295.68	1,049,028
為替差（損）益	(220.57)	(24)
実現（損）益合計	9,586,075.11	1,049,004
当期実現純（損）益	9,024,549.72	987,556
未実現評価（損）益の変動（注１）		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	(6,765,368.43)	(740,334)
未実現評価（損）益の変動合計	(6,765,368.43)	(740,334)
運用の結果による純資産の純増（減）	2,259,181.29	247,222

注記は当財務書類の一部である。

財務書類に対する注記

2018年11月30日現在

注1 - 重要な会計方針の要約

当財務書類はルクセンブルグにおいて一般に認められた投資信託の会計原則に従って作成されている。
重要な会計方針は以下に要約される。

a) 純資産額の計算

各サブ・ファンドまたはクラスの受益証券1口当たりの純資産価格、発行価格および買戻価格は、当該サブ・ファンドまたはクラス受益証券の基準通貨で表示され、各クラス受益証券に帰属するサブ・ファンドの純資産総額を当該サブ・ファンドのクラス受益証券の発行済受益証券口数で除することにより営業日毎に計算される。

この場合の「営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）を指し、ルクセンブルグにおける個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。

サブ・ファンドの各クラス受益証券に帰属する純資産価額の百分率は、受益証券の発行または買戻しの度に変動する。この百分率は、サブ・ファンドの発行済受益証券総数に対する各クラス受益証券における発行済受益証券数の比率により決定され、当該クラス受益証券に課せられる費用が考慮される。

一日の取引日におけるサブ・ファンドの全クラス受益証券に影響を与える発行または買戻しの合計が純資本の流入または流出になる場合、サブ・ファンドの純資産額はそれぞれ増加または減少することがある（いわゆるシングル・スイング・プライシング）。最大調整額は、純資産額の1%に達する。サブ・ファンドが負担する見積取引費用および課税金ならびにファンドが投資する資産の見積呼値スプレッドは、計算上考慮される。影響を受けるサブ・ファンドの全受益証券が純増する場合、調整は純資産額の増加を導く。受益証券数が純減する場合、調整は純資産額の減少となる。これは、純資産または関連するサブ・ファンドの通貨で表示した絶対金額に関して一取引日における純増/純減について設けられる。この限界値が一取引日に越えられた場合にのみ、純資産額は調整される。かかる調整はサブ・ファンドのためであり、「その他の収益」として運用計算書に記載されている。

b) 評価原則

- 流動資産（現金および預金、為替手形、小切手、約束手形、前払費用、配当金ならびに宣言済または発生済で未受領の利息のいずれの形かに関わらず）は、額面で評価が行なわれる。ただし、かかる評価額が完全には支払われないまたは受領できない可能性のある場合には、その真正価額に達するために適切と思われる金額を控除した上で、価格が決定される。
- 証券取引所に上場されている有価証券、派生商品およびその他の資産は、直近の入手可能な市場価格で評価される。かかる有価証券、派生商品またはその他の資産が複数の証券取引所に上場されている場合、当該資産の主要市場である証券取引所における入手可能な直近の価格が適用される。

有価証券、派生商品およびその他の資産について、証券取引所における取引が通常行われておらず、かつ当該投資対象について市場に沿った価格決定を行う流通市場が証券ディーラー間に存在する場合、管理会社は、かかる価格に基づき、当該証券、派生商品およびその他の投資対象を評価することができる。証券取引所に上場されていない証券、派生商品および他の投資対象が公認かつ公開で規則に従って運営のされている他の規制ある市場で取引されている場合、当該市場における入手可能な直近の価格で評価される。

- 証券取引所に上場されていないまたは他の規制ある市場で取引されていない有価証券およびその他の投資対象は、その適切な価格を入手できない場合、管理会社が、予想市場価格に基づき誠実に決定される他の基準に従って評価する。
- 証券取引所に上場されていない派生商品（OTC派生商品）は、独立した価格決定資料に基づき評価される。派生商品について入手可能な独立した価格決定資料が1つに限られる場合、入手される評価の信頼性は、派生商品の裏付商品の市場価格に基づき、管理会社およびファンドの監査人により許可される計算モデルを使用して証明される。
- 譲渡性のある証券を投資対象とするその他の投資信託（UCITS）および/または投資信託（UCIs）の受益証券はその最終の資産価格に基づいて評価される。
- 証券取引所に上場されていないまたは公開されている他の規制ある市場で取引されていない短期金融商品は、関連するカーブを元に評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドから算出される。この過程で以下の原則が適用される。各短期金融商品について、満期までの残存期間にもっとも近い金利が差し込まれる。かかる方法により計算された金利は、原借主の信用力を反映する信用スプレッドを加算することで市場価格に転換される。借主の信用格付けが大幅に変更された場合、かかる信用スプレッドは調整が行われる。
- 外国為替取引によりヘッジされない当該サブ・ファンドの勘定通貨以外の通貨建ての証券、短期金融商品、派生商品およびその他の資産は、当該通貨のルクセンブルグにおける平均為替レート（売買価格の仲値）またはこれが提供されない場合は当該通貨を最も代表する市場におけるレートを使用して評価される。
- 定期預金および信託資産は、これらの額面額に発生利息を付して評価される。
- スワップの価値は、すべてのキャッシュ・フロー（イン・フローおよびアウト・フロー両方）の純現在価値に基づき外部サービス・プロバイダーにより計算され、第2次の独立した評価が他の外部サービス・プロバイダーにより提供される。特定の場合に、内部計算（ブルームバーグから提供されたモデルおよび市場データに基づく。）および/またはブローカーの報告評価が利用される。評価方法は、当該証券によって異なり、適用されるUBS評価方針に基づき選択される。

上記の規定に従う評価が実行不可能または不正確であるとみなされる場合、管理会社は、純資産の適切な評価を誠実に行う目的で、他の一般的に容認されかつ検証可能な評価基準を適用することが認められている。

ファンドのサブ・ファンドの一部が、その資産の評価時に終了している市場に投資される可能性があるため、管理会社は、上記の規定に従うことなく、評価時のサブ・ファンドの資産の適正価格をより正確に反映する目的で1口当たりの純資産価格が調整されることを認めることができる。実際に、サブ・ファンドが投資する証券は、概して、上記で詳述されたように、1口当たりの純資産価格を計算する時点で最新の入手可能価格に基づき評価される。ただし、サブ・ファンドが投資する市場の終了時と評価時に実質的な時差がある可能性がある。

結果として、かかる証券の価格に影響を与える可能性があり、市場の終了時と評価時の間に生じる変化は、通常、関連するサブ・ファンドの1口当たりの純資産価格には考慮されない。この結果、管理会社が、サブ・ファンドのポートフォリオの証券の入手可能な最新価格がその適正価格を反映していないとみなした場合、管理会社は、評価時のポートフォリオの想定適正価格を反映する目的で1口当たりの純資産価格が調整されることを認めることができる。かかる調整は、管理会社が定める投資

方針および数々の慣行に基づく。上記のとおり価格を調整する場合、当該価格は、同一のサブ・ファンドのすべての受益証券クラスに常に適用される。

管理会社は、適切とみなす場合にはいつでも、上記の措置をファンドの関連するサブ・ファンドに適用する権利を留保する。

適正価格での資産の評価は、容易に入手可能な市場評価が参照可能な場合に資産を評価するよりも高い評価の信頼性を必要とする。また、適正価格の計算は、価格報告者が適正価格を定めるために使用するクオンツ・モデルに基づく。ファンドが1口当たりの純資産価格を自ら定める頃に資産を売却しようとする場合、ファンドが資産の適正評価を正確に定めることができるという保証はない。結果として、1つ以上の参加権を適正価格で評価する時にファンドが純資産価格で受益証券を売却または償還する場合、現受益者の経済的参加権を希薄化するまたは増大させる可能性がある。

必要に応じて、追加的評価は一日を通じて行うことができる。かかる新評価は、受益証券の爾後の発行および買戻しについて適用される。

c) 証券売却実現純（損）益

証券売買実現損益は、売却証券の平均原価に基づいて計算される。

d) 先渡為替契約の評価

未決済の先渡為替契約の未実現（損）益は、評価日の実勢先渡為替レートに基づいて評価される。

e) 金融先物契約の評価

金融先物契約は、評価日に適用される直近の入手可能な公表価格に基づいて評価される。実現損益および未実現損益の変動は、運用計算書に記帳される。実現損益は、先入先出法に従って計算される。すなわち、最初の取得契約が最初に売却されるものと考えられる。

f) オプションの評価

規制ある市場で取引されている未決済オプションは、当該商品の決済価格または入手可能な最終市場価格で評価される。

公認の証券取引所に上場されていないオプション（OTCオプション）の時価は、ブルームバーグ・オプション・プライサー・ファンクショナルリティーより取得し第三者値付機関に対して確認した日足価格に基づいている。

オプションに係る実現損益および未実現評価損益の変動は、それぞれ、運用計算書および純資産変動計算書上のオプションに係る実現損益および未実現損益の項目において開示される。

g) 外貨換算

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て保有される銀行勘定、その他の純資産および投資有価証券評価額は、評価日の最終現物相場の仲値で換算される。個々のサブ・ファンドの通貨以外の通貨建て収益および費用は、支払日の最終現物相場の仲値で換算される。為替差損益は、運用計算書に計上される。

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て証券の取得原価は、取得日の実勢最終現物相場の仲値で換算される。

h) 組入証券取引の会計処理

組入証券取引は、取引日の翌銀行営業日に会計処理される。

i) 公正価額の価格形成原則

公正価額の価格形成原則が、アジア市場の有価証券に主として投資するファンドに関して適用される。公正価額の原則は、特定時のスナップショット価格でファンドの組入証券の全対象資産を再評価することによって、直近の入手可能な取引所の終値に反映されない重要な変更を考慮する。純資産額はその後、再評価価格に基づいて計算される。公正価額の原則は、ファンドに固有のベンチマークの乖離が3%を超える場合にのみ適用される。

j) 連結財務書類

ファンドの連結財務書類は、EUR（ユーロ）で表示されている。ファンドの2018年11月30日現在の連結純資産計算書および連結運用計算書の各種項目は、以下の為替レートでユーロに換算された各サブ・ファンドの財務書類上の対応する項目の合計に等しい。

以下の為替レートは、2018年11月30日現在で連結財務書類の換算に用いられた。

為替レート

1 ユーロ	=	1.550496	豪ドル
1 ユーロ	=	1.504873	カナダ・ドル
1 ユーロ	=	128.566988	日本円
1 ユーロ	=	1.132250	米ドル

k) 投資有価証券売却未収金、投資有価証券購入未払金

「投資有価証券売却未収金」の勘定科目には、外貨取引による未収金が含まれる。また「投資有価証券購入未払金」の勘定科目には、外貨取引による未払金が含まれる。

l) 収益の認識

源泉税控除後の配当金は、当該証券が「配当落ち」として最初に記載される日に収益として認識される。受取利息は、日々ベースで発生する。

注2 - 報酬

ファンドは、以下の表に表示されるようにサブ・ファンドの平均純資産額で計算される月次定率報酬を各サブ・ファンドのために支払う。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - アジア・コンサンプション（米ドル）

名称に「P」が付くクラス受益証券	上限定率報酬（年率）	上限定率報酬（年率）
		名称に「ヘッジ」が付く クラス受益証券
名称に「P」が付くクラス受益証券	2.040%	2.090%

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ（ユーロ）

	上限定率報酬（年率）	上限定率報酬（年率） 名称に「ヘッジ」が付く クラス受益証券
名称に「P」が付くクラス受益証券	2.040%	2.090%

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）

	上限定率報酬（年率）	上限定率報酬（年率） 名称に「ヘッジ」が付く クラス受益証券
名称に「P」が付くクラス受益証券	2.340%	2.390%

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - スモール・キャップスUSA（米ドル）

	上限定率報酬（年率）	上限定率報酬（年率） 名称に「ヘッジ」が付く クラス受益証券
名称に「P」が付くクラス受益証券	1.800%	1.850%

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - USAマルチ・ストラテジー（米ドル）

	上限定率報酬（年率）	上限定率報酬（年率） 名称に「ヘッジ」が付く クラス受益証券
名称に「P」が付くクラス受益証券	1.800%	1.850%

上記の定率報酬は以下の通り使用される。

1. 以下の規定に従い、ファンドの純資産価額に基づく上限定率報酬は、ファンドの運用、管理事務、ポートフォリオ管理および販売に関して（該当する場合）、ならびに保管受託銀行のすべての職務（ファンド資産の保管および監督、決済取引の手続きならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主たる支払代理人」の項に記載されるその他一切の職務等）に関して、ファンド資産から支払われる。当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースでファンド資産に対し請求され、毎月支払われる（上限定率管理報酬）。関連する上限定率管理報酬は対応するクラス受益証券が発売されるまで請求されない。上限定率管理報酬の概要は、販売目論見書の「サブ・ファンドおよびその特別投資方針」にて参照することができる。定率管理報酬に適用される実際の最大料率は、年次報告書および半期報告書で参照することができる。
2. 上限定率管理報酬は、ファンドの資産から落される以下の報酬および追加の費用は含まれない。
 - a) 資産の売買のためのファンド資産の管理に関するその他の一切の費用（買呼値および売呼値のスプレッド、市場ベースのブローカー手数料、手数料、報酬等）。その結果、当該費用は、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、受益証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買によって生じるかかる追加の費用は、販売目論見書の「純資産価額、発行、買戻しおよび転換価格」の項に記載されているシングル・スイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。
 - b) ファンドの設立、変更、清算および合併に関する監督官庁への費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場されている証券取引所に対して支払う手数料。

- c) ファンドの設立、変更、清算および合併に関する年次監査および認可に関する監査報酬ならびにファンドの管理事務に関して提供されたサービスについて監査法人に支払われるその他の報酬、および法律によって許可されるその他の報酬。
 - d) ファンドの設立、販売国における登録、変更、清算および合併に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、ファンドおよびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。
 - e) ファンドの純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト(翻訳コストを含む。)。
 - f) ファンドの法的文書に関するコスト(目論見書、K I I D、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書)。
 - g) 外国の監督官庁へのファンドの登録に関するコスト(該当する場合)外国の監督官庁へ支払われる手数料ならびに翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人に対する報酬を含む。
 - h) ファンドによる議決権または債権者の権利の使用により発生した費用(外部顧問報酬を含む。)。
 - i) ファンドの名義で登録された知的財産またはファンドの利用者の権利に関するコストおよび手数料。
 - j) 管理会社、ポートフォリオ・マネジャーまたは保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じた特別措置に関して生じた一切の費用。
 - k) 管理会社が投資者の利益につき集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じた費用(例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト)を請求することができる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができる。ただし、かかるすべての管理事務コストは、証明可能かつ開示されており、ファンドの公表済みの総費用率(T E R)において説明される。
3. 管理会社は、ファンドの販売についてのトレーラー報酬を支払うことができる。

ファンドの収益および資産に関するすべての税金、特に年次税("taxe d'abonnement")についても、ファンドが負担する。

定率管理報酬を用いていない他のファンド・プロバイダーとの報酬規定を全般的に比較するという目的上、「上限定率管理報酬」は報酬の80%と定められている。

クラス受益証券「F」についての追加報酬もまた、請求される。当該報酬は、投資者とユービーエス・エイ・ジーまたは公認の販売パートナーのうち1社との個別契約を通じて決定される。

クラス受益証券「I - B」について、報酬は、ファンドの管理事務費用(管理会社、管理事務代行および保管受託銀行の費用からなる)を賄うために請求される。資産運用および販売に関する費用は、投資者とUBSアセット・マネジメントまたは公認の代理人のうち1社との間で直接結ばれた個別契約に基づき、ファンドを除いて請求される。

クラス受益証券「I - X」「K - X」および「U - X」の資産運用、ファンド管理事務(管理会社、管理事務代行および保管受託銀行の費用からなる)および販売について実施された業務に関連するコストは、投資者との個別契約に基づきユービーエス・エイ・ジーが受け取る資格を有する報酬によって賄われる。

個々のサブ・ファンドに帰属する費用はすべて、それらのサブ・ファンドに請求される。

クラス受益証券に割当てられる費用は、それらのクラス受益証券に請求される。複数またはすべてのサブ・ファンド/クラス受益証券に関連する費用は、当該サブ・ファンド/クラス受益証券に対して、それぞれの純資産額に比例して請求される。

投資方針の規定により、他のUCIsまたはUCITSへ投資するサブ・ファンドについて、サブ・ファンドおよび当該対象ファンドの両レベルで報酬が生じることがある。サブ・ファンドの資産が投資される対象ファンドの管理報酬は、あらゆる付随的な報酬を考慮の上、最大3%とする。

サブ・ファンドが、管理会社もしくはその委託先により、直接運用されるか、または合同運用もしくは支配または直接的もしくは間接的な実質保有を通じて管理会社と関係する別の会社により、運用され

るファンドの受益証券へ投資する場合、対象ファンドの受益証券に関して投資を行うサブ・ファンドは、発行および買戻しの手数料を請求されないことがある。

K I I D s には、ファンドの現行の手数料に関する詳細が記載されている。

注3 - 年次税

ルクセンブルグの現行法規に準拠して、ファンドは、四半期毎に支払われ各四半期末日の各サブ・ファンドの純資産額に基づいて計算される年率0.05%の年次税が課されているが、幾つかのクラス受益証券に関しては年率0.01%になる減額された年次税を課されている。

ルクセンブルグ法の法定規則に準拠して既に年次税を支払っているその他の投資信託の受益証券または株式へ投資されたファンド資産の部分に関して、年次税は適用されない。

注4 - 関連会社取引

2017年12月1日から2018年11月30日までの会計年度に、次にあげる香港での販売が許可されているサブ・ファンドの、管理会社、投資運用会社または取締役会の関連会社であるブローカーおよび管理会社を通して行われた、有価証券と短期金融商品の取引数量は以下のとおりであった。

UBS (Lux) エクイティ・ファンド -	関連会社との株式および 株式類似証券の取引数量	証券取引比率
アジア・コンサンプション（米ドル）	21 451 941.73 米ドル	16.59%
ヨーロッパ・オポチュニティ（ユーロ）	33 316 202.74 ユーロ	2.27%
グレーター・チャイナ（米ドル）	112 116 212.07 米ドル	13.28%
UBS (Lux) エクイティ・ファンド -	関連会社との株式および 株式類似証券の取引の手数料	手数料比率
アジア・コンサンプション（米ドル）	33 784.07 米ドル	22.48%
ヨーロッパ・オポチュニティ（ユーロ）	6 059.00 ユーロ	0.56%
グレーター・チャイナ（米ドル）	149 502.87 米ドル	19.57%

注5 - 収益の分配

約款第10条に従い、年次決算の終了とともに、管理会社は、各サブ・ファンドが分配金の支払を行うかどうか、および分配の程度を決定する。分配金を支払うことによって、ファンドの純資産額が法律の定めるファンド資産の最低額を下回ることがあってはならない。分配が行われる場合、支払は会計年度の終了から4か月以内に行われる。

管理会社は、中間分配金の支払および分配金の支払停止を行う権限を有している。

分配が実際の収益を受ける権利に対応するよう収益平準化額が計算される。

注6 - ソフト・コミッション取決め

2017年12月1日から2018年11月30日までの会計年度中に、UBS (Lux) エクイティ・ファンドのために締結された「ソフト・コミッション取決め」はなく、「ソフト・コミッション」の金額は零である。

注7 - 総費用比率（TER）

この比率は、スイス・ファンズ・アンド・アセット・マネジメント・アソシエーション（SFAMA）の「TERの計算ならびに開示に関するガイドライン」現行版に従って計算された。比率はまた、純資産の百分率として遡及的に計算され、純資産（運用費用）に対し継続ベースで請求されるすべての費用および手数料の合計を表す。

過去12ヶ月のTERは、以下のとおりである。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド -	総費用比率（TER）
アジア・コンサンプション（米ドル）P - a c c	2.11%
ヨーロッパ・オポチュニティ（ユーロ）P - a c c	2.11%
ヨーロッパ・オポチュニティ（ユーロ）（米ドル・ヘッジ）P - a c c	2.11%
グレーター・チャイナ（米ドル）P - a c c	2.41%
スモール・キャップスUSA（米ドル）P - a c c	1.86%
USAマルチ・ストラテジー（米ドル）P - a c c	1.87%

運用されていたのが12ヶ月未満のクラス受益証券のTERは年率換算されている。

通貨ヘッジに関連して発生した取引費用およびその他の費用は、TERに含まれていない。

注8 取引費用

取引費用は、当期に発生したブローカー報酬、印紙税、地方税およびその他の海外手数料を含む。取引費用には、有価証券の購入および売却に係る費用が含まれる。

2018年11月30日に終了した会計年度において、ファンドにおいて発生した投資有価証券の購入および売却に関連する取引費用は、以下のとおりである。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド -	取引費用
アジア・コンサンプション（米ドル）	245 516.74 米ドル
ヨーロッパ・オポチュニティ（ユーロ）	1 074 126.52 ユーロ
グレーター・チャイナ（米ドル）	1 311 836.99 米ドル
スモール・キャップスUSA（米ドル）	35 770.09 米ドル
USAマルチ・ストラテジー（米ドル）	28 179.03 米ドル

取引費用のすべてを個別に識別できるわけではない。固定利付証券、先物為替予約およびその他のデリバティブ契約の場合、取引費用は、投資対象証券の購入および売却価格に含まれる。当該取引費用は、個別に識別することができないが、各サブ・ファンドのパフォーマンスに反映される。

注9 - 名称変更

2018年8月3日付で、サブ・ファンドであるU B S（Lux）エクイティ・ファンド - グローバル・マルチ・テック（米ドル）は、U B S（Lux）エクイティ・ファンド - テック・オポチュニティ（米ドル）に名称を変更した。

注10 - 適用法、業務地および公認言語

ルクセンブルグ地方裁判所は、受益者、管理会社および保管受託銀行との間ですべての法的紛争処理を行う場所である。ルクセンブルグ法が適用される。しかし、他の国の投資家の賠償請求に関する件については、管理会社および／または保管受託銀行は、ファンド受益証券が売買された国の裁判管轄権に自らおよびファンドを服することを選択することができる。

当財務書類についてはドイツ語版が公認されたものであり、ドイツ語版のみが監査人によって監査された。しかし、ファンド受益証券の購入および売却が可能なその他の国の投資家に対して受益証券が販売される場合、管理会社および保管受託銀行は、当該国の言語への承認された翻訳（すなわち、管理会社および保管受託銀行によって承認されたもの）に自らおよびファンドが拘束されるものと認めることができる。

注11 - 店頭派生商品および証券貸付

ファンドが店頭取引を実行する場合、ファンドは店頭取引相手の信用力に関連するリスクを負うことがある。ファンドが先物契約、オプションおよびスワップ取引を行うかまたはその他の派生技法を利用する場合、ファンドは店頭取引相手が特定または複数の契約に基づくその債務を履行しないことがある（または履行することができない）リスクを負うことがある。取引相手リスクは、証券を預託することにより軽減することができる。ファンドが適用される契約に基づき担保が提供される場合、当該担保は、ファンドのため保管受託銀行により保管されるものとする。店頭取引相手、保管受託銀行またはその副保管人／取引銀行ネットワークに関する破産および支払不能事由またはその他の信用事由の結果、担保に関するファンドの権利または承認が遅延するか、制限されるか、または消滅することもある。その場合、ファンドは、当該債務を担保するためにそれまでに利用可能であった証券を有していたにもかかわらず、強制的に店頭取引の枠組みにおいて債務を履行することになる。

ファンドは、第三者にファンドの組入証券の一部を貸付けることができる。一般的に、貸付はクリアストリーム・インターナショナルもしくはユーロクリアのような公認の決済機関、または同種の業務を専門とする第一級の金融機関の仲介により、それらの機関が設定した方法に従ってのみ行われる。担保は、貸付証券に関連して受領される。担保は、一般的に借入れられた証券の少なくとも時価に相当する金額の高格付け証券から構成される。

U B S ヨーロッパ S E ルクセンブルグ支店は、有価証券貸付代理人としての役割を担う。

店頭派生商品^{*}

担保が設定されていない以下のサブ・ファンドの店頭派生商品は、その代わりにマージン勘定を設けている。

サブ・ファンド 取引相手	未実現（損）益	受領担保
U B S（Lux）エクイティ・ファンド - アジア・コンサンプション（米ドル）		
ウエストバック・バンキング・コープ	46 819.95 米ドル	0.00 米ドル
U B S（Lux）エクイティ・ファンド - ヨーロッパ・オポチュニティ（ユーロ）		
モルガン・スタンレー	2 658.13 ユーロ	0.00 ユーロ
ユービーエス・エイ・ジー	- 278.34 ユーロ	0.00 ユーロ
U B S（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）		
モルガン・スタンレー	207 939.44 米ドル	0.00 米ドル
ウエストバック・バンキング・コープ	161 933.61 米ドル	0.00 米ドル

^{*}

公認の取引所市場で取引される派生商品は、決済機関により保証されているため、本表に含まれない。取引相手に債務不履行が生じた場合、決済機関は、損失リスクを想定する。

貸付証券

U B S（Lux）エクイティ・ファンド	2018年11月30日現在 貸付証券による取引相手方エクスポージャー		2018年11月30日現在 担保内訳（比率％）		
	貸付証券の時価	担保 （ユービーエス・ スイス・エイ・ジー）	株式	債券	現金
アジア・コンサンプション（米ドル）	21 678 888.69米ドル	22 840 053.10米ドル	43.28	56.72	0.00
ヨーロッパ・オポチュニティ（ユーロ）	47 942 967.08ユーロ	50 510 887.79ユーロ	43.28	56.72	0.00
グレーター・チャイナ（米ドル）	147 273 539.18米ドル	155 161 802.98米ドル	43.28	56.72	0.00
スモール・キャップスU S A（米ドル）	26 314 320.09米ドル	27 723 767.43米ドル	43.28	56.72	0.00
U S A マルチ・ストラテジー（米ドル）	20 127 820.42米ドル	21 205 906.53米ドル	43.28	56.72	0.00

[次へ](#)

UBS (Lux) Equity Fund

Consolidated Statement of Net Assets

	EUR
Assets	30.11.2018
Investments in securities, cost	8 640 475 294.13
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	248 874 054.19
Total investments in securities (Note 1)	8 889 349 348.32
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	393 391 726.89
Time deposits and fiduciary deposits	464 262.33
Receivable on securities sales (Note 1)	26 845 895.13
Receivable on subscriptions	14 470 601.52
Interest receivable on liquid assets	8 099.90
Receivable on dividends	3 532 301.25
Other receivables	300 698.14
Unrealized gain (loss) on forward foreign exchange contracts (Note 1)	635 005.46
Total Assets	9 328 997 938.94
Liabilities	
Bank overdraft	-38 367.97
Interest payable on bank overdraft	-53.12
Payable on securities purchases (Note 1)	-44 832 087.55
Payable on redemptions	-9 342 312.67
Provisions for flat fee (Note 2)	-6 452 518.94
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-631 346.88
Provisions for other taxes	-147 140.65
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-522 403.96
Total provisions	-7 753 410.43
Total Liabilities	-61 966 231.74
Net assets at the end of the financial year	9 267 031 707.20

UBS (Lux) Equity Fund
Annual Report as of 30 November 2018

Consolidated Statement of Operations

	EUR
Income	1.12.2017-30.11.2018
Interest on liquid assets	7 446 661.94
Dividends	149 247 608.74
Income on securities lending (Note 11)	7 972 566.97
Other income (Note 1 a)	6 301 934.41
Total income	170 968 772.06
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-162 140 280.84
Taxe d'abonnement (Note 3)	-3 959 907.67
Cost on securities lending (Note 11)	-3 189 026.61
Other commissions and fees (Note 2)	-1 432 119.64
Interest on cash and bank overdraft	-159 452.19
Total expenses	-170 880 786.95
Net income (loss) on investments	87 985.11
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	532 670 862.37
Realized gain (loss) on financial futures	299 181.37
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-18 905 034.16
Realized gain (loss) on foreign exchange	-6 141 994.90
Total realized gain (loss)	507 923 014.68
Net realized gain (loss) of the financial year	508 010 999.79
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	-1 232 005 747.19
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	-27 937.83
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	761 242.37
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-1 231 272 442.65
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	-723 261 442.86

UBS (Lux) Equity Fund
Annual Report as of 30 November 2018

The notes are an integral part of the financial statements.

15

Statement of Net Assets

	USD
Assets	30.11.2018
Investments in securities, cost	99 555 880.13
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	14 757 686.30
Total investments in securities (Note 1)	114 313 566.43
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	4 043 224.85
Receivable on securities sales (Note 1)	36 967.13
Receivable on subscriptions	92 537.85
Receivable on dividends	20 773.22
Other receivables	14 891.75
Unrealized gain (loss) on forward foreign exchange contracts (Note 1)	46 819.95
Total Assets	118 568 781.18
Liabilities	
Bank overdraft	-2.24
Payable on redemptions	-136 657.99
Provisions for flat fee (Note 2)	-68 723.73
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-7 826.17
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-14 391.47
Total provisions	-90 941.37
Total Liabilities	-227 601.60
Net assets at the end of the financial year	118 341 179.58

Statement of Operations

	USD
Income	1.12.2017-30.11.2018
Interest on liquid assets	59 936.00
Dividends	1 420 698.95
Income on securities lending (Note 11)	56 851.18
Other income (Note 1 a)	255 931.86
Total income	1 793 417.99
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-2 129 669.77
Taxe d'abonnement (Note 3)	-58 243.13
Cost on securities lending (Note 11)	-22 740.47
Other commissions and fees (Note 2)	-23 145.15
Interest on cash and bank overdraft	-3.30
Total expenses	-2 233 801.82
Net income (loss) on investments	-440 383.83
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	22 146 484.37
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-704 008.22
Realized gain (loss) on foreign exchange	-93 148.69
Total realized gain (loss)	21 349 327.46
Net realized gain (loss) of the financial year	20 908 943.63
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	-37 643 395.28
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	141 598.62
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-37 501 796.66
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	-16 592 853.03

UBS (Lux) Equity Fund – Asian Consumption (USD)
Annual Report as of 30 November 2018

Statement of Net Assets

	EUR
Assets	30.11.2018
Investments in securities, cost	403 030 148.33
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	20 856 507.57
Total investments in securities (Note 1)	423 886 655.90
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	3 246 538.21
Receivable on securities sales (Note 1)	859 891.71
Receivable on subscriptions	18 294.24
Interest receivable on liquid assets	174.78
Receivable on dividends	814 614.85
Other receivables	6 650.89
Unrealized gain (loss) on forward foreign exchange contracts (Note 1)	2 379.79
Total Assets	428 835 200.37
Liabilities	
Payable on redemptions	-260 083.87
Provisions for flat fee (Note 2)	-217 854.81
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-23 643.75
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-25 631.20
Total provisions	-267 129.76
Total Liabilities	-527 213.63
Net assets at the end of the financial year	428 307 986.74

Statement of Operations

	EUR
Income	1.12.2017-30.11.2018
Interest on liquid assets	2 030.64
Dividends	11 950 968.98
Income on securities lending (Note 11)	670 429.86
Other income (Note 1 a)	116 711.30
Total income	12 740 140.78
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-6 238 925.65
Taxe d'abonnement (Note 3)	-161 606.15
Cost on securities lending (Note 11)	-268 171.93
Other commissions and fees (Note 2)	-92 463.10
Interest on cash and bank overdraft	-19 541.47
Total expenses	-6 780 708.30
Net income (loss) on investments	5 959 432.48
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	42 762 361.41
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	555 147.77
Realized gain (loss) on foreign exchange	-360 770.95
Total realized gain (loss)	42 956 738.23
Net realized gain (loss) of the financial year	48 916 170.71
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	-41 650 097.91
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	38 800.16
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-41 611 297.75
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	7 304 872.96

UBS (Lux) Equity Fund – European Opportunity (EUR)
Annual Report as of 30 November 2018

Statement of Net Assets

	USD
Assets	30.11.2018
Investments in securities, cost	753 636 806.22
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	85 022 566.72
Total investments in securities (Note 1)	838 659 372.94
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	36 982 522.59
Receivable on securities sales (Note 1)	25 663.83
Receivable on subscriptions	2 061 517.98
Receivable on dividends	195 291.88
Unrealized gain (loss) on forward foreign exchange contracts (Note 1)	369 873.05
Total Assets	878 294 242.27
Liabilities	
Interest payable on bank overdraft	-1.08
Payable on securities purchases (Note 1)	-3 489 966.09
Payable on redemptions	-1 113 048.26
Provisions for flat fee (Note 2)	-743 594.45
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-69 718.22
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-46 392.36
Total provisions	-859 705.03
Total Liabilities	-5 462 720.46
Net assets at the end of the financial year	872 831 521.81

Statement of Operations

	USD
Income	1.12.2017-30.11.2018
Interest on liquid assets	487 911.17
Dividends	19 667 981.68
Income on securities lending (Note 11)	384 201.50
Other income (Note 1 a)	1 385 698.63
Total income	21 925 792.98
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-20 573 315.99
Taxe d'abonnement (Note 3)	-472 827.27
Cost on securities lending (Note 11)	-153 680.59
Other commissions and fees (Note 2)	-133 255.94
Interest on cash and bank overdraft	-248.23
Total expenses	-21 333 328.02
Net income (loss) on investments	592 464.96
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	89 437 205.98
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-7 473 495.51
Realized gain (loss) on foreign exchange	-2 092 571.25
Total realized gain (loss)	79 871 139.22
Net realized gain (loss) of the financial year	80 463 604.18
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	-164 859 458.40
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	688 201.82
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-164 171 256.58
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	-83 707 652.40

UBS (Lux) Equity Fund – Greater China (USD)
Annual Report as of 30 November 2018

Statement of Net Assets

	USD
Assets	30.11.2018
Investments in securities, cost	53 009 259.41
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	5 495 307.50
Total investments in securities (Note 1)	58 504 566.91
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	298 668.19
Receivable on subscriptions	58 557.32
Receivable on dividends	6 667.59
Total Assets	58 868 460.01
Liabilities	
Payable on redemptions	-226 474.21
Provisions for flat fee (Note 2)	-40 239.75
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-4 768.80
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-2 239.92
Total provisions	-47 248.47
Total Liabilities	-273 722.68
Net assets at the end of the financial year	58 594 737.33

Statement of Operations

	USD
Income	1.12.2017-30.11.2018
Interest on liquid assets	3 568.08
Dividends	175 770.27
Income on securities lending (Note 11)	70 794.55
Other income (Note 1 a)	25 303.97
Total income	275 436.87
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-920 558.42
Taxe d'abonnement (Note 3)	-28 713.20
Cost on securities lending (Note 11)	-28 317.82
Other commissions and fees (Note 2)	-8 548.07
Interest on cash and bank overdraft	-573.71
Total expenses	-986 711.22
Net income (loss) on investments	-711 274.35
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	6 314 503.04
Realized gain (loss) on foreign exchange	34.09
Total realized gain (loss)	6 314 537.13
Net realized gain (loss) of the financial year	5 603 262.78
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	-4 414 023.51
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-4 414 023.51
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	1 189 239.27

UBS (Lux) Equity Fund – Small Caps USA (USD)
Annual Report as of 30 November 2018

Statement of Net Assets

	USD
Assets	30.11.2018
Investments in securities, cost	63 278 637.74
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	8 507 512.12
Total investments in securities (Note 1)	71 786 149.86
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	372 096.09
Receivable on securities sales (Note 1)	91 035.26
Receivable on subscriptions	1 159.76
Receivable on dividends	83 407.30
Other receivables	836.37
Total Assets	72 334 684.64
Liabilities	
Payable on securities purchases (Note 1)	-233 997.38
Provisions for flat fee (Note 2)	-49 815.21
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-5 970.91
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-2 572.38
Total provisions	-58 358.50
Total Liabilities	-292 355.88
Net assets at the end of the financial year	72 042 328.76

Statement of Operations

	USD
Income	1.12.2017-30.11.2018
Interest on liquid assets	4 979.44
Dividends	825 695.98
Income on securities lending (Note 11)	29 119.88
Other income (Note 1 a)	8 050.62
Total income	867 845.92
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-1 366 439.65
Taxe d'abonnement (Note 3)	-38 495.17
Cost on securities lending (Note 11)	-11 647.95
Other commissions and fees (Note 2)	-12 170.85
Interest on cash and bank overdraft	-617.69
Total expenses	-1 429 371.31
Net income (loss) on investments	-561 525.39
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	9 586 295.68
Realized gain (loss) on foreign exchange	-220.57
Total realized gain (loss)	9 586 075.11
Net realized gain (loss) of the financial year	9 024 549.72
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	-6 765 368.43
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-6 765 368.43
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	2 259 181.29

UBS (Lux) Equity Fund – USA Multi Strategy (USD)
Annual Report as of 30 November 2018

Notes to the Financial Statements

Note 1 – Summary of significant accounting policies

The financial statements have been prepared in accordance with the generally accepted accounting principles for investment funds in Luxembourg. The significant accounting policies are summarised as follows:

a) Calculation of the net asset value

The net asset value and the issue and redemption price per unit of each subfund or unit class are expressed in the reference currency of the subfund or unit class concerned and are calculated every business day by dividing the overall net assets of the subfund attributable to each unit class by the number of units in circulation in this unit class of the subfund.

In this context, “business day” refers to normal bank business days in Luxembourg (i.e. each day on which the banks are open during normal business hours) with the exception of individual non-statutory rest days in Luxembourg and days on which exchanges in the main countries in which the subfund invests are closed or 50% or more subfund investments cannot be adequately valued.

The percentage of the net asset value attributable to each unit class of a subfund changes each time units are issued or redeemed. It is determined by the ratio of the units in circulation in each unit class to the total number of subfund units in circulation, taking into account the fees charged to that unit class.

If the total subscriptions or redemptions affecting all the unit classes of a subfund on a single trading day come to a net capital inflow or outflow, the net asset value of the subfund may be increased or reduced respectively (so-called single swing pricing). The maximum adjustment amounts to 2% of the net asset value. Estimated transaction costs and tax charges that may be incurred by the subfund as well as the estimated bid/offer spread of the assets in which the Fund invests may be taken into account. The adjustment leads to an increase in net asset value if the net movements result in a rise in all units of the affected subfund. It results in a reduction of net asset value if the net movements bring about a fall in the number of units. This may consist in the net movement on a trading day in relation to the net Fund assets or to an absolute amount in the currency of the subfund concerned. The net asset value would be adjusted only if this threshold were to be exceeded on a trading day. This adjustment is in favour of the subfund and mentioned in the Statement of Operations as “Other income”.

b) Valuation principles

- Liquid assets (whether in the form of cash and bank deposits, bills of exchange, cheques, promissory notes, expense advances, cash dividends and declared or accrued interest still receivable) are valued at face value, unless this value is unlikely to be fully paid or received, in which case their value is determined by deducting an amount deemed appropriate to arrive at their real value.
- Securities, derivatives and other assets listed on a stock exchange are valued at the most recent market prices available. If these securities, derivatives or other assets are listed on several stock exchanges, the most recently available price on the stock exchange that represents the major market for this asset shall apply. In the case of securities, derivatives and other assets not commonly traded on a stock exchange and for which a secondary market among securities traders exists with pricing in line with the market, the Management Company may value these securities, derivatives and other investments based on these prices. Securities, derivatives and other investments not listed on a stock exchange, but traded on another regulated market that operates regularly and is recognised and open to the public, are valued at the most recently available price on this market.
- Securities and other investments not listed on a stock exchange or traded on another regulated market, and for which no appropriate price can be obtained, are valued by the Management Company according to other principles chosen by it in good faith on the basis of probable market prices.
- Derivatives not listed on a stock exchange (OTC derivatives) are valued on the basis of independent pricing sources. If only one independent pricing source is available for a derivative, the plausibility of the valuation obtained will be verified using calculation models that are recognised by the Management Company and the Fund's auditors, based on the market value of that derivative's underlying.
- Units of other undertakings for collective investment in transferable securities (UCITS) and/or undertakings for collective investment (UCIs) are valued at their last known asset value.
- Money market instruments not traded on a stock exchange or on another regulated market open to the public will be valued on the basis of the relevant curves. Curve-based valuations are calculated from interest rates and credit spreads. The following principles are applied in this process: The interest rate nearest the residual maturity is interpolated for each money market instrument. Thus calculated, the interest rate is converted into a market price by adding a credit spread

UBS (Lux) Equity Fund
Annual Report as of 30 November 2018

that reflects the creditworthiness of the underlying borrower. This credit spread is adjusted if there is a significant change in the borrower's credit rating.

- Securities, money market instruments, derivatives and other assets denominated in a currency other than the relevant subfund's currency of account, and not hedged by foreign exchange transactions, are valued using the average exchange rate (between the bid and ask prices) known in Luxembourg or, if none is available, using the rate on the most representative market for that currency.
- Term and fiduciary deposits are valued at their nominal value plus accumulated interest.
- The value of swaps is calculated by an external service provider and a second independent valuation is provided by another external service provider. Such calculations are based on the net present value of all cash flows (both inflows and outflows). In some specific cases, internal calculations (based on models and market data made available by Bloomberg) and/or broker statement valuations may be used. The valuation method depends on the security in question and is chosen pursuant to the applicable UBS valuation policy.

The Management Company is authorised to apply other generally recognised and verifiable valuation criteria in good faith to arrive at an appropriate valuation of the net assets if a valuation in accordance with the foregoing provisions proves unfeasible or inaccurate.

As some of the Fund's subfunds may be invested in markets that are closed at the time their assets are valued, the Management Company may – by way of derogation to the aforementioned provisions – allow the net asset value per unit to be adjusted in order to more accurately reflect the fair value of these subfunds' assets at the time of valuation. In practice, the securities in which the subfunds are invested are generally valued on the basis of the latest available prices at the time of calculating the net asset value per unit, as described above. There may, however, be a substantial time difference between the close of the markets in which a subfund invests and the time of valuation.

As a result, developments that may influence the value of these securities and that occur between the closure of the markets and the time of valuation are not generally taken into account in the net asset value per unit of the subfund concerned. If, as a result of this, the Management Company deems that the most recently available prices of the securities in a subfund's portfolio do not reflect their fair value, it may allow the net asset value per unit to be adjusted in order to reflect the assumed fair value of the portfolio at the time of valuation. Such an adjustment is based on the investment policy determined by the Management Company and a number of practices. If the value is adjusted as described above, this will be applied consistently to all unit classes in the same subfund.

The Management Company reserves the right to apply this measure to the relevant subfunds of the Fund whenever it deems this to be appropriate.

Evaluating assets at fair value calls for greater reliability of judgement than evaluating assets for which readily available market quotations can be referred to. Fair-value calculations may also be based on quantitative models used by price reporting providers to determine the fair value. No guarantee can be given that the Fund will be in a position to accurately establish the fair value of an asset when it is about to sell the asset around the time at which the Fund determines the net asset value per unit. As a consequence, if the Fund sells or redeems units at the net asset value at a time when one or more participations are valued at fair value, this may lead to a dilution or increase in the economic participation of the existing unitholders.

If necessary, additional valuations may be made throughout the day. Such new valuations shall apply for subsequent issues and redemptions of units.

c) Net realized gain (loss) on sales of securities

The realized gains or losses on the sales of securities are calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

d) Valuation of forward foreign exchange contracts

The unrealized gain (loss) of outstanding forward foreign exchange contracts is valued on the basis of the forward exchange rates prevailing at valuation date.

e) Valuation of financial futures contracts

Financial futures contracts are valued based on the latest available published price applicable on the valuation date. Realized gains and losses and the changes in unrealized gains and losses are recorded in the statement of operations. The realized gains and losses are calculated in accordance with the FIFO method, i.e. the first contracts acquired are regarded as the first to be sold.

f) Valuation on options

Outstanding options traded on a regulated market are valued on the settlement price or the last available market price of the instruments.

Options which are not listed on an official stock exchange (OTC options) are marked to market based upon daily prices obtained from Bloomberg option pricer functionality and checked against third party pricing agents.

The realized gains or losses on options and the change in unrealized appreciation or depreciation on options are disclosed in the statement of operations and in the changes in net assets respectively under the positions realized gains (losses) on options and Unrealized appreciation (depreciation) on options.

g) Conversion of foreign currencies

Bank accounts, other net assets and the valuation of the investments in securities held denominated in currencies other than the currency of account of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates on the valuation date. Income and expenses denominated in currencies other than the currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates at payment date. Gain or loss on foreign exchange is included in the statement of operations.

The cost of securities denominated in currencies is other than the currency of account of the different subfunds is converted at the mid closing spot rate prevailing on the day of acquisition.

h) Accounting of securities' portfolio transactions

The securities' portfolio transactions are accounted for the bank business day following the transaction dates.

i) Fair Value pricing principle

The fair value pricing principle applies for funds with main investments in Asian markets. The fair value principle takes into account important movements not reflected in the last available Exchange closing prices, by re-evaluating all underlying assets of the Fund portfolio with snapshot prices at a specified time. The net asset value is then calculated based on these re-evaluated prices. The fair value principle is applicable only in case the deviation of a Fund specific benchmark exceeds 3%.

j) Consolidated financial statements

The consolidated financial statements of the Fund are expressed in EUR. The various items of the consolidated statement of net assets and the consolidated statement of operations as at 30 November 2018 of the Fund are equal to the sum of the corresponding items in the financial statements of each subfund converted into EUR at the following exchange rates.

The following exchange rates were used for the conversion of the consolidated financial statements as at 30 November 2018:

Exchange rates		
EUR 1	= AUD	1.550496
EUR 1	= CAD	1.504873
EUR 1	= JPY	128.566988
EUR 1	= USD	1.132250

*k) Receivable on securities sales,**Payable on securities purchases*

The account "Receivable on securities sales" can also include receivables from foreign currency transactions. The account "Payable on securities purchases" can also include payables from foreign currency transactions.

l) Income recognition

Dividends, net of withholding taxes, are recognized as income on the date upon which the relevant securities are first listed as "ex-dividend". Interest income is accrued on a daily basis.

Note 2 – Flat fee

The Fund pays a monthly flat fee for each of the subfunds, calculated on the average net asset value of the subfund as shown in the tables below:

UBS (Lux) Equity Fund – China Opportunity (USD)

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	2.340%	2.390%
Unit classes with "N" in their name	2.750%	2.800%
Unit classes with "K-1" in their name	1.700%	1.730%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	1.000%	1.030%
Unit classes with "Q" in their name	1.400%	1.450%
Unit classes with "I-A1" in their name	1.200%	1.230%
Unit classes with "I-A2" in their name	1.130%	1.160%
Unit classes with "I-A3" in their name	1.000%	1.030%
Unit classes with "I-B" in their name	0.180%	0.180%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – Asian Consumption (USD)

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	2.040%	2.090%
Unit classes with "N" in their name	2.750%	2.800%
Unit classes with "K-1" in their name	1.080%	1.110%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.820%*	0.850%
Unit classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.940%	0.970%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.890%	0.920%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.820%	0.850%
Unit classes with "I-B" in their name	0.145%	0.145%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

* max 0.820% and 0.740%

UBS (Lux) Equity Fund
Annual Report as of 30 November 2018

UBS (Lux) Equity Fund – Australia (AUD)

	“Maximum flat fee p.a.”	Maximum flat fee p.a. for unit classes with “hedged” in their name
Unit classes with “P” in their name	1.500%	1.550%
Unit classes with “N” in their name	2.500%	2.550%
Unit classes with “K-1” in their name	0.800%	0.830%
Unit classes with “K-X” in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with “F” in their name	0.400%	0.430%
Unit classes with “Q” in their name	0.840%	0.890%
Unit classes with “I-A1” in their name	0.500%	0.530%
Unit classes with “I-A2” in their name	0.460%	0.490%
Unit classes with “I-A3” in their name	0.400%	0.430%
Unit classes with “I-B” in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with “I-X” in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with “U-X” in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – Canada (CAD)

	“Maximum flat fee p.a.”	Maximum flat fee p.a. for unit classes with “hedged” in their name
Unit classes with “P” in their name	1.500%	1.550%
Unit classes with “N” in their name	2.500%	2.550%
Unit classes with “K-1” in their name	0.800%	0.830%
Unit classes with “K-X” in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with “F” in their name	0.400%	0.430%
Unit classes with “Q” in their name	0.840%	0.890%
Unit classes with “I-A1” in their name	0.500%	0.530%
Unit classes with “I-A2” in their name	0.460%	0.490%
Unit classes with “I-A3” in their name	0.400%	0.430%
Unit classes with “I-B” in their name	0.065%	0.070%
Unit classes with “I-X” in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with “U-X” in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – Japan (JPY)

	“Maximum flat fee p.a.”	Maximum flat fee p.a. for unit classes with “hedged” in their name
Unit classes with “P” in their name	1.500%	1.550%
Unit classes with “N” in their name	2.500%	2.550%

UBS (Lux) Equity Fund
Annual Report as of 30 November 2018

The notes are an integral part of the financial statements.

	“Maximum flat fee p.a.”	Maximum flat fee p.a. for unit classes with “hedged” in their name
Unit classes with “K-1” in their name	0.950%	0.980%
Unit classes with “K-X” in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with “F” in their name	0.580%	0.610%
Unit classes with “Q” in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with “I-A1” in their name	0.680%	0.710%
Unit classes with “I-A2” in their name	0.630%	0.660%
Unit classes with “I-A3” in their name	0.580%	0.610%
Unit classes with “I-B” in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with “I-X” in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with “U-X” in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – Biotech (USD)

	“Maximum flat fee p.a.”	Maximum flat fee p.a. for unit classes with “hedged” in their name
Unit classes with “P” in their name	2.040%	2.090%
Unit classes with “N” in their name	2.750%	2.800%
Unit classes with “K-1” in their name	1.080%	1.110%
Unit classes with “K-X” in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with “F” in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with “Q” in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with “I-A1” in their name	0.720%	0.750%
Unit classes with “I-A2” in their name	0.680%	0.710%
Unit classes with “I-A3” in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with “I-B” in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with “I-X” in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with “U-X” in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund
– Euro Countries Opportunity (EUR)

	“Maximum flat fee p.a.”	Maximum flat fee p.a. for unit classes with “hedged” in their name
Unit classes with “P” in their name	1.800%	1.850%
Unit classes with “N” in their name	2.500%	2.550%
Unit classes with “K-1” in their name	1.020%	1.050%
Unit classes with “K-X” in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with “F” in their name	0.650%	0.680%

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "Q" in their name	0.900%	0.950%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.750%	0.780%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.700%	0.730%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.650%	0.680%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – European Opportunity (EUR)

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	2.040%	2.090%
Unit classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Unit classes with "K-1" in their name	1.300%	1.330%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.820%	0.850%
Unit classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with "I-A1" in their name	1.000%	1.030%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.940%	0.970%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.820%	0.850%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – Tech Opportunity (USD)*

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	2.040%	2.090%
Unit classes with "N" in their name	2.750%	2.800%
Unit classes with "K-1" in their name	1.080%	1.110%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.720%	0.750%

* Formerly UBS (Lux) Equity Fund – Global Multi-Tech USD

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "I-A2" in their name	0.680%	0.710%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – Global Sustainable (USD)

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	2.040%	2.090%
Unit classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Unit classes with "K-1" in their name	1.080%	1.110%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.720%	0.750%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.680%	0.710%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – Global Sustainable Innovators (EUR)

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	2.040%	2.090%
Unit classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Unit classes with "K-1" in their name	1.300%	1.330%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.720%	0.750%
Unit classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.870%	0.900%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.820%	0.850%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.720%	0.750%

UBS (Lux) Equity Fund
Annual Report as of 30 November 2018

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – Greater China (USD)

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	2.340%	2.390%
Unit classes with "N" in their name	2.750%	2.800%
Unit classes with "K-1" in their name	1.500%	1.530%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.880%	0.910%
Unit classes with "Q" in their name	1.200%	1.250%
Unit classes with "I-A1" in their name	1.050%	1.080%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.980%	1.010%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.880%	0.910%
Unit classes with "I-B" in their name	0.180%	0.180%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – Health Care (USD)

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	2.040%	2.090%
Unit classes with "N" in their name	2.750%	2.800%
Unit classes with "K-1" in their name	1.080%	1.110%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.720%	0.750%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.680%	0.710%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund
Annual Report as of 30 November 2018

The notes are an integral part of the financial statements.

UBS (Lux) Equity Fund – Mid Caps Europe (EUR)

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.920%	1.970%
Unit classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Unit classes with "K-1" in their name	1.020%	1.050%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.700%	0.730%
Unit classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.780%	0.810%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.740%	0.770%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.700%	0.730%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – Mid Caps USA (USD)

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.800%	1.850%
Unit classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Unit classes with "K-1" in their name	0.950%	0.980%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.780%	0.810%
Unit classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.860%	0.890%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.820%	0.850%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.780%	0.810%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – Small Caps USA (USD)

	"Maximum flat fee p.a."	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.800%	1.850%
Unit classes with "N" in their name	2.500%	2.550%

	“Maximum flat fee p.a.”	Maximum flat fee p.a. for unit classes with “hedged” in their name
Unit classes with “K-1” in their name	0.950%	0.980%
Unit classes with “K-X” in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with “F” in their name	0.780%	0.810%
Unit classes with “Q” in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with “I-A1” in their name	0.860%	0.890%
Unit classes with “I-A2” in their name	0.820%	0.850%
Unit classes with “I-A3” in their name	0.780%	0.810%
Unit classes with “I-B” in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with “I-X” in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with “U-X” in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Equity Fund – USA Multi Strategy (USD)

	“Maximum flat fee p.a.”	Maximum flat fee p.a. for unit classes with “hedged” in their name
Unit classes with “P” in their name	1.800%	1.850%
Unit classes with “N” in their name	2.500%	2.550%
Unit classes with “K-1” in their name	1.080%	1.110%
Unit classes with “K-X” in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with “F” in their name	1.500%*	1.530%
Unit classes with “Q” in their name	1.020%	1.070%
Unit classes with “I-A1” in their name	0.800%	0.830%
Unit classes with “I-A2” in their name	0.760%	0.790%
Unit classes with “I-A3” in their name	0.680%	0.710%
Unit classes with “I-B” in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with “I-X” in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with “U-X” in their name	0.000%	0.000%

*max. 1.500% eff. 0.590%

The aforementioned flat fee shall be used as follows:

1. In accordance with the following provisions, a maximum flat fee based on the net asset value of the Fund is paid from the Fund's assets for the management, administration, portfolio management and distribution of the Fund (if applicable), as well as for all Depositary tasks, such as the safekeeping and supervision of the Fund's assets, the processing of payment transactions and all other tasks listed in the “Depositary and Main Paying Agent” of the sales prospectus. This fee is charged to

the Fund's assets pro rata temporis upon every calculation of the net asset value, and is paid on a monthly basis (maximum flat management fee). The relevant maximum flat management fee will not be charged until the corresponding unit classes have been launched. An overview of the maximum flat management fees can be found under “The subfunds and their special investment policies” of the sales prospectus. The actual maximum rate applied to the flat management fee can be found in the annual and semi-annual reports.

2. The maximum flat management fee does not include the following fees and additional expenses, which are also taken from the Fund assets:
 - a) All other Fund asset management expenses for the sale and purchase of assets (bid-ask spread, market-based brokerage fees, commissions, fees, etc.); As a rule, these expenses are calculated upon the purchase or sale of the respective assets. In derogation hereto, these additional expenses, which arise through the sale and purchase of assets in connection with the settlement of the issue and redemption of units, are covered by the application of the single swing pricing principle pursuant to the section titled “Net asset value, issue, redemption and conversion price” of the sales prospectus.
 - b) Fees of the supervisory authority for the establishment, modification, liquidation and merger of the Fund, as well as all charges payable to the supervisory authorities and any stock exchanges on which the subfunds are listed;
 - c) Auditor's fees for the annual audit and for authorisations in connection with creations, alterations, liquidations and mergers within the Fund, as well as any other fees paid to the audit firm for services provided in relation to the administration of the Fund and as permitted by law;
 - d) Fees for legal consultants, tax consultants and notaries in connection with the creation, registration in distribution countries, alteration, liquidation and merger of the Fund, as well as for the general safeguarding of the interests of the Fund and its investors, insofar as this is not expressly prohibited by law;
 - e) Costs for publishing the Fund's net asset value and all costs for notices to investors, including translation costs;
 - f) Costs for the Fund's legal documents (prospectuses, KIIDs, annual and semi-annual reports, and other documents legally required in the countries of domiciliation and distribution);
 - g) Costs for the Fund's registration with any foreign supervisory authorities (if applicable), including fees payable to the foreign supervisory authorities, as well as translation costs and fees for the foreign representative or paying agent;
 - h) Expenses incurred through use of voting or creditors' rights by the Fund, including fees for external advisers;

UBS (Lux) Equity Fund
Annual Report as of 30 November 2018

- i) Costs and fees related to any intellectual property registered in the Fund's name, or to the Fund's rights of usufruct;
- j) all expenses arising in connection with any extraordinary measures taken by the Management Company, Portfolio Manager or Depositary to protect the interests of the investors;
- k) if the Management Company participates in class-action suits in the interests of investors, it may charge expenses arising in connection with third parties (e.g. legal and Depositary costs) to the Fund's assets. Furthermore, the Management Company may bill for all administrative costs, provided these are verifiable, and disclosed and accounted for in the Fund's published total expense ratio (TER).

3. The Management Company may pay trailer fees for the distribution of the Fund.

All taxes on the Fund's income and assets, particularly the "taxe d'abonnement", shall also be borne by the Fund.

For purposes of general comparability with fee rules of different fund providers that do not have a flat management fee, the term "maximum management fee" is set at 80% of the flat management fee.

For unit class F, an additional fee will also be charged; this shall be determined via a separate contract between the investor and UBS AG or one of its authorised distribution partners.

For unit class "I-B", a fee is charged to cover the costs of fund administration (comprising the costs of the Management Company, the administrative agent and the Depositary). The costs for asset management and distribution are charged outside of the Fund under a separate contract concluded directly between the investor and UBS Asset Management or one of its authorised representatives.

Costs relating to the services performed for unit classes I-X, K-X and U-X for asset management, fund administration (comprising the costs of the Management Company, the administrative agent and the Depositary) and distribution are covered by the compensation to which UBS AG is entitled under a separate contract with the investor.

All costs that can be attributed to individual subfunds will be charged to these subfunds.

Costs that can be allocated to unit classes will be charged to those unit classes. Costs pertaining to some or all subfunds/unit classes will be charged to those subfunds/unit classes in proportion to their respective net asset values.

With regard to subfunds that may invest in other UCIs or UCITS under the terms of their investment policies, fees may be incurred both at the level of the subfund as well as at the level of the relevant target fund. The management fees of the target fund in which the assets of the subfund are invested may amount to a maximum of 3%, taking into account any trailer fees.

Should a subfund invest in units of funds that are managed directly or by delegation by the Management Company itself or by another company linked to the Management Company through common management or control or through a substantial direct or indirect holding, no issue or redemption charges may be charged to the investing subfund in connection with these target fund units.

Details on the Fund's ongoing charges can be found in the KIID.

Note 3 – Taxe d'abonnement

In accordance with the law and the regulations currently in force, the Fund is subject to a subscription tax at the annual rate of 0.05%, for some unit classes only a reduced "taxe d'abonnement" of 0.01% p.a., payable quarterly and calculated on the basis of the net assets of each subfund at the end of each quarter.

The taxe d'abonnement is waived for that part of the Fund assets invested in units or shares of other undertakings for collective investment that have already paid the taxe d'abonnement in accordance with the statutory provisions of Luxembourg law.

Note 4 – Related party transactions

The volume of securities and money-market transactions undertaken via a broker that is an affiliate of the Management Company, the Portfolio Manager or the Board of Directors and the Management Company for the financial year from 1 December 2017 to 30 November 2018 for the following subfunds licensed for sale in Hong Kong is:

UBS (Lux) Equity Fund	Volume of transactions in equities and equity-like securities with related parties	As a percentage of the total of security transactions
– Asian Consumption (USD)	21 451 941.73 USD	16.59 %
– Australia (AUD)	877 913.69 AUD	0.56 %
– China Opportunity (USD)	725 031 185.92 USD	13.91 %
– Euro Countries Opportunity (EUR)	18 530 427.16 EUR	1.29 %
– European Opportunity (EUR)	33 316 202.74 EUR	2.27 %
– Greater China (USD)	112 116 212.07 USD	13.28 %
– Tech Opportunity (USD)*	3 494 736.06 USD	0.57 %

* formerly UBS (Lux) Equity Fund – Global Multi Tech (USD)

UBS (Lux) Equity Fund	Commissions on transactions in equities and equity-like securities with related parties	As a percentage of the total commissions
– Asian Consumption (USD)	33 784.07 USD	22.48%
– Australia (AUD)	457.01 AUD	0.37%
– China Opportunity (USD)	987 775.80 USD	20.22%
– Euro Countries Opportunity (EUR)	32 400.17 EUR	2.82%
– European Opportunity (EUR)	6 059.00 EUR	0.56%
– Greater China (USD)	149 502.87 USD	19.57%
– Tech Opportunity (USD)*	1 307.50 USD	0.65%

* Formerly UBS (Lux) Equity Fund – Global Multi-Tech (USD)

Note 5 – Income distribution

In accordance with Article 10 of the Management Regulations, once the annual accounts are closed the Management Company will decide whether and to what extent distributions are to be paid out by each subfund. The payment of distributions must not result in the net assets of the fund falling below the minimum amount for fund assets laid down by law. If distributions are made, payment will be effected within four months of the end of the financial year.

The Management Company is authorized to pay interim dividends and to suspend the payment of distributions.

An income equalisation amount will be calculated so that the distribution corresponds to the actual income entitlement.

Note 6 – Soft commission arrangements

During the financial year from 1 December 2017 until 30 November 2018 no “soft commission arrangements” were entered into on behalf of UBS (Lux) Equity Fund and “soft commissions” amount to nil.

Note 7 – Total Expense Ratio (TER)

This ratio was calculated in accordance with the Swiss Funds & Asset Management Association (SFAMA) “Guidelines on the calculation and disclosure of the TER” in the current version and expresses the sum of all costs and commissions charged on an ongoing basis to the net assets (operating expenses) taken retrospectively as a percentage of the net assets.

TER for the last 12 months:

UBS (Lux) Equity Fund	Total Expense Ratio (TER)
– Asian Consumption (USD) I-B-acc	0.17%
– Asian Consumption (USD) (EUR) N-acc	2.82%
– Asian Consumption (USD) P-acc	2.11%
– Asian Consumption (USD) (CHF hedged) P-acc	2.11%
– Asian Consumption (USD) (SGD) P-acc	2.11%

UBS (Lux) Equity Fund	Total Expense Ratio (TER)
– Asian Consumption (USD) Q-acc	1.09%
– Asian Consumption (USD) (CHF hedged) Q-acc	1.09%
– Australia (AUD) P-acc	1.57%
– Australia (AUD) Q-acc	0.91%
– Australia (AUD) U-X-acc	0.02%
– Biotech (USD) P-acc	2.11%
– Biotech (USD) Q-acc	1.08%
– Canada (CAD) P-acc	1.57%
– Canada (CAD) Q-acc	0.91%
– China Opportunity (USD) F-acc	1.02%
– China Opportunity (USD) I-A1-acc	1.22%
– China Opportunity (USD) I-B-acc	0.20%
– China Opportunity (USD) (EUR) I-B-acc	0.20%
– China Opportunity (USD) K-1-acc	1.77%
– China Opportunity (USD) (HKD) K-1-acc	1.77%
– China Opportunity (USD) K-X-acc	0.07%
– China Opportunity (USD) P-acc	2.40%
– China Opportunity (USD) (AUD hedged) P-acc	2.40%
– China Opportunity (USD) (HKD) P-acc	2.41%
– China Opportunity (USD) (RMB hedged) P-acc	2.41%
– China Opportunity (USD) (SEK) P-acc	2.42%
– China Opportunity (USD) (SGD) P-acc	2.40%
– China Opportunity (USD) P-mdist	2.40%
– China Opportunity (USD) (AUD hedged) P-mdist	2.39%
– China Opportunity (USD) (HKD) P-mdist	2.41%
– China Opportunity (USD) Q-acc	1.46%
– China Opportunity (USD) (HKD) Q-acc	1.46%
– China Opportunity (USD) (RMB hedged) Q-acc	1.47%
– China Opportunity (USD) (SGD) Q-acc	1.46%
– Euro Countries Opportunity (EUR) I-A1-acc	0.78%
– Euro Countries Opportunity (EUR) I-B-acc	0.09%
– Euro Countries Opportunity (EUR) I-X-acc	0.03%
– Euro Countries Opportunity (EUR) P-acc	1.87%
– Euro Countries Opportunity (EUR) Q-acc	0.97%
– Euro Countries Opportunity (EUR) U-X-acc	0.03%
– European Opportunity (EUR) I-A1-acc	1.04%
– European Opportunity (EUR) I-A2-acc	0.97%
– European Opportunity (EUR) I-A3-acc	0.85%
– European Opportunity (EUR) P-acc	2.11%
– European Opportunity (EUR) (USD hedged) P-acc	2.11%
– European Opportunity (EUR) Q-acc	1.09%
– European Opportunity (EUR) (USD hedged) Q-acc	1.09%
– European Opportunity (EUR) U-X-acc	0.03%
– Global Sustainable (USD) I-A1-acc	0.75%
– Global Sustainable (USD) (EUR) I-B-acc	0.09%
– Global Sustainable (USD) (JPY hedged) I-B-acc	0.09%
– Global Sustainable (USD) I-X-acc	0.02%
– Global Sustainable (USD) (CAD) I-X-acc	0.02%
– Global Sustainable (USD) P-acc	2.10%
– Global Sustainable (USD) (EUR) P-dist	2.09%
– Global Sustainable (USD) Q-acc	1.08%
– Global Sustainable (USD) (EUR) Q-acc	1.09%
– Global Sustainable Innovators (EUR) I-A2-acc	0.85%
– Global Sustainable Innovators (EUR) P-acc	2.11%
– Global Sustainable Innovators (EUR) Q-acc	1.09%
– Greater China (USD) F-acc	0.91%
– Greater China (USD) I-A1-acc	1.08%
– Greater China (USD) I-X-acc	0.03%

UBS (Lux) Equity Fund
Annual Report as of 30 November 2018

UBS (Lux) Equity Fund	Total Expense Ratio (TER)
- Greater China (USD) (EUR) N-acc	2.80%
- Greater China (USD) P-acc	2.41%
- Greater China (USD) (CHF hedged) P-acc	2.40%
- Greater China (USD) (EUR hedged) P-acc	2.41%
- Greater China (USD) (SGD) P-acc	2.41%
- Greater China (USD) Q-acc	1.27%
- Greater China (USD) (CHF hedged) Q-acc	1.27%
- Greater China (USD) (EUR hedged) Q-acc	1.27%
- Health Care (USD) P-acc	2.10%
- Health Care (USD) Q-acc	1.09%
- Japan (JPY) I-A1-acc	0.73%
- Japan (JPY) P-acc	1.57%
- Japan (JPY) Q-acc	1.09%
- Mid Caps Europe (EUR) I-B-acc	0.10%
- Mid Caps Europe (EUR) P-acc	1.99%
- Mid Caps Europe (EUR) Q-acc	1.09%
- Mid Caps USA (USD) I-B-acc	0.09%
- Mid Caps USA (USD) P-acc	1.86%
- Mid Caps USA (USD) (CHF hedged) P-acc	1.86%
- Mid Caps USA (USD) Q-acc	1.08%
- Mid Caps USA (USD) (CHF hedged) Q-acc	1.08%
- Small Caps USA (USD) F-acc	0.80%
- Small Caps USA (USD) P-acc	1.86%
- Small Caps USA (USD) Q-acc	1.09%
- Tech Opportunity (USD) P-acc*	2.10%
- Tech Opportunity (USD) (CHF hedged) P-acc*	2.10%
- Tech Opportunity (USD) (EUR hedged) P-acc*	2.10%
- Tech Opportunity (USD) Q-acc*	1.08%
- Tech Opportunity (USD) (CHF hedged) Q-acc*	1.08%
- Tech Opportunity (USD) (EUR hedged) Q-acc*	1.08%
- USA Multi Strategy (USD) P-acc	1.87%
- USA Multi Strategy (USD) Q-acc	1.07%

* Formerly UBS (Lux) Equity Fund - Global Multi Tech (USD)

The TER for classes of units which were active less than a 12 month period are annualised.

Transaction costs and any other costs incurred in connection with currency hedging are not included in the TER.

Note 8 – Transaction costs

Transaction costs include brokerage fees, stamp duty, local taxes and other foreign charges if incurred during the period. Transaction fees are included in the cost of securities purchased and sold.

For the financial year ended on 30 November 2018, the fund incurred transaction costs relating to purchase or sale of investments in securities and similar transactions as follows:

UBS (Lux) Equity Fund	Transaction costs
- Asian Consumption (USD)	245 516.74 USD
- Australia (AUD)	129 361.15 AUD
- Biotech (USD)	509 222.58 USD
- Canada (CAD)	81 722.94 CAD
- China Opportunity (USD)	7 896 790.59 USD
- Euro Countries Opportunity (EUR)	1 149 997.06 EUR

UBS (Lux) Equity Fund
Annual Report as of 30 November 2018

The notes are an integral part of the financial statements.

UBS (Lux) Equity Fund	Transaction costs
- European Opportunity (EUR)	1 074 126.52 EUR
- Global Sustainable (USD)	250 846.80 USD
- Global Sustainable innovators (EUR)	110 704.36 EUR
- Greater China (USD)	1 311 836.99 USD
- Health Care (USD)	121 428.45 USD
- Japan (JPY)	4 137 146 JPY
- Mid Caps Europe (EUR)	186 602.83 EUR
- Mid Caps USA (USD)	101 210.00 USD
- Small Caps USA (USD)	35 770.09 USD
- Tech Opportunity (USD)*	204 917.30 USD
- USA Multi Strategy (USD)	28 179.03 USD

* Formerly UBS (Lux) Equity Fund - Global Multi Tech (USD)

Not all transaction costs are separately identifiable. For fixed income investments, forward currency contracts and other derivative contracts, transaction costs will be included in the purchase and sale price of the investment. Whilst not separately identifiable these transaction costs will be captured within the performance of each subfunds.

Note 9 – Name Change

The subfund UBS (Lux) Equity Fund – Global Multi Tech (USD) changed its name to UBS (Lux) Equity Fund – Tech Opportunity (USD) with effect 3 August 2018.

Note 10 – Applicable law, place of performance and authoritative language

The Luxembourg District Court is the place of performance for all legal disputes between the unitholders, the Management Company and the Depositary. Luxembourg law applies. However, in matters concerning the claims of investors from other countries, the Management Company and/or the Depositary can elect to make themselves and the Fund subject to the jurisdiction of the countries in which the Fund units were bought and sold.

The German version of these financial statements is the authoritative version and only this version was audited by the auditor. However, in the case of units sold to investors from the other countries in which Fund units can be bought and sold, the Management Company and the Depositary may recognize approved translations (i.e. approved by the Management Company and the Depositary) into the languages concerned as binding upon themselves and the Fund.

Note 11 – OTC-Derivatives and Securities Lending

If the Fund enters into OTC transactions, it may be exposed to risks related to the creditworthiness of the OTC counterparties: when the Fund enters into futures contracts, options and swap transactions or uses other derivative techniques it is subject to the risk that an OTC counterparty may not meet (or cannot meet) its obligations under a specific or multiple contracts. Counterparty risk can be reduced by depositing a security. If the Fund is owed a security pursuant to an applicable agreement, such security shall be held in custody by the Depositary in favour of the Fund. Bankruptcy and insolvency events or other credit events with the OTC counterparty, the Depositary or within their subdepository/correspondent bank network may result in the rights or recognition of the Fund in connection with the security to be delayed, restricted or even eliminated, which would force the Fund to fulfill its obligations in the framework of the OTC transaction, in spite of any security that had previously been made available to cover any such obligation.

The Fund may lend portions of its securities portfolio to third parties. In general, lendings may only be effected via recognized clearing houses such as Clearstream International or Euroclear, or through the intermediary of prime financial institutions that specialise in such activities and in the modus specified by them. Collateral is received in relation to securities lent. Collateral is composed of high quality securities in an amount typically at least equal to the market value of the securities loaned.

UBS Europe SE, Luxembourg Branch acts as securities lending agent.

OTC-Derivatives*

The OTC-derivatives of the below subfunds with no collateral have margin accounts instead.

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Equity Fund – Asian Consumption (USD)		
Westpac Banking Corp	46 819.95 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Equity Fund – China Opportunity (USD)		
Citibank	-1 017.22 USD	0.00 USD
HSBC	374 460.14 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	-47 687.32 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Equity Fund – European Opportunity (EUR)		
Morgan Stanley	2 658.13 EUR	0.00 EUR
UBS AG	-278.34 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Equity Fund – Global Sustainable (USD)		
Citibank	-3.02 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	2 851.15 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Equity Fund – Greater China (USD)		
Morgan Stanley	207 939.44 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	161 933.61 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Equity Fund – Mid Caps USA (USD)		
Bardays	34.61 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	-541.33 USD	0.00 USD
J.P. Morgan	199.06 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	-2 688.21 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Equity Fund – Tech Opportunity (USD)**		
Bardays	-157.99 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	1 644.27 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	-27 949.97 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	453.24 USD	0.00 USD

* Derivatives traded on an official exchange are not included in this table as they are guaranteed by a clearing house. In the event of a counterparty default the clearing house assumes the risk of loss.

** formerly UBS (Lux) Equity Fund – Global Multi Tech (USD)

UBS (Lux) Equity Fund
Annual Report as of 30 November 2018

Securities Lending

UBS (Lux) Equity Fund	Counterparty Exposure from Securities Lending as of 30 November 2018		Collateral Breakdown (Weight in %) as of 30 November 2018		
	Market value of Securities lent	Collateral (UBS Switzerland AG)	Equities	Bonds	Cash
- Asian Consumption (USD)	21 678 888.69 USD	22 840 053.10 USD	43.28	56.72	0.00
- Australia (AUD)	13 972 988.25 AUD	14 721 409.31 AUD	43.28	56.72	0.00
- Biotech (USD)	358 687 808.40 USD	377 899 841.13 USD	43.28	56.72	0.00
- Canada (CAD)	16 989 140.21 CAD	17 899 112.37 CAD	43.28	56.72	0.00
- China Opportunity (USD)	1 197 221 950.39 USD	1 261 347 540.25 USD	43.28	56.72	0.00
- Euro Countries Opportunity (EUR)	120 131 716.73 EUR	126 566 210.51 EUR	43.28	56.72	0.00
- European Opportunity (EUR)	47 942 967.08 EUR	50 510 887.79 EUR	43.28	56.72	0.00
- Global Sustainable (USD)	68 355 443.94 USD	72 016 697.53 USD	43.28	56.72	0.00
- Global Sustainable Innovators (EUR)	31 934 608.95 EUR	33 645 090.15 EUR	43.28	56.72	0.00
- Greater China (USD)	147 273 539.18 USD	155 161 802.98 USD	43.28	56.72	0.00
- Health Care (USD)	22 394 585.34 USD	23 594 083.89 USD	43.28	56.72	0.00
- Japan (JPY)	754 725 271 JPY	795 149 858 JPY	43.28	56.72	0.00
- Mid Caps Europe (EUR)	32 533 264.52 EUR	34 275 810.90 EUR	43.28	56.72	0.00
- Mid Caps USA (USD)	44 001 230.59 USD	46 358 024.05 USD	43.28	56.72	0.00
- Small Caps USA (USD)	26 314 320.09 USD	27 723 767.43 USD	43.28	56.72	0.00
- Tech Opportunity (USD)*	89 366 316.58 USD	94 152 954.32 USD	43.28	56.72	0.00
- USA Multi Strategy (USD)	20 127 820.42 USD	21 205 906.53 USD	43.28	56.72	0.00

* Formerly UBS (Lux) Equity Fund - Global Multi Tech (USD)

UBS (Lux) Equity Fund
Annual Report as of 30 November 2018

The notes are an integral part of the financial statements.

123

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（アジア・コンサンプション（米ドル））

（2020年2月末日現在）

資産総額	141,931,588.70米ドル	15,531,574千円
負債総額	503,269.33米ドル	55,073千円
純資産総額（ - ）	141,428,319.37米ドル	15,476,501千円
発行済口数	476,401.359口	
1口当たりの純資産価格	141.14米ドル	15,445円

（注）「発行済口数」および「1口当たりの純資産価格」は日本で販売しているクラスのみ記載している。以下同じ。

（ヨーロピアン・オポチュニティ（ユーロ））

（2020年2月末日現在）

資産総額	396,963,888.74ユーロ	47,762,695千円
負債総額	8,691,245.42ユーロ	1,045,731千円
純資産総額（ - ）	388,272,643.32ユーロ	46,716,964千円
発行済口数	207,660.086口	
1口当たりの純資産価格	847.47ユーロ	101,968円

（グレーター・チャイナ（米ドル））

（2020年2月末日現在）

資産総額	1,325,763,638.52米ドル	145,078,315千円
負債総額	21,025,627.05米ドル	2,300,834千円
純資産総額（ - ）	1,304,738,011.47米ドル	142,777,481千円
発行済口数	1,637,100.392口	
1口当たりの純資産価格	495.63米ドル	54,237円

（スモール・キャップスUSA（米ドル））

（2020年2月末日現在）

資産総額	41,022,800.50米ドル	4,489,125千円
負債総額	1,016,830.55米ドル	111,272千円
純資産総額（ - ）	40,005,969.95米ドル	4,377,853千円
発行済口数	42,491.988口	
1口当たりの純資産価格	865.15米ドル	94,673円

（USサステナブル（米ドル））

（2020年2月末日現在）

資産総額	65,927,057.16米ドル	7,214,398千円
負債総額	73,831.10米ドル	8,079千円
純資産総額（ - ）	65,853,226.06米ドル	7,206,319千円
発行済口数	295,107.602口	
1口当たりの純資産価格	200.19米ドル	21,907円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（1）ファンド証券の名義書換

ファンド証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 ノーザン・トラスト・グローバル・サービスS E

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、セニガーベルグL - 1748、ルー・ヘンメル通り6番

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は徴収されない。

（2）受益者集会

受益者集会は開催されない。

（3）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

ファンドの受益証券は、米国人である投資者に対して、募集、譲渡または交付が行われない。米国人とは以下の者である。

- （ ）1986年米国内国歳入法（改正済）第7701条(a)(30)およびこれに基づき公布された財務省規則に規定する米国人
- （ ）1933年米国証券取引法レギュレーションSに規定する米国人（連邦規則集第17編第230.902(k)条）
- （ ）米国商品先物取引委員会規則ルール4.7に規定する非米国人ではない者（連邦規則集第17編第4.7(a)(1)()条）
- （ ）1940年米国投資顧問法（改正済）ルール202(a)(30)-1に規定する米国にいる者
- （ ）米国人がファンドに投資できるようにする目的で設立された信託、事業体またはその他の組織

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（1）資本金の額

株式資本の13,000,000ユーロ（約15億6,416万円）は、1株2,000ユーロ（24万640円）の株式6,500株によって表章される。2020年2月末日現在、全ての株式は全額払込済みである。

最近5年間における資本金の額の増減は以下のとおりである。

2014年3月末日現在	13,000,000ユーロ
2015年3月末日現在	13,000,000ユーロ
2016年2月末日現在	13,000,000ユーロ
2017年2月末日現在	13,000,000ユーロ
2018年2月末日現在	13,000,000ユーロ
2019年2月末日現在	13,000,000ユーロ
2020年2月末日現在	13,000,000ユーロ

（2）会社の機構

定款に基づき、管理会社は、株主総会によって任命される3名以上の取締役（株主であるか否かを問わない。）から成る取締役会により運営される。株主総会は、取締役の員数および報酬を定めるものとし、いつでも取締役を解任することができる。

取締役会は、互選により会長1名を選任し、適切とみなされる場合は、一または複数の副会長を選任するものとする。最初の会長は、特例により、株主総会により直接任命されるものとする。

取締役会は、会長の招集により、または、会長が行為できない場合は、副会長の招集により、または、副会長が不在の場合は、最年長の取締役の招集により、開催されるものとする。

取締役会は、管理会社の利益のために必要とされる場合および2名以上の取締役が要求した場合に招集されるものとする。取締役会は、会長が議長を務め、または、会長が行為できない場合は、副会長が議長を務め、または、副会長が不在の場合は、最年長の取締役が議長を務めるものとする。

取締役会は、その構成員の過半数が本人または代理人により出席する場合にのみ、有効に審議を行い、決定を行うものとする。

決定は、本人または代理人により出席する構成員の単純過半数によって行われるものとする。可否同数の場合、当該取締役会の議長を務める者が決定票を有するものとする。

行為することができない取締役または欠席する取締役は、海外電信、テレックスまたはファクシミリにより、取締役会のいずれかの構成員に対し、取締役会において当該取締役を代理し、当該取締役の代わりに議決を行う権限を書面により付与することができる。取締役は、一または複数の構成員を代理することができる。

取締役会の全構成員により合意された全ての決定は、一または複数の個別の文書に関する決定を含め、当該決定が取締役会によって行われた場合と同様の効力を有するものとする。かかる決定の日付は、最後の署名がなされた日とする。

取締役会は、法律、定款または運用するUCIまたはAIFの約款により規定される制限のみに従い、管理会社の目的を達成するために必要または有効なあらゆる行為を遂行する権限を有する。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の主な目的は、複数の要素から構成され得るルクセンブルグまたはルクセンブルグ外の法律に準拠する、2010年法の意味の範囲内における投資信託（UCI）またはオルタナティブ投資信託運用者に関する2013年7月12日法の意味の範囲内におけるオルタナティブ投資信託（AIF）を設立、販売、管理、運営しおよびこれに対する助言を行い、当該UCIまたはAIFの証券を表象または記録する証券または確認書を発行することである。

管理会社は、投資信託に関する2010年法第15条に規定する制限の範囲内において、直接または間接的に、当該目的に関連する取引を行うことができる。

管理会社は、ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却および申込みならびにファンド資産に直接または間接に付随するすべての権利の行使を含む管理・運用業務を行う。

管理会社は、ファンド資産の運用を投資運用会社であるUBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド（ロンドン）、UBSアセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド（シンガポール）、UBSアセット・マネジメント（アメリカス）インク（シカゴ）およびUBSアセット・マネジメント（ホンコン）リミテッド（ホンコン）に委託しており、またファンド資産の保管業務および支払事務代行をUBSヨーロッパルクセンブルグ支店に、所在地事務・管理事務代行および登録・名義書換事務代行をノーザン・トラスト・グローバル・サービスSEに委託している。

管理会社は、2020年2月末日現在、以下の投資信託／投資法人の管理・運用を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	オープン・エンド型 投資信託／投資法人	362	536,589,800.73オーストラリア・ドル
			2,828,968,780.13カナダドル
			11,791,710,281.51スイス・フラン
			3,468,874,954.83中国元
			976,616,258.37デンマーク・クローネ
			44,601,016,597.49ユーロ
			2,142,900,206.67英ポンド
			376,874,077.99香港ドル
			324,382,216,983.82日本円
			54,441,955.43シンガポール・ドル
アイルランド	オープン・エンド型 投資信託／投資法人	35	112,721,386,963.11米ドル
			428,919,144.87オーストラリア・ドル
			550,689,803.39スイス・フラン
			2,897,539,974.21ユーロ
			1,997,516,850.11英ポンド
			14,832,814,760.29米ドル

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づいて、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定を適用して管理会社によって作成された財務書類の原文を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c. 管理会社の原文の財務書類はユーロで表示されています。日本文の財務書類には、2020年2月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝120.32円）で換算された円換算額が併記されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
貸借対照表

2019年12月31日および2018年12月31日現在

	注記	2019年12月31日		2018年12月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
A．未払込資本		0.00	0	0.00	0
B．創業費		0.00	0	0.00	0
C．固定資産		5,619,778.73	676,172	13,930,359.53	1,676,101
．無形資産	3	5,619,778.73	676,172	13,930,359.53	1,676,101
1．開発費		0.00	0	0.00	0
3．有価約因として取得された 範囲内ののれん		5,619,778.73	676,172	13,930,359.53	1,676,101
4．事前支払額および無形資産仮勘定		0.00	0	0.00	0
．有形資産		0.00	0	0.00	0
1．土地および建物		0.00	0	0.00	0
2．工場および機械		0.00	0	0.00	0
3．その他の什器・備品、器具 および機器		0.00	0	0.00	0
4．事前支払額および建設仮勘定		0.00	0	0.00	0
D．流動資産		216,211,012.66	26,014,509	164,026,118.10	19,735,623
．棚卸資産		0.00	0	0.00	0
．債権		57,189,419.87	6,881,031	34,340,474.43	4,131,846
1．売掛金	4	53,584,938.90	6,447,340	34,311,997.40	4,128,420
a) 1年以内に期限到来		53,584,938.90	6,447,340	34,311,997.40	4,128,420
b) 1年を超えて期限到来		0.00	0	0.00	0
2．関連会社に対する債権	5	3,604,480.97	433,691	28,477.03	3,426
a) 1年以内に期限到来		3,604,480.97	433,691	28,477.03	3,426
b) 1年を超えて期限到来		0.00	0	0.00	0
3．参加持分に連動する 関連会社に対する債権		0.00	0	0.00	0
．投資	6	122,758.33	14,770	97,506.32	11,732
1．関連会社持分		0.00	0	0.00	0
2．自己株式		0.00	0	0.00	0
3．その他の投資		122,758.33	14,770	97,506.32	11,732
．銀行預金および手元現金	7	158,898,834.46	19,118,708	129,588,137.35	15,592,045
E．前払金		534,849.89	64,353	873,314.38	105,077
資産合計		222,365,641.28	26,755,034	178,829,792.01	21,516,801

注記は、年次財務書類と不可分なものです。

	注記	2019年12月31日		2018年12月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資本金および負債					
A. 資本金および準備金		44,120,076.96	5,308,528	42,287,104.81	5,087,984
・ 払込資本金	8	13,000,000.00	1,564,160	13,000,000.00	1,564,160
・ 資本剰余金		0.00	0	0.00	0
・ 再評価積立金		0.00	0	0.00	0
・ 準備金	9	8,413,300.00	1,012,288	8,613,300.00	1,036,352
1. 法定準備金		1,300,000.00	156,416	1,300,000.00	156,416
2. 自己株式に対する準備金		0.00	0	0.00	0
3. 定款に規定された準備金		0.00	0	0.00	0
4. 公正価値準備金を含む その他の準備金		7,113,300.00	855,872	7,313,300.00	879,936
a) その他の分配可能準備金		150,000.00	18,048	150,000.00	18,048
b) その他の分配不能準備金		6,963,300.00	837,824	7,163,300.00	861,888
・ 繰越損益		73,804.81	8,880	76,024.94	9,147
・ 当期損益		22,632,972.15	2,723,199	20,597,779.87	2,478,325
・ 中間配当金		0.00	0	0.00	0
・ 資本投資助成金		0.00	0	0.00	0
B. 引当金		2,577,912.46	310,174	1,646,209.84	198,072
1. 年金および類似の債務に対する 引当金		0.00	0	0.00	0
2. 納税引当金	10	2,577,912.46	310,174	1,646,209.84	198,072
3. その他の引当金		0.00	0	0.00	0
C. 債務		175,667,651.86	21,136,332	134,896,477.36	16,230,744
1. 社債		0.00	0	0.00	0
2. 金融機関に対する債務		0.00	0	0.00	0
3. 棚卸資産からの控除として 区分表示される範囲の注文前受金		0.00	0	0.00	0
4. 買掛金		0.00	0	0.00	0
5. 未払為替手形		0.00	0	0.00	0
6. 関連会社に対する債務		138,913,599.31	16,714,084	113,102,326.09	13,608,472
a) 1年以内に期限到来	11, 12	138,913,599.31	16,714,084	29,150,138.87	3,507,345
b) 1年を超えて期限到来		0.00	0	83,952,187.22	10,101,127
8. その他の債務	13	36,754,052.55	4,422,248	21,794,151.27	2,622,272
a) 税金債務		100,815.46	12,130	70,750.24	8,513
b) 社会保障債務		334,020.67	40,189	179,346.15	21,579
c) その他の債務		36,319,216.42	4,369,928	21,544,054.88	2,592,181
) 1年以内に期限到来		36,319,216.42	4,369,928	21,544,054.88	2,592,181
) 1年を超えて期限到来		0.00	0	0.00	0
D. 繰延収益		0.00	0	0.00	0
資本金、準備金および負債合計		222,365,641.28	26,755,034	178,829,792.01	21,516,801

注記は、年次財務書類と不可分なものです。

（２）【損益計算書】

UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
損益計算書

2019年12月31日および2018年12月31日に終了した年度

		2019年 1 月 1 日から 2019年12月31日まで		2018年 1 月 1 日から 2018年12月31日まで	
	注記	ユーロ	千円	ユーロ	千円
1 . 純取引高	14	806,953,402.76	97,092,633	745,032,647.06	89,642,328
4 . その他の営業収益		595,747.27	71,680	388,668.05	46,765
5 . 原材料ならびに消耗品および その他の外部費用	15	743,333,142.48	89,437,844	691,589,624.24	83,212,064
a) 原材料および消耗品		0.00	0	0.00	0
b) その他の外部費用		743,333,142.48	89,437,844	691,589,624.24	83,212,064
6 . 人件費	16	7,018,605.23	844,479	4,683,714.99	563,545
a) 賃金および給与		6,031,940.09	725,763	4,029,792.42	484,865
b) 社会保障費		929,095.57	111,789	598,805.08	72,048
) 年金に関連するもの		614,122.80	73,891	424,652.40	51,094
) その他の社会保障費		314,972.77	37,898	174,152.68	20,954
c) その他の人件費		57,569.57	6,927	55,117.49	6,632
7 . 評価額調整		13,388,634.80	1,610,921	8,310,580.80	999,929
a) 創業費ならびに有形固定資産および 無形固定資産に関連するもの		13,388,634.80	1,610,921	8,310,580.80	999,929
b) 流動資産に関連するもの		0.00	0	0.00	0
8 . その他の営業費用	17	4,188,235.52	503,928	2,244,522.53	270,061
11 . 受取利息および類似収益		199,709.59	24,029	110,588.05	13,306
a) 関連会社に関連するもの		199,709.59	24,029	110,588.05	13,306
b) その他の受取利息および類似収益		0.00	0	0.00	0
14 . 支払利息および類似費用		11,390,890.83	1,370,552	11,630,977.68	1,399,439
a) 関連会社に関連するもの	12	11,054,281.39	1,330,051	11,537,715.71	1,388,218
b) その他の支払利息および類似費用		336,609.44	40,501	93,261.97	11,221
15 . 損益にかかる税金	10	5,796,378.61	697,420	6,474,703.05	779,036
16 . 税引後損益		22,632,972.15	2,723,199	20,597,779.87	2,478,325
17 . 前科目に含まれないその他の税金	10	0.00	0	0.00	0
18 . 当期損益		22,632,972.15	2,723,199	20,597,779.87	2,478,325

注記は、年次財務書類と不可分なものです。

年次財務書類に対する注記 - 2019年12月31日

注1 - 概要

UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「当社」といいます。）は、ルクセンブルグの法律に準拠して、存続期間を無期限とするソシエテ・アノニム（公開有限責任会社）として、2010年7月1日に設立されました。当社は、ルクセンブルグで登記され、2010年8月1日に営業を開始しました。当社は当初、スイスで設立された銀行であるユービーエス・エイ・ジーの全額出資子会社でした。

当社の登記上の事務所の所在地は、ルクセンブルグ L - 1855、J . F . ケネディ通り33A番です。

当社の目的は、2010年12月17日の投資信託に関する法律（改正済）（以下「2010年法」といいます。）の第15章の規定に従って、管理業務を行うことにあります。

2013年10月30日以降、当社の目的は、2013年7月12日のオルタナティブ投資信託に関する法律の第2章第5条の規定に従って、管理業務を行うことに拡張されています。許可された活動は、ポートフォリオの運用、管理事務および販売です。2018年12月19日以降、当社はまた、ポートフォリオ任運用業務の認可を受けています。

当社は、2016年4月28日以降、UBSアセット・マネジメント・エイ・ジー（スイス・チューリッヒ）の全額出資子会社であり、UBSグループの連結勘定に組み込まれています。UBSグループ・エイ・ジーの連結年次財務書類は、スイス、チューリッヒ CH - 8098、UBSグループ・エイ・ジーにて入手することができます。

注2 - 重要な会計方針の要約

本年次財務書類は、ルクセンブルグ大公国において一般に認められた会計原則ならびに法律および規則の要件に従って作成されています。

2019年および2018年の会計年度間においてより高い比較可能性を確保するために、過年度の特定の数値が再分類されています。この再分類は、2019年および2018年の会計年度の当社の業績に影響を与えるものではありません。

具体的には、下記の会計方針が使用されています。

外貨換算

当社は、ユーロ（EUR）で会計処理を行っており、本年次財務書類は当該通貨を用いて作成されています。

有形および無形資産を除く外貨建資産および負債は、貸借対照表日の決算レートで貸借対照表の通貨に換算されています。

有形および無形資産は、購入日の為替レートでユーロに換算されています。

損益計算書には、為替レートの変動により生じるすべての実現損益および未実現損益が含まれます。

外貨建収益および費用は、当該収益および費用が記帳された月の末日の為替レートでユーロに換算されています。

有形および無形資産

有形および無形資産は、当初購入価格から減価償却累計額を控除した金額で評価されます。減価償却は、各項目の標準耐用年数にわたり定額法で計算されます。資産が減損の傾向にある場合には、これにしたがって残存価額が調整されます。

債権

未収金は、名目価額から必要な調整価額を控除して計上されています。

投資

投資は、貸借対照表日付において取得原価または市場価格のいずれか低い方で評価されています。

負債・費用性引当金

明確なリスクおよび不確実な負債に対して引当金が計上されています。

債務

債務は、返済額で計上されます。

収益

収益は、一般的に、発生主義に基づいて計上されます。

見積りの使用

ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に基づいて、取締役会は、当年度に報告された資産および負債の金額ならびに損益計算書において報告された金額に影響を与える見積りを行わなければなりません。当該会計見積りは、取締役会による最善の判断を反映するものであり、実際の結果はこれらの見積りとは異なることがあります。

注3 - 無形資産

当社は、2010年9月15日にファンド管理業務譲渡契約を締結し、以下のUBSの投資信託の管理会社の事業を90,874,000.00ユーロで取得しました。

- UBSマネー・マーケット・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
- UBSエクイティ・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
- UBSストラテジー・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
- UBSボンド・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
- UBSフォーカスト・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
- UBSインスティテューショナル・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
- UBSミディアム・ターム・ボンド・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
- UBSセクター・ポートフォリオ・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
- UBSエマージング・エコノミーズ・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
- UBSショート・ターム・インベスト・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
- UBSイスラミック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

当該購入価格は、インカム・アプローチ（配当ディスカウント・モデル）を使用して決定された当該譲渡事業の時価を表象しています。関連する無形資産は、対応する借入金（注記12を参照のこと。）と同じ10年間にわたって償却されます。

2011年10月にUBS（Lux）イスラミック・ファンドを償還することおよび2011年11月にUBSセクター・ポートフォリオを償還することが、それぞれの取締役会によって決定されました。さらに、フォーカスト・ファンドの一部のサブ・ファンドを償還し、既存の専門投資信託（SIF）に基本的な権限を譲渡することが決定されました。当該再構成により、当該サブ・ファンドの購入に関して2011年に無形資産7,289,774.92ユーロの減損が計上されます。

UBSアセット・マネジメントは、すべての投資運用活動をUBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「UBS FML」といいます。）に集中させるという戦略的決定を行いました。業務能力を向上させるため、UBSサード・パーティー・マネジメント・カンパニー・エス・エイは、現在の顧客および従業員の大部分をUBS FMLへ移管し、一部分をその他の現地の管理会社へ移管しました。残りの従業員の移管を含め、プロジェクトは2019年の第1半期にほぼ完了しています。この移管のためにUBS FMLは5,078,054.00ユーロの紹介手数料を支払いましたが、2019年の会計年度に全額が償却されました。

	2019年12月31日	2018年12月31日
<u>購入費用</u>		
期首残高	83,584,225.08	83,584,225.08
追加	5,078,054.00	0.00
減損	0.00	0.00
期末残高	88,662,279.08	83,584,225.08
<u>減価償却累計額</u>		
期首残高	(69,653,865.55)	(61,343,284.75)
減価償却費	(13,388,634.80)	(8,310,580.80)

期末残高	(83,042,500.35)	(69,653,865.55)
簿価純額	5,619,778.73	13,930,359.53

注4 - 売掛金

当該債権は、2019年12月16日から2019年12月31日までの期間にかかるUBSが出資するルクセンブルグ籍の大口の投資信託ならびに2019年12月分にかかるUBS（Lux）インスティテューショナル・ファンド、UBS（Lux）インスティテューショナルSICAV、UBS（Lux）インベストメントSICAVおよびETF SICAVsの管理投資信託からの未収報酬です。

さらに、当該項目にはその他の管理投資信託（主に不動産ファンドおよびプライベート・エクイティ・ファンド、アイルランド籍ファンド）およびポートフォリオ運用業務からの未収報酬が含まれます。

注5 - 関連会社に対する債権

2019年12月31日および2018年12月31日現在、当該債権は、その他のUBSの事業体に提供されたサービス費用の回収可能額を表示しています。

注6 - その他の投資

当社は、2018年の前半において少量のファンド受益証券を市場価格で購入しました。2019年12月31日現在、その他の投資は、ポートフォリオの評価を表しています。

注 7 - 銀行預金および手元現金

現金には、UBSグループに帰属する事業体に預託された144,047,048.99ユーロ（2018年：115,640,954.00ユーロ）が含まれます。

ユーロ	2019年12月31日	2018年12月31日
ユービーエス・エイ・ジー	83,000,000.00	0.00
UBSヨーロッパSE	61,047,048.99	115,640,954.00
ルクセンブルグ支店		
残高	144,047,048.99	115,640,954.00

注 8 - 発行済資本金

当社は、発行済資本金と払込済資本を合わせた10,000,000.00ユーロで設立され、1株当たり額面価額2,000ユーロの記名株式5,000株に表章されました。

2013年10月30日現在、臨時株主総会は、3,000,000.00ユーロの資本金の増加を決定しました。2019年12月31日および2018年12月31日現在、発行済資本金および払込済資本の金額は、13,000,000.00ユーロであり、1株当たり額面価額2,000ユーロの記名株式6,500株に表章されています。

注 9 - 準備金

損益の配分は、2019年4月24日現在の株主の決定に基づいています：

ユーロ	発行済資本金	法定準備金	その他の 準備金	繰越利益	当期利益	資本合計
2018年12月31日現在	13,000,000.00	13,000,000.00	7,313,300.00	76,024.94	20,597,779.87	42,287,104.81
2018年の利益配分			(1,500,000.00) 1,300,000.00	(2,220.13)	202,220.13	0.00
配当分配金					(20,800,000.00)	(20,800,000.00)
当期利益					22,632,972.15	22,632,972.15
2019年12月31日現在	13,000,000.00	13,000,000.00	7,113,300.00	73,804.81	22,632,972.15	44,120,076.96

法定準備金

ルクセンブルグの商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）の規定に基づき、その年度利益の少なくとも5%を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10%に達するまで積み立てることを要します。法定準備金は分配金として支払われることができません。

富裕税準備金

ルクセンブルグの税法は、該当年度の富裕税負債の5倍の金額に相当する分類不能な特別準備金が5年間にわたって設定されていることを条件に、富裕税を減額することを規定しています。2014年の期末現在における5,275,095ユーロの当該準備金を「その他の準備金」に含めることが、2015年4月29日現在、直近の総会で承認されました。2015年11月19日にルクセンブルグの税務当局は第47号通達を発出し、2015年以降の富裕税の減額を（当年ではなく）前年の法人税納税金額を上限とすることにしました。

2014年および2015年の会計年度においては、2014年および2015年の富裕税の減額を受けるため、2014年度および2015年度における富裕税の減少金額の5倍の金額に相当する特別準備金を計上することのみが必要です。2014年の税務申告書には、2014年度の法人税額を上限とした2014年度および2015年度における富裕税の減額の申請が含まれ、当該準備金は2017年の財務諸表に計上されます。そのため、2015年の期末現在における当該準備金は前年と変わらず5,275,095ユーロとなります。

株主は、2019年4月24日の総会において、1,300,000ユーロを当該特別準備金に割り当てることを決定しました。2019年12月31日現在、特別準備金の総額は、2013年の1,500,000ユーロの解除を考慮に入れた上で、6,963,300ユーロとなります。

<u>富裕税準備金</u>	<u>ユーロ</u>
2014 / 2015年度の特別準備金	1,384,300.00
2016年度の特別準備金	1,505,000.00
2017年度の特別準備金	1,430,000.00
2018年度の特別準備金	1,344,000.00
2019年度の特別準備金	1,300,000.00
合計	6,963,300.00

注10 - 課税

当社は、ルクセンブルグの税法に準拠した課税対象法人です。

課税引当金は、以下の法人所得税（以下「C I T」といいます。）に対する負債および富裕税（以下「N W T」といいます。）に対する未収税金で構成されています。C I T（2017年度まで）およびN W T（2018年度まで）に関する査定を、2019年に受けました。

ユーロ	C I T	N W T	合計
2018年12月31日現在の引当金	1,646,209.84	-	1,646,209.84
2019年前払金	(4,864,676.00)	-	(4,864,676.00)
前年の支払額	-	-	-
2019年納税額	5,907,514.90		5,907,514.90
前年の I C C 納税額	(111,136.29)		(111,136.29)
2019年12月31日現在の引当金	2,577,912.45	-	2,577,912.45

ユーロ	C I T	N W T	合計
2017年12月31日現在の引当金	3,086,125.48	(8,025.00)	3,078,100.48
2018年前払金	(4,864,725.00)	-	(4,864,725.00)
前年の支払額	(3,049,893.69)	8,025.00	(3,041,868.69)
2018年納税額	5,797,761.56		5,797,761.56
前年の I C C 納税額	676,941.49		676,941.49
2018年12月31日現在の引当金	1,646,209.84	-	1,646,209.84

注11 - 関連会社に対する債務

2019年12月31日および2018年12月31日現在、関連会社に対する債務には、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー、UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッドおよびUBSグローバル・アセット・マネジメント（米州）アイ・エヌ・シーに対する、2019年12月分の未払ポートフォリオ運用報酬および販売報酬UBSが含まれます。

さらに、当該項目には2019年第4四半期についての管理投資信託（不動産ファンドおよびプライベート・エクイティ・ファンド、アイルランド籍ファンド）からの未収報酬が含まれます。

注12 - 関連会社からの借入金

当社は、注記3に列挙されているUBSの投資信託管理会社の事業取得資金の調達のために、プロフィット・パーテシペイティング・ローン契約をユービーエス・エイ・ジーとの間で締結しました。

2019年12月31日現在、借入金額は、83,105,808.51ユーロの元本、106,190.79ユーロ（2018年：35,781.68ユーロ）の固定利息および10,936,356.20ユーロ（2018年：810,597.03ユーロ）の変動利息です。

固定利率は、0.5%とUBS内部振替価格（売呼値）のいずれか高い方で計算されます。2019年12月31日現在、UBS内部振替価格（売呼値）（ユーロ）が0.065%であったため、適用された固定金利は0.5%でした。変動利息は、UBSの投資信託管理会社の事業取得によって生じた純利益から10%のマージンを控除したものに对应します。ローン契約は、2020年第4四半期に満期を迎えます。

ユーロ	2019年12月31日	2018年12月31日
期首残高	83,105,808.51	83,105,808.51
減額	0.00	0.00
返済	0.00	0.00
残高合計	83,105,808.51	83,105,808.51
未収固定利息	106,190.79	35,781.68
未収変動利息	10,936,356.20	810,597.03
未収利息合計	11,042,546.99	846,378.71
期末残高	94,148,355.50	83,952,187.22

注13 - その他の債務

当該項目は、以下の未払金から構成されます。

ユーロ	2019年12月31日	2018年12月31日
給与に係る源泉徴収税	100,815.46	70,750.24
付加価値税	0.00	0.00
税金合計	100,815.46	70,750.24
社会保障費	334,020.67	179,346.15
給与およびボーナス引当金	745,682.49	430,690.52
専門家報酬	324,404.80	656,686.87
キャップ費用 [*]	691,338.60	0.00
集団訴訟	5,221,945.24	1,567,477.68
委託された役割からの業務	25,058,089.01	18,835,100.30
その他	4,277,756.28	54,099.51
その他の合計	36,319,216.42	21,544,054.88
その他の債務合計	36,754,052.55	21,794,151.27

^{*} 特定のファンドでは、（総資産に対する割合により）営業費用に関する上限（キャップ）が定められています。当社は、当該上限を超えた全ての費用を負担します。

注14 - 純取引高

純取引高には、管理投資信託のために受領した総報酬の総額が含まれます。当該総報酬には、委託された役割（主に、中央管理事務会社、投資運用会社、販売事業者）に関する金額が含まれます。このような投資信託の業務提供者に支払う金額は、注記15「原材料ならびに消耗品およびその他の外部費用」において開示されています。

当社は、2019年12月31日に終了した年度に、以下の投資スキームで管理される管理会社業務を提供することにより、806,953,402.76ユーロ（2018年：745,032,647.06ユーロ）の総収益を稼得しました。

企業ストラクチャー（ルクセンブルグ籍）	A I F	企業ストラクチャー（ルクセンブルグ籍）	A I F
APPIAグローバル・インフラストラクチャー・ポートフォリオA S.C.S. SICAV-FIS	x	UBS (Lux) Sicav 1	
APPIAグローバル・インフラストラクチャー・ポートフォリオS.C.A. SICAV-FIS	x	UBS (Lux) Sicav 2	
APPIA グローバル・インフラストラクチャー・ポートフォリオ・フィーダーSCA SICAV-RAIF	x	UBS (Lux) ストラテジー-Sicav	
APPIA グローバル・インフラストラクチャー・ポートフォリオSCSp	x	UBS (Lux) ストラテジー・エクストラSicav	x
APPIA グローバル・インフラストラクチャー・ポートフォリオ・フィーダーSCA SICAV-RAIF	x	UBS ETF Sicav	
APPIA グローバル・インフラストラクチャー・ポートフォリオ・フィーダーSCSp	x	UBSグローバル・プライベート・エクイティ・グロウス フィーダーSCA, SICAV-SIF	x
		UBSグローバル・プライベート・エクイティ・グロウス SLP-SIF	x
		企業ストラクチャー（アイルランド籍）	A I F

APPIA グローバル・インフラストラクチャー・ポートフォリオSCSp	x
Archmoreインフラストラクチャー・デット・プラットフォーム, SCA-SICAV SIF	x
Archmoreインターナショナル・インフラストラクチャー・ファンド - ファンドA (USD) SCSp	x
Archmoreインターナショナル・インフラストラクチャー・ファンド - ファンドB (USD) SCSp	x
Archmoreインターナショナル・インフラストラクチャー・ファンド - ファンドC (EUR) SCSp	x
Archmore SCSp, SICAV-SIF	x
アトラスSICAV-FIS	x
BCB&パートナーズ・ファンドSICAV-SIF	x
BOSインターナショナル・ファンド	
BPERインターナショナルSICAV	
フォーカストSicav	
グローバル・オポチュニティーズ・アクセス	
グローバル・プライベート・エクイティ・グロースSCSp-SICAV-RAIF	x
Itauファンズ	
ユスケSICAV	
Kersio Lux	
Leudelangeファンド	x
マネージャー・オポチュニティーズ・アクセス	x
ミグロス・バンク (Lux) Fonds	
モビウスSICAV	
マルチ・マネージャー・アクセス	
マルチ・マネージャー・アクセス	
OnCapital SICAV	
SF (Lux) SICAV2	
SF (Lux) SICAV3	x
Steli (Lux) Sicav	
UBS (Lux) ボンドSicav	
UBS (Lux) エクイティSicav	
UBS (Lux) インスティテューショナルSicav	
UBS (Lux) インベストメントSicav	x
UBS (Lux) キー・セレクションSicav	
UBS (Lux) マネー・マーケットSicav	
UBS (Lux) リアル・エステート・ファンド・セレクション	x

キー・オルタナティブ・プラットフォームICAV	x
キー・オルタナティブ・プラットフォーム・マスターICAV	x
セレクト・オルタナティブ・ストラテジーズICAV	x
UBS (Irl) ETFピーエルシー	
UBS (Irl) ファンド・ピーエルシー	
UBS (Irl) インベスター・セレクション・ピーエルシー	

契約ストラクチャー（ルクセンブルグ籍）	AIF
AEK Wien SIF	x
コンスタンス・ロング・ターム・ボンド	x
フォーカスト・ファンド	
ルクセンブルグ・プレイメント・ファンド	
UBS (Lux) ボンド・ファンド	
UBS (Lux) エマージング・エコノミーズ・ファンド	
UBS (Lux) エクイティ・ファンド	
UBS (Lux) インスティテューショナル・ファンド	
UBS (Lux) ミディアム・ターム・ボンド・ファンド	
UBS (Lux) マネー・マーケット・ファンド	
UBS (Lux) マネー・マーケット・インベスト	
UBS (Lux) ストラテジー・ファンド	
ヴィクトリア ファンド	x

契約ストラクチャー（アイルランド籍）	AIF
UBS コモン・コントラクチュアル・ファンド	

契約ストラクチャー（フランス籍）	AIF
インフラストラクチャー・デット・プラットフォーム フォンドウ・プロフェッショナル・スペシャリゼ	x

注15 - 原材料ならびに消耗品およびその他の外部費用

743,333,142.48ユーロ（2018年：691,589,624.24ユーロ）の原材料ならびに消耗品およびその他の外部費用は、ポートフォリオの運用、管理事務または販売のために委託された役割に支払われた手数料費用を表している。前年比での増加は、純取引高の推移（注記14を参照のこと。）と同様のものです。

注16 - 人件費

当社は、当事業年度中に平均47名（2018年：34.75名）の従業員（正規職員）を雇用しました。2019年末現在、53名の従業員が雇用されており、そのうち女性が27名および男性が26名（2018年12月31日：女性20名／男性16名）、ルクセンブルグ大公国民が5名および他国民が48名（2018年12月31日：ルクセンブルグ国民5名／他国民31名）です。

社会保障費の一部としての法定年金保険の金額は379,620.32ユーロ（2018年：267,644.54ユーロ）です。

注17 - その他の営業費用

グループ費用は、管理およびインフラ関連業務について、その他のU B S グループ会社より請求される費用1,474,701.94ユーロ（2018年：1,112,233.11ユーロ）です。専門家報酬の増加は、主に、英国のEUからの離脱（ブレグジット）計画に伴う費用によるものです。

ユーロ	<u>2019年12月31日</u>	<u>2018年12月31日</u>
グループ費用	1,474,701.94	1,112,233.11
専門家報酬	1,473,339.62	531,475.63
その他	1,240,193.96	600,813.79
その他の営業費用合計	4,188,235.52	2,244,522.53

注18 - 取締役会および理事会に関する情報

2019年12月31日現在、理事会は6名の構成員から成り立ちます。

U B S 関連会社に雇用されている取締役会の構成員には、職務に対する特定の報酬は支払われませんでした。社外取締役には、報酬が支払われました。

会計年度中、社外取締役を含む理事会は、職務への報酬として1,044,338.45ユーロ（2018年：773,715.94ユーロ）を受領しました。

注19 - 後発事象

2020年2月17日付で、アンドレ・ミュラー・ワグナーおよびパスカル・キスラーの2名の取締役会役員が辞任しました。アンドレ・ヴァレンテ（UBSファンド・マネジメント（スイス）エイ・ジーの最高経営責任者）およびクリスチアン・モラー（UBSファンド・マネジメント（スイス）エイ・ジーの専務取締役）が、新しい取締役会役員に指名され、アンドレ・ヴァレンテは会長に選出されました。

COVID - 19

新型コロナウイルス（COVID - 19）の発生が確認されて以来、UBSは、世界保健機関（WHO）、地方自治体および関連保健当局の勧告および助言を綿密に監視し、タイムリーな施策を実行しています。これらの措置は、顧客および従業員の健康を守るために迅速かつ適切に行動することができるよう、先を見越して考慮されています。かかる状況に対するUBSの対応は、封じ込め（渡航制限など）、コンティンジェンシー（社会的距離・分業・在宅勤務）およびコミュニケーションに重点を置いています。

コロナウイルス（COVID - 19）の蔓延に対する懸念の高まりが株式市場に大きな影響を与えており、弱気相場に突入する可能性が高いと考えられます。その結果、当社の手数料収入の減少が予想されます。しかし、UBS FMLの構造的なセットアップと実質的なEBTマージンは、市場の下落に対する高い回復力を可能にしており、これは堅固な株式ポジションによってさらに強化されています。

[次へ](#)



Balance Sheet – Assets

	Notes	31.12.2019	31.12.2018
A. Subscribed capital unpaid		0.00	0.00
B. Formation expenses		0.00	0.00
C. Fixed assets		5,619,778.73	13,930,359.53
I. Intangible assets	3	5,619,778.73	13,930,359.53
1. Costs of development		0.00	0.00
3. Goodwill, to the extent that it was acquired for valuable consideration		5,619,778.73	13,930,359.53
4. Payments on account and intangible assets under development		0.00	0.00
II. Tangible assets		0.00	0.00
1. Land and buildings		0.00	0.00
2. Plant and machinery		0.00	0.00
3. Other fixtures and fittings, tools and equipment		0.00	0.00
4. Payments on account and tangible assets in the course of construction		0.00	0.00
D. Current assets		216,211,012.66	164,026,118.10
I. Stocks		0.00	0.00
II. Debtors		57,189,419.87	34,340,474.43
1. Trade debtors	4	53,584,938.90	34,311,997.40
a) becoming due and payable within one year		53,584,938.90	34,311,997.40
b) becoming due and payable after more than one year		0.00	0.00
2. Amounts owed by affiliated undertakings	5	3,604,480.97	28,477.03
a) becoming due and payable within one year		3,604,480.97	28,477.03
b) becoming due and payable after more than one year		0.00	0.00
3. Amounts owed by undertakings with which the undertaking is linked by virtue of participating interests		0.00	0.00
III. Investments	6	122,758.33	97,506.32
1. Shares in affiliated undertakings		0.00	0.00
2. Own shares		0.00	0.00
3. Other investments		122,758.33	97,506.32
IV. Cash at bank and in hand	7	158,898,834.46	129,588,137.35
E. Prepayments		534,849.89	873,314.38
TOTAL ASSETS		222,365,641.28	178,829,792.01

The accompanying notes are integral part of the financial statements.



Balance Sheet – Capital and Liabilities

	Notes	31.12.2019	31.12.2018
A. Capital and reserves		44,120,076.96	42,287,104.81
I. Subscribed capital	8	13,000,000.00	13,000,000.00
II. Share premium account		0.00	0.00
III. Revaluation reserve		0.00	0.00
IV. Reserves	9	8,413,300.00	8,613,300.00
1. Legal reserve		1,300,000.00	1,300,000.00
2. Reserve for own shares		0.00	0.00
3. Reserves provided for by the articles of association		0.00	0.00
4. Other reserves, including the fair value reserve		7,113,300.00	7,313,300.00
a) other available reserves		150,000.00	150,000.00
b) other non available reserves		6,963,300.00	7,163,300.00
V. Profit or loss brought forward		73,804.81	76,024.94
VI. Profit or loss for the financial year		22,632,972.15	20,597,779.87
VII. Interim dividends		0.00	0.00
VIII. Capital investment subsidies		0.00	0.00
B. Provisions		2,577,912.46	1,646,209.84
1. Provisions for pensions and similar obligations		0.00	0.00
2. Provisions for taxation	10	2,577,912.46	1,646,209.84
3. Other provisions		0.00	0.00
C. Creditors		175,667,651.86	134,896,477.36
1. Debenture loans		0.00	0.00
2. Amounts owed to credit institutions		0.00	0.00
3. Payments received on account of orders in so far as they are shown separately as deductions from stocks		0.00	0.00
4. Trade creditors		0.00	0.00
5. Bills of exchange payable		0.00	0.00
6. Amounts owed to affiliated undertakings		138,913,599.31	113,102,326.09
a) becoming due and payable within one year	11, 12	138,913,599.31	29,150,138.87
b) becoming due and payable after more than one year		0.00	83,952,187.22
8. Other creditors	13	36,754,052.55	21,794,151.27
a) Tax authorities		100,815.46	70,750.24
b) Social security authorities		334,020.67	179,346.15
c) Other creditors		36,319,216.42	21,544,054.88
i) becoming due and payable within one year		36,319,216.42	21,544,054.88
ii) becoming due and payable after more than one year		0.00	0.00
D. Deferred income		0.00	0.00
TOTAL CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES		222,365,641.28	178,829,792.01

The accompanying notes are integral part of the financial statements.



Profit and Loss Accounts

Euro	Notes	1.1.2019	1.1.2018
		-31.12.2019	-31.12.2018
1. Net turnover	14	806,953,402.76	745,032,647.06
4. Other operating income		595,747.27	388,668.05
5. Raw materials and consumables and other external expenses	15	743,333,142.48	691,589,624.24
a) Raw materials and consumables		0.00	0.00
b) Other external expenses		743,333,142.48	691,589,624.24
6. Staff costs	16	7,018,605.23	4,683,714.99
a) Wages and salaries		6,031,940.09	4,029,792.42
b) Social security costs		929,095.57	598,805.08
i) relating to pensions		614,122.80	424,652.40
ii) other social security costs		314,972.77	174,152.68
c) Other staff costs		57,569.57	55,117.49
7. Value adjustments		13,388,634.80	8,310,580.80
a) in respect of formation expenses and of tangible and intangible fixed assets		13,388,634.80	8,310,580.80
b) in respect of current assets		0.00	0.00
8. Other operating expenses	17	4,188,235.52	2,244,522.53
11. Other interest receivable and similar income		199,709.59	110,588.05
a) derived from affiliated undertakings		199,709.59	110,588.05
b) other interest and similar income		0.00	0.00
14. Interest payable and similar expenses		11,390,890.83	11,630,977.68
a) concerning affiliated undertakings	12	11,054,281.39	11,537,715.71
b) other interest and similar expenses		336,609.44	93,261.97
15. Tax on profit or loss	10	5,796,378.61	6,474,703.05
16. Profit or loss after taxation		22,632,972.15	20,597,779.87
17. Other taxes not shown under above items	10	0.00	0.00
18. Profit or loss for the financial year		22,632,972.15	20,597,779.87

The accompanying notes are integral part of the financial statements.



Notes to the financial statements

Note 1 – General

UBS Fund Management (Luxembourg) S.A., hereinafter referred to as the “Company”, was created on July 1, 2010 in the legal form of a Société Anonyme (public limited company) according to Luxembourg law for an unlimited period. The Company is registered in Luxembourg and began operating on August 1, 2010. The company was originally a fully owned subsidiary of UBS AG, a bank incorporated in Switzerland.

The location of the registered Office of the Company is 33A, avenue John F. Kennedy, L-1855 Luxembourg.

The purpose of the Company is to perform management services as foreseen in Chapter 15 of the law dated December 17, 2010 relating to undertakings for collective investment, as amended (the “Law of 2010”).

Since October 30, 2013, the purpose of the Company is extended to perform management services as foreseen in article 5 of Chapter 2 of the law dated July 12, 2013 relating to alternative investment funds. The allowed activities are portfolio management, administration and distribution. Since December 19, 2018, the Company is also licensed for discretionary portfolio mandates.

The Company since 28 April 2016 is a fully owned subsidiary of the UBS Asset Management AG, Zurich (Switzerland) and is incorporated in the UBS Group's consolidated accounts. A copy of the consolidated annual accounts for the UBS Group AG is available at UBS Group AG, CH-8098 Zurich, Switzerland.

Note 2 – Summary of Significant Accounting Policies

The financial statements are prepared in accordance with the generally accepted accounting principles and the legal and regulatory requirements in force in the Grand Duchy of Luxembourg.

To ensure a better comparability between 2019 and 2018 financial year, certain prior year figures have been reclassified. This reclassification does not have any impact on the Company's result for the financial year 2019 nor 2018.

In particular, the following accounting policies have been used:

Conversion of foreign currency

The Company maintains its accounts in Euro (EUR) and the financial statements have been drawn up using this currency.

Assets and liabilities in other currencies - apart from tangible and intangible assets - have been converted into the balance sheet currency according to the closing rate at the balance sheet date.

Tangible and intangible assets have been converted into EUR according to the exchange rate on the date of purchase.



The profit and loss account includes all realized gains and losses and unrealized gains and losses resulting from exchange rate movements.

Revenue and costs in other currencies have been converted into EUR according to the exchange rate of the end of the month in which the revenues and costs have been booked.

Tangible and intangible assets

Tangible and intangible assets have been valued at their initial purchase price, minus accumulated depreciation. Depreciation is calculated on a linear basis over the standard operational period of use for each item. If there are indications that an asset should be impaired, the residual value will be adjusted accordingly.

Debtors

Accounts receivable are recorded at nominal value minus any necessary value adjustments.

Investments

Investments are valued at balance sheet date at the lower of cost or market.

Provisions for liabilities and charges

Provisions are recorded for recognizable risks and uncertain liabilities.

Creditors

Creditors are recorded at reimbursement value.

Income

Income is generally recorded on an accrual basis.

Use of estimates

The general accepted accounting principles in Luxembourg requires the Board of Directors to make estimates that affect the reported amounts of assets and liabilities and the reported amounts in the profit and loss account during the year. These accounting estimates reflect Board of Directors' best judgment and actual results could differ from those estimates.

Note 3 – Intangible assets

On September 15, 2010, the Company entered into the Fund Management Transfer Agreement to acquire the business from the UBS fund management companies (listed below) for an amount of EUR 90,874,000.00:

- UBS Money Market Fund Management Company S.A.
- UBS Equity Fund Management Company S.A.
- UBS Strategy Fund Management Company S.A.
- UBS Bond Fund Management Company S.A.
- UBS Focused Fund Management Company S.A.
- UBS Institutional Fund Management Company S.A.
- UBS Medium Term Bond Fund Management Company S.A.
- UBS Sector Portfolio Management Company S.A.
- UBS Emerging Economies Fund Management Company S.A.
- UBS Short Term Invest Management Company S.A.
- UBS Islamic Fund Management Company S.A.



This purchase price represented the market value of the transferred business as determined by the use of the Income Approach (Dividend Discount Model). The associated intangible asset is being depreciated over 10 years consistent with the corresponding loan (see Note 12).

The respective Board of Directors took the decision to liquidate UBS (Lux) Islamic Fund in October 2011 and to liquidate UBS Sector Portfolio in November 2011. In addition the decision has been taken to liquidate some sub-funds of Focused Fund and to transfer underlying mandates to an existing SIF structure. This restructuring lead to an impairment of EUR 7,289,774.92 of the intangible assets recorded in 2011 for the purchase of these funds.

UBS Asset Management has taken the strategic decision to concentrate all the investment management activities in Luxembourg in UBS Fund Management (Luxembourg) S.A. ("UBS FML"). In order to enhance its service capabilities, UBS Third Party Management Company S.A. transferred the majority of its current book of business and headcounts to UBS FML and the minority to other local management companies. Most of the project, including the transfer of the remaining staff, has been done in the first half of 2019. For this transfer UBS FML paid a referral fee of EUR 5,078,054.00, which was fully depreciated in the Financial Year 2019.

EUR	<u>31.12.2019</u>	<u>31.12.2018</u>
<u>Purchase costs</u>		
Opening balance	83,584,225.08	83,584,225.08
Additions	5,078,054.00	0.00
Impairment	0.00	0.00
Closing balance	88,662,279.08	83,584,225.08
<u>Accumulated depreciation</u>		
Opening balance	-69,653,865.55	-61,343,284.75
Depreciation	-13,388,634.80	-8,310,580.80
Closing balance	-83,042,500.35	-69,653,865.55
Net book value	5,619,778.73	13,930,359.53

Note 4 – Trade debtors

The debtors represent accrued fee receivables from the UBS sponsored Luxembourg based wholesale Funds for the period from December 16, 2019 until December 31, 2019 and for the month of December 2019 for UBS (Lux) Institutional Fund, UBS (Lux) Institutional SICAV, UBS (Lux) Investment SICAV and ETF SICAVs.

In addition, this position includes the accrued fee receivable of other managed Funds (mainly Real Estate and Private Equity funds, Ireland domiciled Funds) and Portfolio Mandates.



Note 5 – Amounts owed by affiliated undertakings

As of December 31, 2019 and 2018, the receivable represents the recoverable of some costs for services provided to other UBS entities.

Note 6 – Other investments

The Company purchased during the first half of the year 2018 a small number of fund units at market value. As of December 31, 2019, the other investments represent the valuation of the portfolio.

Note 7 – Cash at bank and in hand

Cash includes an amount of EUR 144,047,048.99 (2018: EUR 115,640,954.00) placed with entities belonging to the UBS Group.

EUR	<u>31.12.2019</u>	<u>31.12.2018</u>
UBS AG	83,000,000.00	0.00
UBS Europe SE, Luxembourg Branch	61,047,048.99	115,640,954.00
Balance	144,047,048.99	115,640,954.00

Note 8 – Subscribed capital

The Company has been incorporated with a subscribed and completely paid up capital of EUR 10,000,000.00, divided into 5,000 registered shares with a par value of EUR 2,000 each.

As of October 30, 2013, the Extraordinary General Meeting decided the capital increase of EUR 3,000,000.00. As of December 31, 2019 and 2018 the subscribed and completely paid-up capital amounts to EUR 13,000,000.00 divided into 6,500 registered shares with a par value of EUR 2,000 each.

Note 9 – Reserves

The allocation of the result is based on the decision of the shareholders as of April 24, 2019:

EUR	Subscribed capital	Legal reserve	Other reserves	Profit brought forward	Profit of the financial year	Total Equity
31.12.18	13,000,000.00	1,300,000.00	7,313,300.00	76,024.94	20,597,779.87	42,287,104.81
Allocation of 2018 profit			-1,500,000.00 1,300,000.00	-2,220.13	202,220.13	0.00
Dividend paid					-20,800,000.00	-20,800,000.00
Profit of the financial year					22,632,972.15	22,632,972.15
31.12.19	13,000,000.00	1,300,000.00	7,113,300.00	73,804.81	22,632,972.15	44,120,076.96



Legal reserve

According to the provisions of the Luxembourg law of 10 August 1915 on commercial companies, as amended, at least 5% of the annual profit must be allocated to the legal reserve until the latter amounts to 10% of the subscribed capital. The legal reserve may not be paid out in the form of dividends.

Reserve for Net Wealth Tax

Luxembourg tax legislation provides for a reduction of the net worth tax on the condition that a special non-distributable reserve is established for a period of 5 years and for an amount equal to 5 times the net worth tax liability of a given year. This reserve is included under "Other reserves" and amounts to EUR 5,275,095 as of year-end 2014 and has been approved by the last General Assembly as of 29 April 2015. On 19 November 2015 the Luxembourg tax authorities issued the Circular I. Fort. No 47bis stating that as from 2015, the reduction of the Net Wealth Tax is limited to the amount of Corporate Income Tax due for the preceding year (and not anymore of the current year).

For the fiscal year 2014 and 2015, it is only required to book one special NWT reserve to reduce the NWT of 2014 and 2015, corresponding to five times the higher of the amount of the reduction for 2014 and the amount of the reduction for 2015. The 2014 tax returns contain the NWT reduction request for both 2014 and 2015 with a ceiling of the CIT of the year 2014 and such reserve will be booked in the 2017 financial accounts. Therefore, as of year-end 2015 this reserve remains unchanged in EUR currency compared to previous year and amounts to EUR 5,275,095.

The shareholder decided on the General Assembly of 24 April 2019, to allocate EUR 1,300,000 to this special reserve. Considering the release for 2013 EUR 1,500,000, the special reserve amounts to EUR 6,963,300 as of 31 December 2019.

<u>Net Wealth Tax Reserve</u>	EUR
Special reserve 2014/2015	1,384,300.00
Special reserve 2016	1,505,000.00
Special reserve 2017	1,430,000.00
Special reserve 2018	1,344,000.00
Special reserve 2019	1,300,000.00
Total	6,963,300.00



Note 10 – Taxation

The Company is a fully taxable corporation in accordance with Luxembourg tax law.

The provision for taxation consists of a liability for corporate income tax (CIT) and a tax receivable for net wealth tax (NWT) as outlined below. The tax assessments for CIT until year 2017 and NWT until year 2018 have been received in 2019.

EUR	CIT	NWT	Total
Provisions as of 31.12.2018	1,646,209.84	-	1,646,209.84
Advance payments 2019	-4,864,676.00	-	-4,864,676.00
Payments of prior years	-	-	-
Taxes due for 2019	5,907,514.90		5,907,514.90
Taxes due for prior years ICC	-111,136.29		-111,136.29
Provisions as of 31.12.2019	2,577,912.45	-	2,577,912.45

EUR	CIT	NWT	Total
Provisions as of 31.12.2017	3,086,125.48	-8,025.00	3,078,100.48
Advance payments 2018	-4,864,725.00	-	-4,864,725.00
Payments of prior years	-3,049,893.69	8,025.00	-3,041,868.69
Taxes due for 2018	5,797,761.56		5,797,761.56
Taxes due for prior years ICC	676,941.49		676,941.49
Provisions as of 31.12.2018	1,646,209.84	-	1,646,209.84

Note 11 – Amounts due to affiliated undertakings

As at December 31, 2019 and 2018, amounts due to affiliated undertakings include accruals for the portfolio management and distributions fees for the month of December 2019, mainly payable to UBS Asset Management Switzerland AG, UBS Asset Management (UK) Ltd and UBS Asset Management (Americas) Inc.

In addition, this position includes the accrued fee payable for managed funds for the 4th quarter 2019: Real Estate, Private Equity funds and discretionary Portfolio Mandates.



Note 12 – Loan from affiliated undertakings

The Company entered into a profit participating loan agreement with UBS AG to finance the acquisition of the business of the UBS fund management companies listed in Note 3.

As at December 31, 2019, the loan amounts to EUR 83,105,808.51 of principal and EUR 106,190.79 (2018: EUR 35,781.68) of fixed interests and EUR 10,936,356.20 (2018: EUR 810,597.03) variable interests.

Fixed interest rate is calculated at the higher of 0.5% and UBS-internal transfer price (ask). As of December 31, 2019, the applied fixed interest rate was 0.5% as the UBS rate for EUR was 0.065%.

Variable interest corresponds to the net profits deriving from the acquired businesses of the UBS fund management companies less the commercial margin of 10%. The loan matures in the 4th quarter 2020.

EUR	<u>31.12.2019</u>	<u>31.12.2018</u>
Opening balance	83,105,808.51	83,105,808.51
Reduction	0.00	0.00
Repayment	0.00	0.00
Total balance	83,105,808.51	83,105,808.51
Accrued fixed interests	106,190.79	35,781.68
Accrued variable interests	10,936,356.20	810,597.03
Total accrued interests	11,042,546.99	846,378.71
Closing balance	94,148,355.50	83,952,187.22



Note 13 – Other creditors

This position is composed of the following payables:

EUR	<u>31.12.2019</u>	<u>31.12.2018</u>
Withholding tax on salaries	100,815.46	70,750.24
VAT	0.00	0.00
Total Tax authorities	100,815.46	70,750.24
Social Security authorities	334,020.67	179,346.15
Salary and bonus provisions	745,682.49	430,690.52
Professional services	324,404.80	656,686.87
Capping fees*	691,338.60	0.00
Class action	5,221,945.24	1,567,477.68
Services from delegated functions	25,058,089.01	18,835,100.30
Others	4,277,756.28	54,099.51
Total Other creditors	36,319,216.42	21,544,054.88
Total Other creditors	36,754,052.55	21,794,151.27

*For selected funds a cap (as percentage of the total assets) related operating expenses is defined. The Company bears all expenses above the cap.



Note 14 – Net turnover

The net turnover includes also the aggregate all-in-fee received for the managed funds. Such all-in fees include amounts owed to the delegated functions, mainly central administration, investment managers and distribution partners. Such amounts to the service providers of the funds are disclosed in Note 15, Raw materials and consumables and other external expenses.

For the year ending December 31, 2019, the Company earned gross revenues of EUR 806,953,402.76 (2018: EUR 745,032,647.06) for Management Company services delivered for the following managed investment schemes:

Corporate Structures - Luxembourg based	AIF	Corporate Structures - Ireland based	AIF
APPIA Global Infrastructure Portfolio A S.C.S., SICAV-FIS	x	Key Alternative Platform ICAV	x
APPIA Global Infrastructure Portfolio S.C.A., SICAV-FIS	x	Key Alternative Platform Master ICAV	x
APPIA II Global Infrastructure Portfolio Feeder SCA SICAV-RAIF	x	Select Alternative Strategies ICAV	x
APPIA II Global Infrastructure Portfolio SCSp	x	UBS (Ir) ETF plc	
APPIA III Global Infrastructure Portfolio Feeder SCA SICAV-RAIF	x	UBS (Ir) Fund plc	
APPIA III Global Infrastructure Portfolio Feeder SCSp	x	UBS (Ir) Investor Selection plc	
APPIA III Global Infrastructure Portfolio SCSp	x		
Archmore Infrastructure Debt Platform, SCA-SICAV SIF	x		
Archmore International Infrastructure Fund III - Fund A (USD) SCSp	x	Contractual Structures - Luxembourg based	AIF
Archmore International Infrastructure Fund III - Fund B (USD) SCSp	x	Aek Wien SIF	x
Archmore International Infrastructure Fund III - Fund C (EUR) SCSp	x	Constance Long Term Fund	x
Archmore SCSp, SICAV-SIF	x	Focused Fund	
Atlas SICAV-FIS	x	Luxembourg Placement Fund	
BCB & Partners Fund SICAV-SIF	x	UBS (Lux) Bond Fund	
BOS International Fund		UBS (Lux) Emerging Economies Fund	
BPER International SICAV		UBS (Lux) Equity Fund	
Focused Sicav		UBS (Lux) Institutional Fund	
Global Opportunities Access		UBS (Lux) Medium Term Bond Fund	
Global Private Equity Growth IV SCSp-SICAV-RAIF	x	UBS (Lux) Money Market Fund	
Itau Funds		UBS (Lux) Money Market Invest	
Jyske SICAV		UBS (Lux) Strategy Fund	
Kersio Lux		Victoria II Fund	x
Leudelange Fund	x		
Manager Opportunities Access	x	Contractual Structures - Ireland based	AIF
Migros Bank (Lux) Fonds		UBS Common Contractual Fund	
Mobius SICAV			
Multi Manager Access		Contractual Structures - France based	AIF
Multi Manager Access II		Infrastructure Debt Platform II Fonds Professionnel Spécialisé	x
OnCapital SICAV			
SF (Lux) SICAV 2			
SF (Lux) SICAV 3	x		
Steli (Lux) Sicav			
UBS (Lux) Bond Sicav			
UBS (Lux) Equity Sicav			
UBS (Lux) Institutional Sicav			
UBS (Lux) Investment Sicav	x		
UBS (Lux) Key Selection Sicav			
UBS (Lux) MoneyMarket Sicav			
UBS (Lux) Real Estate Funds Selection	x		
UBS (Lux) Sicav 1			
UBS (Lux) Sicav 2			
UBS (Lux) Strategy Sicav			
UBS (Lux) Strategy Xtra Sicav	x		
UBS ETF Sicav			
UBS Global Private Equity Growth III Feeder SCA, SICAV-SIF	x		
UBS Global Private Equity Growth III SLP-SIF	x		



Note 15 – Raw materials and consumables and other external expenses

The raw materials and consumables and other external expenses in the amount of EUR 743,333,142.48 (2018: EUR 691,589,624.24) represent the fee expenses paid to delegated functions for portfolio management, administration or distribution. The increase year over year is congruent to the net turnover development (see Note 14).

Note 16 – Staff costs

The Company employed an average of 47 (2018: 34.75) staff during the business year. As of end of 2019, 53 staff were employed, whereof 27 women and 26 men (31.12.2018: 20 women / 16 men); 5 are citizens of G.D. of Luxembourg, 48 are from abroad (31.12.2018: 5 Luxembourg / 31 non-Luxembourg citizen).

The amount of legal pension insurance as a part of social security costs is EUR 379,620.32 (2018: EUR 267,644.54).

Note 17 – Other operating expenses

Group charges are expenses charged by other UBS Group entities for management and infrastructure related services amounting to EUR 1,474,701.94 (2018: EUR 1,112,233.11). The increase of professional fees is mainly explained by the costs in relation with the Brexit project.

EUR	<u>31.12.2019</u>	<u>31.12.2018</u>
Group charges	1,474,701.94	1,112,233.11
Professional fees	1,473,339.62	531,475.63
Other	1,240,193.96	600,813.79
Total other operating expenses	4,188,235.52	2,244,522.53

Note 18 – Information concerning the Board of Directors and the Executive Management

The Executive Management consisted as of 31.12.2019 of 6 members.

No specific remuneration was paid to the members of the Board of Directors employed by UBS entities in respect of their duties. The independent directors are remunerated.

The Executive Management including the independent directors received remuneration amounting to EUR 1,044,338.45 (2018: EUR 773,715.94) in respect of their duties.



Note 19 – Subsequent events

Two board members resigned as of 17.2.2020 André Müller-Wegner and Pascal Kistler. André Valente (CEO UBS Fund Management (Switzerland) AG) and Christian Maurer (Executive Director UBS Asset Management Switzerland AG) were appointed as new BoD members, André Valente was elected as Chairman.

COVID-19

Since the outbreak of novel coronavirus (COVID-19) was confirmed, UBS have been closely monitoring and ensuring the timely implementation of the recommendations and advice of the World Health Organization (WHO), local government and relevant health authorities. The measures are proactive and considered, enabling us to act quickly and appropriately to safeguard the wellbeing of our clients and employees. UBS's response to the situation focuses on containment (e.g. travel restrictions), contingency (social distancing, split operations, work from home) and communications.

Growing concern over the spread of the coronavirus (COVID-19) had significant negative impact on the stock markets and it is now likely that we are heading into a bear market territory. As consequence, this will lead to expected lower fee income for the company. However, the structural set-up of UBS FML with a substantial EBT-margin allows for high resilience to falling markets; which is further strengthened through the solid equity position.

4【利害関係人との取引制限】

利益相反

管理会社、ポートフォリオ・マネジャー、保管受託銀行、管理事務代行会社およびその他のファンドのサービス提供会社ならびに／またはそれらの関連会社、関係者、従業員もしくはこれらと関係する者は、ファンドとの関係において様々な利益相反にさらされる可能性がある。

管理会社、ポートフォリオ・マネジャー、管理事務代行会社および保管受託銀行は、利益相反に関する方針を採用し、実施している。また、管理会社らは、ファンドの利益が損なわれるリスクを最小限に抑え、また、利益相反が避けられない場合はファンドの受益者が公正に扱われるよう、利益相反を特定、管理するための適切な組織的・事務的な措置を講じている。

管理会社、保管受託銀行、ポートフォリオ・マネジャーおよび主たる販売会社は、UBSグループの一員である（以下「関係者」という。）。

関係者は、世界中でフルサービスを提供するプライベート・バンク、投資銀行、資産管理会社兼金融サービス会社であり、世界の金融市場における主要なプレイヤーでもある。そのため、関係者は、様々な事業活動に従事しており、ファンドが投資を行う金融市場においてその他の直接または間接的な利害を有する可能性がある。

関係者（その子会社および支店を含む。）は、ファンドと締結される金融デリバティブ契約の取引相手方として行為することができる。保管受託銀行はファンドにその他の商品またはサービスを提供する関係者から法的に独立している法人と密接に関係している場合、利益相反が生じる潜在的可能性もある。

関係者は、事業の遂行にあたり、関係者の様々な事業活動とファンドまたは受益者との間の利益相反に繋がる可能性のある行為または取引を特定し、管理し、必要な場合は禁止するよう努めるものとする。関係者は、最高水準の健全性および公正な取引に従った方法により利益相反を管理するよう努めている。かかる目的のため、関係者は、ファンドまたはその受益者の利益を害するおそれのある利益相反を引き起こす事業活動が適切な程度の独立性をもって行われ、かつ、かかる利益相反が公正に解決されることを確保するための手続きを実施している。受益者は、管理会社宛てに書面で請求することにより、利益相反に関する管理会社および／またはファンドの方針の追加情報を無料で取得することができる。

管理会社による最善の努力および相当な注意にもかかわらず、利益相反を管理するために管理会社が講じた組織的・事務的な措置は、合理的な確信をもってファンドまたはその受益者の利益が害されるすべてのリスクの排除を確保するために十分ではない可能性があるというリスクがある。この場合、これに関連する一切の軽減されない利益相反および下された決定は、管理会社の以下のウェブサイトにおいて受益者に通知される。

http://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.html

この情報は、管理会社の登録事務所においても無料で入手可能である。

さらに、管理会社および保管受託銀行が同じグループの構成員であることを考慮しなければならない。したがって、これらの法人は（i）当該関係から生じるあらゆる利益相反を特定し、（ ）かかる利益相反を回避するためにあらゆる合理的な措置を講じることを確保する方針および手続きを導入している。

管理会社と保管受託銀行との間の関係から生じる利益相反を回避することができない場合、管理会社または保管受託銀行は、ファンドおよび受益者の利益への悪影響を防ぐため、かかる利益相反を管理、監視および開示する。

保管受託銀行により委託されたすべての保管業務の概要ならびに保管受託銀行のすべての委託先および再委託先の一覧は、以下のウェブページで閲覧することができ、これに関する最新情報は、請求により受益者に提供される。

<https://www.ubs.com/global/en/legalinfo2/luxembourg.html>

利害関係人の取引制限

管理会社が自己または第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはファンドまたはサブ・ファンドの資産の適正な運用を害するファンドまたはサブ・ファンドのための管理会社の取引は、すべて禁止される。

データ保護

国家データ保護委員会の体制および一般データ保護枠組みに関する2018年8月1日付ルクセンブルグ法（改正済）ならびに個人データの処理に係る自然人の保護および当該データの自由な移動に関する2016年4月27日付規則（EU）2016/679（以下「データ保護法」という。）の規定に従って、ファンドは、データ管理者を務め、投資者が求めるサービスを履行する目的で、また、ファンドの法律上および監督上の義務を果たすために、投資者が提供するデータを電子的またはその他の手段により収集、保存および処理する。

処理されるデータには、特に、投資者の氏名、連絡先の詳細（住所または電子メールアドレスを含む。）、銀行口座の詳細、ファンドへの投資の金額および性質（ならびに投資者が法人の場合、その連絡先の人物および／または実質的所有者等、当該法人に関連する自然人のデータ）（以下「個人データ」という。）が含まれる。

投資者は、自己の裁量により、ファンドへの個人データの移転を拒否することができる。ただし、この場合に、ファンドは、受益証券の申込注文を拒否する権利を有する。

投資者の個人データは、ファンドとの関係を結んだ際に、受益証券の申込みの実行（すなわち、契約の履行）、ファンドの正当な利益の保護、およびファンドの法的義務の履行のために処理される。個人データは、特に、（i）受益証券の申込み、買戻しおよび転換を行い、投資者に配当を支払い、顧客口座を管理するため、（ ）顧客との関係を管理するため、（ ）過剰取引および市場タイミング慣行に関する確認、ならびにルクセンブルグまたは外国の法令（FATCAおよびCRSに関する法令を含む。）により義務付けられる納税に関する身元確認を行うため、（ ）適用されるマネー・ロンダリング防止規則を遵守するために処理される。受益者から提供されたデータは、（v）ファンドの受益者名簿の管理のために処理される。さらに、個人データは、（ ）マーケティング目的で使用する事ができる。

上記の正当な利益には、以下が含まれる。

- このデータ保護セクションの前項（ ）号および（ ）号に記載されたデータ処理の目的
- ファンドの会計上および監督上に関する義務全般を履行すること
- 適切な市場基準に従いファンドの事業を遂行すること

この目的のために、また、データ保護法の規定に従って、ファンドは、個人データをそのデータ受領者（以下「受領者」という。）に移転することができる。受領者は、上記の目的に関連するファンドの活動を支援する関連会社または外部会社である場合がある。これらには、特に、ファンドの管理会社、管理事務代行会社、販売会社、保管受託銀行、支払事務代行会社、投資運用会社、所在地事務代行会社、元引受会社、監査役および法律顧問が含まれる。

受領者は、自己の責任で個人データを自己の代表者および／または代理人（以下「再受領者」という。）に提供することができ、当該代表者および／または代理人は、受領者がファンドのためにサービスを遂行することおよび／または法的義務を履行することを支援することのみを目的として、個人データを処理することができる。

受領者および再受領者は、データ保護法が適切な水準の保護を提供しない可能性のある欧州経済地域（EEA）内外の国に所在することができる。

適切なデータ保護基準を持たないEEA外の国に所在する受領者および／または再受領者に個人データを移転する場合、ファンドは、投資者の個人データが、データ保護法によって規定される保護と同じ保護を確実に与えられるように、契約上の保護手段を確立するものとし、そのために欧州委員会によって承認されたモデル条項を使用することができる。投資者は、上記の管理会社の住所に書面による請求を送付す

ることにより、個人データを当該国に移転することを可能にする関連文書の写しを請求する権利を有する。

受益証券の申込みに際して、すべての投資者は、個人データが上記の受領者および再受領者（E E A外に所在する会社、特に適切な水準の保護を提供しない国に所在する会社を含む。）に移転され、処理される可能性があることを明示的に再認識させられる。

受領者および再受領者は、ファンドの指示に基づきデータを取り扱う際には処理者として、または、個人データを自己の目的、すなわち自己の法的義務を履行するために処理する場合は自己の権利で管理者として、個人データを処理することができる。ファンドはまた、E E A内外の税務当局を含む政府および監督当局等の第三者に対し、適用される法令に従って、個人データを移転することができる。特に、個人データは、ルクセンブルグ税務当局に提供され、その後ルクセンブルグ税務当局は管理者を務め、このデータを外国の税務当局に転送することができる。

データ保護法の規定に従い、すべての投資者は、上記の管理会社の住所に書面による請求を送付することにより、以下に対する権利を有する。

- ・ 個人データに関する情報（すなわち、個人データが処理されているか否かをファンドに確認する権利、ファンドが個人データをどのように処理しているかについての一定の情報を得る権利、データにアクセスする権利、および処理された個人データのコピーを得る権利（法定免除の対象となる。））
- ・ 個人データが不正確または不完全である場合に、個人データを訂正させること（すなわち、不完全または不正確な個人データまたは誤りの更新および訂正をファンドに要求する権利）
- ・ 個人データの利用を制限すること（すなわち、個人データの保管に同意するまで、一定の状況下で個人データの処理を制限することを要求する権利）
- ・ マーケティング目的での個人データの処理の禁止を含む、個人データの処理に異議を申し立てること（すなわち、投資者の特定の状況に関連する理由により、公益または正当な利益に基づいて業務を遂行するためにデータを処理することをファンドに禁止する権利。投資者の利益、権利および自由に優先するデータを処理する正当かつ最優先の根拠があること、またはデータを処理することが法的請求を執行、実施または防御するために必要であることをファンドが証明できない限り、ファンドは、当該データの処理を中止する。）
- ・ 個人データを削除させること（すなわち、特定の状況において、特に、ファンドが当該データを収集または処理した目的において当該データを処理する必要がなくなった場合、個人データの削除を要求する権利）
- ・ データポータビリティ（すなわち、技術的に可能であれば、構造化され、広く使用され、機械で読み取り可能なフォーマットで、投資者または他の管理者へのデータの移転を要求する権利）。

また、投資者は、ルクセンブルグ大公国、L - 4361エシュ＝シュル＝アルゼット、ロックンロール通り1の国家データ保護委員会に対して、または他の欧州連合加盟国に居住している場合は他の国家データ保護当局に対して、異議を申し立てる権利を有する。

個人データは、データが処理される目的に必要な期間を超えて保存されない。関連するデータ保存の法定期限が適用されるものとする。

5【その他】

（１）定款の変更等

管理会社の定款の変更または解散に関しては、1915年8月10日法の要求する条件に基づき株主総会の決議が必要である。

（２）事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。

（３）訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他管理会社に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は、毎年１月１日に開始し、同年12月31日に終了するものとする。

管理会社の存続期間は無期限である。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド（ロンドン）

（UBS Asset Management（UK）Ltd., London）（「投資運用会社」）

資本金の額

2019年12月末日現在、1億2,500万英ポンド（約176億3,875万円）

（注）英ポンドの円貨換算は、2020年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド＝141.11円）による。

事業の内容

UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッドは、ユービーエス・エイ・ジーの子会社であり、英国において登録し、金融行為監督機構（FCA）の許可および規制を受けている。投資運用会社は、機関投資家の資産運用業務およびホールセールを行なう仲介金融機関経由の資産運用業務の提供を行う。

（2）UBSアセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド（シンガポール）

（UBS Asset Management（Singapore）Ltd., Singapore）（「投資運用会社」）

資本金の額

2020年2月末日現在、3,999,998シンガポール・ドル（約3億1,388万円）

（注）シンガポール・ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、2020年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1シンガポール・ドル＝78.47円）による。

事業の内容

UBSアセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドは、シンガポールに設立されたユービーエス・エー・ジーの子会社であり、シンガポール金融管理庁の認可を受けている。

同社は、1993年より集団投資スキームおよび一任勘定による資金の管理を行っている。

（3）UBSアセット・マネジメント（アメリカス）インク（シカゴ）

（UBS Asset Management（Americas）Inc., Chicago）（「投資運用会社」）

資本金の額

2019年12月末日現在、164,467,980米ドル（約179億9,773万円）

事業の内容

主に年金プラン、財団、政府、金融機関、法人などの機関投資家および投資信託向けに株式、債券の運用を行っている。

（4）UBSアセット・マネジメント（ホンコン）リミテッド（ホンコン）

（UBS Asset Management（Hong Kong）Limited, Hong Kong）（「投資運用会社」）

資本金の額

2020年2月末日現在、253,761,570香港ドル（約35億6,281万円）

（注）香港ドルの円貨換算は、2020年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1香港ドル＝14.04円）による。

事業の内容

アジアにおいて、機関投資家向けの資産運用を行っている。

（5）UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店

（UBS Europe SE, Luxembourg Branch）（「保管受託銀行」「支払事務代行会社」）

資本金（株主資本）の額

2020年2月末日現在、446,001,000ユーロ（約536億6,284万円）

事業の内容

UBSは1973年からルクセンブルグに存在している。

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店は、UBS（ルクセンブルグ）エス・エイがUBSドイツ・アーゲーに合併され、合併と同時に、UBSヨーロッパSEの名称で欧州会社（Societas Europaea）の法的形態が採用されたことにより設立された。

同社は主にプライベート・バンキング業務および多数の投資信託に対する保管業務を提供する。

（６）ノーザン・トラスト・グローバル・サービスSE

（Northern Trust Global Services SE）（「登録・名義書換事務代行会社」および「管理事務代行会社」）

資本金の額

2020年2月末日現在、393,067,791ユーロ（約472億9,392万円）

事業の内容

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスSEは、欧州会社（Societas Europaea）であり、1915年8月10日法、欧州会社に関する法律に係る2001年10月8日欧州理事会規則（EC）2157/2001、金融セクターに関する1993年4月5日ルクセンブルグ法（改正済）およびその定款に準拠する。同社の目的は、公衆から預金またはその他の元本返還資金を受領すること、信用を供与すること、また、ルクセンブルグ法のもとで信用機関が遂行できるその他の活動（投資会社のものを含む）に従事することである。

（７）UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）

（UBS Asset Management Switzerland AG, Zurich）（「元引受会社」）

資本金の額

2020年2月末日現在、500,000スイスフラン（約5,652万円）

（注）スイスフランの円貨換算は、2020年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1スイスフラン＝113.04円）による。

事業の内容

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）は、スイス内外のファンドならびに機関投資家および非機関投資家のクライアントに対し、ポートフォリオ運用を提供している。UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）が提供する運用の範囲は、アクティブ株式、システムティックならびにインデックス投資、債券、インベストメント・ソリューション、不動産およびプライベート・マーケットに及ぶ。

（８）UBS証券株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）**資本金の額**

2020年1月末日現在、321億円

事業の内容

金融商品取引法に基づき日本において第一種金融商品取引業を営んでいる。

2【関係業務の概要】

（１）UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド（ロンドン）

（UBS Asset Management（UK）Ltd., London）（「投資運用会社」）

ヨーロッパ・オポチュニティ（ユーロ）について運用会社業務を行う。

投資運用会社は、取締役会の監督および責任の下で、証券ポートフォリオの運営を行い、取り決められた投資制限に従って関係する全ての取引を実行する。

UBSアセット・マネジメントの運用部署は、UBSアセット・マネジメントの関連運用者に、その権限の全てまたは一部を委譲することができる。ただし、各事案について、責任は、管理会社に指名された前述の投資運用会社に帰する。

（２）UBSアセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド（シンガポール）

（UBS Asset Management（Singapore）Ltd., Singapore）（「投資運用会社」）

アジア・コンサンプション（米ドル）について運用会社業務を行う。

投資運用会社は、取締役会の監督および責任の下で、証券ポートフォリオの運営を行い、取り決められた投資制限に従って関係する全ての取引を実行する。

UBSアセット・マネジメントの運用部署は、UBSアセット・マネジメントの関連運用者に、その権限の全てまたは一部を委譲することができる。ただし、各事案について、責任は、管理会社に指名された前述の投資運用会社に帰する。

UBSアセット・マネジメントの運用部署は、UBSアセット・マネジメントの関連運用者に、その権限の全てまたは一部を委譲することができる。ただし、各事案について、責任は、管理会社に指名された前述の投資運用会社に帰する。

（３）UBSアセット・マネジメント（アメリカス）インク（シカゴ）

（UBS Asset Management（Americas）Inc., Chicago）（「投資運用会社」）

スモール・キャップスUSA（米ドル）およびUSサステナブル（米ドル）について運用会社業務を行う。

投資運用会社は、取締役会の監督および責任の下で、証券ポートフォリオの運営を行い、取り決められた投資制限に従って関係する全ての取引を実行する。

UBSアセット・マネジメントの運用部署は、UBSアセット・マネジメントの関連運用者に、その権限の全てまたは一部を委譲することができる。ただし、各事案について、責任は、管理会社に指名された前述の投資運用会社に帰する。

（４）UBSアセット・マネジメント（ホンコン）リミテッド（ホンコン）

（UBS Asset Management（Hong Kong）Limited, Hong Kong）（「投資運用会社」）

グレーター・チャイナ（米ドル）について運用会社業務を行う。

投資運用会社は、取締役会の監督および責任の下で、証券ポートフォリオの運営を行い、取り決められた投資制限に従って関係する全ての取引を実行する。

UBSアセット・マネジメントの運用部署は、UBSアセット・マネジメントの関連運用者に、その権限の全てまたは一部を委譲することができる。ただし、各事案について、責任は、管理会社に指名された前述の投資運用会社に帰する。

(5) UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店

(UBS Europe SE, Luxembourg Branch) (「保管受託銀行」および「支払事務代行会社」)
管理会社との契約に基づき、ファンド資産の保管業務および支払事務を行う。

(6) ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSE

(Northern Trust Global Services SE) (「登録・名義書換事務代行会社」および「管理事務代行会社」)

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSEは、ルクセンブルグ法に規定されたファンドの運営に関与する一般的な管理事務業務に責任を負う。かかる管理事務業務には、主に1口当たり純資産価格の計算、ファンドの口座の維持および業務報告の実施が含まれる。

(7) UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)

(UBS Asset Management Switzerland AG, Zurich) (「元引受会社」)
ファンド資産について元引受会社として、ファンド証券の販売に必要な業務を行う。

(8) UBS証券株式会社(「代行協会員」および「日本における販売会社」)

日本における代行業務および販売業務を行う。

3【資本関係】

UBSヨーロッパSEは、ユービーエス・エイ・ジーに100%所有されている。UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイは、ユービーエス・エイ・ジーが100%所有するUBSアセット・マネジメント・エイ・ジーに、100%所有されている。各投資運用会社は、最終的にはユービーエス・エイ・ジーに100%所有されている。

第3【投資信託制度の概要】

（2019年5月付）

定 義

1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法（随時改正および補足済）
2002年法	投資信託に関する2002年12月20日法（随時改正および補足済）
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法（随時改正および補足済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法（随時改正および補足済）
1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法（随時改正および補足済）
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法
A I F	通達2011 / 61 / E U 第4条第1項（a号）に記載される投資信託（その投資コンパートメントを含む。）であり、以下に該当するオルタナティブ投資ファンドをいう。 （a）多数の投資家から資本を調達し、当該投資家の利益のために定められた投資方針に従って当該資本を投資することを目的とする。 （b）通達2009 / 65 / E C 第5条に基づく許認可を要しない。 ルクセンブルグにおいて、この用語は、2013年法第1条第39項に規定するオルタナティブ投資ファンドを意味する。
A I F M	その通常の事業活動として一または複数のA I F を運用する法人であるオルタナティブ投資ファンド運用者をいう。
C S S F	ルクセンブルグ監督当局である金融監督委員会
E C	欧州共同体
E E C	欧州経済共同体（現在はE C が継承）
E S M A	欧州証券市場監督局
E U	欧州連合（特に、E C により構成）
F C P	契約型投資信託
加盟国	E U 加盟国または欧州経済地域を形成する契約の当事者であるその他の国
メモリアル	ルクセンブルグの官報であるメモリアルA
パート ファンド	2010年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（通達2009 / 65 / E C をルクセンブルグ法に導入）。かかるファンドは、一般に「U C I T S」と称する。
パート ファンド	2010年法パート に基づく投資信託
R C S	ルクセンブルグ大公国の商業および法人登記所 （Registre de Commerce et des Sociétés）
R E S A	ルクセンブルグ大公国の中央電子プラットフォームである会社公告集 （Recueil Electronique des Sociétés et des Associations）
S I C A F	固定資本を有する投資法人
S I C A V	変動資本を有する投資法人
U C I	投資信託
U C I T S	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託

．ルクセンブルグにおける投資信託制度の概要および統計

ルクセンブルグにおいて契約型の投資信託は1959年に初めて設定された。2019年3月31日現在、契約型UCIは1,406存在し、純資産総額は、8,410億1,800万ユーロ¹である。投資法人型のファンドは1959年から1960年にかけて初めて設定され、このタイプの代表的なファンドとして、パン・ホールディング（Pan-Holding）、セレクトッド・リスクス・インベストメンツ（Selected Risks Investments）およびコモンウェルス・アンド・ヨーロピアン・インベストメント・トラスト（Commonwealth and European Investment Trust）があげられる。オープン・エンドの仕組みを有する投資法人型のファンドは1967年から1968年にかけて初めて設立された。その最初のファンドはユナイテッド・ステイツ・トラスト・インベストメント・ファンド（United States Trust Investment Fund）である。2019年3月31日現在、SICA V型およびSICAR型のUCIは2,420存在し、純資産総額は、3兆4,814億1,400万ユーロ²である。

2019年3月31日現在、ルクセンブルグ籍のUCIが運用する純資産の総額は4兆3,504億4,900万ユーロ³に達している。

¹ C S S Fウェブサイト

² Idem

³ Idem

．ルクセンブルグの投資信託の監督

ルクセンブルグの投資信託の監督は、公的機関によって行われている。これは、当初は、銀行および信用取引ならびに有価証券の発行を規制する1965年6月19日付の大公令、その後は、投資信託の監督に関する1972年12月22日付の大公令に基づく管轄権を有する銀行監督官であった。

監督機関の機能は、その後、1983年5月20日法によりルクセンブルグ金融庁（以下「IML」という。）（同法第30条に基づき銀行監督官の継承者となり、1998年4月22日法に基づきルクセンブルグ中央銀行（以下「BCL」という。）になった。）に委譲された。

1999年1月1日以降、監督機能は、BCLとは分離されており、1998年12月23日法により新たに創設された公的機関である金融監督委員会（以下「CSSF」という。）によって行使されている。CSSFは、銀行、金融セクターで業務を行っているその他の機関および投資信託の監督に関し以前はBCLに委託されていたあらゆる規制に関する権限、ならびにルクセンブルグ証券取引所およびルクセンブルグ証券取引所での有価証券の公募および有価証券の上場に関し証券取引委員会に委託されていたあらゆる規制に関する権限を行使している。

．ルクセンブルグの投資信託の形態

1．前書き

1.1 一般⁴

1988年4月1日までは、ルクセンブルグのすべての形態のファンドは、投資信託に関する1983年8月25日法、商事会社に関する1915年8月10日法（随時改正および補足済）（以下「1915年法」という。）ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設定されていた。

⁴ ルクセンブルグの投資信託制度は、特に欧州連合の法律に基づいており、かかる法律は現時点の概要において適宜考慮されているが、必ずしもすべての欧州連合の法律が現時点の概要に反映されているとは限らないこと（特にその範囲が投資信託以外に及ぶ場合）に留意されたい。

1.2 UCITS / UCI

1983年8月25日法は廃止され、これに代わり投資信託に関する1988年3月30日法（改正済）（以下「1988年3月30日法」という。）が制定された。1988年3月30日法は、通達85 / 611 / EEC（以下「U

「CITS通達」という。）の規定をルクセンブルグ国内法として制定し、また、ルクセンブルグの投資信託制度についてのその他の改正を盛り込んだものである。

投資信託に関する2002年12月20日法（以下「2002年法」という。）により、ルクセンブルグは、UCITS通達を改正する通達2001/107/ECおよび通達2001/108/ECを実施した。2002年法は、2002年12月31日にメモリアルに公告され、2003年1月1日から施行された。

経過規定に従い、2002年法は、直ちに1988年3月30日法に代わるものではなく、1988年3月30日法は2004年2月13日まで全体として効力を有し、UCITSに適用される経過規定として2007年2月13日まで効力を有していた。

投資信託に関する2010年12月17日法（以下「2010年法」という。）により、ルクセンブルグは、2009年7月13日付通達2009/65/EC（以下「UCITS 通達」という。）を実施した。2010年法は、2010年12月24日にメモリアルに公告され、2011年1月1日から施行されたが、2012年7月1日より2002年法を完全に置き換えた。2002年法パートIに基づくUCIについては、2011年1月1日より2010年法が法律上適用された。

2010年法は、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法（以下「2013年法」という。）により改正された。2013年法は、2013年7月15日にメモリアルに公告され、同日付で施行され、近時、預託業務、報酬方針および制裁に関する2014年7月23日付欧州議会および理事会通達2014/91/EU（以下「UCITS V通達」という。）をルクセンブルグ法に適用する2016年5月10日法により改正された。2016年5月10日法は、2016年5月12日にメモリアルに公告され、2016年6月1日付で施行された。

2010年法の最後の改正は、2018年6月8日にメモリアルにおいて公告された証券金融取引の透明性に関する2018年6月6日法により行われた。

1.3 専門投資信託

その証券が一般に募集されることを予定しない投資信託に関する1991年7月19日法（以下「1991年法」という。）は、ルクセンブルグの成文法に基づく、機関投資家に限定される規制UCIを導入した。

専門投資信託に関する2007年2月13日法は、2007年2月13日より1991年法を廃止し、これに取って代わった（以下、併せて「2007年法」という。）。これによりその証券が一般に募集されることを予定しない投資信託に代わり、専門投資信託（以下「SIF」という。）が導入された。

2007年法は、2013年法により改正された。改正済の2007年法は、2013年7月15日にメモリアルに公告され、同日付で施行された。2007年法は、近時、リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法（以下「2016年法」という。）により改正された。2016年法は、2016年7月28日にメモリアルに公告され、2016年8月1日付で施行された。

SIFは、かかるピークルへの投資に係るリスクを正確に評価できる情報に精通した投資家に対して提供される。SIFは、リスク分散の原則に従う投資信託であり、したがってUCIに区分されている。SIFは企業構造および投資規則の点でより柔軟性が高いだけでなく、監督義務がより緩やかである。このことは、いかなるプロモーターもCSSFの承認を得る必要がないという事実からも明らかである。適格投資家には機関投資家およびプロの投資家のみならず、十分な知識を有する個人投資家も含まれる。

1.4 リザーブド・オルタナティブ投資ファンド

リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法は、2013年法および2010年法を改正し、AIFの新たな形態であるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド（以下「RAIF」という。）を導入した。RAIFは、AIFMDの範囲内で、認可されたAIFMによって運用され、その受益証券は、情報に精通した投資家向けのものである。よって、RAIFは、CSSFの事前の許可を必要とせず、またCSSFによる継続的で（直接的で）慎重な監督に服するものでもない。RAIF

は、C S S Fの監督に服することなく、S I F制度およびS I C A R制度の法律上および税務上の特徴を併せて有する。

2. 投資信託に関する2010年12月17日法(改正済)

2.1. 一般規定とその範囲

2.1.1. 2010年法は、5つのパートから構成されている。

パート U C I T S (以下「パート 」という。)

パート その他のU C I (以下「パート 」という。)

パート 外国のU C I (以下「パート 」という。)

パート 管理会社(以下「パート 」という。)

パート U C I T Sおよびその他のU C Iに適用される一般規定(以下「パート 」という。)

2010年法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」(以下「U C I T S」という。)とパート が適用される「その他の投資信託」(以下「U C I」という。)を区分して取り扱っている。2010年法パート に基づくU C Iは、2013年法に規定するA I Fとしての資格を有するのに対して、U C I T Sは、2013年法の範囲から除外されている。

2.1.2. 欧州連合(以下「E U」という。)のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パート に基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「パート ファンド」という。)としての適格性を有しているすべてのファンドは、他のE U加盟国において、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

2.1.3. 2010年法第2条第2項は、同法第3条に従い、パート ファンドとみなされるファンドを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資すること、および/またはリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とするファンド、ならびに
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻されるファンド(受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのU C I T Sの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。)。

2.1.4. 2010年法第3条は、同法第2条第2項のU C I T Sの定義に該当するが、パート ファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

- a) クローズド・エンド型のU C I T S
- b) E Uまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するU C I T S
- c) 約款または設立文書に基づき、E U加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるU C I T S
- d) 2010年法第5章によりパート ファンドに課される投資方針がその投資および借入方針に鑑みて不適切であるとC S S Fが判断する種類のU C I T S

2.1.5. 上記d)の分類は、2003年1月22日付C S S F通達03/88(2002年法に関連して示達されたものだが、2010年法に関しても有効である。)によって以下のとおり定義されている。

- a) 2002年法第41条第1項(現2010年法第41条第1項)に規定されている譲渡性のある証券以外の証券および/またはその他の流動性のある金融資産に、純資産の20%以上を投資することができる投資方針を有する投資信託
- b) 純資産の20%以上をハイリスク・キャピタルに投資することができる投資方針を有する投資信託。ハイリスク・キャピタルへの投資とは、設立間もない会社またはまだ発展途上にある会社の証券に対する投資を意味する。

c) 投資目的で純資産の25%以上を継続的に借り入れることができるという投資方針を有する投資信託(以下「レバレッジ・ファンド」という。)

d) 複数のコンパートメントから成り、その一つが投資または借入方針を理由に、2002年法のパート(現在は2010年法のパート)の条項を充足していない投資信託

2.1.6. 2010年法は、他の条項と共にUCITSの投資方針および投資制限について特別の要件を規定しているが、投資信託としての可能な法律上の形態は、パート ファンドおよびパート ファンドのいずれについても同じである。

投資信託には以下の形態がある。

1) 契約型投資信託(fonds commun de placement (FCP), common fund)

2) 投資法人(investment companies)、これは

- 変動資本を有する投資法人(以下「SICAV」という。)である場合と、
- 固定資本を有する投資法人(以下「SICAF」という。)である場合がある。

上記の種類の投資信託は、2010年法、1915年法ならびに共有および一般契約法に関する民法の一部の規定に従って設定されている。

2.2. それぞれの型の投資信託の主要な特性の概要

以下に記載される特徴に加え、2010年法第9条、第11条、第23条、第27条、第28条、第66条、第91条、第94条、第96条、第98条、第99条および第125 - 1条は、特定の特性を規定しており、または、CSSF規則によって特定の追加要件が定められる可能性を規定している。

(注)本書の日付において、この点に関して、CSSF規則は制定されていない。

2.2.1. 契約型投資信託

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、管理会社および保管受託銀行の三要素から成り立っている。

ファンドの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の複合投資からなる、2010年法第41条第1項に規定される譲渡性のある証券およびその他の金融資産の分割できない集合体である。投資家はその投資によって平等に利益および残余財産の分配に参加する権利を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は株主ではなく、その権利は投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法(すなわち、民法第1134条、第1710条、第1779条、第1787条および第1984条、ただし、これらに限られない。)および2010年法に従っている。

投資家は、FCPに投資することにより投資家自らと管理会社の間に確立される契約上の関係に同意する。かかる関係は、FCPの約款(以下を参照のこと。)に基づく。投資家は、投資を行ったことにより、FCPの受益証券(以下「受益証券」という。)を受領することができ、当該投資家を「受益者」と称する。

受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格(約款にその詳細が規定される。)に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、受益証券を表章する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益証券の買戻請求は、いつでも行うことができるが、約款に買戻請求の停止に関する規定がある場合はこれに従い、また、2010年法第12条に従い買戻請求が停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づいている。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

分配方針は約款の定めに従う。

主な要件は以下のとおりである。

- F C Pの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はF C Pとしての許可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、C S S F規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、F C Pの運用管理業務を約款に定められている範囲内で執行すること。
- 発行価格および買戻価格は、パート ファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算されること。また、パート が適用されるその他のすべての投資信託の場合は、少なくとも1か月に1度は計算されること。しかしながら、C S S Fは、頻度の減少が受益者の利益を毀損しないことを条件として、U C I T Sがこの頻度を1か月に1度に減らすことを許可することができ、また、適式かつ適正な請求により、パート が適用されるその他の投資信託に対してもかかる減少を許可することができる。
- 約款には以下の事項が記載されること。
 - (a) F C Pの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - (b) 提案されている特定の目的に従った投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針
 - (d) 管理会社がF C Pから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) F C Pの会計期間
 - (g) 法令に基づく場合以外のF C Pの解散事由
 - (h) 約款変更手続
 - (i) 受益証券発行手続
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

(注) 2010年法パートIに基づくFCPに関し、管理会社は、状況により必要とされる例外的な場合、および受益者の利益を考慮した上で停止することが妥当であると認められる場合、受益証券の買戻しを一時的に停止することができる。いかなる場合も、純資産価額の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が全体として受益者の利益となる場合、（特に、FCPの業務および運営に関する法律、規則または契約の規定が遵守されていない場合）、C S S Fはこれらの停止を命ずることができる。

2.2.1.1. 投資制限

F C Pに適用される投資制限に関しては、2010年法は、パート ファンドの資格を有する投資信託に適用される制限とその他のU C Iに適用される制限とを明確に区別している。

A) パート ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されており、主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) U C I T Sは、証券取引所に上場されていないまたは定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制ある市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%まで投資することができる。ただし、かかる証券取引所または他の規制ある市場がE U加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるU C I T Sの設立文書に規定されていなければならない。
- (2) U C I T Sは、U C I T S 通達に従い認可されたU C I T Sまたは同通達第1条第2項第1号および/または第2号に規定する範囲のその他のU C Iの受益証券に（設立国がE U加盟国であるか否かにかかわらず）投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - かかるその他のU C Iは、C S S FがE U法に規定する監督と同程度であると判断する監督に服すること、および監督機関間の協力が十分に確保されることが定められている法律に基づき認可されたものであること。
 - かかるその他のU C Iの受益者に対する保護水準はU C I T Sの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分離保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券

および短期金融商品の空売りに関する規則がUCITS 通達の要件と同等であること。

- かかるUCIの業務が、報告期間の資産、債務、収益および運用の評価が可能であるような形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
- 取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIが、その設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に、合計でその資産の10%超を投資しないこと。

その他のUCIに関して、CSSFは、2018年1月5日付CSSFプレスリリース18/02で公表されるとおり、UCITSの商品として適格性を有するために遵守すべき追加の基準を設けている。したがって、その他のUCIは、以下の基準を遵守しなければならない。

(i) その他のUCIは、UCITS通達第1条第2項(a)に従い、非流動資産(商品および不動産など)に投資することを禁止される。

() その他のUCIは、UCITS通達第50条第1項(e)()に従い、UCITS通達の要件と同等の、資産の分別保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則に服する。なお、単に実務上遵守するだけでは足りないものとする。

() ファンドの規則または設立文書において、UCITS通達第50条第1項(e)()に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に、合計でUCIの資産の10%を超えて投資することができない旨の制限を記載する。なお、単に実務上遵守するだけでは足りないものとする。

(3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引きおろすことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関がEU加盟国に登録事務所を有するか、非加盟国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。

(4) UCITSは、上記(1)に記載する規制ある市場で取引される金融デリバティブ商品(現金決済商品と同等のものを含む。)および/または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品(以下「OTCデリバティブ」という。)に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

- UCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
- OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
- OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

デリバティブ商品を利用するUCITSに適用される条件および制限について、CSSFは、2007年8月2日付CSSF通達07/308を發布し、同通達は財務上のリスク、すなわち全体的エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を列挙している。さらに、通達では、洗練されたUCITSと洗練されていないUCITSを区別しデリバティブ商品の各々の利用の違いを規定している。通達は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。

デリバティブ商品を利用するUCITSに適用される条件および制限について、CSSFは、リスク管理ならびにリスク管理手続の内容および形式に関する2011年5月30日付通達11/512を發布した。通達は、特に2010年7月28日および2011年4月14日付CESR/ESM

Aガイドラインならびに2010年12月22日付C S S F規則10 - 4をもってリスク管理に係る法的枠組みに関して行われた主な変更を記載している。

(5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制ある市場で取引されていないもので、2010年法第1条(すなわち上記(1))に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。

- 1) 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
- 2) 上記(1)に記載される規制ある市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
- 3) EC法が規定する基準に従った慎重な監督に服している発行体またはEC法が規定する基準と少なくとも同程度の厳格さを有しているとC S S Fが判断する慎重なルールに服しかつこれを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
- 4) C S S Fが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、1)ないし3)項に規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、その発行体は、資本および準備金が少なくとも10,000,000ユーロあり、通達2013/34/EUに従い年次財務書類を公表する会社であるか、または一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従するもしくは銀行の与信ラインを享受する証券化目的のビークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。

(6) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。

(7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。

(8) UCITSは、流動資産を保有することもできる。

(9)(a) UCITSは、常時、ポートフォリオのポジション・リスクおよび全体的リスク状況への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSはまた、OTCデリバティブ商品の価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。UCITSは、C S S Fが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプ、潜在的风险、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、C S S Fに定期的に報告しなければならない。かかる運用においてデリバティブ商品が使用される場合、かかる条件および制限は、2010年法に定められている規定に従うものとする。いかなる状況においても、かかる運用により、UCITSが、UCITSの約款または目論見書に定められている投資目的から逸脱することになってはならない。

(b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をC S S Fが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。

(c) UCITSは、デリバティブ商品に関する全体的エクスポージャーが、ポートフォリオの総資産価額を超過しないよう確保しなければならない。

当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、市場動向の可能性およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。

UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)、(12)および(13)に規定する投資

制限を超過してはならない。UCITSが指数ベースの金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は（10）に規定する制限と合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブを内包する場合は、本項の要件への適合については、かかるデリバティブも勘案しなければならない。

（10）（a）UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。

UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記（3）に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてならない。

（b）UCITSがその資産の5%を超えて投資する発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。

上記（a）に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、一つの機関について、かかる機関が発行した譲渡性のある証券または短期金融商品、かかる機関への預金および／またはかかる機関と行ったOTCデリバティブ取引において発生するエクスポージャーの総額が、その純資産の20%を超える投資を行ってはならない。

（c）上記（a）の第1文に記載される制限は、EU加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

（d）上記（a）の第1文に記載される制限は、その登録事務所がEU加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、これらの債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の有効全期間中、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払に充てられる、債券に付随する請求をカバーできる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

CSFは、本（10）に定める基準に適合した債券の発行に関する本（10）（d）の第1項で言及される法律および監督上の取決めに従い、本（10）（d）の第1項に記載する債券の種類ならびに承認済みの発行銘柄の種類のリストを欧州証券市場監督局（以下「ESMA」という。）に送付するものとする。

（e）上記（c）および（d）に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、本項に記載される40%の制限の計算には含まれない。

（a）、（b）、（c）および（d）に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、上記（a）、（b）、（c）および（d）に従って行われる当該機関への預金またはデリバティブ商品への投資は、当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

通達2013/34/EUまたは公認の国際会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては同一発行体とみなされる。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%まで投資することができる。

(11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの設立文書に従って、その投資方針の目的が(以下のペースで)CSSFの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および/または債券への投資については、20%まで引き上げることができる。

- 指数の構成が十分多様化していること
- 指数が関連する市場のベンチマークとして適切であること
- 指数は適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制ある市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体にのみ許される。

(12) (a) (10)にかかわらず、CSSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、EU加盟国、その地方自治体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する、異なる譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、一銘柄が全額の30%をこえることはできない。

(b) (a)に記載するUCITSは、その設立文書において、明示的に、その純資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関につき説明しなければならない。

(c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書および販売文書の中に、かかる許可に注意を促し、その純資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を示す明確な説明を記載しなければならない。

(13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその純資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用目的のため、2010年法第181条に定める複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。

(b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、当該UCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSがUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

(c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されているその他のUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかるその他のUCITSおよび/またはUCIの受益証券への当該UCITSの投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

その他のUCITSおよび/またはその他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、その目論見書において、当該UCITS自身ならびに投資を予定す

るその他のUCITSおよび/またはその他のUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。また、その年次報告書において、当該UCITS自身ならびに投資するUCITSおよび/またはその他のUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。
- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債務証券指数に追従する投資を行う場合、目論見書および必要な場合その他の販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合はその他の販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パート に該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
- (i) 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - () 同一発行体の債務証券の10%
 - () 2010年法第2条第2項の趣旨内の同一UCITSまたはその他のUCIの受益証券の25%
 - () 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記()ないし()の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) EU加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) EU非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。

5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が存在する国における管理、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。

(16) (a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本章の制限に適合する必要はない。

リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。

(b) 上記(a)の制限がUCITSの監督の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。

(c) 発行体が複数のコンパートメントを有する法主体であって、コンパートメントの資産が、当該コンパートメントの投資家ならびに当該コンパートメントの創設、運用および解散に関し生ずる請求権を有する債権者に排他的に留保される場合、各コンパートメントは、(10)、(11)および(13)に記載されるリスク分散規定の適用上、個別の発行体とみなされる。

(17) (a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。

(b) (a)にかかわらず、

1) UCITSは、借入れが一時的な場合は、その資産の10%まで借入れをすることができる。

2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。この場合、この借入れと1)による借入れの合計は、UCITSの資産の15%を超過してはならない。

(18) (a) 上記(1)ないし(8)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となってはならない。

(b) (a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品で一部払込済のものを取得することを妨げるものではない。

(19) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。

(20) UCITSのコンパートメントは、UCITSのフィーダー・ファンド(以下「フィーダー」という。)またはかかるUCITS(以下「マスター」という。)のコンパートメントのフィーダー・ファンドとなることができるが、かかるUCITS自体はフィーダー・ファンドとなったりまたはフィーダー・ファンドの受益証券を保有したりしてはならない。かかる場合、フィーダーは、その資産の少なくとも85%をマスターの受益証券に投資するものとする。

フィーダーは、15%を超える資産を以下の一または複数のものに投資することができない。

- 2010年法第41条第2項第2段落に従う補助的な流動資産

- 2010年法第41条第1項g)および第42条第2項および第3項に従う金融デリバティブ商品(ヘッジ目的のためにのみ利用可能)
- フィーダーが投資法人である場合は、その事業を直接行う上で必須の動産および不動産
フィーダーとしての資格を有するUCITSのコンパートメントが、マスターの受益証券に投資する場合、フィーダーは、マスターから、申込手数料、償還手数料、または後払販売手数料、転換手数料を一切請求されない。

コンパートメントがフィーダーとしての資格を有する場合、フィーダーがマスターの受益証券への投資を理由に支払うコストのすべての報酬および償還(ならびにフィーダーおよびマスター双方の手数料合計)の記載が、目論見書において開示されるものとする。年次報告書において、UCITSは、フィーダーおよびマスターの双方の手数料合計についての明細を記載するものとする。

UCITSのコンパートメントが、別のUCITSのマスター・ファンドとしての資格を有する場合、フィーダーであるUCITSは、マスターから、申込手数料、償還手数料、または後払販売手数料、転換手数料を一切請求されない。

- (21) UC Iのコンパートメントが、目論見書だけでなく約款または設立証書に規定されている条件に従って、以下の条件に基づき同一のUC I(以下「対象ファンド」という。)内の一または複数のコンパートメントにより発行される予定のまたは発行された証券を申し込み、取得し、および/または保有する場合がある。

- 対象ファンドが、反対に、対象ファンドの投資先であるコンパートメントに投資することはない。
- 合計で対象ファンドの10%を超える資産を、その他の対象ファンドの受益証券に投資することはできない。
- 対象ファンドの譲渡可能証券に付随する議決権は、投資期間中は停止される。
- いかなる場合も、これらの証券がUC Iに保有されている限り、それらの価額は、2010年法により課されている純資産の最低値を確認する目的でのUC Iの純資産の計算について考慮されない。
- 対象ファンドに投資しているUC Iのコンパートメントの段階と対象ファンドの段階の間で、管理報酬、買付手数料および/または償還手数料の重複はない。

2010年法に加えて、以下の法的文書もまた考慮されなければならない。

- 一定の定義の明確化に関するUCITS通達およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU通達2007/16/CE(以下「2007/16通達」という。)を、ルクセンブルグにおいて実施する、2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則(以下「大公規則」という。)
- 大公規則を参照してかかる大公規則の条文を明確化する2008年11月26日付CSSF通達08/380により改正済である、2008年2月19日に示達されたCSSF通達08/339(以下「通達」という。)

通達は、2002年法の関連規定の意味の範囲内で、かつ大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産とみなせるか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。

- 特定の証券貸付取引においてUCITS(および原則としてUC Iも)が利用することのできる譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と商品の詳細について示した、2008年6月4日に示達されたCSSF通達08/356(通達11/512により改正済である。)

通達は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。通達は、UCITS(UCI)のカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどう保管すべきか定めている。通達は、証券貸借取引によってUCITS(UCI)のポートフォリオ管理業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨に再度言及している。最後に、通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

- 2008年11月26日にCSSFは、UCITSによる投資の対象となる適格資産に関するCESRのガイドラインを規定する通達08/380(以下「通達08/380」という。)を示達した。同通達は、UCITSによる投資の対象となる適格資産に関するCESRのガイドラインであり、委員会によって通達08/339により公布された2007年3月付のCESR/07-044を取消し、これに取って代わった。

この通達08/380は、効率的なポートフォリオ管理を目的とする技法および商品に関する、UCITSによる投資の対象となる適格資産に関するCESRのガイドラインの変更のみに焦点を当てたものである。この通達には、UCITS通達第21条の規定に従わなくてはならないという要件は、特に、UCITSが買戻条件付き売買契約または証券貸付を使用することを許可された場合、かかる取引は、UCITSのグローバル・エクスポージャーを算定するために配慮されなければならないことを含意していることが記載されている。

- 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付CESRガイドライン10-049(改定済)
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理および預託機関と管理会社の間の契約の内容に関する通達2009/65/ECを実施する2010年7月1日付欧州委員会通達2010/43/EUを置換する2010年12月22日付CSSF規則10-4
- ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定に関する通達2009/65/ECを実施する2010年7月1日付欧州委員会通達2010/44/EUを置換する2010年12月22日付CSSF規則10-5
- 他の欧州連合加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うUCITSおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他の欧州連合加盟国のUCITSが踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付CSSF通達11/509
- CSSF規則10-4およびESMAによる明確化の公表後のリスク管理における主要な規制変更の発表、リスク管理ルールに関するCSSFによるさらなる明確化ならびにCSSFに対して連絡されるべきリスク管理プロセスの内容およびフォーマットの定義に関する2011年5月30日CSSF通達11/512。CSSF通達11/512は、CSSF通達18/698によって改正された。
- 運用開始前のコンパートメント、休止中のコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関する2012年7月9日付CSSF通達12/540
- 投資信託に関する2010年12月17日法第15章に服するルクセンブルグの管理会社の認可および設立ならびに投資信託に関する2010年12月17日法第27条の趣旨内の管理会社を指定していない投資法人に関する2012年10月24日付CSSF通達12/546
- 告訴に関する裁判外の解決に関する2013年10月15日付のCSSF規則13-02に関する詳細を定めた2014年6月27日付CSSF通達14/589
- オープン・エンド型投資信託に重大な変更が生じた場合における投資家保護に関する2014年7月22日付CSSF通達14/591
- ETFおよびその他のUCITSに関するESMAガイドライン2014/937(改定済)に言及する2014年9月30日付CSSF通達14/592(同通達は、CSSF通達13/559によ

り実施された、2012年公告の関連するESMAガイドライン（ESMA/2012/832）に取って代わった。）

この通達は、主に、UCITS、インデックス・トラッキングUCITS、レバレッジUCITSおよび逆レバレッジUCITS、証券貸付などの担保を利用するUCITS、レボおよび逆レボ契約を扱う。この点に関して、EU規則2015/2365も考慮しなければならない。

- ヨーロッパのマネー・マーケット・ファンドの共通定義に関するCESRのガイドライン（CESR/10-049）のレビューに関するESMAの意見に関する2014年12月2日付のCSSF通達14/598
- 税務情報の自動的交換および税務事項におけるマネーロンダリング防止の動向に関する2015年3月27日付CSSF通達15/609
- 管理委員会/戦略に関する文書の調製、交付および協議の外部委託システムに関するリスク管理に関する2015年4月16日付のCSSF通達15/611
- CSSFに対する新たな月次報告に関する2015年12月3日付CSSF通達15/627
- 休眠または不活動口座に関する2015年12月28日付CSSF通達15/631 - 投資信託に関する2010年法パートに服するUCITSの預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのUCITS（該当する場合）に適用される規定に関する2016年10月11日付CSSF通達16/644
- ルクセンブルグ法により規制される投資ファンド運用者の認可および規制に関する2018年8月23日付CSSF通達18/698

（注）2002年法に関連して示達された上記のCSSF通達および大公規則は、2010年法上でも引き続き適用される。

上記に定められた投資の制限および制約の適切な実施という文脈において、ルクセンブルグの管理会社およびSICAは、常時、ポートフォリオの自己のポジション・リスクおよび全体的リスク状況への自己の寄与度を監視・測定することを可能とし、かつOTCデリバティブの価値を正確かつ独立して評価することを可能とするリスク管理プロセスを採用しなければならない。かかるリスク管理プロセスは、2011年5月30日に出されたCSSF通達11/512（CSSF通達18/698により改正済みである。）、に基づき定められた要件を遵守するものとし、当該通達は、リスク管理における主要な規制変更を示し、リスク管理ルールに関してCSSFよりさらに明確化しており、かつCSSFに対して連絡されるべきリスク管理プロセスの内容およびフォーマットを定義している。この通達により、UCITSの目論見書は、遅くとも2011年12月31日の時点で以下の情報が記載されていなければならない。

- コミットメント・アプローチ、レラティブVaRまたは絶対的VaRアプローチの間を区別する、グローバル・エクスポージャー決定方法
- 予想されるレバレッジ・レベル、ならびにそれより高いレバレッジ・レベルの可能性（VaRアプローチを用いるUCITSについて）
- レラティブVaRアプローチを用いるUCITSについての参照ポートフォリオに関する情報

また、CSSF通達14/592により実施された、ETFおよびその他のUCITSに関するESMAガイドライン2014/937（改定済）も、同文脈の中で考慮されるべきである。

当該ガイドラインの目的は、インデックス・トラッキングUCITSおよびUCITS ETFに関して伝達されるべき情報に関するガイドラインを、UCITSが店頭市場において金融デリバティブ取引を行う時および効率的なポートフォリオ管理を行う時に利用する一定の規則とともに提供することにより、投資家を保護することである。

B) パート ファンドに該当するFCPに適用される投資制限に関して、2010年法パート には、UCIの投資規則または借入規則についての規定はない。パート ファンドに該当しないFCPに適用される制限は、2010年法第91条第1項に従い、CSSF規則によって決定され得る。

(注) かかるCSSF規則は未だ出されていない。

ただし、2010年法パート に準拠するUCIに適用される投資制限は、1991年1月21日付IML通達91/75およびオルタナティブ投資戦略を実行するUCIに関する通達02/80において定められている。

2.2.1.2. 管理会社

パート ファンドの資格を有するFCPの管理は、ルクセンブルグに登録上の事務所を有し、2010年法第16章または第15章のいずれかに定められる条件を遵守する管理会社によって行われる。

パート ファンドを管理する管理会社は、2010年法第15章に定められる要件を遵守しなければならない(以下を参照のこと。)。

パート ファンドのみを管理する管理会社は、2010年法第16章によって規制される。

2.2.1.2.1 2010年法第16章

同法第125 - 1条、第125 - 2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。2010年法は、同法第125 - 1条に服する管理会社と同法第125 - 2条に従う管理会社とを区別している。

(1) 2010年法第125 - 1条に服する管理会社

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後のみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、CSSFによりルクセンブルグの会社公告集(Recueil Electronique des Sociétés et des Associations)(以下「RESA」という。)において公告される。

2010年法第125 - 2条の適用を損なうことなく、本(1)に従い認可を受ける管理会社は、以下の活動にのみ従事することができる。

(a) 通達2011/61/EUに規定するAIF以外の投資ビークルの管理を確保すること

(b) 通達2011/61/EUに規定するAIFとしての資格を有する、一または複数の契約型投資信託または変動資本を有する一または複数の投資法人もしくは固定資本を有する投資法人について、2010年法第89条第2項に規定する管理会社の機能を確保すること。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および/または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人(いずれも、単数か複数かを問わない。)のために、2010年法第88 - 2条第2項a)に従い外部AIFMを任命しなければならない。

(c) 自らの資産が管理下に置かれる一または複数のAIFの管理が、2013年法第3条第2項に規定される閾値の1つを上回らないよう確保すること。かかる場合、当該管理会社は、以下を行わなければならない。

- 自らが管理するAIFについてCSSFに確認すること
- 自らが管理するAIFの投資戦略に関する情報を、CSSFに提供すること
- CSSFが体系的なリスクを効果的に監視できるようにするため、自らが取引する主要商品ならびに自らが管理するAIFの元本エクスポージャーおよび最も重要な集中的投資対象に係る情報を、CSSFに定期的に提供すること

前記の閾値条件を充足しなくなった場合および当該管理会社が2010年法第88 - 2 条第 2 項 a) に規定する外部 A I F M を任命しなかった場合、または管理会社が2013年法に従うことを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第 2 章に規定される手続に従い、30 暦日以内に、C S S F に認可を申請しなければならない。通達2011 / 61 / E U に規定する A I F 以外の投資ビークルが当該ビークルに関する特定セクターに係る法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる状況においても、上記 (b) または (c) に記載される業務を遂行することなく、上記 (a) に記載される業務のみを遂行することを認可されないものとする。管理会社自身の資産の管理事務については、付随的な性質のものに限定されなければならない。管理会社は、U C I の管理以外の活動に従事してはならない（ただし、自らの資産の運用は付随的に行うことができる）。当該投資信託の少なくとも一つはルクセンブルグ法に準拠する U C I でなければならない。

当該管理会社の本店（中央管理機構）および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

第16章の規定に服する管理会社は、事業のより効率的な運営のため、自らの機能のいくつかをかける管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) 管理会社は C S S F に対し適切な方法で通知しなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社の適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、U C I が管理されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体のみ付与される。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり、かつ、これが慎重な監督に服している国外の事業体に付与される場合、C S S F と当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- e) (c) または (d) の条件が充足されない場合、当該委託は、C S S F による事前承認が得られた後にのみ、効力を有することができる。
- f) 投資運用の中核的機能に関わる権限は、預託機関に付与されてはならない。

本 (1) の範囲内に該当し、本 (1) 第 4 段落目 (b) において記載される活動を遂行する管理会社は、当該管理会社による任命を受けた外部 A I F M 自身が、前記の機能を引き受けていない範囲において、事業のより効率的な運営のため、管理事務および販売に係る自らの一または複数の機能をかける管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件を遵守しなければならない。

- a) C S S F は、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社の適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために行為し、または契約型投資信託、変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人が管理されることを妨げてはならない。

C S S F は以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F 規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。

（注）：現在にかかる規則は存在しない。

- b) a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。
- c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に充たし、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。
- d) 管理会社の参照株主または参照メンバーの身元情報がC S S Fに提供されなければならない。C S S Fは、管理会社が適用法(特に、自己資金に関する要件に関する法)により課された健全性要件を遵守することを約束する受益者に関連するスポンサーシップ・レターを要求することができる。
- e) 申請書に管理会社の組織、統制および内部手続が記載されなければならない。

完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、以下の場合、第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することがある。

- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて第16章に定められる活動を中止する場合。
- b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ/または組織的に違反した場合。
- e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。

管理会社は、自らのために、管理するUCIの資産を使用してはならない。

管理するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(2) 2010年法第125 - 2条に服する管理会社

2010年法第88 - 2条第2項a)に規定する外部AIFMを任命することなく、任命を受けた管理会社として、通達2011/61/EUに規定する一または複数のAIFを管理し、2010年法第125 - 2条に基づき認可を受けた管理会社は、管理下にある資産が2013年法第3条第2項に規定される閾値の1つを上回った場合、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとして、C S S Fによる事前認可も得なければならない。

当該管理会社は、2013年法第5条第4項に記載される付随的業務および同法別紙に記載される活動にのみ従事できる。

自らが管理するAIFに関し、管理会社は、任命を受けた管理会社として、自らに適用される範囲で、2013年法により規定されるすべての規則に従う。

2010年法第16章に該当する管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な経験を有する、一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人に関する変更は事前にC S S Fの承認を得なければならない。2010年法第104条が適用される(下記2.2.1.2.2.の(17)および(18)を参照のこと。)。

2.2.1.2.2 2010年法第15章

同法第101条ないし第124条は、第15章に基づき存続する管理会社に適用される以下の規則および要件を定めている。

A．業務を行うための条件

- (1) 第15章の意味における管理会社の業務の開始は、C S S Fの事前の認可に服する。管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名株式でなければならない。1915年法の規定は、2010年法が適用除外を認めない限り、2010年法第15章に服する管理会社に対し適用される。

認可を受けた管理会社は、C S S Fによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後のみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、C S S FによりR C Sにおいて公告される。

- (2) 管理会社は、通達2009 / 65 / E Cに従い認可されるU C I T Sの管理以外の活動に従事してはならない。ただし、通達に定められていないその他のU C Iの管理であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達2009 / 65 / E Cの下でその他の加盟国において販売することはできない。

U C I T Sの管理のための活動は、2010年法別表 に記載されているが、すべてが列挙されているものではない。

(注) 当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売が含まれている。

- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

(a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの管理（年金基金が保有するものも含む）

(b) 付随的業務としての、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）の付属書類セクションBに記載されている一または複数の金融商品に関する投資顧問業務およびU C Iの受益証券に関する保管および管理事務業務

管理会社は、本章に基づき本項に記載された業務のみの提供または(a)の業務を認可されることなく付随的業務のみの提供を認可されることはない。

- (4) 上記(2)からの一部修正として、通達2011 / 61 / E Uに規定するA I FのA I F Mとして任命され、ルクセンブルグに自らの登記上の事務所を有し、かつ、第15章に基づき認可を受けた管理会社はまた、2013年法第2章に基づくA I FのA I F Mとして、C S S Fによる事前認可も得なければならない。管理会社が当該認可を申請する場合、当該管理会社は、本項(7)に基づき認可を申請するに際し、自らがC S S Fに対して既に提供済みである情報または書類の提供が免除される。ただし、当該情報または書類が最新のものであることを条件とする。関連する管理会社は、2013年法別紙 に記載される活動および2010年法第101条に基づき認可に服するU C I T Sの追加的な管理活動にのみ従事することができる。運用するA I Fの管理活動の趣旨において、かかる管理会社は、金融商品に関連する注文の受領および伝達を構成する2013年法第5条第4項に規定する付随的業務を行うこともできる。本(4)に規定するA I FのA I F Mとして任命を受けた管理会社は、自らに適用される範囲で、2013年法により規定されるすべての規則に従う。

- (5) 金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第1 - 1条、第37 - 1条および第37 - 3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

上記(3)(a)で定める業務を提供する管理会社は、さらに、投資会社および金融機関の資本の十分性に関するE U規則575 / 2013の規定および金融機関の業務および金融機関およ

び投資会社の慎重な監督へのアクセスに関する2006年6月26日付欧州議会および理事会通達2013/36/EUを施行するルクセンブルグの規則を遵守しなければならない。

(6) 管理会社が支払不能となった場合、上記(2)(3)の申請に基づき管理される資産は、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(7) CSSFは、管理会社を以下の条件の下に認可する。

(a) 管理会社の当初資本金は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える額について、かかる額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しない。

- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

- (i) 管理会社が運用するFCP(管理会社が運用機能を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)

- () 管理会社が指定管理会社とされた投資法人

- () 管理会社が運用するUCI(管理会社が運用機能を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)

- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、EU規則575/2013第92条ないし第95条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%を限度にのみ追加することができる。信用機関または保険機関は、EU加盟国またはCSSFがEC法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

(b) (a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。

(c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、良好な評価を十分に充たし、管理会社が管理するUCITSに関し十分な経験を有していなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも二名により決定されなければならない。

(d) 認可の申請は、管理会社の組織、統制および内部手続を記載した活動計画を添付しなければならない。

(e) 中央管理機構と登録事務所はルクセンブルグに所在しなければならない。

(f) 管理会社の業務を遂行する者は、当該UCITSまたはUCIの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な経験を有する者でなければならない。

(8) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合のみ認可する。

CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督機能を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。

- (9) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (10) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
- 当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。
- (11) C S S Fは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
- (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- (d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、通達2013/36/EUの施行の結果である金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)に適合しない場合。
- (e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
- (f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。
- (12) 管理会社が、(2010年法第116条に従い)集合的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、C S S Fは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。
- (13) C S S Fは、一定の適格参加権を有する株主またはメンバー(直接か間接か、自然人か法人かを問わない。)の身元情報またはかかる参加の金額が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社への参加資格は、上記金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第18条の規定と同様の規定に服する。
- C S S Fは、管理会社の健全で慎重な管理の必要性を勘案し、上記の株主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。
- 以下に該当する管理会社の認可については、事前に、関係する他の加盟国の管轄官庁と協議しなければならない。
- (a) 他の加盟国において認可されている他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社の子会社
- (b) 他の加盟国において認可されている他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社の親会社の子会社、または
- (c) 他の加盟国において認可されている他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社を管理している自然人または法人と同一の自然人または法人によって管理されている管理会社
- (14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。
- (15) 承認された法定監査人の変更は、事前にC S S Fの承認を得なければならない。
- (16) 1915年法および同法第900条の3により定められる監督監査人の規定は、2010年法第15章に従い、管理会社に対しては適用されない。
- (17) C S S Fは、承認された法定監査人の権限付与および管理会社の年次会計書類に関する監査報告書の内容について範囲を定めることができる。

(18) 承認された法定監査人は、管理会社の年次報告書に記載される会計情報の監査または管理会社もしくはUCIに関するその他の法的作業を行う際に認識した一切の事実または決定が、以下の事項に該当する可能性がある場合、CSSFに対し速やかに報告しなければならない。

- 2010年法または2010年法の施行のために導入される規則の重大な違反を構成する場合
- 管理会社の継続的な機能を阻害するか、または管理会社の事業活動に出資する主体の継続的な機能を阻害する場合
- 会計書類の証明の拒否またはかかる証明に対する留保の表明に至る場合

承認された法定監査人はまた、(16)に記載される管理会社に関する義務の履行において、年次報告書に記載される会計情報の監査または支配関係により管理会社と親密な関係を有するその他の主体に関するか、もしくは管理会社の事業活動に出資する主体と親密な関係を有するその他の主体に関してその他の法的作業を行う際に認識した、(16)に列挙した基準を満たす管理会社に関する一切の事実または決定をCSSFに対し速やかに報告する義務を有する。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、管理会社の報告書またはその他の書類において投資家またはCSSFに提供された情報が管理会社の財務状況および資産・負債を正確に記載していないと認識した場合には、監査人は直ちにCSSFに報告する義務を負う。

承認された法定監査人は、CSSFに対して、監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての点についてのCSSFが要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

承認された法定監査人がCSSFに対し誠実に行う本項に記載される事実または決定の開示は、契約によって課される職業上の守秘義務または情報開示に対する制限の違反を構成せず、かつ承認された法定監査人のいかなる責任をも発生させるものではない。

CSSFは、承認された法定監査人の権限付与および管理会社の年次会計に関する監査報告書の内容について範囲を定めることができる。

CSSFは、承認された法定監査人に対し、管理会社の活動および運営の一または複数の特定の側面の管理を行うよう求めることができる。かかる管理は、当該管理会社の費用負担において行われる。

B. ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

(1) 管理会社は、常に上記(1)ないし(8)に記載される条件に適合しなければならない。

管理会社の自己資本は(7)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。その事態が生じ、正当な事由がある場合、CSSFは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

管理会社に関する慎重な監督は、管理会社が2010年法第1条において定義されている支店を設立しているか、または他の加盟国において業務を提供しているかにかかわらず、投資先の加盟国の機関に責任を課すUCITS通達の規定を毀損することなく、CSSFの責任である。

管理会社の適格ポジションは、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第18条において投資会社に関し定められている規則と同一の規則に服する。

2010年法の趣旨上、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第18条に記載されている「会社/投資会社」という用語は、「管理会社」と解釈されるものとする。

(2) 管理会社が管理するUCITSの性質に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守すべき健全性規制の強化にあたり、管理会社は、UCITS 通達に従い、以下を義務づけられる。

- (a) 健全な管理上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部管理メカニズム(特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が管理するUCITSの資産が設立文書および現行の法規定に従い投資されていることを確保するものとする。
- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (3) 2.2.1.2.2.のA.(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている各管理会社は、
- (i) 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が管理するUCITSの受益証券に投資してはならない。
- () (3)の業務に関し、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)に基づく投資家補償スキームに関する通達97/9/ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。
- (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の機能を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件のすべてに適合しなければならない。
- a) 管理会社は、CSSFに上記を適切に報告しなければならない、CSSFは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
- b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、管理会社が投資家の最善の利益のために活動し、UCITSがそのように管理されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- e) 投資運用の中核的機能に関する権限は、預託機関または受益者の管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
- f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、機能が委託された者に常に追加的指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 委託される機能の性格を勘案し、機能が委託される者は、当該機能を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
- i) UCITSの目論見書は、管理会社が委託した機能を列挙しなければならない。
- 管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に機能を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが郵便受けとなるような形の機能委託をしてはならない。
- (5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範の遵守にあたり、以下を行う。

- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が管理するUCITSの最善の利益および市場の誠実性のため、正直かつ公正に行うしなければならない。
- (b) 管理会社が管理するUCITSの最善の利益および市場の誠実性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行うなければならない。
- (c) 事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
- (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が管理するUCITSが公正に取り扱われるよう確保しなければならない。
- (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務に適合し、投資家の最善の利益および市場の誠実性を促進しなければならない。2010年法は、管理会社が以下のすべてを満たす報酬に関する方針および実務を策定しなければならない旨を定めている。
 - UCITSの健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであること。
 - 該当するUCITSのリスク特性または該当するUCITSについて規定するファンド・ルールと矛盾するリスク・テakingを奨励しないものであること。
 - UCITSの最善の利益に適うよう行為するUCITS運用者の義務の遵守を阻害しないものであること。

報酬に関する方針および実務は、経営幹部、リスク・テカー、コントロール・ファンクションおよび経営幹部の報酬区分に該当する報酬総額を受け取る従業員およびその専門的業務が管理会社またはかかる者が管理するUCITSのリスク特性に重大な影響を及ぼすリスク・テカーを含むスタッフに適用される。

- (6) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを管理する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

- (7) 管理会社は、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第1条第1項に規定する専属代理人を任命する権限を付与される。管理会社が専属代理人を任命する場合、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される活動の制限内において、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第37 - 8条に基づく投資会社に適用される規則と同一の規則を遵守しなければならない。本段落を適用する目的において、同法第37 - 8条における「投資会社」の文言は、「管理会社」として読まれるものとする。

C. 設立の権利および業務提供の自由

- (1) UCITS 通達に従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店を設置しまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。上記に記載される支店の設置または業務提供は、いかなる認可要件または寄付による資本の提供要件もしくはこれと同等の効力を有するその他の手段の提供要件にも服さない。

上記に規定される制限の範囲内において、ルクセンブルグにおいて設定されたUCITSは、UCITS 通達第16条第3項の規定に従い、管理会社を自由に指定することができ、またはUCITS 通達に基づき他の加盟国において許認可を受けた管理会社により、自由に管理されることができる。

（２）2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店を設置しまたは業務提供の自由に基づき、他のEU加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

管理会社に関して適用される規制は、2012年10月24日付CSSF通達12/546（以下「通達」という。）によりさらに処理される。かかる通達は、2010年法第15章に従う、ルクセンブルグ法に基づく全ルクセンブルグ籍管理会社ならびに2010年法第27条および2010年7月1日付欧州委員会通達2010/43/EUを置換するCSSF規制10-4に規定する管理会社を指定していない全投資法人に適用ある、CSSF通達03/108および05/185に取って代わることをその目的とする。同通達は、管理会社および自己管理投資法人（以下「S I A G」という。）の認可の取得ならびに維持に係る条件が単一の文書に集約されることを目的として、CSSF通達11/508を組み入れている。さらに、当該通達は、認可に係る特定条件（特に、自己の資金の再利用、経営体、中央管理事務に関する取決めおよび委任規則に関するものを含む。）に関して追加的な説明を提示している。

また通達の規定により、業務プログラムをCSSFに提出することが必要であり、同通達は、業務プログラムに含まれるべき情報の種類を一般的に規定している。

通達はさらに、人的資源について、管理会社は原則として職務を達成し、委託した業務を監督するために必要な技能、知識および専門性を有するルクセンブルグの職員を雇用しなければならないと明記している。ただし、通達の規定により、特例として、職員は他の機関から派遣または提供されることが可能である。

管理会社の業務を遂行する者について、通達では、少なくとも業務を遂行する者を2名とし、かかる2名はルクセンブルグを本拠としなければならないと規定している。また、かかる2名のいずれも、管理会社が管理会社を務めるUCITSの預託機関の従業員であってはならないと規定されている。2名は、業務契約により管理会社の従業員になるかまたは管理会社と関連性を有することができる。業務を遂行する者は、管理されるUCITSまたはUCIに必要な高い評価および専門的な実績において条件を満たさなければならない。また、通達は業務を遂行する者が管理委員会を構成することを規定している。

管理会社は、配分された責務を果たすために必要な技能、知識および専門性を有する人材を雇用し、特定の配置のもとに、第三者により実施される活動を効果的に監視するために必要な資質および専門性を維持しなければならない。

管理会社の職員は、原則として同社により雇用されるが、CSSFは、管理会社と同じグループに属する企業または第三者企業によりメンバーが派遣されまたは対応可能であることに同意することができる。管理会社は、多くの職務の遂行責任者である職員が、常に特定の職務を着実に、誠実に、専門的に遂行する立場にあることを保証する。

さらに、通達では、管理会社がその機能の一部の委任を認められるため充足すべき条件を詳細に記載している。その中心となるのは、管理会社の職員および特に業務遂行の責任を負う者が、管理会社から機能を委任された者を監視することができるように用意されるべきシステムおよび取決めである。これについて、通達はまた、かかる業務を遂行する者が、機能の委任先が実行する業務を監督するため受領すべき報告書の種類を指示している。さらに、管理会社の業務を遂行する者は常にUCITSに関する会計書類をリアルタイムまたは簡易な請求手続で入手できなければならないとも規定している。

通達では、投資運用機能を預託機関に委託することができないと規定している。通達は、法律と同様に、EU非加盟国の企業が当該EU非加盟国において慎重な監督に服している場合にのみ、投資運用機能をかかえる企業に委託できると重ねて規定している。

2018年8月23日にCSSFは、（ ）ルクセンブルグのファンドの管理会社の認可手続きおよび設立ならびに（ ）マネー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達に対抗するために

ファンドの管理会社および名義書換代行会社の両者に適用される特定の要件に関する通達18/698を示達した。

C S S Fの目的は、U C I T Sの管理会社およびオルタナティブ投資ファンド運用者の両者に関連するあらゆる資産関連事項を一つの文書に記載することであった。現在までは、管理会社の資産に関するC S S Fの規制上の実務については、2012年10月24日付通達12/546に記載されており、当初は、U C I T Sの管理会社のみを対象としていた。

2.2.1.3. 保管受託銀行

C S S Fにより承認された約款に定められる保管受託銀行は、約款およびF C Pのために行う管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行またはその指定する者がF C Pの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。関連する適用法の規定により、契約上の規定は保管受託契約に盛り込まなければならない。保管受託銀行は、F C Pの資産の日々の管理に関するすべての業務を行う。

保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- F C Pのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価額が法律および約款に従い計算されるようにすること（U C I T Sに関してのみ）。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- F C Pの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に送金されるようにすること。
- F C Pの収益が約款に従って充当されるようにすること。

U C I T S 通達（以下に定義される。）により、預託機関は、預託機関または保管される金融商品の保管を委託した第三者による紛失について、ファンドおよび受益者に対し責任を負うものとする。保管された金融商品を紛失した場合、預託機関は、不当に遅延することなく、ファンドまたはファンドに代わって行う管理会社に対し同一タイプの金融商品または同等の金額を返還するものとする。保管受託会社は、紛失が、預託機関が合理的にコントロールすることのできない外部の事象により生じたものであること、保管受託会社が紛失しないためのあらゆる合理的努力を尽くしたにもかかわらず、かかる結果を回避することができなかったことを証明することができる場合は、責任を負わないものとする。

預託機関は、また、適用規制に対する自身の義務を適正に履行することを自身の過失により、もしくは故意に怠った場合、ファンドおよびファンドの受益者に対し、かかる者が被ったその他のすべての損失について責任を負うものとする。

受益者に対する預託機関の債務は、直接的に、または受益者に対する補償の重複もしくは受益者に対する不平等な措置にならないことを条件に間接的に管理会社を介して履行されることができる。

預託機関の債務は、預託機関が保管している資産のすべてもしくは一部を副預託機関に委託したという事実により影響を受けることはない。

預託機関は、その登記上の事務所をルクセンブルグに置くか、または外国会社のルクセンブルグ支店でなければならない。後者の場合において、預託機関がU C I T Sである場合、その登記上の事務所は、他の加盟国に所在していなければならない。預託機関は、金融セクターに関する1993年4月5日ルクセンブルグ法（改正済）に定める金融機関でなければならない。

預託機関の取締役および業務を遂行する者は、十分良好な評価および十分な経験ならびに該当するU C I T Sに関する経験を有していなければならない。このため、取締役およびそのすべての後任の身元情報はC S S Fに直ちに報告されなければならない。

預託機関は、要請があった場合、預託機関がその債務の履行において得たもので、コモン・ファンドが2010年12月17日法を遵守しているかをC S S F が監視するために必要であるすべての情報を、C S S F に対し提供するように求められる。

預託機能に関して、U C I T S に関する法律、規則および行政規定の調整に関する通達2009/65/ECを改正する欧州議会および理事会通達が表示されることを予想し、C S S F は、2014年7月11日に、U C I T S の預託機関として行為するルクセンブルグの金融機関に適用される規定を明確にすることを目的とする通達14/587（以下「通達14/587」という。）を公表した。原則に基づくアプローチを変更し、C S S F は、U C I T S の預託機能について定める、より詳細な規則を制定した。通達14/587により、通達91/75のE章は、U C I T S には適用されなくなるが、A I F M D の範囲に該当しないすべてのファンドに引き続き適用される。現在、U C I T S の預託機関として行為しているルクセンブルグの金融機関は、その業務の仕組みをC S S F の新たな要件に適合しなくてはならなかった。

2014年7月23日に、欧州理事会は、2016年3月18日までに加盟国によって施行されなければならないことになっていたU C I T S 通達の最終版を正式に採択した。U C I T S 通達は、U C I T S の預託機関の機能および義務を明確にしており、過度なリスク・テイクを制限するための管理会社の報酬に関する方針のパラメーターを定めており、また、国の規定の違反に関する行政上の制裁の最低基準の調整について定めている。

U C I T S レベル2措置が2015年12月17日に公表された（効力発生日は、2016年10月13日）。

2016年5月10日に、ルクセンブルグの立法機関は、2010年12月17日法およびA I F M法を改正することによりU C I T S 通達をルクセンブルグ法に置き換える法律を採択した。

2016年10月11日に、C S S F は、U C I T S のために保管受託銀行として行為するルクセンブルグの金融機関およびルクセンブルグのすべてのU C I T S ならびにU C I T S のために行為する管理会社に対する通達16/644を公表した。この新たな通達は、U C I T S レベル2措置と矛盾していた通達14/587の規定を廃止し、2010年12月17日法およびU C I T S レベル2措置に定められていた預託機関に関する規則を明確にした。特に、同通達は、チェーン・オブ・カストディ（証拠保全）および特定の状況（U C I T S がデリバティブ（金融派生商品）に投資する、担保を受け取るなどの場合）に関する組織としての要件を明確にするものであった。

A）保管受託銀行は、パート ファンドの資格を有するF C Pについて以下の業務を行わなければならない。

- F C P のためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価額が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- F C P の資産の取引において、対価が通常の制限時間内に送金されるようにすること。
- F C P の収益が約款に従って充当されるようにすること。

管理会社所在加盟国が、F C P の所在加盟国と同一でない場合、預託機関は、2010年法第17条、第18条、第18条の2ならびに第19条、前項ならびに預託機関に関連するその他の法律、規則または行政規定に記載される機能を遂行することを認めるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

保管受託銀行は、F C P のキャッシュフローが適切に監視されることを確保するものとする。

保管受託銀行のF C P の受益者に対する責任は、管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、管理会社が受益者からその旨の書面による通知を受領した後3か月以内に行わない場合、かかる受益者は直接に保管受託銀行の責任を追及することができる。

保管受託銀行は、F C PおよびF C Pの受益者に対し、保管受託銀行または2010年法第18条第4項a)に従い保管される金融商品の保管が委託されている第三者による損失につき責任を負うものとする。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、不当に遅滞することなく、F C Pのために行為する管理会社に返却するものとする。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わないものとする。

保管受託銀行は、F C Pおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりF C Pおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、委託に影響されることはないものとする。

U C I T S V通達がルクセンブルグ法に導入されることに伴い、預託機関の役割および責任は、より詳細に定義される。法律には、保管受託契約に盛り込まなければならない契約上

の規定が定められている。これらは、とりわけ、(i) 一般的な保管受託義務、() 保管、() デューディリジェンス、() 支払不能保障および(v) 独立性に関係するものである。S I C A Vはまた、客観性のある所定の基準に基づき、S I C A VおよびS I C A Vの投資家の利益のみに一致する、保管受託銀行の選定および任命に係る意思決定プロセスを導入することが義務付けられる。保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、外国会社のルクセンブルグ支店でなければならない。保管受託銀行がパート ファンドの預託機関である場合は、その登録事務所は他のE U加盟国に所在するものでなければならない。保管受託銀行は、金融セクターに関する1993年4月5日ルクセンブルグ法（改正済）に定める信用機関でなければならない。

保管受託銀行の業務を遂行する者は、十分良好な評価および該当するU C I T Sに関する経験を有していなければならない。このため、業務を遂行する者およびその後継者の身元情報はC S S Fに直ちに報告されなければならない。

「業務を遂行する者」とは、法律または設立文書に基づき、預託機関を代表するか、または預託機関の活動の遂行を事実上決定する者をいう。

預託機関は、要請があった場合、預託機関がその義務の履行にあたり得たもので、F C Pが2010年法を遵守しているかをC S S Fが監視するために必要であるすべての情報を、C S S Fに対し提供するように求められる。

C S S Fは、2016年10月11日に、U C I T Sの預託機関を務めるルクセンブルグの信用機関に適用される規定を明確化することを目的とした新たな通達（通達16 / 664）を出した。原則に基づいたアプローチとは一線を画し、C S S Fは、U C I T Sの預託機関の機能を規制する、より命令的かつ詳細な規則を發布した。

B) パート ファンドの資格を有するF C Pについては、以下のとおりである。

2010年法は、2013年法第2章に基づき認可されるA I F Mが管理するF C Pと、2013年法第3条に規定される一部修正により利益を受けかつかかる修正を利用するA I F Mが管理するF C Pとを区別している。

F C P（パート ファンド）に関しては、U C Iの資産は、2010年法第88 - 3条の規定に従い、一つの預託機関にその保管を委託されなければならない。

U C I T Sの保管受託体制は、2010年法パート ファンドの預託機関に適用される。（公布および公表される必要があるが）2018年2月6日に法案第7024号が採択されたことにより、U C I T Sの保管受託体制の適用は、ルクセンブルグの小口投資家に対しても販売される2010年法パート ファンドの預託機関にのみ限定される一方で、その他すべての2010年法パート ファンドの預託機

関にはAIFMの保管受託体制が適用される（2016年5月に2010年法が改正される前と同様である。）。

2.2.1.4. 関係法人

（i）投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

管理会社による委託または投資運用会社の中核的機能は上記2.2.1.2.2のB.(4)に従う。

（ ）販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる（ただし、その義務はない。）。

現行のFCPの目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

2.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、通常、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設立されてきた。

公開有限責任会社の主な特徴は以下のとおりである。

この形態で設立された投資法人のすべての株式は同一の額面金額を有し、株主は、一定の株主カテゴリーまたは1人の者が保有し得る投資法人の株式の割合について記載される定款に記載される議決権の制限に服し、1株につき株主総会における1議決権を付与される。1915年8月10日法は、また、公開有限責任会社が議決権のない株式を発行する可能性、または複数の議決権を有する株式を発行する可能性について定めている。

会社の資本金は、定額であることを要し、会社設立時に全額引き受けられることが必要であり、資本金は、取締役会によって、株主が承認し、定款に記載された金額まで引き上げられることができる。かかる増資は、定款に記載された株主総会による授權の枠内で取締役会の決定に従い、1度に行うこともできるし、随時、一部を行うこともできる。通常、発行は、額面金額に発行差金（プレミアム）を加えた価格で行われ、その合計額はその時点における純資産価格を下回ることはいできない。また、株主総会による当初の授權資本の公告後5年以内に発行されなかった授權資本部分については、株主総会による再授權が必要となる。株主は、株主総会が上記再授權毎に行う特定の決議により放棄することのできる優先的新株引受権を有する。

ただし、上記の特徴は、2010年法に従うすべての会社型投資信託に完全に適用されるものではない。実際、かかる特徴は、固定資本を有する投資法人には適用されるが、変動資本を有する投資法人については、以下に定めるとおり完全には適用されない。

2.2.2.1. 変動資本を有する投資法人（SICAV）

2010年法に従い変動資本を有する投資法人（société d'investissement à capital variable。以下「SICAV」という。）の形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

SICAVは、株主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、株式を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した定款を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特別な形態であるため、1915年8月10日法の規定は、2010年12月17日法が委任を受けていない範囲でのみ適用される。

SICAVの定款およびその変更は、出席当事者の決定により、フランス語、ドイツ語または英語で記載される特別な公正証書で記録される。フランス革命歴11年プレーリアル24の法令（Decree

of 24 Prairial, year XI)の規定を一部修正し、かかる証書が英語で記載された場合は、かかる証書が登録機関に提出される際、かかる証書の公用語の訳文が添付されなければならないという義務は、適用されない。かかる義務は、S I C A Vの株主総会の議事録またはS I C A Vの合併案に関する集会の議事録を記録した公正証書を含む公正証書の形式で記録されなければならないその他の証書にも適用されない。

1915年8月10日を一部修正し、S I C A Vは、年次総会の招集通知と同時に年次決算書、独立監査人の報告書、運用報告書および監督委員会による登録株主に対するコメント（該当する場合）を送付することを義務付けられていない。招集通知には、株主に対してかかる文書が提供される場所およびその実務的手配に関する記載がなされており、また、各株主が、年次決算書、独立監査人の報告書、運用報告書および監督委員会によるコメント（該当する場合）が送付されるよう要求することができる旨が記載されている。

株主総会の招集通知には、総会の定足数および過半数は、総会の5日前（以下「基準日」という。）の24時（ルクセンブルグ時間）に発行済みの株式に従って決定される旨が記載される。総会に出席し、自身の株式に付されている議決権を行使する株主の権利は、基準日において当該株主によって保有されている株式に従って決定される。

S I C A Vは次の仕組みを有する。

株式は、定款に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にS I C A Vによって発行され、また買い戻される。発行株式は無額面で全額払い込まなければならない。資本は株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。新株の発行の場合、新株引受権は、定款にかかる権利が明示的に定められていない限り、既存の株主によって請求されることはできない。

2010年法は、特定の要件を規定しているが、その中でも重要な事項は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しないS I C A Vの最低資本金は認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したS I C A Vを含めすべてのS I C A Vの資本金は、認可後6か月以内に1,250,000ユーロに達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる（注：本書の日付において、かかるC S S F規則は発行されていない。）。
- 取締役および監査人ならびにそれらの変更はC S S Fに届け出ることを要し、C S S Fの異議のないことを条件とすること。
- 定款中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも株式を発行することができること。
- 定款に定める範囲で、S I C A Vは、株主の求めに応じて株式を買い戻すこと。
- 株式は、S I C A Vの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻されること。この価格は、費用および手数料を加えることによって、株式発行の場合増額し、株式買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額はC S S F規則により決定することができる（このような最高限度額の割合は決定されていないので、かかる費用および手数料の妥当性および慣行に従いC S S Fが決定する。）。
- 通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限りS I C A Vの株式を発行しないこと。
- 定款中に発行および買戻しに関する支払の時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定すること。
- 定款中に、法律上の原因による場合に反しないよう発行および買戻しが停止される場合の条件を特定すること。

- 定款中に発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定すること（パート ファンドについては最低1か月に2回、またはC S S Fが許可する場合は1か月に1回とし、パート 以外のファンドについては最低1か月に1回とする。）。
- 定款中にS I C A Vが負担する費用の性質を規定すること。
- S I C A Vの株式は、全額払込済でなければならない、その価値を表示してはならない。

2.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資法人

過去においては、ルクセンブルグ法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資法人においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資法人の仕組みが用いられてきた。

しかしながら、買戻会社の株式買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買戻会社の株式は、通常、1株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

最近では、買戻会社を有しない投資法人が設立されているが、その定款に、株主の請求があれば株式を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

ファンドによるファンド自身の株式の買戻しは、通常、純資産価格に基づき（買戻手数料を課され、または課されずに）販売目論見書に記載されかつ定款に定められた手続に従って買い戻される。ただし、純資産価格の計算が停止されている場合は、買戻しも停止される。

ファンドによって買い戻され、所有されているファンドの株式には議決権および配当請求権がなく、また、ファンドの解散による残余財産請求権もない。ただし、これらの株式は発行されているものとして取扱われ、再販売することもできる。

オープン・エンド型の会社型の投資法人においては、株主総会で決議された増資に関する授権に従い、取締役会が定期的に株式を発行することができる。株式の発行は、ファンド株式の募集終了後1か月以内にまたは株式募集開始から遅くとも3か月以内に、取締役会またはその代理人によってルクセンブルグの公証人の面前で陳述され、さらに1か月以内にR C Sに公告するため地方裁判所の公記録保管庁に届出られなければならない。

（注）S I C A Vは、会社の資本金の変更を公告する義務を有しない。

2.2.2.3. 投資制限

上記2.2.1.1.記載の契約型投資信託に適用される投資制限は、会社型投資信託にほぼ同様に適用される。

2.2.2.4. 保管受託銀行

会社型投資法人の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。

保管受託銀行の業務は以下のとおりである。

- S I C A Vの株式の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびS I C A Vの定款に従って執行されるようにすること。
- S I C A Vの株式の価額が法律およびS I C A Vの定款に従って計算されるようにすること。
- S I C A VまたはS I C A Vのために行為する管理会社の指示を実行すること（ただし、かかる指示が法律またはS I C A Vの定款と相反するはこの限りではない。）。
- S I C A Vの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- S I C A Vの収益が法律または定款に従って使用されるようにすること。

S I C A Vが管理会社を指定した場合において、管理会社所在加盟国が、S I C A Vの所在加盟国と同一でない場合、預託機関は、預託機関が2010年法第33条第1項、第2項および第3項、前項ならびに預託機関に関連するその他の法律、規則または行政規定に記載される機能を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

保管受託銀行は、S I C A Vのキャッシュフローが適切に監視されることを確保するものとする。

保管受託銀行のS I C A Vの株主に対する責任は、管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、管理会社が株主からその旨の書面による通知を受領した後3か月以内に行わない場合、かかる株主は直接に保管受託銀行の責任を追及することができる。

保管受託銀行は、S I C A VおよびS I C A Vの株主に対し、保管受託銀行または2010年法第34条第3項a)に従い保管される金融商品の保管が委託されている第三者による損失につき責任を負うものとする。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、不当に遅滞することなく、S I C A Vのために行う管理会社に返却するものとする。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わないものとする。

保管受託銀行は、S I C A Vおよび株主に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりS I C A Vおよび株主が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、委託に影響されることはないものとする。

U C I T S V通達がルクセンブルグ法に導入されることに伴い、預託機関の役割および責任は、より詳細に定義される。法律には、保管受託契約に盛り込まなければならない契約上の規定が定められている。これらは、とりわけ、(i) 一般的な保管受託義務、() 保管、() デューデリジェンス、() 支払不能保障および(v) 独立性に関係するものである。S I C A Vはまた、客観性のある所定の基準に基づき、S I C A VおよびS I C A Vの投資家の利益のみに一致する、保管受託銀行の選定および任命に係る意思決定プロセスを導入することが義務付けられる。

2013年法第2章に基づき認可されるA I F Mにより管理されるS I C A Vの場合には、特別規定が適用される（2010年法第95条を参照のこと。）。

預託機関としての任務を履行する際、預託機関は、受益者の利益のためのみに行うしなければならない。

2.2.2.5. 関係法人

投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記2.2.1.4.「関係法人」中の記載事項は、実質的に、ファンドの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

2.2.2.6. パート ファンドである会社型投資信託の追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、パート ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) S I C A Vが、U C I T S V通達に従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、S I C A Vの組織および内部手続を記載した活動計画を添付しなければならない。
- S I C A Vの業務を遂行する者は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、業務を遂行する者およびその地位の後継者は、その氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの条件を満たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務を遂行する者」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代理するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、SICAVが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督機能を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

SICAVは、CSSFに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

SICAVは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、SICAVの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

CSSFは、SICAVが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該SICAVに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合。
 - (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。
 - (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合
- (2) 上記2.2.1.2.2.の(21)および(22)に定める規定は、通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVに適用される。ただし、「管理会社」をSICAVと読み替える。

SICAVは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

- (3) 通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVは、2012年10月24日付CSSF通達12/546に基づいて、2010年法第15章に従い、2010年法第27条の規定する意味において、管理会社を指定していない投資法人およびルクセンブルグの管理会社の認可および組織について適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、CSSFは、SICAVの性格にも配慮し、当該SICAVが健全な管理上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部管理メカニズム（特に、当該SICAVの従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、当該SICAVに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が管理するSICAVの資産が設立文書および現行の法規定に従い投資されていることを確保するものとする。

2.3. ルクセンブルグにおける投資信託に関する追加の法規定

1983年より前においては、投資信託に関する特別法は制定されていなかったが、一部の大公規則は、政府に投資信託を監督する権限を与えた法律に基づくものであり、これらの大公規則は法律と同じ拘束力を持っていた。また、政府および銀行監督官の通達により、投資信託に関する開示、財務状況報告および運営の監督に関して既存の法律の解釈が積み重ねられ、制限規定がおかれ、また、行政指導がなされてきた。

これら一連の大公規則および政府通達は、投資信託に関する準拠法とみなされていた。

以上の状況は、投資信託に関する1983年8月25日法施行後変化した。その後1983年法は廃止され、投資信託に関する1988年3月30日法が施行された。2003年1月1日には投資信託に関する2002年法が施行され、2002年法は2007年2月13日に1988年3月30日法を完全に廃止した。

2011年1月1日付で、投資信託に関する2010年法が施行されたが、2012年7月1日より2002年法を完全に置き換えた。

2.3.1. 設立に関する法律および法令

2.3.1.1. 1915年法

1915年法は、（FCPおよび/または非セルフ・マネージドSICAV）の管理会社、および（2010年法により明確に適用除外されていない限り）SICAVの形態をとるか公開有限責任会社（société anonyme）の形態をとるかにかかわらず投資法人自身（および会社型投資信託における買戻子会社（もしあれば））に対し適用される。

以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合についてのものであるが、SICAVにもある程度適用される。

2.3.1.1.1. 会社設立の要件（1915年法第420条の1）

最低1名の株主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000.00ユーロ相当額である。

2.3.1.1.2. 定款の必要的記載事項（1915年法第420条の15）

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

（i）定款が自然人もしくは法人またはその代理人により署名された場合における当該自然人または法人の身元

（ ）会社の形態および名称

（ ）登録事務所の所在地

（ ）会社の目的

（v）発行済資本および授權資本（もしあれば）の額

（ ）当初払込済の発行済資本の額

（ ）発行済資本および授權資本を構成する株式の種類の記事

（ ）記名式または無記名式の株式の形態および転換権（もしあれば）に対する制限規定

（ ）現物出資の内容および条件、出資者の氏名ならびに監査人の報告書の結論

（注）1915年法に基づき、現物出資については、通常、会社設立証書または資本金増加証書と共に結論が公表される特別監査報告書の中に記載されるものとする。

（ ）発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由

（ ）資本の一部を構成しない株式（もしあれば）およびかかる株式に付随する権利に関する記載

（ ）取締役および監査役の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載

（ ）会社の存続期間

（ ）会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積

2.3.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第420条の17）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

（i）設立定款案を公正証書の形式で作成し、これをRCSに公告すること

（ ）応募者は、会社設立のための設立定款案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

2.3.1.1.4. 発起人および取締役の責任（1915年法第420条の19および第420条の23）

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

2.3.1.2. 2010年法

投資信託に関する2010年法には、契約型投資信託の設定および運用、会社型投資信託の設立ならびにルクセンブルグの投資信託の登録に関する要件についての規定がある。

2.3.1.2.1. 設定および設立のための要件

上記に記載された株式の全額払込みに関する特定要件が必要とされている。

2.3.1.2.2. 定款の必要的記載事項

この点に関する主要な要件は上記2.3.1.1.2.に記載されている。

2.3.1.3. ルクセンブルグにおける投資信託の認可・登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

(i) 次の投資信託はルクセンブルグのC S S F から正式な認可を受けることを要する。

- 2010年法第2条および第87条に服するルクセンブルグの投資信託は、認可を受けること。
- E U加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他のE U加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

かかる認可は、2013年法第58条第5項に従うことを条件として、ルクセンブルグのプロの投資家に対する外国法AIFの受益証券または株式の販売が、ルクセンブルグで設立されたAIFMにより行われる場合において2013年法第6章および第7章の規定に従って行われる場合、または別の加盟国もしくは第三国で設立されたAIFMにより行われる場合において通達2011/61/EU第6章および第7章の規定に従って行われる場合には、免除される。

- i 認可を受けたUCIは、C S S Fによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。2010年法第2条および第87条に記載されるUCIについては、リストへの登録の申請は、設立または設定の日から1か月以内にC S S F に対しなされなければならない。ルクセンブルグ法、規則およびC S S F の通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。C S S F のかかる決定に対し不服がある場合には、行政裁判所（tribunal administratif）に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはC S S F の要請に基づき、該当するルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

2.3.1.3.1. 1972年12月22日付大公規則に規定する投資信託（fonds d'investissement）の定義は、1991年1月21日付IML通達91/75の中の一定の基準により解釈の指針を与えられている。なお、上記定義によれば、投資信託とは、「その法的形態の如何にかかわらず、すべての契約型ファンド、すべての投資法人およびその他の同様の実体を有し、証券または譲渡性の有無を問わずその他の証書、およびかかる証券もしくは証書を表章しまたはその取得権を与える一切の証書の公募または私募によって公衆から調達した資金を集散的に投資することを目的とするもの」とされてい

る。上記の定義は、2010年法の第5条、第25条、第38条、第89条、第93条および第97条の規定と本質的に同様である。

- 2.3.1.3.2. 1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年5月20日法によって創立された金融庁（Institut Monétaire Luxembourgeois）（IML）によりとってかわられた。IMLは、1998年4月22日法によりルクセンブルグ中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、CSSFに移転された。

2010年法に規制される投資信託に関連するCSSFの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

- 2.3.1.3.3. 2010年法第21章は、投資法人（または、FCPの場合は管理会社）に、投資家に提供されるべき情報という観点から義務を課している。

従って、投資法人／管理会社（FCPの場合）は、目論見書、年次報告書および半期報告書を公表しなければならない（監査済年次報告書および監査済または未監査の半期報告書が、それぞれ4か月および2か月以内に公表されなければならない。）。パート ファンドについては、年次報告書の公表に関する期限が4か月から6か月に延長され、かつ、半期報告書の公表に関する期限が3か月に延長される（2010年法第150条第2項）。

パート ファンドに関しては、投資法人／管理会社（FCPの場合）は、投資家向けの重要投資家情報の記載を含む文書（ルクセンブルグ語、フランス語、ドイツ語または英語）（以下「KII」という。）を作成しなければならない（2010年法の第159条を参照のこと）。KIIは、該当するUCITSの本質的な特徴について適切な情報を含んでいなければならない、募集される投資商品の性質およびリスクについて投資家が合理的に理解することができ、結果として、提供された情報に基づき投資決定ができるように記載されなければならない。

KIIは、該当するUCITSについて、以下の必須要素に関する情報を提供する。

- （a）UCITSの識別情報
- （b）投資目的および投資方針の簡単な説明
- （c）過去の運用実績の提示、または該当する場合は運用実績のシナリオ
- （d）原価および関連手数料
- （e）関連するUCITSへの投資に伴うリスクに関連する適切な指針および警告を含む、投資についてのリスク／利益プロファイル。

これらの必須要素は、他の文書を参照することなく投資家にとって理解しやすいものでなければならない。

KIIは、提案されている投資に関する追加情報の入手場所および入手方法（請求に応じていつでも無料により、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を入手できる場所および方法、ならびにかかる情報を投資家が入手できる言語を含むが、それらに限らない。）を明示する。

KIIは、簡潔に、かつ、非専門用語により記載される。比較できるように共通の形式により作成され、かつ、小口投資家が理解しやすいように提示される。

KIIは、当該UCITSが2010年法第54条に従いその受益証券を販売する旨通知されている場合は、すべての加盟国において、翻訳以外の変更または追補なしに使用される。

2010年法第21章は、さらに以下の要件を定めている（2010年法第155条および第156条）。

- UCITSはその目論見書および目論見書の変更ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない。
- 目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書は、請求により無料で投資家に提供されなければならない。
- 目論見書は、耐久性ある媒体またはウェブサイトで交付することができる。ハード・コピーは、いずれの場合も、投資家の請求により無料で提供される。

- 年次報告書および半期報告書は、目論見書およびUCITSに関するKIIに指定された方法により投資家が入手できる。年次報告書および半期報告書のハード・コピーは、いずれの場合も、投資家の請求により無料で提供される。

欧州連合理事会は、2014年10月24日に、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品（PRIIP）の重要情報文書に関する新たなEU規則（EU規則1286/2014）を採択した。当該EU規則は、小口投資家に対する投資商品の開示に関する統一規則を定めており、かかる投資家が小口投資家向け投資商品の重要な性質およびリスクを理解し、異なる商品の性質を比較できるようにすることを目的としている。KIIを作成する義務は、PRIIP（投資信託を含む。）が小口投資家にとって利用可能となる場合に適用される。

UCITSは、PRIIPの定義を満たす投資信託であるが、同EU規則は、UCITSの販売者に対して施行から5年間の移行期間を認め、かかる販売者は、当該期間中は同規則の条件を免除される。

同EU規則は、EU官報での公告から20日後に施行される。同規則は、2016年12月31日から加盟国において適用される。

2.3.1.4. 2010年法によるその他の要件

（i）公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドはその活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

（ ）設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。これらの条件のほか、かつ、2013年法第3条に規定される一部修正に従い、2010年法パート に服するUCIは、2010年法第88 - 2条第2項a）に従い任命を受ける外部AIFMが同条に基づき事前に認可を受けた場合にのみ認可されるものとする。2010年法パート に服する、同法第88 - 2条第2項b）に規定する内部的に管理されるUCIは、同法第129条第1項に基づき要求される認可のほか、かつ、2013年法第3条に規定される一部修正に従い、2010年法第88 - 2条第2項b）に従い認可を受けなければならない。

（ ）外国で使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいてCSSFに提出された場合の事前の意見確認

CSSFの監督に服する投資信託が定めるルクセンブルグの目論見書は、CSSFに事前の意見確認を得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付CSSF通達05/177（2002年法体制において発令されているが2010年法の下でも適用される。）に基づき、販売用資料、それが利用される外国の権限ある当局によって監督されていない場合であっても、意見を求めるために、かかる文書をCSSFに提出する必要はない。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような宣伝資料を発行してはならず、および必要に応じてこれらの業務に固有の特定リスクにつき言及することにより、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を引き続き遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられる外国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

（ ）目論見書の記載内容

目論見書は、投資家に提案された投資について投資家が知識に基づいた判断を行えるようにするための必要な情報、特に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資商品の如何にかかわらず、投資信託のリスク面について明確かつ容易に理解できる説明を含むものでなければならない。この目論見書は、少なくとも2010年法添

付スケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

（v）誤導的な表示の禁止

2010年法第153条は、目論見書の必須要素は常に更新されなければならない旨規定している。

（ ）財務状況の報告および監査

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は前営業年度の貸借対照表、損益計算書を毎年株主に提出し、かつ貸借対照表および損益計算書が商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、投資信託が年次報告書に記載される財務情報は承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨規定している。監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類に投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、監査人は直ちにCSSFに報告する義務を負う。監査人は、CSSFに対して、監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての点についてCSSFが要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF通達02/81に基づき、CSSFは、監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文報告書」を作成するよう求めている。CSSF通達02/81により、監査人はかかる長文報告書において、UCIの運用（その中央管理事務および預託機関を含む。）および（資金洗浄防止規則、評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることでありと述べている。

（ ）財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨規定する。さらに、ファンドは、請求に応じて、管理会社の所在加盟国の管轄当局にこれらの文書を提出しなければならない。

IML通達97/136（CSSF通達08/348により改正）およびCSSF通達15/627に基づき、2002年法（現在の2010年法）に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

（ ）違反に対する罰則規定

ルクセンブルグの1915年法および2010年法に基づき、投資信託の管理・運営に対して形式を問わず責任を有する1人または複数の取締役もしくはその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または罰金刑に処される。

2.4. 合併

2010年法によれば、ルクセンブルグで設立されたUCITSは、吸収される側のUCITSとしてもまたは吸収する側のUCITSとしても、UCITSまたはUCITSのその他のコンパートメントとの、国境を越える合併または国内合併の対象となる可能性がある。

合併には3種類ある。

- UCITS（またはそのうちの一または複数のコンパートメント）（以下「吸収される側のUCITS」という。）が、清算することなく、資産および負債の全部を別の既存のUCITS（以下「吸収する側のUCITS」という。）に移転する場合

- 2つ以上のUCITS(またはその/それらの一または複数のコンパートメント)が、清算することなく、資産および負債の全部を、設立した新たなUCITSに移転する場合
- 負債が消滅するまで存続する一または複数のUCITS(またはコンパートメント)が、自らが設立した同一のUCITSの別のコンパートメントまたは別のUCITS(またはコンパートメント)に資産を移転する場合

吸収される側のUCITS(一部または全部が吸収される)がルクセンブルグで設立された場合、合併はCSSFから事前の承認を受ける。

吸収する側のUCITSがルクセンブルグで設立された場合、CSSFの役割は、吸収される側のUCITSの所在国規制機関と緊密に共同して、当該UCITSの投資家の利益を保護することである。

吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITS双方の預託機関(複数の場合もある。)は、合併の条件のドラフト(特に、合併の種類、合併日付、および移転される資産を記載しているもの)がUCITS文書だけでなく2010年法を遵守していることを、声明書において個別に確認しなければならない。

吸収される側のUCITSがルクセンブルグにある場合、2010年法第67条は、CSSFは以下の一連の情報を提供されていなければならないと定めている。

- a) 吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSにより正式に承認された、合併案の共通の条件のドラフト
- b) 目論見書および吸収する側のUCITSが別の加盟国で設立された場合、通達2009/65/EC第78条において言及されている、目論見書および重要投資家情報の最新情報
- c) 2010年法第70条に従い、2010年法第69条第1項a)、f)およびg)に記載されている詳細が2010年法および約款またはそれぞれのUCITSの設立証書の要件を遵守していることを立証したという、吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSの各預託機関による声明書。吸収する側のUCITSが別の加盟国で設立された場合、吸収する側のUCITSの預託機関により発行されたこの声明書は、通達2009/65/EC第41条に従い、2010年法第69条第1項a)、f)およびg)に記載された詳細が、通達2009/65/ECおよびUCITSの約款または設立証書の要件を遵守していることが立証されていることを確認するものである。
- d) 吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSがそれぞれの受益者に提供することを予定している、合併案に関する情報

ファイルの記入が完了すると、CSSFは吸収する側のUCITSの規制機関と連絡を取り、20就業日以内に承認される。

吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSがルクセンブルグにある場合、それらの受益者は、自己の投資対象に関する影響可能性に対し説明を受けた上で決定し、ならびに2010年法第66条第4項および第73条に基づく自己の権利を行使することを可能にする等の、合併案に関する適切かつ正確な情報を提供されるものとする。

2010年法第73条(1)によれば、吸収される側のUCITSおよび/または吸収する側のUCITSがルクセンブルグで設立された場合、受益者は、投資回収費用に応じるためにUCITSにより留保されるものを除き、手数料なしに、自己の受益証券の買戻しまたは償還を請求する権利、または可能な場合には、類似する投資方針を有し、かつ同じ管理会社により管理されている別のUCITSの受益証券、または当該管理会社が共通の経営陣もしくは支配権により関連しもしくは実質的に直接もしくは間接保有により関連しているその他の会社により管理されている別のUCITSの受益証券に転換することを請求する権利を有する。この権利は、吸収される側のUCITSの受益者および吸収する側のUCITSの受益者が2010年法第72条に従い合併案につき情報を提供された時点から有効となるものとし、2010年法第75条第1項で言及されている交換率を計算する日付の5就業日前に消滅するものとする。

以下の項を損なうことなく、ルクセンブルグで法人形態で設立されたUCITSの設立文書は、受益者総会または取締役会または重役会(該当する場合)のうちの誰が、別のUCITSとの合併の発効日

を決定する資格を有するかを予定しておかなければならない。ルクセンブルグで設立されたF C Pの法的形態を有するU C I T Sについては、これらのU C I T Sの管理会社は、約款で別途規定されていない限り、別のU C I T Sとの合併の発効日を決定する資格を有する。約款または設立証書が受益者総会による承認を規定している場合、これらの文書は、適用される定足数要件および多数要件を規定しなければならない。ただし、受益者による合併の共通の条件のドラフトの承認については、かかる承認は、総会に出席または代理出席している受益者による投票総数の75%を超えることまでは必要としないが、少なくとも単純過半数により採用されなければならない。

約款または設立証書に特定の規定がない場合、合併は、コモン・ファンドの法的形態を有する吸収される側のU C I T Sの管理会社により、および法人形態の吸収される側のU C I T Sの総会に出席または代理出席している受益者の投票総数の単純過半数により決定する受益者総会により、承認されなければならない。

吸収される側のU C I T Sが消滅する投資法人である場合の合併については、合併の発効日は、定款（本項の規定が適用されることが了解されている。）に規定されている定足数要件および多数要件に従い決定を行う吸収される側のU C I T Sの受益者総会により決定されなければならない。

消滅する吸収される側の投資法人については、合併の発効日は、公正証書により記録されなければならない。

吸収される側のU C I T Sが消滅するF C Pである場合の合併については、合併の発効日は、約款で別途規定されていない限り、当該U C I T Sの管理会社により決定されなければならない。吸収される側の消滅するコモン・ファンドについては、合併の発効日についての決定は、1915年法の規定に従って、商業および法人登録所に預託されなければならない、かつ商業および法人登録所への当該決定の預託通知として、R E S Aに公告されなければならない。

合併が上記規定により受益者の承認を要求する限りにおいて、当該U C I T Sの約款または設立証書が別途規定していない限り、合併に関係するコンパートメントの受益者の承認のみが必要であるものとする。

2.5 清算

2.5.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法の下で設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

F C PまたはS I C A Vの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきF C Pが終了した場合または株主決議によって会社型投資信託が解散された場合には、定款または約款の規定に基づいて清算が行われる。以下の特別な場合には法の規定が適用される。

2.5.1.1. F C Pの強制的・自動的解散

- a．約款で定められていた期間が満了した場合。
- b．管理会社または保管受託銀行がその機能を停止し、その後2か月以内にそれらが代替されない場合。
- c．管理会社が破産宣告を受けた場合。
- d．連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合。

（注）純資産価額が最低額の3分の2を下回っても自動的に清算されないが、C S S Fは清算を命じることができる。この場合、管理会社が清算を行う。

2.5.1.2. S I C A Vについては以下の場合には特別株主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a．資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数は特になく、単純多数決によって決定される。
- b．資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数は特になく、当該投資信託の解散の決定はかかる総会に出席した株主の株式数の4分の1をもって決定される。

総会は、純資産が最低資本金の3分の2または4分の1（場合に応じて）を下回ったことが確認された日から40日以内に開催されるよう、招集されなければならない。

2.5.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、C S S Fによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

2.5.2. 清算の方法

2.5.2.1. 裁判所によって命令されていない通常の清算

清算は、通常次の者により行われる。

a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人。

b) 会社型投資信託

株主総会によって選任された清算人。

清算は、C S S Fがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、またはC S S Fが提案された清算人の選任を承認しない場合は、C S S Fを含む利害関係者は、他の清算人の選任を地方裁判所の商事部門に申請することができる。

清算の終了時に、受益者または株主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関である“Caisse de Consignation”にエスクロー預託され、ルクセンブルグの法令に従いその時点で予見される期間内において、権限を有する者は同機関より受領することができる。

2.5.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所商事部門は、C S S Fの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いC S S Fの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記2.5.2.1.に記載された方法で預託される。

2.6. 税制

以下は、現行のルクセンブルグの法律の特定の側面（すべてを網羅するものではない。）に関する理解に基づいている。

2.6.1. ファンドの税制

2.6.1.1. 出資税

2002年法第128条および2002年法を改定する2008年12月19日法の廃止に従い、2010年法に準拠する事業体の設立に際しては、出資税は支払われなくなる。

パート に基づくUCITSまたはパート に基づくUCIのみが、その設立の登記またはその定款の変更に關し、75ユーロの固定登録税を支払う必要がある。

2.6.1.2. 年次税

2010年法第174条第1項に従い、ルクセンブルグの法律の下に存続する投資信託は、以下の場合を除き純資産総額に対して年率0.05%の年次税を各四半期末に支払う。

2010年法第174条第2項に従い、以下については、年率0.01%に軽減されている。

- 短期金融商品への集会的投資および信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの事業体
- 信用機関への預金への集会的投資を唯一の目的とするルクセンブルグの事業体
- 2010年法に規定された複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメントおよびUCI内で発行された証券の個別のクラス、または複数のコンパートメントを有するUCI

の個別のコンパートメント内で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

2010年法第174条における「短期金融商品」の概念は、2010年法第41条の投資制限における概念より広いものであり、2003年4月14日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書（CD）、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証書として定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に関係する金融商品を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

2010年法第175条はまた、以下について年次税の免除を規定している。

- a) 他のUCIにおいて保有される受益証券／投資口により表される資産の価額。ただし、当該受益証券／投資口が、2010年法第174条または2007年法第68条に規定される年次税をすでに課されていることを条件とする。
- b) 以下のタイプのUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント
 - (i) その受益証券が機関投資家の保有と限定され、
 - () その唯一の目的が短期金融商品への集散的投資および信用機関への預金であり、
 - () そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ、
 - () 公認の格付機関から最高の格付を受けているもの。

UCIまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、年次税の免除は、その証券が機関投資家のために留保されるクラスにのみ適用される。

- c) その投資口または受益証券が、(i) 従業員のために一もしくは複数の雇用者の主導により創設された退職金運用機関または同様の投資ビークルおよび() 従業員に退職金を提供するために自らが保有する資金を投資する一もしくは複数の雇用者の会社のために留保されるUCIおよびそのコンパートメント。
- d) 主な目的が小規模金融マイクロファイナンス機関への投資であるUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント
- e) 以下のタイプのUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント
 - (i) その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくは別の規制市場において上場または取引されており、かつ、
 - () 一つ以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの。

UCIまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、年次税の免除は、(i)の条件を満たすクラスにのみ適用される。

2.6.2. 日本の投資主または受益者／ルクセンブルグに居住しない投資主または受益者への課税関係

現在のルクセンブルグ法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託共に、投資信託自体または投資信託の投資主もしくは受益者が、当該ファンドの投資証券または受益証券について、ルクセンブルグの通常の所得税、株式譲渡益課税（キャピタル・ゲイン課税）、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該投資主または受益者がルクセンブルグ大公国に住所、居所または恒久的施設／常任代理人を有している場合は、この限りでない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉徴収税の対象となることがある。

2.6.3 投資主への課税関係

ルクセンブルグ法の一般的概要を記すると、原則として、契約型および会社型の投資信託共に、投資信託自体または投資信託の投資主もしくは受益権者が、当該ファンドの投資証券または権利につい

て、ルクセンブルグの通常の所得税、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該投資主がルクセンブルグ大公国に住所、居所また恒久的施設／常任代理人を有している特定の場合は、この限りでない。

ルクセンブルグの居住者ではない契約型投資信託（パート UC Iまたはパート UC I）の受益者は、ルクセンブルグのキャピタル・ゲイン課税の対象にはならない。ただし、該当する二重課税防止条約の規定（もしあれば）の適用により、契約型投資信託（パート UC Iまたはパート UC I）を通じてかかる者がルクセンブルグ居住会社（S I C A R（*société d'investissement en capital à risque*）を除く。）、会社型投資信託、または同族不動産管理会社の資本金の10%超を保有することになり、かつ（ ）かかる会社の株式がその取得から6か月以内に処分され、かつ（ ）かかる者が15年超ルクセンブルグの居住者であり、かつ自身の受益証券を譲渡した日の5年前までの期間にルクセンブルグの非居住者になっていた場合は、この限りではない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当および利子の支払国において源泉徴収税の対象となることがある。

現在、2010年12月17日法に基づく投資信託としての資格を有するルクセンブルグの会社の投資主または契約型投資信託の権利を有する受益者のいずれに対しても、かかる法的主体によって販売された投資信託の受益証券に関する分配金または実現された元本の値上がり益に関し、ルクセンブルグの源泉徴収税が課されることはない。

2.6.4 付加価値税

ルクセンブルグの付加価値税（以下「V A T」という。）法に定められているとおり、会社型投資信託（すなわちS I C A V、SICAFまたはS I C A R）および契約型投資信託（すなわちF C P）は、V A Tの趣旨上、課税対象者の取り扱いを受ける。したがって、投資信託は、ルクセンブルグにおいて、前段階V A T控除権を有さないV A Tの趣旨上の課税対象者とみなされるものとする。

ルクセンブルグにおいて、V A Tの免除は、投資信託の運用業務の資格を有する業務に対し適用される。かかる投資信託（またはF C Pの場合は、その管理会社）に提供されるその他の業務は、V A Tの課税対象となる可能性があり、投資信託／その管理会社のルクセンブルグにおけるV A T登録が必要となる可能性がある。かかるV A T登録を行うことにより、投資信託／その管理会社は、海外から購入した課税対象サービス（または一定範囲の物品）についてルクセンブルグにおいて課されるV A Tを自己申告納付する義務を果たさなければならない。

投資信託によるその受益者に対する支払金に関しては、かかる支払金が投資信託の受益証券の購入に関連するものであり、したがって、投資信託に対して提供した課税対象サービスに対し受け取った対価ではない限り、原則として、ルクセンブルグにおけるV A Tの納税義務は発生しない。

2016年9月30日に、ルクセンブルグV A T当局（Administration de l'Enregistrement et des Domaines）は、会社の取締役に関するV A Tの取り扱いおよびかかる取締役の業務に関するV A Tの取り扱いに関する通達781（以下「通達781」という。）を公表した。

通達781において、ルクセンブルグV A T当局は、独立した取締役は、V A Tの課税対象になる者であることを確認した。通達781には、さらに、雇い主に代わって取締役として行為する従業員は、V A Tの課税対象にはならない者であること、したがって、V A T登録する義務はないことも明記された。V A T登録の義務（もしあれば）は、雇い主にある。

しかしながら、通達781には、契約型投資信託の取締役およびマネージャーに対する報酬、およびかかる投資信託の管理会社またはゼネラル・パートナーの取締役およびマネージャーに対する報酬（後者の場合、ゼネラル・パートナーの会社の業務に関する報酬を除く。）に関するV A Tの免除規定の適用に関しては、記載されていない。ヨーロッパの法制によると、かかるV A T免除は、該当する業務が投資信託の運用のための「特別かつ必要な」業務としてみなされる場合に適用されなければならない。

管理会社の取締役を支払われる報酬は、管理会社（コモン・ファンド／FCPおよび管理会社を指定した会社）の資金の運用に関する部分は、免税されるべきであるが、管理会社の経営に関する部分は、VATの課税対象となる。管理会社の取締役は、VAT免除の適用の正当性を主張する立場でなくてはならない。

2.6.5 共通報告基準（CRS）

2014年12月9日に、欧州連合理事会は、2011年2月15日付通達2011/16/EUを改正する、税務に関する管理上の協力に関する通達2014/107/EU（現在、EU加盟国間における金融口座情報の自動的交換について定めている。）（以下「DAC通達」という。）を採択した。上記の通達の採択により、OECDのCRSが適用され、2016年1月1日現在、欧州連合内の情報の自動的交換が一般化されている。

また、ルクセンブルグは、CRSに基づき自動的に情報を交換することができるよう、OECDの多国間管轄官庁協定（以下「多国間協定」という。）に調印した。かかる多国間協定に基づき、ルクセンブルグは、2016年1月1日現在、他の参加法域と自動的に金融口座情報を交換している。CRS法は、ルクセンブルグ法にCRSを導入するDAC通達と共にかかる多国間協定を実行するものである。

CRS法の条項に基づき、ファンドは、LTAに対し、毎年、（ ）CRS法における意味の範囲内の口座保有者である各報告対象者、および（ ）CRS法における意味の範囲内のパッシブNFEの場合は、報告対象者である、各実質的支配者（Controlling Person）の氏名（または名称）、住所、居住している加盟国、TIN、および生年月日および出生地を報告することを要求される可能性がある。かかる情報は、LTAによって外国税務当局に開示される場合がある。

CRS法に基づき自身の報告義務を果たすファンドの能力は、ファンドに対し情報（各投資家の直接的または間接的所有者に関する情報および要求される裏付け証拠文書を含む。）を提供する各投資家にかかっている。ファンドの要請により、各投資家は、ファンドに対しかかる情報を提供することに同意するものとする。

ファンドは、CRS法により課される税金または課徴金の支払いを回避するために、課された一切の義務を履行するよう努めるが、ファンドがかかる義務を履行することができるという保証はない。CRS法により、ファンドが税金または課徴金を課せられた場合、投資家が保有する受益証券の価額が大幅に下落する可能性がある。

ファンドによる文書の要求に応えることを怠った投資家は、かかる投資家の情報提供義務の不履行に起因する、ファンドまたは管理会社に課せられた一切の税金および課徴金を請求される可能性があり、また、ファンドは、自身の単独裁量により、かかる投資家の受益証券を買い戻すことができる。

投資家は、自身の投資に対するCRS法の影響に関し、自身の税務アドバイザーに相談するか、または専門家の助言を求めるべきである。

2.6.6 FATCA

FATCAを適用する手続きの一部として、ルクセンブルグは、ルクセンブルグに所在する（IGAにおける意味の範囲内の）金融機関に対し、FATCAに従わない（IGAにおける意味の範囲内の）特定米国人および非米国金融機関（もしあれば）により保有されている金融口座に関する情報を要請により管轄官庁に報告することを義務付ける2015年7月24日付ルクセンブルグ法により施行されるモデルI政府間協定（以下「IGA」という。）を締結した。

ファンドは、IGAおよびルクセンブルグ法に基づく外国金融機関（以下「FFI」という。）である。かかる法的地位には、ファンドのすべての投資家に関する情報を定期的に取得し、かつ確認する義務が含まれる。ファンドの要請により、各投資家は、特定の情報（（IGAにおける意味の範囲内の）非金融外国事業体（以下「NFFE」という。）の場合は、当該NFFEの保有に関する一定の上限を上回る直接的または間接的保有に関する情報を含む。）および要求される裏付文書を提供することに同意するものとする。同様に、各投資家は、その取扱いに影響を及ぼす一切の情報（例え

ば、新しい郵送用住所または新しい居住地の住所など）を30日以内にファンドに積極的に提供することに同意するものとする。

適用されたFATCAおよびIGAにより、ファンドは、IGAの条項に基づき、LTAに対し、投資家の氏名、住所および納税者番号（該当する場合）および口座残高、収益および総手取金（完全に網羅されているわけではない。）などの情報を開示する義務を負うことになる可能性がある。かかる情報は、それ以降、LTAによって米国内国歳入庁に報告される。

さらに、ファンドは、個人データの処理について責任を負うものとし、また、各受益者は、LTAに報告されたデータにアクセスし、（必要な場合、）かかるデータを訂正する権利を有する。ファンドによって取得されたあらゆるデータは、個人データの処理に関連する個人の保護に関する2002年8月2日付ルクセンブルグ法（改正済）に従って処理されるものとする。

ファンドは、FATCAに基づく源泉徴収税の課税を回避するために、課された一切の義務を履行するよう努めるが、ファンドがかかる義務を履行することができるという保証はない。FATCAにより、ファンドが源泉徴収税の対象となった場合、投資家が保有する受益証券の価額が大幅に下落する可能性がある。ファンドが各投資家からかかる情報を得て、LTAに伝達することを怠った場合、米国源泉の収益の支払いおよび米国源泉の利益および配当を発生させる可能性のある財産またはその他の資産の売却から生じる手取金に30%の源泉徴収税が課せられることになる可能性がある。

ファンドによる文書の要求に応えることを怠った投資家は、かかる投資家の情報提供義務の不履行に起因する、ファンドに課せられた一切の税金を請求される可能性があり、また、ファンドは、自身の単独裁量により、かかる投資家の受益証券を買い戻すことができる。

仲介機関を通じて投資を行う投資家は、その仲介機関が米国源泉徴収税制度および報告制度に従っているか、また、どのように従っているかを確認する必要がある。

投資家は、上記の要件に関し、米国の税務アドバイザーに相談するか、または専門家の助言を求めるべきである。

3. ルクセンブルグの専門投資信託（以下「SIF」という。）

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年2月13日法を採択した。

専門投資信託に関する2007年2月13日法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、洗練された投資家向けの投資信託のための新法を定めることであった。

既存の機関投資信託は、自動的に2007年2月13日付で、専門投資信託に関する2007年2月13日法に準拠するSIFになった。

2007年法は、直近では2016年法により改正された。

3.1 範囲

SIF制度は、（i）その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるUCIおよび（ii）その設立文書によりSIF制度に服するUCIに特別に適用される。

さらに、SIFは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりUCIとしての適格性も有している。かかる地位は、特に通達2003/71/EC等の各種欧州通達（いわゆる「目論見書通達」。）の適用可能性の有無について重要性を有する。

SIFは、当該ピークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年法では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家か、または予定されている投資およびそのリスクを評価する能力を有することを証明する、信用機関の業務の遂行および追求に関する通達2013/36/EUに定める信用機関、金融商品市場に関する通達2014/65/EUに定める投資会社もしくはUCITSに関連する法律、規則および行政規定の調整に関する通達2009/65/CEに定める管理会社が行った査定から利益を得られる投資

家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がSIFへの投資を認められることを意味する。

SIF制度に従うためには、具体的に、設立文書（定款または約款）に当該趣旨を明確に記載するかまたは投資ピークルの募集書類を提出しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ピークルが、必ずしもSIF制度に準拠するとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ピークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

3.2 法的構或および機能にかかる規則

3.2.1. 法律上の形態および利用可能な仕組み

3.2.1.1. 法律上の形態

2007年法は、特に、契約型投資信託（以下「FCP」という。）および変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）について言及しているが、SIFが設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、受託契約に基づくSIFの設立も可能である。

- ・ 契約型投資信託

特性の要約については、FCPの機能に関する上記2.2.1項を参照のこと。

FCPへの投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

- ・ 投資法人（SICAVまたはSICAF）

特性の要約については、SICAVの機能に関する上記2.2.2項を参照のこと。

2007年法に基づき、SICAVは、2010年法に準拠するSICAVの場合のように有限責任会社である必要はない。SICAVの形態で創設されるSIFは、2007年法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、株式により制限されるパートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ、特別リミテッド・パートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される共同組合のうち一形態を採用することができる。

2007年法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、ルクセンブルグの1915年法の条項に服する。しかし、2007年法は、SIFについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.2.1.2. 複数クラスの仕組み

2007年法は、特に、複数のコンパートメントを有するSIF（いわゆる「アンブレラ・ファンド」。）を創設できると規定している。

さらに、SIF内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたSIFのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を創設することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。

3.2.1.3 資本構造

2007年法の規定により、SIFの最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、SIFの認可から12か月以内に達成されなければならない。これに対し、2010年法に準拠するUCIについては6か月以内である。FCPに関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額よりもむしろ、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

SIFは会社型の形態において、一部払込済の株式／受益証券を発行することができる。株式は、発行時に1株につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定株式資本または変動株式資本を有するSIFを設立することができる。さらに、SIFは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく（買戻しおよび／または申込みについて）オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

3.2.2 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に準拠するUCIに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還(該当する場合。)に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に準拠するSICAVまたはFCPの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、新制度の下で、SIFは、(例えば、SIFが発行したワラントの行使時に)所定の確定価格で株式を発行することができ、または(例えば、クローズド・エンド型SIFの場合にディスカウント額を減じるため)純資産価格を下回る価格で株式を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

SIFは会社型の形態において、一部払込済株式を発行することができ、そのため、異なるトランシェの申込みは、申込みの約定により当初申込時に確認された新規株式の継続申込みによってのみならず、一部払込済株式(当初発行された株式の発行価格の残額は追加の割賦で支払われる。)によっても行うことができる。

3.3 投資規制

EU圏外の統一UCIについて定める2010年法パート と同様に、2007年法は、SIFが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、CSSFの承認を受けていることを条件にあらゆる種類の資産に投資しかつあらゆる種類の投資戦略を追求するピークルが、本制度を選択することができる。

SIFはリスク分散原則を遵守する。2007年法は、特別な投資規則または投資制限を規定していないが、CSSFは、特に、通達CSSF 07/309を、専門投資信託におけるリスク分散に関して発行し、そこで専門投資信託がリスク分散原則を遵守するために従う投資制限について詳しく述べている。

アンブレラ型SIFのコンパートメントは、管理規則または設立証書および目論見書に定められる条件に従い、以下の条件に基づき同一SIF(以下「対象ファンド」という。)内の一または複数のコンパートメントにより発行されるまたは発行された証券またはパートナーシップ持分を引き受け、取得し、および/または保有することができる。

- 対象ファンドは、順次、対象ファンドが投資するコンパートメントには投資しない。
- 対象ファンドの証券に付随する議決権は、適切な会計処理や定期報告を損なうことなく、投資期間中停止される。
- いずれの場合も、SIFがかかる証券を保有する限り、2007年法上定められる純資産額の最低額を確認する目的にかかるSIFの純資産額の計算について、当該証券の価額は考慮されない。

3.4 規制上の側面

3.4.1 慎重な制度

SIFは、CSSFによる恒久的監督に服する規制されたピークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家に対して保証する必要があるものと同様の保護までは要しないという事実により、SIFは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うUCIの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うUCIについて、CSSFは、SIFの設立文書、SIFの取締役/マネジャー、中央管理事務代行会社、預託機関および監査人の選任を承認しなければならない。SIFの存続期間中、設立文書の変更および取締役または上記の業務提供者の変更もまた、CSSFの承認を必要とする。

2007年法の規定により、SIFは、CSSFによる規制当局の承認を得て初めて創設することができる。

2007年法に従うSIFは、2013年法が適用される範囲のAIFの資格を自動的に得るわけではない。SIFは、AIFの定義のすべての基準を明確に満たしている場合には、2013年法にのみ従う。

2013年法第2章に基づき認可されるAIFMが管理するSIFに対しては、2007年法パート の特定の規定が適用される。

3.4.2 保管受託銀行

SIFは、その資産の保管を、ルクセンブルグに登録上の事務所を有する信用機関であるか、もしくは登記上の事務所が国外に所在する場合にはルクセンブルグ支店である預託機関、または金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）に規定する投資会社に委託しなければならない。投資会社は、2013年法第19条第3項に記載される条件をも満たす場合に限り、預託機関としての資格を有する。

最初の投資日から5年間の間に行使することができる買戻請求権がなく、かつその中核的な投資方針に従って、2013年法第19条第8項a）に従い保管されなければならない資産には一般的に投資しないか、または同法第24条に従い発行者もしくは非上場会社の支配権を潜在的に取得するためにかかる会社に一般的に投資するコモン・ファンドおよびSICAVについては、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第26 - 1条に定める金融商品以外の資産のプロの預託機関の地位を有する、ルクセンブルグ法に準拠する会社も預託機関となることができる。

資産の保管は、「監督」という概念で理解されるべきである。つまり、預託機関は、SIFの資産がどのように投資されているか、またかかる資産を入手するための方法および場所を常に認識しておかなければならないことを意味する。このことにより、資産の物理的保管が現地の副預託機関に委託されることが妨げられることはない。

SIF法は、預託機関に対し、2010年12月17日法により課せられたファンドの特定業務に関する追加の監視業務を行うことを要求していない。預託機関の業務に関するかかる緩和は、特に、ヘッジ・ファンドに関して（特に、プライム・ブローカーの多大な関与の点において）有益であると考えられる。

3.4.3 監査人

SIFの年次財務書類は、十分な専門経験を有すると認められるルクセンブルグの独立監査人による監査を受けなければならない。

3.4.4 機能の委託

SIFは、事業のより効率的な遂行のため、SIFを代理してその一または複数の機能を遂行する権限を第三者に委託することができる。当該場合、以下の条件を遵守しなければならない。

- a) CSSFは、上記につき適切に報告を受けなければならない。
- b) 当該権限付与がSIFに対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、SIFが投資家の最善の利益のために活動し、またはSIFがそのように管理されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資ポートフォリオ運用に関するものである場合、当該権限付与は、投資ポートフォリオ運用について認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する自然人または法人のみに付与される。当該権限付与が慎重な監督に服する国外の自然人または法人に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- d) 上記（c）の条件を充足しない場合、委託は、CSSFが機能が委託された自然人または法人の選任を承認する場合に限り、有効となる。当該場合、かかる者は、当該SIFのタイプに関し十分に良好な評価と十分な経験を有していなければならない。
- e) SIFの取締役会は、機能が委託された自然人または法人が、当該機能を遂行する適格性と能力を有する者でなければならないこと、また、慎重に選任されることを定めることができる。
- f) SIFの取締役会が、委託された活動を常に効率的に監督することができる方策が存在しなければならない。

g) 当該権限付与は、S I Fの取締役会が、機能が委託された自然人または法人に常に指示を付与し、投資家の利益に適う場合には直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。

h) 投資運用の中核的機能に関する権限は、預託機関に付与してはならない。

i) S I Fの目論見書は、委託された機能を列挙しなければならない。

3.4.5 リスクの管理

A I Fに該当しないS I Fは、ポートフォリオのすべてのリスク概要における自己の投資ポジションおよび自己の持分に伴うリスクを適切な方法により発見、判定、管理および監視するために、適切なリスク管理システムを実施しなければならない。

3.4.6 利益相反

A I Fに該当しないS I Fは、更に、必要に応じて、S I FとS I Fの事業活動に寄与している者、またはS I Fに直接または間接に関係する者との間で発生する利益相反により投資家の利益が損なわれるリスクを最小限に抑える方法で構築および組織されなければならない。利益相反の可能性がある場合、S I Fは、投資家の利益の保護を確保する。S I Fは、利益相反のリスクを最小限に抑える適切な措置を実施しなければならない。

3.4.7 投資家に提供すべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、2007年法は、かかる書類の内容の最小限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の必須要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。

S I Fは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

S I Fは、ルクセンブルグ会社法が課す連結決算書を作成する義務を免除されている。

2018年1月1日以降、S I Fは、EU規則1286/2014に従い、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品の重要情報文書(P R I I P S K I D)を作成しなければならない。ただし、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品が通達2014/65/EUの別紙に定める専門投資家へのみ販売される場合(かかる制限は、募集書類において開示されるか、または自己申告の形でC S S Fに提出されなければならない。)、またはS I Fが2018年1月1日までにU C I T S - K I Iに類似する文書を発行することを選択した場合(この場合、S I Fは2019年1月31日までP R I I P S K I Dを発行する義務を免れる。)はこの限りでない。

3.5 S I Fの税制の特徴

以下は、ルクセンブルグの法律の特定の側面(すべてを網羅するものではない。)に関する理解に基づいている。

S I Fは、0.01%(2010年法に基づき存続する大部分のU C Iについては、0.05%)の年次税を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。2010年法と同様の方法により、2007年法は、年次税の免除を規定している。年次税が免除されるものは、以下のものである。

- a) 他のU C Iにおいて保有される受益証券/投資口により表される資産の価額。ただし、当該受益証券が、2007年法第68条、2010年法第174条またはリザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法第46条により規定される年次税をすでに課されていることを条件とする。
- b) 以下のタイプのS I Fおよび複数のコンパートメントを有するS I Fの個々のコンパートメント
 - (i) その唯一の目的が短期金融商品への集散的投資および信用機関への預金であり、
 - () そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ、
 - () 公認の格付機関から最高の格付を受けているもの。
- c) その証券またはパートナーシップ持分が、(i) 従業員のために一もしくは複数の雇用者の主導により創設された退職金運用機関または同様の投資ピークルおよび() 従業員に退職金を提供するために自らが保有する資金を投資する一もしくは複数の雇用者の会社のために留保されるS

IF。本項の規定は、これらの条件を満たす複数のコンパートメントを有するSIFの個々のコンパートメントおよびSIF内または複数のコンパートメントを有するSIFのあるコンパートメント内に設定された個々のクラスに準用される。

d) 主な目的が小規模金融マイクロファイナンス機関への投資であるSIFおよび複数のコンパートメントを有するSIFの個々のコンパートメント

SIFが受け取る所得および実現するキャピタル・ゲインに対し、税金は課されない。

4. リザーブド・オルタナティブ投資ファンド

リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法は、SIF法および2010年12月17日法を改正し、AIFの新たな形態であるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド（以下「RAIF」という。）を導入した。RAIFは、AIFMDの範囲内で、許可されたAIFMによって運用され、その受益証券は、情報に精通した投資家向けのものである。RAIFは、CSSFの事前の許可を必要とせず、またCSSFによる継続的で（直接的で）慎重な監督に服するものでもない。

RAIF制度の主な特徴の概要は、以下のとおりである。

- 法的構造の柔軟性：ルクセンブルグのすべての会社、パートナーシップおよび契約型法的形態を利用することができる。また、RAIFは、変動資本構造を選択することもできる。さらに、RAIFは、アンブレラ型ストラクチャーとして設立されることもできる（すなわち、複数のコンパートメントまたはサブ・ファンドを有することもできる。）。リスク分散要件は、SIFに適用されるものと一致している。ただし、RAIFが適格リスク資本投資対象のみに投資することを選択した場合は、リスク分散要件は適用されない。RAIFは、あらゆるファンド戦略を採用することができ、あらゆる資産クラスに投資することができ、また、一定の条件に基づき、自身の資産ポートフォリオを分散させる必要がない。
- 適格投資家：RAIFは、情報に精通した投資家向けである。かかる投資家カテゴリーには、機関投資家、プロの投資家および最低金額（125,000ユーロ）以上を投資する投資家または情報に精通した投資家としての資格を有する投資家が含まれる。
- RAIFは、CSSFの監督に服するものではない。SIFまたはSICARとは異なり、RAIFは、CSSFの事前の許可を必要とせず、また、CSSFの慎重な監督に服するものでもない。RAIFは、その設立から10日以内にルクセンブルグ商業および法人登記所において登記されなければならない。
- 許可されたAIFMが指定されなければならない。RAIFは、自動的にAIFの資格を有し、ルクセンブルグ、他のEU加盟国または場合に応じて、第三国（ただし、第三国のマネージャーがAIFMDの運用パスポートを入手することができることを条件とする。）において設立された許可されたAIFMを指定しなければならない。
- 税制：RAIFは、年率0.01%の年次税（taxe d'abonnement）（様々な免除がある。）が課されるか、またはSICARに適用される税制に服するものとする（すなわち、適格リスク資本収益および利益を除き、完全に課税対象となる。）。AIF運用業務に関するVAT免除も適用される。
- 転換：既存のSIF、SICARおよび規制対象外のAIFは、投資家およびCSSF（該当する場合）の該当する承認を得ることを条件として、RAIFのために選択を行うことができる。

第4【その他】

（１）目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

使用開始日を記載することがある。

次の事項を記載することがある。

・「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

管理会社の名称その他ロゴ・マーク等を記載することがある。

図案を採用することがある。

（２）投資リスクとして、次の事項を記載することがある。

・「ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。」との趣旨を示す記載

・「投資信託は預貯金と異なります。」との趣旨を示す記載

・「ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。」との趣旨を示す記載

・「投資信託は元本保証のない金融商品です。」との趣旨を示す記載

（３）交付目論見書に最新の運用実績を記載することがある。

外国投資信託受益証券の様式

ファンド証券の券面に記載される主な項目は次のとおりである。

1．表面

a．ファンドの名称

b．表象される口数

c．署名（管理会社および保管受託銀行）

d．管理会社の登記事務所の住所、登録番号、公開株式会社（Société Anonyme）である旨の表示

e．約款のメモリアルへの掲載に関する情報

2．裏面

記載なし。

監査報告書

U B S（Lux）エクイティ・ファンドの受益者各位

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、U B S（Lux）エクイティ・ファンド（以下「ファンド」という。）および各サブ・ファンドの2019年11月30日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下により構成される。

- ・2019年11月30日現在のファンドの連結純資産計算書および各サブ・ファンドの純資産計算書
- ・2019年11月30日現在の投資有価証券およびその他の資産明細表
- ・同日に終了した年度のファンドの連結運用計算書および各サブ・ファンドの運用計算書
- ・同日に終了した年度のファンドの純資産変動計算書および各サブ・ファンドの純資産変動計算書
- ・重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査業務に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）および金融監督委員会（以下「C S S F」という。）がルクセンブルグについて採用した国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびC S S Fがルクセンブルグについて採用したI S A sの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認企業監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件と共にC S S Fがルクセンブルグについて採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（「I E S B A 規程」）に従ってファンドから独立した立場にある。我々はかかる倫理上の要件に基づき他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

管理会社の取締役会は、年次報告書に記載される情報で構成されるその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドおよび各サブ・ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、管理会社の取締役会がファンドの清算またはサブ・ファンドの閉鎖もしくは運用の中止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

統治責任者は、ファンドの財務報告プロセスの監督に責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびC S S Fがルクセンブルグについて採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

2016年7月23日法およびC S S Fがルクセンブルグについて採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。

また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに管理会社の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・管理会社の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドもしくはいずれかのサブ・ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドもしくはいずれかのサブ・ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

プライスウォーターハウスクーパース
・ ソシエテ・コーペラティブ
代表して署名

ルクセンブルグ 2020年3月17日

アラン・メヒリンク

本年次報告書のドイツ語版のみが監査人による監査を受けている。したがって、監査報告書はドイツ語版の報告書に言及しており、その他の言語版は、管理会社の取締役会の責任の下で行われた誠実な翻訳によるものである。ドイツ語版と翻訳版の間に齟齬が生じた場合、ドイツ語版を正文とする。

Audit report

To the Unitholders of
UBS (Lux) Equity Fund

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of UBS (Lux) Equity Fund (the “Fund”) and of each of its subfunds as at 30 November 2019, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund’s financial statements comprise:

- the combined statement of net assets for the Fund and the statement of net assets for each of the subfunds as at 30 November 2019;
- the schedule of investments and other net assets as at 30 November 2019;
- the combined statement of operations for the Fund and the statement of operations for each of the subfunds for the year then ended;
- the statement of changes in net assets for the Fund and the statements of changes in net assets for each of the subfunds for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants’ Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's and each of its subfunds' ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or close any of its subfunds or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so. Those charged with governance are responsible for overseeing the Fund's financial reporting process.

Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial accounts.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;

- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or any of its subfunds' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund or any of its subfunds to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, 17 March 2020

Alain Maechling

Only the German version of the present annual report has been audited by the Auditor. Consequently, the Audit Report refers to the German version of the report; other versions result from a conscientious translation made under the responsibility of the Board of Directors of the Management Company. In case of differences between the German version and the translation, the German version shall be the authentic text.

Prüfungsvermerk

An die Anteilinhaber des

UBS (Lux) Equity Fund

Unser Prüfungsurteil

Nach unserer Beurteilung vermittelt der beigefügte Abschluss in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen betreffend die Aufstellung und Darstellung des Abschlusses ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage des UBS (Lux) Equity Fund und seiner jeweiligen Teilfonds (der «Fonds») zum 30. November 2019 sowie der Ertragslage und den Entwicklung des Fondsvermögens für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr.

Was wir geprüft haben

Der Abschluss des Fonds besteht aus:

- der kombinierten Nettovermögensaufstellung des Fonds und der Nettovermögensaufstellung der Teilfonds zum 30. November 2019;
- der Aufstellung der Wertpapierbestände und anderer Nettovermögenswerte der Teilfonds zum 30. November 2019;
- der kombinierten Ertrags- und Aufwandsrechnung des Fonds und der Ertrags- und Aufwandsrechnung der Teilfonds für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr;
- den Veränderungen des Nettovermögens der Teilfonds für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr; und
- dem Anhang, einschließlich der Zusammenfassung bedeutsamer Rechnungslegungsmethoden.

Grundlage für das Prüfungsurteil

Wir führten unsere Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz vom 23. Juli 2016 über die Prüfungstätigkeit (Gesetz vom 23. Juli 2016) und nach den für Luxemburg von der «Commission de Surveillance du Secteur Financier» (CSSF) angenommenen internationalen Prüfungsstandards (ISAs) durch. Unsere Verantwortung gemäß dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und den für Luxemburg von der CSSF angenommenen ISAs wird im Abschnitt «Verantwortung des, Réviseur d'entreprises agréé für die Abschlussprüfung» weitergehend beschrieben.

Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.

Wir sind unabhängig von dem Fonds in Übereinstimmung mit dem für Luxemburg von der CSSF angenommenen «International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants» (IESBA Code) sowie den beruflichen Verhaltensanforderungen, die wir im Rahmen der Abschlussprüfung einzuhalten haben und haben alle sonstigen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Verhaltensanforderungen erfüllt.

Sonstige Informationen

Der Verwaltungsrat der Verwaltungsgesellschaft ist verantwortlich für die sonstigen Informationen. Die sonstigen Informationen beinhalten die Informationen, die im Jahresbericht enthalten sind, jedoch beinhalten sie nicht den Abschluss oder unseren Prüfungsvermerk zu diesem Abschluss.

Unser Prüfungsurteil zum Abschluss deckt nicht die sonstigen Informationen ab und wir geben keinerlei Sicherheit jedweder Art auf diese Informationen.

Im Zusammenhang mit der Prüfung des Abschlusses besteht unsere Verantwortung darin, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu beurteilen, ob eine wesentliche Unstimmigkeit zwischen diesen und dem Abschluss oder mit den bei der Abschlussprüfung gewonnenen Erkenntnissen besteht oder auch ansonsten die sonstigen Informationen wesentlich falsch dargestellt erscheinen. Sollten wir auf Basis der von uns durchgeführten Arbeiten schlussfolgern, dass sonstige Informationen wesentliche falsche Darstellungen enthalten, sind wir verpflichtet, diesen Sachverhalt zu berichten. Wir haben diesbezüglich nichts zu berichten.

Verantwortung des Verwaltungsrates der Verwaltungsgesellschaft für den Abschluss

Der Verwaltungsrat der Verwaltungsgesellschaft ist verantwortlich für die Aufstellung und sachgerechte Gesamtdarstellung des Abschlusses in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen zur Aufstellung und Darstellung des Abschlusses und für die internen Kontrollen, die er als notwendig erachtet, um die Aufstellung des Abschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen - beabsichtigten oder unbeabsichtigten - falschen Darstellungen ist.

Bei der Aufstellung des Abschlusses ist der Verwaltungsrat der Verwaltungsgesellschaft verantwortlich für die Beurteilung der Fähigkeit des Fonds und seiner Teilfonds zur Fortführung der Tätigkeit und, sofern einschlägig, Angaben zu Sachverhalten zu machen, die im Zusammenhang mit der Fortführung der Tätigkeit stehen, und die Annahme der Unternehmensfortführung als Rechnungslegungsgrundsatz zu nutzen, sofern nicht der Verwaltungsrat der Verwaltungsgesellschaft beabsichtigt, den Fonds zu liquidieren, oder einen/mehrere seiner Teilfonds zu schließen, die Geschäftstätigkeit einzustellen oder keine andere realistische Alternative mehr hat, als so zu handeln.

Verantwortung des «Réviseur d'entreprises agréé» für die Abschlussprüfung

Die Zielsetzung unserer Prüfung ist es, eine hinreichende Sicherheit zu erlangen, ob der Abschluss als Ganzes frei von wesentlichen - beabsichtigten oder unbeabsichtigten - falschen Darstellungen ist, und darüber einen Prüfungsvermerk, der unser Prüfungsurteil enthält, zu erteilen. Hinreichende Sicherheit entspricht einem hohen Grad an Sicherheit, ist aber keine Garantie dafür, dass eine Prüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und nach den für Luxemburg von der CSSF angenommenen ISAs stets eine wesentliche falsche Darstellung, falls vorhanden, aufdeckt. Unzutreffende Angaben können entweder aus Unrichtigkeiten oder aus Verstößen resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise davon ausgegangen werden kann, dass diese individuell oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Abschlusses getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Im Rahmen einer Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und nach den für Luxemburg von der CSSF angenommenen ISAs üben wir unser pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus:

- identifizieren und beurteilen wir das Risiko von wesentlichen falschen Darstellungen im Abschluss aus Unrichtigkeiten oder Verstößen, planen und führen Prüfungshandlungen durch als Antwort auf diese Risiken und erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und angemessen sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen. Das Risiko, dass wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist bei Verstößen höher als bei Unrichtigkeiten, da Verstöße betrügerisches Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Angaben bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können;
- gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Abschlussprüfung relevanten internen Kontrollsystem, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit des internen Kontrollsystems des Fonds abzugeben;
- beurteilen wir die Angemessenheit der durch den Verwaltungsrat der Verwaltungsgesellschaft angewandten Bilanzierungsmethoden, der rechnungslegungsrelevanten Schätzungen und den entsprechenden Anhangsangaben;
- schlussfolgern wir über die Angemessenheit der Anwendung des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Tätigkeit durch den Verwaltungsrat der Verwaltungsgesellschaft sowie auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit des Fonds oder einer seiner Teilfonds zur Fortführung der Tätigkeit aufwerfen könnten. Sollten wir schlussfolgern, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Prüfungsvermerk auf die dazugehörigen Anhangsangaben zum Abschluss hinzuweisen oder, falls die Angaben unangemessen sind, das Prüfungsurteil zu modifizieren. Diese Schlussfolgerungen basieren auf der Grundlage der bis zum Datum des Prüfungsvermerks erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass der Fonds oder seiner Teilfonds seine Tätigkeit nicht mehr fortführen kann;
- beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Abschlusses einschließlich der Anhangsangaben und beurteilen, ob dieser die zugrundeliegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse sachgerecht darstellt.

Wir kommunizieren mit den für die Überwachung Verantwortlichen, unter anderem den geplanten Prüfungsumfang und Zeitraum sowie wesentliche Prüfungsfeststellungen einschliesslich wesentlicher Schwächen im internen Kontrollsystem, die wir im Rahmen der Prüfung identifizieren.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Vertreten durch

Luxemburg, 17. März 2020

Alain Maechling

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイの株主各位
ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、
J . F . ケネディ通り33A番

財務書類の監査に関する報告

意見

我々は、2019年12月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針を含む財務書類に対する注記で構成される、UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「当社」といいます。）の財務書類を監査しました。

我々は、添付の財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、当社の2019年12月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の運用成績を、真実かつ公正に表示しているものと認めます。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの（金融監督委員会）（以下「C S S F」といいます。）が採用した監査人に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」といいます。）および国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行いました。2016年7月23日法およびI S A sの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する承認された法定監査人の責任」の項において詳述されています。我々はまた、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのC S S Fが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「I E S B A 規程」といいます。）に従って当社から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしています。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断しています。

その他の情報

取締役会は、運用報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する承認された法定監査人の報告書は含まれません。）に関して責任を負います。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しません。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、または重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することです。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はこの事実を報告する義務があります。この点に関し、我々に報告すべき事項はありません。

財務書類に対する取締役会および統治責任者の責任

取締役会は、財務書類の作成および表記に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠した財務書類の作成および公正な表記、ならびに不正または誤謬による重大な虚偽記載がない財務書類の作成を可能にするために必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負います。

本財務書類の作成において、取締役会は、当社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、取締役会が当社の清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負います。

財務書類の監査に関する「承認された法定監査人」の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む承認された法定監査人の報告書を発行することです。合理的な保証は高度な水準の保証ではありますが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではありません。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合です。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っています。また、以下も実行します。

- ・ 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得ます。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高いです。
- ・ 当社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得ます。
- ・ 使用される会計方針の適切性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価します。
- ・ 取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、当社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下します。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、承認された法定監査人の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務があります。我々の結論は、承認された法定監査人の報告書の日付までに入手した監査証拠に基づきます。しかし、将来の事象または状況が、当社が継続企業として存続しなくなる原因となることがあります。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、公正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価します。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告します。

その他の法律および規則の要求に関する報告

運用報告書は、本財務書類と一致しており、適用される規制の要求に準拠して作成されています。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認の監査法人

ルクセンブルグ、2020年3月25日

ベルナール・レースト

Independent auditor's report

To the Shareholders of
UBS fund Management (Luxembourg) S.A.
33A avenue J.F. Kennedy
L-1855 Luxembourg

Report on the audit of the financial statements

Opinion

We have audited the financial statements of UBS fund Management (Luxembourg) S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at 31 December 2019, and the profit and loss account for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2019, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs are further described in the "responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the management report but does not include the financial statements and our report of the "réviseur d'entreprises agréé" thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors and those charged with governance for the financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the "réviseur d'entreprises agréé" that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.

- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report is consistent with the financial statements and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

Ernst & Young
Société anonyme
Cabinet de révision agréé

Bernard Lhoest

Luxembourg, 25 March 2020

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

監査報告書

U B S（Lux）エクイティ・ファンドの受益者各位

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、U B S（Lux）エクイティ・ファンドおよび各サブ・ファンド（以下「ファンド」という。）の2018年11月30日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下により構成される。

- ・2018年11月30日現在のファンドの連結純資産計算書および各サブ・ファンドの純資産計算書
- ・2018年11月30日現在の投資有価証券およびその他の純資産明細表
- ・同日に終了した年度のファンドの連結運用計算書および各サブ・ファンドの運用計算書
- ・同日に終了した年度の各サブ・ファンドの純資産変動計算書
- ・重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査業務に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）および金融監督委員会（以下「C S S F」という。）がルクセンブルグについて採用した国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびC S S Fがルクセンブルグについて採用したI S A sの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認企業監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件と共にC S S Fがルクセンブルグについて採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（「I E S B A 規程」）に従ってファンドから独立した立場にある。我々はかかる倫理上の要件に基づき他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

管理会社の取締役会は、年次報告書に記載される情報で構成されるその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する管理会社の取締役会および統治責任者の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、管理会社の取締役会がファンドの清算もしくは運用の中止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

統治責任者は、ファンドの財務報告プロセスの監督に責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびC S S Fがルクセンブルグについて採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

2016年7月23日法およびC S S Fがルクセンブルグについて採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。

また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに管理会社の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・管理会社の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

プライスウォーターハウスクーパース
・ ソシエテ・コーペラティブ
代表して署名

ルクセンブルグ 2019年3月28日

アラン・メヒリンク

本年次報告書のドイツ語版のみが監査人による監査を受けている。したがって、監査報告書はドイツ語版の報告書に言及しており、その他の言語版は、管理会社の取締役会の責任の下で行われた誠実な翻訳によるものである。ドイツ語版と翻訳版の間に齟齬が生じた場合、ドイツ語版を正文とする。

Audit report

To the Unitholders of
UBS (Lux) Equity Fund

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of UBS (Lux) Equity Fund and of each of its sub-funds (the “Fund”) as at 30 November 2018, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund’s financial statements comprise:

- the consolidated statement of net assets for the Fund and the statement of net assets for each of the sub-funds as at 30 November 2018;
- the statement of investments in securities and other net assets as at 30 November 2018;
- the consolidated statement of operations for the Fund and the statement of operations for each of the sub-funds for the year then ended;
- the statement of changes in net assets for each of the sub-funds for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants’ Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company and those charged with governance for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Fund's financial reporting process.

Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;

- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, 28 March 2019

Alain Maechling

Only the German version of the present annual report has been audited by the Auditor. Consequently, the Audit Report refers to the German version of the report; other versions result from a conscientious translation made under the responsibility of the Board of Directors of the Management Company. In case of differences between the German version and the translation, the German version shall be the authentic text.

Prüfungsvermerk

An die Anteilinhaber des

UBS (Lux) Equity Fund

Unser Prüfungsurteil

Nach unserer Beurteilung vermittelt der beigefügte Abschluss in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen betreffend die Aufstellung und Darstellung des Abschlusses ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage des UBS (Lux) Equity Fund und seiner jeweiligen Teilfonds (der «Fonds») zum 30. November 2018 sowie der Ertragslage und den Veränderungen des Nettovermögens für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr.

Was wir geprüft haben

Der Abschluss des Fonds besteht aus:

- der Nettovermögensaufstellung zum 30. November 2018;
- der Aufstellung der Wertpapierbestände und anderer Nettovermögenswerte zum 30. November 2018;
- der Ertrags- und Aufwandsrechnung für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr;
- den Veränderungen des Nettovermögens für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr; und
- einer Zusammenfassung bedeutsamer Rechnungslegungsmethoden und anderen erläuternden Informationen (Anhang).

Grundlage für das Prüfungsurteil

Wir führten unsere Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz vom 23. Juli 2016 über die Prüfungstätigkeit (Gesetz vom 23. Juli 2016) und nach den für Luxemburg von der «Commission de Surveillance du Secteur Financier» (CSSF) angenommenen internationalen Prüfungsstandards (ISAs) durch. Unsere Verantwortung gemäss dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und den für Luxemburg von der CSSF angenommenen ISAs wird im Abschnitt «Verantwortung des «Réviseur d'entreprises agréé» für die Abschlussprüfung» weitergehend beschrieben.

Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.

Wir sind unabhängig von dem Fonds in Übereinstimmung mit dem für Luxemburg von der CSSF angenommenen «International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants» (IESBA Code) sowie den beruflichen Verhaltensanforderungen, die wir im Rahmen der Abschlussprüfung einzuhalten haben und haben alle sonstigen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Verhaltensanforderungen erfüllt.

Sonstige Informationen

Der Verwaltungsrat der Verwaltungsgesellschaft ist verantwortlich für die sonstigen Informationen. Die sonstigen Informationen beinhalten die Informationen, die im Jahresbericht enthalten sind, jedoch beinhalten sie nicht den Abschluss oder unseren Prüfungsvermerk zu diesem Abschluss.

Unser Prüfungsurteil zum Abschluss deckt nicht die sonstigen Informationen ab und wir geben keinerlei Sicherheit jedweder Art auf diese Informationen.

Im Zusammenhang mit der Prüfung des Abschlusses besteht unsere Verantwortung darin, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu beurteilen, ob eine wesentliche Unstimmigkeit zwischen diesen und dem Abschluss oder mit den bei der Abschlussprüfung gewonnenen Erkenntnissen besteht oder auch ansonsten die sonstigen Informationen wesentlich falsch dargestellt erscheinen. Sollten wir auf Basis der von uns durchgeführten Arbeiten schlussfolgern, dass sonstige Informationen wesentliche falsche Darstellungen enthalten, sind wir verpflichtet, diesen Sachverhalt zu berichten. Wir haben diesbezüglich nichts zu berichten.

Verantwortung des Verwaltungsrates der Verwaltungsgesellschaft und der für die Überwachung Verantwortlichen für den Abschluss

Der Verwaltungsrat der Verwaltungsgesellschaft ist verantwortlich für die Aufstellung und sachgerechte Gesamtdarstellung des Abschlusses in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen zur Aufstellung des Abschlusses und für die internen Kontrollen, die er als notwendig erachtet, um die Aufstellung des Abschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen unzutreffenden Angaben ist, unabhängig davon, ob diese aus Unrichtigkeiten oder Verstößen resultieren.

Bei der Aufstellung des Abschlusses ist der Verwaltungsrat der Verwaltungsgesellschaft verantwortlich für die Beurteilung der Fähigkeit des Fonds zur Fortführung der Tätigkeit und, sofern einschlägig, Angaben zu Sachverhalten zu machen, die im Zusammenhang mit der Fortführung der Tätigkeit stehen, und die Annahme der Unternehmensfortführung als Rechnungslegungsgrundsatz zu nutzen, sofern nicht der Verwaltungsrat der Verwaltungsgesellschaft beabsichtigt, den Fonds zu liquidieren, die Geschäftstätigkeit einzustellen oder keine andere realistische Alternative mehr hat, als so zu handeln.

Die für die Überwachung Verantwortlichen sind zuständig für die Beaufsichtigung des Abschlusserstellungsprozesses.

Verantwortung des «Réviseur d'entreprises agréé» für die Abschlussprüfung

Die Zielsetzung unserer Prüfung ist es, eine hinreichende Sicherheit zu erlangen, ob der Abschluss als Ganzes frei von wesentlichen unzutreffenden Angaben, entweder aus Unrichtigkeiten oder aus Verstößen ist, und darüber einen Prüfungsvermerk, der unser Prüfungsurteil enthält, zu erteilen. Hinreichende Sicherheit entspricht einem hohen Grad an Sicherheit, ist aber keine Garantie dafür, dass eine Prüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und nach den für Luxemburg von der CSSF angenommenen ISAs stets eine wesentliche unzutreffende Angabe, falls vorhanden, aufdeckt. Unzutreffende Angaben können entweder aus Unrichtigkeiten oder aus Verstößen resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise davon ausgegangen werden kann, dass diese individuell oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Abschlusses getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen könnten.

Im Rahmen einer Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und nach den für Luxemburg von der CSSF angenommenen ISAs üben wir unser pflichtgemässes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus:

- identifizieren und beurteilen wir das Risiko von wesentlichen unzutreffenden Angaben im Abschluss aus Unrichtigkeiten oder Verstößen, planen und führen Prüfungshandlungen durch als Antwort auf diese Risiken und erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und angemessen sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen. Das Risiko, dass wesentliche falsche Angaben nicht aufgedeckt werden, ist bei Verstößen höher als bei Unrichtigkeiten, da Verstöße betrügerisches Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Angaben bzw. das Ausserkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können;
- gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Abschlussprüfung relevanten internen Kontrollsystem, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit des internen Kontrollsystems des Fonds abzugeben;
- beurteilen wir die Angemessenheit der durch den Verwaltungsrat der Verwaltungsgesellschaft angewandten Bilanzierungsmethoden, der rechnungslegungsrelevanten Schätzungen und den entsprechenden Anhangsangaben;
- schlussfolgern wir über die Angemessenheit der Anwendung des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Tätigkeit durch den Verwaltungsrat der Verwaltungsgesellschaft sowie auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit des Fonds zur Fortführung der Tätigkeit aufwerfen könnten. Sollten wir schlussfolgern, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Prüfungsvermerk auf die dazugehörigen Anhangsangaben zum Abschluss hinzuweisen oder, falls die Angaben unangemessen sind, das Prüfungsurteil zu modifizieren. Diese Schlussfolgerungen basieren auf der Grundlage der bis zum Datum des Prüfungsvermerks erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass der Fonds seine Tätigkeit nicht mehr fortführen kann;
- beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Abschlusses einschliesslich der Anhangsangaben und beurteilen, ob dieser die zugrundeliegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse sachgerecht darstellt.

Wir kommunizieren mit den für die Überwachung Verantwortlichen, unter anderem den geplanten Prüfungsumfang und Zeitraum sowie wesentliche Prüfungsfeststellungen einschliesslich wesentlicher Schwächen im internen Kontrollsystem, die wir im Rahmen der Prüfung identifizieren.

Luxemburg, den 28. März 2019

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative

Vertreten durch

Alain Maechling

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。